る、通夜尋ね佗びたるけしきは、堅固の道心者も心弱くぞ覺えける、無慙やな、誰これにとは敎へけん、何とて是まで來りけん、出でゝ物語をもせばや、見えて心をも慰めばやと思ひけれども、主の見るも恥かしく、云ひつる言も驗なく、さては佛道成りなんやと思ひ切る、人を出して、是にはさる事候はず、人違へにておはするか　瀧口とは誰人ぞと、事の外に云ひければ、横笛しひて申す樣、げに入道の聲のし給ひつる者をや、樣をこそ替へ給はんからに、心さへ强面なり給ひけるうらめしさよ、させる妨げに成るまじ、我故に貌をやつし給へると承れば、今一度墨染の姿をも見奉り、又便りあらば自らも苦缺に裁替へて、花を求め香を燒き、共に後生を助からんと思ひてこそ、遙々尋ね參りたれ、其まで誠に叶はずば、只出で給ひて今一度見え給へと云ひければ、入道千度百度出でばやと思へども、云ひつる事も恥かしく、出でゝ由なき事もやと思ひつゝ、遂に隱れて逢はざりけり、比は十月中の六日の事なれば、嵐に伴ふ曉の鐘、今夜も明けぬと打響き、月に輝く紅葉葉も、幾重軒端に積るらん、落つる涙に時雨つゝ、横笛袖をぞ絞りける、適ありと聞得つゝ、聲をたよりに尋ぬれば、主の僧は、はしたなくなしと答へて出さねば、憂身の程もあらはれて、今は人を恨むに及ばず、さすが明行く空なれば、人のためつゝましと思ひつゝ、山ふかみ思ひ入りぬる柴の戸の眞の道に我をみちびけと讀棄てゝ、此世の見參は叶はず共、朽せぬ契りにて後の世には必ずと、さらば暇申して入道殿とて、女そこより歸りにけり、時頼入道も、心强くは出でねども、惡くからぬ中なれば、庵室の隙より後姿を見送りて、忍びて袖をぞ絞りける、横笛は泣く〳〵都へ歸りけるが、つく〴〵物を案じつゝ、如何なる瀧口は、かなしき中を思切り、かく心づよく世を背くぞ、如何なる我なれば、鮑の貝の風情して難面くながらへて、よしなき物を思ふべきぞと思ひければ、桂川の水上大井川の早瀨、御幸の橋の本に行き、被きたりける朽葉色の衣をば柳の朶にぬぎ懸け、思ふ事共書付けて、同じ枝に結置き、歳十七と申すに河のみくづと成りにけり、法輪近き所にて入道此事を聞き、河端に赴き、水練を語ひて淵に入り、女の死骸を潛上げ火葬して骨をば拾ひ、頸に懸け、山々寺々修行して、此彼にぞ納めける、いかにも都近ければこそ、斯る憂事をも見聞けとて、高野山に登りつゝ、奥の院に卒都婆を立てゝ女の骨を埋みつゝ、我身は寶幢院の梨坊にぞ住しける、

異本には、蓮華谷小松大臣の建立と云云、

目巻

法輪寺附中將瀧口を相見る並高野山の事

抑も法輪寺は道昌僧都の建立、勝驗無雙の靈地なり、彼の少僧都法眼和尚位道昌は、讃岐國香川郡の人、弘法大師の御弟子なり、俗姓は秦氏、秦始皇六代の孫融通王の苗裔なり、淳和帝御宇天長五年に、弘法大師に就て灌頂の壇に登りて、眞言の大法を傳受せり(三十歳)、其後虛空藏求聞持の法を修せんとて、勝地を尋ね求めけるに、大師敎へて云く葛井寺(今法輪寺)に於て之を修すべし、彼の山靈瑞至りて多く、勝驗相應の地なりと、仍て同六年に此寺に參籠して、一百箇日求聞持の法を修し給ふ、五月の比、皓月西山に隱れ明星東天に出づる時、明星を拜み奉り、閼伽の水を汲むの處に、光炎頓かに輝きて、宛も電光の如し、怪んで是を見れば、明星天子來影し、虛空藏菩薩袖に現ず、畫くに非ず造るに非ず、縫物の如く鑄物の如し、數日を經と雖も其體滅せず、尊相嚴然として、異香芬馥せり、是れ則ち生身の御體として奇特の靈像なり、誰か歸敬の誠を致さゞらん、爰に道昌、虛空藏の形像を造り、其木像の御身に件の影像を納め奉り、神護寺に於て、弘法大師是を供養し奉る、彼の像の前にして不斷の行法を修しけるに、利生誠に新なり、眞觀十六年に山腹を引き幽谷を埋み、佛閣を建てゝ、件の靈像を安置し、葛井寺を改めて法輪寺と名く、鎭守は、本地虛空藏、法童法護大菩薩と號す、阿彌陀堂と申すは當山最初の舊寺の跡なり、天平年中にこれを建立して葛井寺と云ひけり、天慶年中に、空也上人參籠の時、貴賤上下を勸進して舊寺を修造して、常行堂とするとかや、詠月遊興の輩は、明神忽ちに巨益を與ふ、往詣參籠の人は本尊必ず願望を滿て給ふ、月窓を照すの夜は煩惱の雲正に晴れ、嵐松を吹くの時は妄想の夢必ず覺む、斯る目出たき寺なれば、瀧口も閉籠りて、行ひ澄して居たりけり、妹背の情に引かれつゝ尋ね行きける横笛も、菩薩の善巧方便にて、善知識とぞ覺えける、

異說に云く、比は二月半の事なれば、梅津の里の春風は餘所まで匂ふ垣根哉、桂の里の月影は朧に照す折なれや、龜山やすそより出づる大井川、殊更心細くして、久方のそこ共知らず尋ね行き、此の坊彼の坊尋ぬれど、上人が行末は知らざりけりと、又異說には、横笛は、法輪より歸りて髮

をおろし、雙林寺に有りけるに、入道の許より、

しらま弓そるを恨と思ふなよ眞の道にいれる我身ぞ

と云ひたりければ、女返事に

白眞弓そるを恨と思ひしにまことの道に入るぞ嬉しき

其後横笛尼天野に行きて、入道が袈裟衣すゝぐ共いへり異說まち〳〵なり、いづれも哀れにとそ、

瀧口入道は、法輪寺を出で高野に籠り、五六年にぞなりける、然るべき人々は瀧口入道と云ひけるを、一家の者共は高野の上人とぞ云ひける、時賴入道は幼少より小松殿に候ひけるが、出仕の時は繪書き花付けたる狩衣に立烏帽子、私の行には直垂に折烏帽子、衣文を立て鬢を撫で、さしも花やかなりし有樣に、今は黑き衣に同じ色の袈裟に窶れにけりと哀れなり、三十にたらぬ若入道の、いつしか老僧の姿に成果てゝ剃りたる髮はさかり過ぎて生延び、麻の衣の香の煙にしみかをり、思入りたる道心者、羨しくぞ見え給ひける、入道は三位中將を見奉つて、夢か現かとあきれ迷ひたるさまなり、泣く涙に咽せて物もえ申さず、三位中將も袖を絞りて、宣ふ事もなし、入道良久しくありて申しけるは、屋島に御渡りと承り侍りしかば、世の中の今は昔に替り行く有樣、御一門の人々思召さるらん御心の中も、推量り候へば、罷り下りて憂世の有樣をも承り、又歎き申し入らばやと、折節毎に思ひ出し侍りつれ共、愁ひに出家入道して、斯樣に引籠りて、身は松の煙にふすぼり、形は藤の衣に窶して、御前に參り、御目に懸るべき有樣にもあらねば、中々にと身に憚りて罷過ぎ侍りき、如何にして、是までは傳ひ御座しけるやらん、更にうつゝ共覺え候はず、故殿常の仰せには、賢人は榮花に誇らず、草庵に卜居すと仰せし物を、只今思ひ合せられ候ぞやと申して、墨染の袖を顏にあてゝ泣きけり、中將宣ひけるは、都にて何にも成るべかりしに、人なみ〳〵に西國へ落下りたりつれ共、肝心も身にそはず、留置きし者共も理に過ぎて戀しく覺束なければ、何事に付ても、世の中あおきなければ、思ひほれて年月を經る程に、是をば角とも知り給はで、大臣殿も、池大納言の樣に二心ある者とおぼして、打解け給はねば、いとゞ心も止らで、あくがれ出でゝこれまで來れり、いかにもして故郷に傳ひ、替らぬ貌を今一度見えばやと思ひつれ共、本三位中將の、生きながら捕はれて、父の骸に血をあやす事もうたてければ、是にて髮を下して、水の底にも入りなんと思ふなり、但し熊野へ詣でんとの志ありと、宣ひも敢へず泣き給へば、上人、誠に夢幻の世の中は兎ても角ても有りなん、永き世の闇こそ苦しかるべけれ、目出たくも思召し立ちける御事なりと申す、夜明けにければ、

三位中將は入道を先達として、先づ本寺より始めて院々堂々に巡禮あり、彼の高野山は、帝城を去つて二百里、鄕里を離れて人聲なし、晴嵐梢を鳴らして、夕日の影も閑かなり、金剛八葉の峰の上、祕密瑜珈の道場なり、一度參詣の輩は、永く三途の苦を離る、十三大會の聖衆には、肩を並べて阻なし、三十七尊の聖容は、心の中にぞ坐し給ふ、八の尾八の谷に、衆生本覺の心蓮華を像り、或は上り或は下る、行願證義の菩提心を顯はせり、金堂と申すは嵯峨天皇の御願なり、或は釋尊涅槃の像を寫せる道場もあり、在世の昔を慕ふかと哀なり、彌陀來迎の粧を畫る靈壇もあり、終焉の夕べを待つかと覺えたり、若しは說法衆生の庭、坐禪入定の窓もあり、若しは祕密修行の室、念佛三昧の砌もあり、顯教密教搔交へ、聖道淨土各なり、峨々として高き山、渺々として遠き峰、霖霧の底に花綻び、尾上の霜に鐘響く、嵐に紛ふ鈴の音、雲井に上る香の煙、取々にこそ貴けれ、夫より檜原杉原百八十町分過ぎて、奥院に參り給ふ、大師の御廟を拜み給へば、瓦に松生ひて垣に蘿はへり、庭に苔深うして軒にしのぶ茂りたり、是や此仁明天皇の御宇、承和二年三月二十一日の寅の一點に入定し給へる石室なるらんと、過ぎにし方を數へければ、三百餘歲も越えにけり、

觀賢弘法大師の影像を拜む
附 弘法入唐の事

延喜の聖主、御夢想の告ありとて、檜皮色の御裝束を進せ奉らる、勅使に般若寺の觀賢僧正に仰せたりければ、御弟子に石山の內供奉俊祐と相共に、奥院に詣でつゝ、御帳を押開きて宣命を傳へ奉る、御裝束を進せ替へんとし給ひしに、雲霧忽ちに立隔つる心地して、大師の御體を拜み奉らず、觀賢涙を流しつゝ、我れ一生の間、未だ禁戒を犯さず、何の罪ありてかは見え給はざるとて、五體を地に投げて發露啼泣し給へば、速かに雲晴れて日の出づるが如くに大師の御體顯はし御座しけり、觀賢又隨喜の涙に、香染の衣の袖を絞りつゝ、御肩の廻まで、黑々と生延びさせ給ひける御髮を剃り奉り、御裝束を進せ替へさせ給ひつゝ內供奉に、此有樣をば拜み奉る哉と問ひ給ひければ、俊祐霞に籠りたる心地して、見奉らずと答へければ、僧正自ら供奉が手を取りて大師の御膝に引宛てゝ、是こそ御膝よと宣へば、俊祐三度まで撫進せけり、其御移香失せずして石山の聖敎に移り、何の箱とかやに殘り留つて、今の世までも有りとかや、目出たく貴き事共なり、其後僧正御廟の

御戸を立て歸り給はんとし給ふに、大師、帝への御返事に、

我昔遇薩埵、親悉傳印明、發無比誓願、陪邊地異域、晝夜愍萬民、住普賢悲願、肉身證三昧、待慈氏下生。(文)

とぞ仰せける、

其後後朱雀院御宇、長暦三年(己卯)三月の比、當山に貴僧在りて、觀賢僧正の例を尋ねて、御形を拜み奉らんと云ふ願を發して、宣旨を申し、御廟御前にて祈誓を致し、御帳を開きたりけるに、御體隱なく拜まれさせ給ふ、御髮の生延びさせ給ひたりければ、彼の僧正の如く之を剃り奉りけるに、御膚を見んとて、剃刀を以て御頭を少し切りたりければ、血のさとあえさせ給ひたりけるに、目くれて雲霧に向へる心地して、則ち急ぎ出でにけり、其時内より帳を打付けられて、其後は開かられずとぞ承る、昔は宣旨と申しぬれば、佛神もこれを背き給はざりけり、末世になればにや、當世は、云甲斐なき人民に至るまで、勅命を輕んずるこそ悲しけれ、彼の迦葉尊者の雞足洞に入り、弘法大師の高野の石室に籠り給ひしより以來五十六億七千萬歳の春秋を隔てゝ、慈尊三會の曉を待ち給ふこそ遙かなれ、三位中將は、御廟の前に良久しく念誦して、又もと思ふ參詣も心に任せぬ我身なり、遠うして又遙かなり、維盛進んでは釋迦の出世にあはず、退きては慈氏の下生期し難し、恨むらくは其中間に留つて、空しく三途に歸らん事を、今暮雲のこゝろ繫ぎ難し、既に朝露の命消えなんとす、願はくは安執を廟松の風に拂つて、永く煩惱を法水の波に洗ひ、三界の火宅を出でゝ、無苦の寶刹に生れんとぞ拜み奉られける、さても維盛が身は、雪山の鳥の、今日死を知らずと啼くらん樣に、今日か明日かと思ふ者をと宣ひて、左右の袖を顏にあて、さめ〴〵と泣き給へば、阿淨も重景も、共に袂を絞りけり、其後時賴入道が庵室に歸り、持佛堂にさし入りて拜廻し給へば、本尊かたくに安置し奉り、閼伽をしなじな備奉れる有樣、淨名居士の方丈に、三萬二千の床を立てて三世十方の諸佛を崇め奉りたりけんも斯やと覺えて、最貴し、行儀の作法を見給ふにも、昔は世俗奉公の袖を搔きをさめしに、至極甚深の床の上には心地の玉を瑩くらんと覺えたり、後夜晨朝の鐘の聲には　生死の睡を覺すらんと聞えけり、尾上の嵐はげしくて、檐のしのぶに露亂れ、雲井の月さやけくて　苔むす庭も靜かなり、晉七賢の籠りけん竹林寺の庵の中、漢の四皓の住ひけん商山洞の窓の前、かくやと思ひ知られたり、遁れぬべくば、斯くてこそ、あらまほしくはおぼしけれ、其夜は來方向末の物語して、互に泣くより外の事なし、夜も既に明けにければ、三位中將、時賴入道に仰せけるは、故郷に留置きし少き者共のさしもわりなかりしをも、其母が强ちに慕ふをも、今一度見もし、見えばやとこそ思ひて、屋島をば忍出でしかども、そも今は叶はず、さらば出家して熊野へ參らばやと思ふなりと語り給へば、入道涙ぐみて、此世は夢幻の所憂き事も悲しき事も始めて驚き思召すべきに非ず、都に留め置かせ給ふ公達北方の御事、尤も思召し切らせ給ふべし、分段輪廻の境に生れたる者、誰れか死滅の恨をまぬかれたる、妄想如幻の家に會ふ輩、終に別離の悲みあり、彼の沙羅林の春の空を尋ぬれば、萬德の花萎みて、一化の緣永く盡きぬ、歡喜園の秋の風を聞けば、五衰の露消えて巨億の樂み早く空し、況や下界泡沫の質に於てをや、不定短命の州に於てをや　之に依て老いたるも去り若きも去りて、大小の前後定なし、貴きも逝き賤しきも逝きて、上下の昇沈知り難し、三界二十五有の栖、何者か此苦を脫れん、五蟲千八百の類、爭でか其愁を離るべき、厭べきは憂世なり、悲むべきは此身なり君御一門の餘執に引かれて西海の旅に赴き給へる上は、敵の爲に捕はれ御座すか、水底に沈み給ふべきか、大師入定の靈地なり、兩部結界の道場なり、此峰にして忽ちに俗服脫ぎ法衣を着し御座さん事、即身に安養の淨刹に詣し給へりと思召し作すべし、如何にと申すに、日本一州佛法流布の所廣く、大師先德弘法利生の人多し、就中此寺は是眞言上乘弘通の砌、祕密教興隆の境なり、高祖大師は大權化現なり、讃岐國多度郡の人、俗姓は佐伯氏、母の夢に天竺より聖人來つて我懷に入ると見て妊みて生る子なり、生產の後、四天大王、蓋を取りて隨從し給へり、石淵の勤操僧正に師とし事へて、初めには虛空藏求聞持の法を學し、終に二十の歳出家して沙彌の十戒を受け、名を敎海と云ふ、其後改めて如空と稱す、具足戒の時、又改めて空海と號す、延暦二十三年(甲申)五月に、遣唐使正三位藤原朝臣賀能が舟に乘りて入唐して、青龍寺惠果和尙に謁する日、和尙笑を含みて云く、我兼て汝が來る事を知れり、相待つこと日久し、今始めて相見る、大に好し大に好し、汝はこれ凡從に非ず、第三地の菩薩なり、內に大乘の心を具し、外に小國の僧を示す、密敎の器たり、悉く授與すべしとて、五部灌頂の誓水を灑ぎ、三密持念の印明を授けて、兩部の曼荼羅、金剛乘敎二百餘卷　三藏付法の道具等與へ畢つて云く、我此土の緣盡きたり、久しく住する能はず、汝速かに本國に歸りて、天下に流布せよと、空海和尙行年卅四、平城天皇御宇大同二年(丁亥)八月に、歸朝の船を泛ぶる日、發願祈誓して

曰く、諸學の敎法祕密撰所、感應の地あらば、此三鈷到點ぜよとて、日本に向つて抛上げ給ふに、遙かに雲中に飛入つて、東を差して去にけり、和尙行年四十三、嵯峨天皇弘仁七年(丙申)高野山に登り給ふ、道にあやしき老人あり、和尙に語つて云く、我は是丹生明神、此山の山神なり、恒に業垢を厭ひ、久しく得道を願ふ、今方に菩薩到來し給へり、妾が幸ひなりと云ひて、山の中心に登り御宿所を示して、芟り掃ふ所に、海上にして抛ぐる處の三鈷光を放ちて爰に在り、祕法興隆の地と云ふ事明かなり、之に依て和尙、慈尊三會の曉に至る迄、密藏の炬を挑げんために、一十六丈の多寶の塔婆を建立して、過去七佛の所持の寶劔を安置し給へり、事の奇特也、法の効驗なり、女人影を隔てゝ、五障の雲永くをさまり、僧俗心を硏きて、三明の月高く晴れたり、誠に穢土にして淨土を兼ね、凡夫にして佛陀に融す、有り難き聖跡なり、賢くぞ女房公達を留め置き給ひける、引具し給ひたりせば、爭か此の靈場へも御參り有るべき、御心强かりける御事は、然るべき御得脫の期に至り御座す、永離三惡の峰に登り、生佛不二の覺を開き給ふべきにこそと、細々と申しければ、

維盛出家の事

三位中將涙を流し、打頷許給ひて、誠に都を出でし日より、敵の爲に亡されて骸を山野の道の邊りに曝して、名を西海の波の底に沈むべしとこそ思ひしに、かゝるべしとは懸けても思ひ寄らざりき、是も善業の催す處と云ひながら、如何にも故郷の少き者共の事のみ思ひ出でつれ共、其事思ひ棄てゝ參詣せし程に、粉河にて法然上人に對面して念佛往生の法門を聽聞し、大乘無作の大戒を授けられ、剩さへ上乘瑜伽の靈峰に登り、大師草創の佛閣を拜み、堂々巡禮して六道輪廻の業を滅すらんと存ずる上、斯樣に目出たく貴き事ども承れば、昔しは家門主從の禮儀たりしか共、今は菩提の大善知識とこそ思召せ、さらば急ぎ出家をと宣ふを見奉るに、潮風に黑み盡せぬ御襟に、痩衰へ給ひて、其人とも見えず成り給ひたれ共、猶人には勝れて、紛ふべくもなし、らうたくうつくしくぞ御座しける、如何なる讎敵なりとも、哀れと思ひぬべし、御戒の師には、東禪院に、理覺坊の心蓮上人と申す僧を請じ奉る、時賴入道、出家の御具足取調へたりけるに、三位中將は、與三兵衞、石童丸二人を近く召して宣ひけるは、我身こそ懸る道狹き者と成りて、樣を替ふるとも、己等はいかなる形勢をすとも、なじかはながらへざるべき、如何にもならん樣を見終なば、都へ上り、身々をも助け、少き者共の便りともなるべしと宣へば、二人共にはら〳〵と泣きて、暫しは物も申さず、良有りて與三兵衞申しけるは、重景が父與三左衞門尉景康は、平治の合戰の時故殿の御伴に候ひけるが、二條堀川にて左馬頭義朝が郎等鎌田兵衞正淸に組んで、惡源太義平に討たれけり、其時は重景二歲にて候ひけり、母には七歲にて後れぬ、堅固の孤子に成り果てゝ、哀れいとほしと申す親しき者もなかりけるを、景康は我命に代りし者なり、其子なれば殊に不便の者也とて、御前より生立御座しまして、九と申しゝ年、君の御元服の次でに、忝くも軈て髻を取り上げられ進せて、盛の字をば御代に付け奉るとて、君つかせ給ひぬ、重の字をば松王に給ぶとて、重景とは付けさせ給ひけり、童名を松王とは呼ばれけるも二歲の時母が抱いて參りければ、此家をば小松と云へば付るなりとて松王とは召されけり、君の御元服の年より、取分けて御方に仕へて、今年は十七年に罷りなる、表裏ともなく召具せられしかば、遊び戯れ進せ一日片時立離れ進せず、小松殿隱れさせ給ひし時は、此世の事つゆ思召し棄てさせ給ひて、一言をも仰置かせ給はざりしか共、御いとほしみあれかしの御志にて、さしも多き侍の中に、重景よく〳〵少將に奉公して、御心に違ふなと計りこそ、最後の御詞にて候ひしか、されば君神にも佛にもならせ給ひなん後は、いかなる樂み榮え侍るとも、世に有るべしとこそ存じ候はね、東方朔西王母が一萬歲の命皆昔語に名を傳へ、欲色二界の快樂の天、限りあれば衰沒の悲みありと承る、生死の友には會ひて別れやすく、輪廻の門には別れてあひ難し、同じくは菩提の種を植て、一つ蓮に座を並べ奉り候べしとて腰の刀を脫出し髻を切り、三位中將よりさきに時賴入道に剃せてけり、法名戒實と云ふ、石童丸も八歲よりつき奉り、跡懷より生立ちて、今年は十一年にぞ成りける、志深く御いとほしくし給ひければ、重景にもおとらず、思ひ奉りけり、多くの人の中に、屋島より打解け是まで召具せられ奉りて、眞の道に捨てられ奉るべきにあらずと申して、本結際より推切りて、同じく入道に剃せけり、法名戒圓と云ふ此等が先出ちて剃るを御覽じ給ふにも、御淚堰敢へ給はず、時賴入道は、本尊の御前に香を燒き花を供じ儲けたり、三位中將は、髻を左右に結分けて、四恩師僧を拜し給ふ、心蓮上人髮剃を取り、泣く〳〵御後に立寄りつゝ、流轉三界中、恩愛不能斷、棄恩入無爲、眞實報恩者と三返唱へて、剃り給ひけるにも北方に今一度かはらぬ貌を見えて、斯くもならば、思ふ事なからましとおぼすぞ、愛執煩惱罪深しと云ひながら、誠にと覺えていとほしき、御髮剃落し奉りければ御衣を召替へて、心蓮上人、大哉解脫服、無相福田

衣、被服如戒行、廣度諸衆生と唱へて、御袈裟を授け奉る、法名戒法房とぞ申しける、

或説に云く、父小松内府、出家して淨蓮と申しければ、我身をば心蓮といはんと仰せけりと云云、之を尋ねべし、

三位中將も與三兵衞も、同年にて二十七、石童丸は十八也、三人共に盛りをだにも過ぎ給はぬ人々の、かく剃り給ひつゝ居並みたるを見渡して、心蓮上人も時賴入道も、墨染の袖を絞りけり、中將入道、舍人武里を召して宣ひけるは、我兎も角も成りなば、都へは向ふべからず、後の形見に、今一度日比戀しかりつる事をも云ひ、又樣を替へ身の成果を書きやらばやとは思へ共、はや世になき者と聞くならば、思ひ歎きに堪へず、髮を落し貌を窶さんも不便なり、それは責てもいかゞせん、淵河に身をも沈めて、少き者共が便りなく、父には生て別れぬ、母には死して後れぬと小賢しく歎き悲まんもいとほしかるべし、終には隱れ有るまじけれ共、いつかしらせじと思ふなり、急ぎ迎へとらんと誘へ置きし事も空しく成りぬ、いかばかりかはつらく思ふらん、都に留りて歎き思ふらんよりも、旅の空にあくがれて、爲方なく悲しき心をば知らず、恨みん事もいと痛はしとて、御涙せきあへず只是より屋島に行きて、新三位中將、左中將達に有の儘を申せ、侍共いかに覺束なく思ふらん、誠に斯くとも知らせねば、誰々もさこそ恨み給ふらめ、抑も唐皮と云ふ鎧、小烏と云ふ太刀は、當家代々の重寶として、我まで嫡々に相傳れり、肥後守貞能が許に預置きけり、其をば取て三位中將に奉れ、もし不思議にて、世も立直らば、後には必ず六代に讓給へと申べしとて、さめ〳〵とぞ泣給ふ、

唐皮小烏拔丸の事

彼の唐皮と云ふは、凡夫の製にあらず、佛の作り給へる鎧なり、桓武天皇の御伯父に慶圓とて、眞言の奥義を極め給へる貴き上人御座しき、綸言を給ひて、紫宸殿の御前に壇を拵へ、胎藏界の不動の前に智印を結び、意を安平に准へて、彼の法を加持せらる、七日と云ふ未刻に、紫雲起りてうづまき下り、其中よりあら〳〵かに、壇上に落つる物あり雲消え壇晴れて是を見れば、一領の鎧あり、櫨の匂ひに白く黄なる兩蝶をすえ金物に打つて、絲縅には非ずして皮縅なり、裏を返して見るに、實のあひ〳〵に虎毛あり、圖り知りぬ、虎の皮にて縅したりと、故に其名をば唐皮とぞ申しける、帝御尋ありければ、慶圓申させ給ひけるは、是はこれ本朝の固めなり、是れ不動降伏の甲なり、彼の明王は、外に降魔の相を現ずと雖も、内に慈悲哀愍を具足せり、

火焔を身に現ずれば、女我の相を顯はす、女我の相とは、大日胎藏の身を現ずるなり、大日胎藏の身と云ふは、大歳の腹體を垣料也、彼の垣甲にしかず、されば不動に七領の鎧あり　兵頭、兵體、兵足、兵腹、兵背、兵指、兵面也、是れ五天、五國、五花、相承相對せり、人の五體を圍はん料なり、然者州中の守り甲冑に如ず、此鎧は七領が中の兵面と云ふ鎧なり、本朝の守りには何物か是に增るべき、人甲冑を著せん時は、專ら國の家壁と思ひて、我物の想ひをなさし、國を圍はん時は、偏に州頭の壁とのみ思はざれ、皇の御衣と思ふべきなりと奏聞せられけり、されば此鎧は、眞言祕敎の中より、不動明王の化現し給へる處なり、國家の守として、六代までは大内の御寶なりけり、其後武道に遣はして、將軍にもたすべき由、日記に留め給ひたりけるを、高望王の御孫、平將軍貞盛に下し預けられしより以來、維盛迄は、嫡々九代に傳はれり、今唐皮と云ふは是なり、

又小烏と云ふ太刀は、彼の唐皮出來て後、七日と申す未刻に、主上南殿に御座しまして、東天を御拜ありける折節に、八尺の靈烏飛來て大床に侍り、主上御笏を以て招召されけり、烏勅命に依て躍上り、御座の御緣に嘴を懸けて奏し申さく、我は是れ太神宮より、劔の使者に參れりと、羽刷ひして罷立ちけるが、其懷より一つの太刀を御前に落し留めけり、主上御自ら此劔を召されて、八尺の大靈烏の中より出でたる物なればとて、小烏とぞ名付け給ひける、唐皮と共に寶物に執し思召す、されば太刀も甲も、同じく佛神の御製作なり、本朝守護の兵具なり、依て代々は内裏に傳はりけるを、貞盛が世に下し預けて、此家に傳はりて、希代の重寶なり

又平家に拔丸と云ふ劔あり、池大納言賴盛卿にあり、中古伊勢國鈴鹿山の邊りに賤しく貧しき男あり、身の乏しき事を歎きて、常に精進潔齋して太神宮に詣でゝ、世にあらん事を祈り申し、年比日來、おこたる事なかりければ、神明其志を憐れんで、汝深山に遊獵して、獸を得て妻子を養へと示現し給ひければ、御託宣を憑み、鈴鹿の山を家として、夜晝獵して獸をとる、得たる時は妻子を養ひ、得ざる時は口を空しくす、是を以て一期活命の便と成すべし共覺えざりければ、我年來參詣の功に依て靈夢を感ず、神慮に任せ深山に遊獵すれ共、身を助くるはかりごと成るべし共覺えず、太神宮如何にと御計ひ有るやらんと、愚にも冥慮を恨み思ひ奉りける折節、三子塚と云ふ所にて奇しき太刀を求め得たり、此太刀儲けて後は、聊かも目に懸る禽

獸鳥類遁す事なし、然るべき寶なりけり、我聞く、漢朝の高祖は、三尺の劍を以て座ながら諸國の王を從へたり、日本の愚獵、一振の劍を求めて、帶きながら山中の獸を得たり、是れ天照太神の冥恩なりと思ひければ、晝夜に身を放さず、或夜鹿を待ちて、大なる木の下に宿す、太刀を大木に寄せ立てゝ其夜を明す、朝に此木を見れば、古木の如くして、枝葉皆枯れたり、獵師不思議にぞ思ひける、月比日頃も此木の下を栖とせしかども、さてこそ有りしに、夜部までは翠の梢盛りにこそ有りしに、今夜此太刀を寄懸けたる故にや、一夜が内に枯れぬること奇しけれ、是定めて神劍ならんとて、木枯とぞ名付けたる、其比刑部卿忠盛伊勢守にて御座しけるが、灰聞きて件の獵師を召し、此太刀を見給ふに、異國はそも知らず、我朝には有り難き劍なりとて、よに欲しく思はれければ、栗眞庄の年貢三千石に替へて取られけり、さてこそ獵師家富み、身ゆたかにして、彌太神宮の御利生とも思ひ知りけれ、忠盛都に歸り上り、六波羅の池殿の山庄にて晝寢して、前後も知らずおはしけるが、此木枯の太刀を枕に立て置きたり、大蛇池より出で、口を張り游ぎ近付、忠盛を呑まんとす、木枯鞘よりさと拔けて、かばと轉び倒るゝ音に驚きて、忠盛起直つて見給ふに、劍は拔けて鐔を蛇に向けたり、蛇は劍に恐れて、水底に沈みにけり、太刀かばと倒るゝは主を驚さんため、鞘より拔くるは主を守つて大蛇を切らんが爲なりけり、其よりして木枯の名を改めて拔丸とぞ呼ばれける、平治の合戰に、賴盛三河守にて、熊手に懸けられて討たるべかりけるにも、此太刀にて鎖金を打切つて遁れ給ひけり、斯る目出たき劔なれば、嫡々に傳はるべかりけるを、賴盛當腹にて相傳ありければ、清盛、賴盛、兄弟なれ共暫しは中惡しく御座しけりと聞えきなんと、細かに物語し給ひて、唐皮、小烏は重代の重寶、家門の守なり、世立直らば、必ず六代に傳へ給へと、よくゝ仰含めけり、

維盛入道熊野詣附熊野大峯の事

此より熊野參詣の志ありとて、修行者の樣に出立ち給ひければ、如何にも成り給はん樣を見奉らんとて、時賴入道も御伴申して參りけり、紀國三藤と云ふ所へ出で給ひ、藤代王子に參り給ふ、暫らく法施を奉り、所願成就と祈誓して、峠に上り給へば、眺望殊に勝れたり、霞籠めたる春の空、日數は雲井を隔つれど、妻子の事を思ひ出で、故郷の方を見渡して、涙のこりをぞかき給ふ、和歌浦玉津島の明神を伏拜み給ふにも、昔し遠明日香天皇の后衣通姫と申しゝが帝を戀ひ奉り、行幸のなれるを知らずして、

我せこがくべき宵也さゝがにのくもの振舞かねてしるしも

と詠じ給ひたりけるに、帝立聞き給ひて叡感の御情いとゞ深くぞおぼしける、彼を思ひ出づるにも故郷の人の悲しさに、絞りかねたる袂なり、衣通姫此所を目出たくおぼしければ、跡を垂れ給へり、吹上の濱、與田浦、日前、國懸の古木の森、沖の釣舟磯打つ浪、哀れは何れも取々なり、蕪坂を打下り、鹿瀨の山を越え過ぎて、高家王子を伏拜み、日數漸く經る程に、千里の濱も近付きけり、岩代の王子を通り給ふ、其邊にて狩裝束したる者七八騎ばかり會ひたりけり、敵の來り搦捕らんとするにやと肝心を迷はして、各腰の刀に手を懸けて、自害せんとしける程に、はらゝと馬より下り、深く平みて通りにけり、見知りたる者にこそ、誰ならんと淺猿くいぶせく思ひ給ひければ、いとゞ足ばやにぞ指し給ふ、當國の住人に湯淺權頭入道宗重が子息、湯淺兵衞尉宗光と云ふ者なり、郎等共も奇しげに思ひて、此道者は誰人にて御座しまし候ぞと問ひければ、宗光あれこそ平家の故小松大臣の御子に權亮三位中將殿よ、一門の人々に落連れて西國にとこそ聞き奉りしに、如何にして屋島より是まで傳ひ給ひけるやらん、小松殿の御時は常に奉公申して御恩をも蒙り、此殿をも見馴れ奉りたれば、近く參りて見參にもと思ひつれ共、道狹き御身と成りて憚り思召す御氣色あらはなりつれば、さて過ぎぬ、噫痛はしの御有樣や、替る代の習ひと云ひながら、心憂かりける事哉とて、馬を留めてはらゝと泣きければ、郎等共も皆袖をぞ絞りける、三位中將入道は、日數經れば岩田川に著き給ひて、一の瀨のこりをかき給ひ、我都に留置きし妻子の事、露思ひ忘るゝ隙なければ、さこそ罪深かるらめども、一度此河を渡る者、無始の罪業悉く滅すなれば、今は愛執煩惱の垢もすゝぎぬらんと、憑もしげに仰せられて、

岩田川誓の船にさをさして沈む我身も浮びぬる哉

と詠じ給ひても、父小松大臣の御熊野詣の悅びの道に、兄弟此河水にあみ戲れて上りたりしに、權現に祈り申す事あり、淨衣脫替ふべからず、御感應ありとて、是より重ねて奉幣ありし事思出で給ひても、脆きは落つる涙なり、其日は瀧尻に著き給ふ、王子の御前に通夜し給ひ、後世をぞ祈り申されける、彼の王子と申すは、本地は不空羂索、衆生利益の爲とて、跡を此砌に垂れ、當來慈尊の曉を待ち給ふこそ貴けれ、明けぬれば峻しき岩間を攀登り、下品下生の鳥居の銘御覽ずるこそ嬉しけれ、

十方佛土之中以西方爲望、
九品蓮臺之間雖下品可足、

と注し置きたる諷誦の文、憑もしくこそおぼしけれ、高原の峯吹嵐に身を任せ、三超の巖を越ゆるには、忉利の雲も遠からず、發心門に著き給ひ、上品上生の鳥居の額拜み給ひては流轉生死の家を出でゝ即悟無生の室に入るとぞ思召す、夫より本宮に著き給ひては、寂靜坊阿闍梨が庵室に入り給ふ、此坊は故小松内府の師なればなり、阿闍梨、中將入道を見奉り、夢の心地して哀れにもなつかしくも覺えければ、御前に參つて七旬の餘算を持ちて、再び御顏拜み奉る事の嬉さよ、故大臣の御參詣、只今の樣に覺えてこそとて、老の袂を絞りけり、

三位中將も今更昔に立ちかへる御心地して、父の大臣の御事、げに昨日今日の樣に思出でられ給ふにも、盡せぬ御襟に打副へて、阿闍梨が袖を絞るを見給ふにぞ、今一際の悲みも增りける、さても中將入道殿は、參社せんとて坊を出で給ひつゝ、此御山を見給ふに、大悲利物の霞は熊野山に聳き、和光同塵の垂迹は音無川に住み給ふ、常樂我淨の春風に妄想の氷解け、佛性眞如の月影に生死の闇も晴れぬらんと信心肝に銘じつゝ、證誠殿の御前に再拜念誦し給ひけり、常住の禪徒、客僧の山伏參り集りて懺法をぞ讀みける、一心敬禮の音澄めば、三世の諸佛、隨喜を垂れ、第二第三の禮毎に無始の罪障滅ぶらんと、最貴く思召しければ、賢くぞ思ひ立ちける、父の大臣の、命を召して後世を助け給へと申されける事思出でゝ、懸るべき事を兼てさとり給へけると覺えて哀れなり、此權現と申すは、佛生國の大王、善財太子と相共に、女の心を惡みて遙かに飛來つゝ此砌にぞ住み給ふ、斗藪の行者を牙み、修驗の人を憐む、大峯と申すは、金剛、胎藏、兩部曼荼羅の靈地なり、此山に入る人は、此社壇より出で立つ、役優婆塞は三十三度の修行者、龍樹菩薩に値ひ奉りて五智三密の法水を傳へ、伊駒嶽に昇つて二人の鬼を搦めて、末代行者の使者とせり、弘法、智證の兩大師、行者の跡を尋ねて大峰にぞ入り給ふ、山王院大師、熊野權現の在所を尋て、參詣し給ひしに、雲霞峰を隔て荆棘道を埋めて東西を失ふ、瀧尻に留り七日祈誓し給へば、八尺の靈鳥飛來て、木の枝を食ひ折りて其路を示せば、跡を趂めて上りつゝ、社壇に詣で給ひき、八尺の長頭巾、この表示とぞ聞ゆる、花山法皇の那智籠り、寛平法皇の御參詣、後白河院の卒都婆の銘、忝くぞ覺ゆる、善宰相は、淨藏貴所の祈禱により閻魔宮よりかへされ、通仁親王は、行尊僧正の加持に

より、冥途の旅より蘇息せり、皆是れ大峯修行の効驗、權現掲焉の利生なり、凡そ彼の山の爲體、三重の瀧に望めば、百丈の浪六根の垢を洗ひ、千草の嶽に上れば、四季の花一時に開けて盛りなり、ふきうの峯には寒嵐衣を徹し、古家の宿には時雨袖を濡す、彼の馳兒宿、龍のむなさき、大禪師、小禪師、屏風のそば道、釋迦嶽、負釣、行者歸、何れも得通の人に非ずんば、爭か爰を通らん　然るに權現、金剛童子の加護にて、恙なきこそ貴けれ、或は高山に登りて薪を採り、或は深谷に下りて水を汲む、大王の阿私仙に從ひて千歲の給仕に相似たり、太子の、檀特山に入りて六年の苦行に異らず、一見の新客は初僧祇の功德を得、三度の古衆は三祇劫の萬行を滿てたり、誠なる哉一陀羅尼の行者は、智者の頭を步むといへり、是皆垂迹權現の善巧方便の利益なり、證誠殿と申すは、本地は阿彌陀如來、誓願を饒王の往昔に發して大悲を釋迦の在世に弘め、正覺を十小劫に成じて、濟度を極十歲に留む、一念十念をも嫌はず、五逆十惡猶助け給へり、一座無爲の實體は遙かの西にましませど、隨緣化物の權迹は此砌にぞ住み給ふ、前に大河流れたり、水功德池の波を添へ、後に長山連なれり、風寶林樹の枝に通ふらし、本地の悲願を仰ぎて本願誤り給はず、必ず西方淨土に引導き給へと申し給ひける、中にも古里に留置きし妻子、安穩にと祈り給ふとぞ、憂世を遁れ實の道に入りても、妄執は猶盡きざりけりと悲しけれ、明けぬれは寂靜坊に暇を乞ふとて、和光同塵は區にましませ共、利益衆生は一つなり、兩度參詣の契を以て一佛淨土に必ずとて本宮を出で給ひ、備崎より舟に乘り、時々は苔路をさし、新宮に詣で給ふ、一夜通夜し給ひて、祈誓は本宮に同事、翌日は明日香神藏に暫らく念誦し給ひて、那智へぞ參り給ひける、佐野の濱路に著き給へば、北は綠の松原影滋く　南は海上遙かに際もなし、日數の移るに付ても、あた命の促るほど屠所の羊の足早く、心細くぞおぼしける、那智の御山は、噫貴と飛瀧權現御座します、本地は千手觀音の化現なり、三重百尺の瀧の水、修禪の峯より流出でゝ、衆生の塵垢を洗ひき、千手如意の本誓は、弘誓の船に棹さして沈淪の生類を渡し給ふも憑しや、法華讀誦の音聲は霞の底に幽かなり、如來の說法し給ひし靈山淨土に相似たり、觀音薩埵の靈像は、岩の上にぞ座し給ふ、大悲の生を利益する、補陀落山とも謂ひつべし、去にし寛和の比、花山法皇の行ひ給ひにける所とて、時賴入道敎へ奉りければ、瀧本へ下り給ひて其舊跡を拜すれば、今は御庵室も霧に朽ちて、其跡なし、庭上に若草繁くして、垣根に蔦まとへり、昔の遺を忍

べとや、千代の形見に引植ゑさせ給ひける老木の櫻計りこそ折知りがほに咲きにけれ、斯樣の事共御覽じけるに、彼れは明哲聖主の君、猶浮世をば厭ひ給ひけり、我は愚昧凡人の臣何にか執を留むべきと思召しけるにこそ、無始の罪障露消えぬ共おぼしけめ、偖も社頭に念誦し給ひたりけるに、社參の客僧の中に五十有餘とおぼしき山伏の、さめ〳〵と泣くあり、かたへの僧けしからず、何事にかく泣き給ふぞと問ひければ、此僧答へて曰く、餘りに哀れなる事有りて、そゞろに斯く泣かるるなり、各知り給はずや、只今御前に參り給へる道者をば誰とか見給ふ、あれこそ平家の嫡々、故小松大臣の一男、權亮三位中將維盛よ、一門に落具して屋島にと聞きしが、如何にして是までは傳ひ給ひたるやらん、出家し給ひたるにこそ、御髮の剃り樣近き程と見えたり、最哀れなる事哉　右の方に少し指出で居たるは、𤸷て父小松の大臣の侍に、三條齋藤左衞門大夫茂頼が子齋藤瀧口時頼よ、あれも建禮門院の雜司に横笛と云ふ女に心を移して通ひしを、父が勘當を得て、わりなく思ひし妻に別れ、親にもしられずして、十八と申しゝに偸かに出家して、高野に登つて行ひ澄して有りと聞きしが、先達して參りたるにこそ、善知識の料と覺たり、左の方に少し指退きて居たるは、平治の時惡源太に討たれし與三左衞門尉景康が子與三兵衞重景よ、其後なる小入道は、此殿の召仕ひし石童丸と見えたり、皆出家してけるや、斯る世中に是まで參り給へるは、後世の事を祈念して、水の底にも入りなんと思召すやらん、父の大臣も、此御前に參り給ひて後世の事を祈り給ふ　下向して程なく亡せ給ひにしかば、其事思出で給ふと覺ゆるぞ哀れなる、安元二年の春のころ、法皇、法住寺殿にて五十の御賀のありしに、時の鈴に付て、青海波の曲を舞ひ給ひしに、前には月卿玉の冠を研きて十二人、後には雲客花の袂を連ねて十五人、其中に父大臣は内大臣の左大將、叔父宗盛は中納言右大將、知盛は三位中將、重衡は藏人頭、中宮亮已下一門の月卿雲客、今日を晴ときらめきて、皆花やかなる貌にて、舞臺の垣代に立ち給ひたりし時は、さしも美しくこそおはせしか、中にも此時は、四位少將にて舞ひ給ひたりしかば、嵐に類ふ花の色、匂を招く舞の袖、天を照し地も耀く程に見えしかば、簾中簾外皆さゞめき立ちて櫻梅の少將とこそ申しゝか、哀れにうつくしく見え給ふ人かな今三四年が程に、大臣の大將は疑ひあらじものをと、諸人に謂はれ給ひしぞかし、されども龍樹菩薩の釋に曰く、世間如車輪、時變似輪轉(文)と、げに只今の有樣に引替へて、御座するを見れば、朝の紅顏夕べの白骨、理なりと思合せて泣かるゝなりと語りければ、皆人々柿の衣の袖をぞ絞りける、

中將入道入水の事

中將入道、三の山の參詣事ゆゑなく遂げられければ、濱宮の王子の御前より一葉の舟に棹さして、萬里の波にぞ浮び給ふ、遙かの沖に小島あり、金島とぞ申しける、彼の島に上りて松の木を削りつゝ、自ら名籍を書き給ひけり、

平家嫡々正統小松内大臣重盛公之子息權亮三位中將維盛入道、讃岐屋島戰場を出て、三所權現の順禮を遂、那智の浦にて入水し畢、

元暦元年三月二十八日生年二十七

と書き給ひ、奥に一首を遺されけり、

生れては終にしぬてふ事のみぞ定なき世に定ありける

其後又島より船に移乘り、遙かの沖に漕出で給ひぬ、思ひ切りたる道なれど、今を限りの浪の上、さこそ心細かりけめ、三月の末の事なれば、春も既に暮れぬ、海上遙かに霞籠め、浦路の山も幽かなり、沖の釣舟の波の底に浮沈むを見給ふにも、我身の上とぞ思はれける、歸雁の、雲井の餘所に一聲二聲、音信るゝを聞き給ひても、故郷へ言傳せまほしくおぼしけり、西に向ひ掌を合せ、念佛高く唱へつゝ心を澄し給へり、已に水に入り給ふかと見えけるが、念佛をとゞめて宣ひけるは、嗚呼今を限りとは爭でか都に知るべきなれば、風の便の言傳は、折節毎にあひまたんずらん、終に隱れあるまじければ、世になき者と聞きていか計りか歎悲まんずらん、思ひ連けらるぞや、縱水の底に沈むとも、などや今は限りの文一なからんと恨み人事もいとほしかるべし、されば後世の形見にもなれかしと思へば、最後の文をかゝばやと思ふなりとて、𤸷て書き給へり、さて都を出でゝ西國に落留りたらば、迎へ奉らんとこそ思ひ申しゝに、敵に攻められて此にも彼にも安堵せねば、そも叶はずとても遁るまじき身なり、年月を重ねて積る思ひも晴れがたければ、忍びつゝ、山傳ひして、今一度見もし見え奉りて、如何にもならんは力なしと思立ちて、屋島をばあくがれ出でたれ共、浦々島々に敵充滿ちたりと聞けば、平かに上付きて、人々を見奉らん事もかたし、甲斐なき者共に虜はれて　重衡卿のやうに恥をさらさん事も、身の爲人の爲、日比の思ひに打そへて由なく思ひ侍りつれば、道より思ひ返して高野に登り、髮を落し、戒を持つて、貴き所々拜廻り、熊野に參り後世を祈り、那智の海にて空しく成り侍りぬ、斯くと聞き給ひての御歎、かねて思ひ置き奉るこそ痛はしけれ、御身と云ひ少者と申し、後いかならんと　思ひ殘す事侍らず、心の中只推量り給ふべし、舟の中

より申せば筆の立所もさだかならず、朽せぬ契ならば、後世には必ずとて、奥に、

故郷にいかに松風恨むらん沈む我身の行へしらずば

とあそばして、武里にたびて後宣ひけるは、やゝ入道殿、哀れ人の身に、妻子は持つまじき者なりけり、此世にて物を思ふのみに非ず、後世菩提までの妨げと成る事の心憂さよ、親しき人にも知らせで屋島を出でしも、若しや都へ忍び着きて今一度相見る事もやと思ひ立たりしか共、其事叶ふべくもなし、本三位中將の、虜られて京都鎌倉恥をさらすだにも心憂きに、我れさへとられ搦められて、父の頭に血をあやさん事もうたてければ、思切りて髪を剃りし上は、今更安念あるべし共覺えざりしに、本宮證誠殿の御前にて終夜後世の事を祈り申しゝに少き者共の事思出でゝ、我身こそ斯く成りぬ共、故郷の妻子平安に守り給へと申されき、又未來の昇沈は最後の一念によると聞けば、一心に念佛申して九品の蓮臺に生れんと、今を最後の正念と思へば、又思出るぞや、誠や思ふ事を心中に殘すは、妄念とて罪深しと聞けば、懺悔するなりと語り給へば、時頼入道涙を押拭ひて、尊きも卑しきも、恩愛の道は繫げるくさりの如くとて、力及ばざる事に侍り、されば迷を捨て悟をとる、釋迦如來、菩提の道に入らんとて十九にして城を出で給ひしに、耶輸陀羅女に遺を惜みて、出でかね給ひけり、佛猶斯の如し、況や凡夫をや、尤も悲むべし、爭か痛しからさらん、中にも夫妻は、一夜の契を結ぶ、既に五百生の宿緣と申せば、此世一つの御事にあらず、斯く思召す、尤も理なれ共、生者必滅、會者定離は憂世の習ひなれば、縱ひ遲速こそありとも、後れ先立つ御別、終になくてや侍るべき、いつも同じ事と思召さるべし、但し第六天の魔王と云ふ外道は、欲界人天を我奴婢と領して、此中の衆生の、佛道を行じ生死を離るゝ事を惜み憤りて、樣々の方便を廻らし是を妨ぐる内、或は子と成りて菩提の大道を塞ぎ、或は妻と成りて愛執の牢獄を出でず、され共三世の諸佛者は、一切衆生を悉くに我御子の樣に思召して、淨土不退の地に勸入れんとし給ふに、妻子と云ふ者生死を繫ぐ紲なるが故に、佛の重く誡め給ふは即是也、御心弱く思召べからず、伊豫入道頼義は、東國の俘囚貞任宗任を亡さんとて、十二年の間人の首を切る事一萬五千人、山野の獸江河の鱗に至るまで、其命を斷つこと幾千萬と云ふ數を知らず、されども一念菩提心を發しゝに依て、往生する事を得たり、御先祖平將軍は、相馬小次郎將門を討つて、東八箇國を鎭め給ひしより以來、相續き朝家の御守にて、嫡々九代に成り給へば、君こそ今は日本

國の大將軍にて御座すべけれ共、故小松大臣世を早うせさせ給ひしかば、御身に積る御罪業あるべしとも覺えず、況や出家の功德は莫大なれば、先世の罪障悉くに亡び給ふらん、謹んで諸經の說を案ずるに、百千歲が間百羅漢を供養するも、一日出家の功德には及ばず、縱ひ人ありて、七寶の塔を立てん事、高さ三十三天に至るとも、一日出家の功德には猶及び難しといへり、又一子出家すれば、七世の父母皆得脫すとも明せり、七世猶此の如し、況や我身に於てをや、さしも罪深き伊豫入道、心强き故に往生を遂ぐ、させる罪業おはしまさざらんに、などか極樂へ參り給はざるべき、中にも彌陀如來は十惡五逆をも嫌はず、一念十念をも導き給はんと云ふ悲願御座します、彼の願力を憑まん人、疑やは有るべき、二十五の菩薩を引具し給ひて、伎樂歌謠し、只今極樂の東門を出來給ふべし、觀音蓮臺を捧げ、勢至掌を合せ迎へ給はんずれば今こそ滄海の底に、沈むと思召すとも、則ち紫雲の上にこそ昇り給はんずれ、成佛得脫して神通身に備り給ひなば、娑婆の故郷に還りて、戀しき人をも御覽じ、かなしき人をも導き給はん事、いと安かるべしと申しければ、中將入道、然るべき善知識にこそと嬉敷て、忽ちに安心を翻して正念に住し、又念佛高く唱へ給ひ、光明遍照十方世界、念佛衆生攝取不捨と誦し給ひつゝ、海にぞ入り給ひにける、與三兵衛入道、石童丸も、同じく續きて入りにけり、舍人武里是を見て、餘りの悲しさに海へいらんとしけるを、如何にうたてく御遺言をば違ふるぞ、下臈こそ口惜しけれとて、時頼入道いだき留めたりければ、船の中に伏しまろび、喚叫ぶこと斜ならず、悉達太子の十九にて檀特山に入り給ひし時　車匿舍人が棄てられて悶え焦れけんも、是には過ぎじとぞ見えし、時頼入道も流石哀れに悲しくて、墨染の袖絞り敢へず、若し浮びもぞ上り給ふとて暫し見けれ共、三人ながら深く沈みて見えざりけり、日も既に暮ければ、名殘は惜しく思へ共、空しき舟を漕ぎもどす、楫の雫、落つる涙、何れもわきて見えざりけり、磯近く成る儘に渚の方を見れば、海士共多く集りて、沖の方へ指をさし、何とやらん云ひければ、奇しく覺えて、船指寄せて問ふ、老人申しけるは、沖の方に例ならず音樂の聲しつれば、各奇しく聞侍りつる程に、又先々もなき紫色の雲一村、彼の程に出來て侍りつるが、程なく見えず成りぬ、既に八十に罷成りぬれ共、未だあれ樣の雲も見え侍らずと語りけり、さては此人々の往生の瑞相顯はれぬ、如來の來迎に預りて、紫金の臺に乘り給ひにけりと思ひければ、別離の涙、隨喜の袂とりゝなり、

或說に云く、三山の參詣を遂げられにければ、高野へ下向

ありけるが　さてしも遁はつべき身ならねばとて都へ上り、院御所へ參りて、身謀首にも侍らねば罪深かるべきにも非ず命をば助けらるべき由をぞ申し入れける、事の體不便に思召されて、關東へ仰せ遣されけり、頼朝御返事に、彼の卿を下し給ひて、體に隨つて申し入るべしと申したりければ、罷下るべき由法皇より仰せ下されける後は、飲食を斷ちたりけるが、二十一日と云ひけるに、關東へも下着せず、相摸國湯下の宿にて入滅ともいへり、禪中記に見えたり、

或說には、那智の客僧等是を憐みて、瀧の奥の山中に庵室を造りて、隱し置きたり、其所今は廣き曇となりて、彼の人の子孫繁昌しておはす、毎年に香を一荷、那智へ備ふる外は、別の公事なし、故に爰を香曇と云ふと、入海は僞事と云云、

時頼入道は高野へ上りにけり、武里は讃岐の屋島に下りにけり、御弟の新三位中將に逢ひ奉り、三位中將入道殿宣ひける事共、有の儘に語り申せば、噫心憂や、如何なる事なりともなどや資盛には知らせ給はざりける、さあらば御伴申して、同じ水底にも入りなまし物を、我憑み奉る程は思ひ給はざりけり、うらめしさよ、一所にて如何にもならんとこそ申しゝかとて涙を堰敢へず流しけるこそ無慙なれ、三位中將をば、池大納言の如くに、頼朝に心通はして京へ上りにけりと大臣殿も心得給ひて、資盛にも打解け給はざりつるに、さては身を投げ給ひける事の悲しさよ、云置き給ふ事はなしやと問ひ給へば、武里泣く〳〵申しけるは、京へは噫畏上るべからず、屋島へ參りて、有りつる事共委しく申せ、一所にて如何にもならんとこそ思ひ侍べりしか共、都に留置きし少き者共の、餘りに覺束なくて、有るそらもなかりしかば、若しや傳ひ上りて今一度見ると思ひて、あくがれ出でたりしか共、叶ふべき樣なければ、かく罷成りぬ、備中守も討たれぬ、維盛もかく成りぬれば、如何にも便りなく思召すらんと、心苦しくこそ侍れ、又唐皮、小烏までの事、細々と申したりけるを聞き給ひて、今は資盛とても叶ふべきに非ずと、宣ひも敢へず御涙を流し給ふ、故三位中將にゆゝしく似たれば、武里も、見奉りては共に袖をぞ絞りける、

彌卷

頼朝正四位下に叙す
附　崇德院遷宮の事

元暦元年三月二十八日の除目に、兵衞佐頼朝正四位下に叙す、尻付には、義仲を追討の賞とぞ有りける、從五位下なれば、已に五階の賞に預る、勳功の越階、其例あるに依てなり、

同四月十五日子の時に崇德院遷宮あり、春日が末、北河原の東なり、此所は大炊殿の跡、先年戰場なり、去りし正月の比より民部卿成範卿、式部權少輔範季兩人奉行として造營せられけるが、成範卿は故少納言入道信西が子息なり信西、保元の軍の時御方にて專ら事行はれ、新院を傾け奉りたる者の息男なり、造營の奉行、神慮はゞかり有りとて、成範を改められて權大納言兼雅卿奉行せられけり、法皇御宸筆の告文有り、參議式部大輔俊經卿ぞ草しける、權大納言兼雅卿、紀伊守範光勅使をつとむ、御廟の御正體には御鏡を用ひられけり、彼の御鏡は先日御遺物を兵衞佐局に御尋ねありけるに、取出でゝ奉りたりける八角の大鏡なり、元より金銅普賢の像を鑄付け奉りたりけり、今度平文の箱に納め奉られたり、又故宇治左大臣の願、同じく東の方にあり、權大納言拜殿に着して再拜、畢りて告文を披かれて、又再拜ありて、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣に下し給ふ、兼友祝申して、前庭にして之を燒きけり、玄長を以て別當とす（故敎長卿の子）、慶緣を以て權別當とす（故西行法師の子）、遷宮の有樣、事に於て嚴重なりき、

忠頼討たる附頼盛關東下向の事

同廿六日に、甲斐の一條次郎忠頼誅せられけり、酒禮を設けて謀りて、宮藤次資經、被官瀧口朝次等、是を抱きたりけり、忠頼爲ん方なくて亡びにけり、郎等あまた太刀を拔いて緣の上に走り昇り、打つて懸りけるを、搦め捕らんとしける程に、疵を蒙る者多かりけり、忽ち二三人は伏誅せられ、其外は皆虜られぬ、忠頼が父武田太郎信義を追討すべき由、頼朝の下知に依て、安田三郎義貞は甲斐國へ發向す、義貞が爲には信義は兄なり、忠頼は姪ながら聟なりけり、世に隨ふ習として、兄誅罰に下りにけるこそ無慙なれ、

同五月十五日、前大納言頼盛卿上洛し給へり、關東にて賞翫せられ給ひける事、心も詞も及びがたし、此人鎌倉へ下り給ひける事は、平家都を落ち給ひしに、共に打具して下り給ひし程に、兵衞佐兼ての狀を憑みて、道より返給へり、彼の狀には、遁れ難き命を宥して生けられ奉りし事、偏に池尼御前の芳恩に侍べり、其の御志生々に忘れ難し、頼朝世に經廻せば、御方に奉公仕りて、彼の御恩に報じ奉るべし、此條矯飾の作言に非ず、且は二所八幡の御知見を仰ぐと、

度々申上げられたりければ、深く其狀を憑みて落殘り給ひたれ共、頼朝こそかくは思ふとも、木曾冠者、十郎藏人、我に情を置くべきに非ず、如何成行かんずらん、波にも着かず磯にも着かぬ風情して、肝心を碎きて過ぎ給ひける程に、行家は木曾に恐れて、都の外に落ちぬ、義仲は九郎冠者に討たれければ、聊か安堵し給へるに、兵衞佐より重ねて狀を上せ給へり、上洛を企て參り申すべきの處に、其條當時難治に侍り、急ぎ御下向あらば、畏り存ずべし、且は故尼御前を見奉ると思ひ侍るべし、宗清左衞門尉、同じく召具せらるべしと申されたりけるに依て下向し給ひけり、彌平左衞門尉宗清と云は、もとは平家の一門也けり、當時侍振舞にて、池殿には相傳專一の者也、頼朝の命に任て召具すべき由仰せられけるに、宗清辭し申けり、大納言、如何にと問ひ給へば、君はかくて御渡あれ共、御一門の公達西海に漂ひて、安き御心なし、思ひ遣り奉るに心憂く覺えて、安堵の心侍らず、今度の御伴をば暇給て、追つて下向仕るべしと申すなり、大納言苦々しく恥思ひ給ひて、一門を引別れて落ち留る事、我身ながらもいみじとは存ぜねども、妻子もあれば世も捨て難くて、甲斐なき命も惜しければ、慙ひに留りき、此上は留るべきに非ず、下らんと思ふなり、大小事、汝にこそ仰合せられしか、落ち留りし事受けず思はゞ、其時などや所存を申さゞりけるぞと宣へば、宗清人の身に命に過ぎて惜しき物やは候べき、身あれば又世は捨てられぬ事なれば、御とまりを惡しとには非ず、兵衞佐も、命を生けられ進せてこそ、かゝる幸ひにも合ひ給へ、平治の時預り置き、情ある體にて相當りし事、又故尼御前の仰せにて、近江國篠原宿まで送奉りし事忘ぬと承れば、御伴申して下りたらば、定めて所領引出物なんど給はんずらん、其に付ても西海に御座します公達侍共の傳聞かん事恥しく侍れば、今度は暫く罷り留るべし、君は落ち留り御座します上は、御下向なからんも中々樣がましかるべし、兵衞佐尋ね申されば、所節勞る事ありと申したくこそ侍れとて、下らざりければ、聞く人、げにもと感じ申しけり、大納言鎌倉に下着し給ひければ、兵衞佐急ぎ見參し給ひけるに、先づ宗清左衞門尉は、御伴歟と尋ね申さる、勞る事ありて下向なしと宣ひければ、世にも本意なげにて、頼朝召人にて宗清がもとに預け置かれたりしに、事にふれて情深くあたり申しゝかば、忘れ難く戀しくも覺えて必ず召具せらるべき由兼て申し上せて侍れば、御伴には定めて下り候ふらんと、相存じて候へば、返すゞ遺恨に候ひき、平家都を落ちぬ、今更頼朝に面を合せん事よなど云ふ意趣も、殘り侍るにやとまで宣ひて、誠に本意なしと思へる氣色なり、宗清が料とて、所領の宛文まで成儲け、馬鞍絹染物等、樣々の引出物用意あり、其上大名三十人に仰せて、一人別の結構には、鞍置馬裸馬各一匹、長櫃一合、其中には宿物一領、小袖十領、直垂五具、絹十匹入るべし、此外分に過ぐべからずと下知せられければ、三十人面々に、我おとらじと、馬は六鈴沛艾を撰び、鞍は金銀を鏤めたりけれ共、下らざりければ、是も面々に本意なき事にぞ思ひ申しける、大納言殿をば、暫く鎌倉にも御座しまし候へかしと宣ひけれ共、京都にも覺束なく思ふらんとて、急ぎ上洛せられければ、大納言殿に成返し奉るべきの由申され、内奏しける上、本の知行庄園は一所も相違なし、其外所領八箇所の下文等書副へて奉る、鞍置馬二十匹、裸馬二十匹、長持二十合、中には衣、染物、砂金、鷲羽など入れられたり、其直十萬餘貫に及べりと云ふ、兵衞佐斯樣にもてなし給ひければ、大名小名、我も我もと引出物を奉る、宗清が料の用意も、皆此殿にぞ奉りける、されば上り給ひるには、馬も三百匹に餘りけり、命を生け給へるだにも有り難きに、剩さへ德付き所知得給へりと披露有りければ、人の口樣々なり、或は家の疵を顧みず、一門を引分けて、永く名望を失ひて、今に存命を全うする事然るべからずと謗る者もあり、又池の尼公、頼朝を宥め生けずば、頼盛爭か虎口を遁れて鳳城に還らん、積善の家には必ず餘慶ありと云ふ、誠なるかなと羨み歎る者もあり、其口何れも理なり、

義經關東下向附親能義廣を搦む竝除目の事

同六月一日、源九郎義經、身の暇を申さず、潛に關東へ下向す、梶原平三景時が爲に讒言せられて、誤なき事を謝せんとぞ聞えし、其間に土肥次郎實平、西國より飛脚を立つ、九國の輩大略平家に同意の間、官兵利を得ざるの由言上したりけれ共、義經平家追討の事を抛つて下向したりければ、人皆傾け申しけり、

同三日前齋院次官親能（前明經博士廣季が子、頼朝の臣專一の者なり）雙林寺にして前美濃守義廣を搦捕る間、兩方疵を蒙る者多し、木曾義仲に同意して、去ぬる正月合戰の後、跡を晦してなかりけるに、今在所をあなぐられて、遂に搦捕られけり、此義廣と云ふは、故六條判官爲義が末子なり、武を以ては夷賊を平げ、文を以ては政務を糺すとこそ云ふに、親能は明經博士なり、義廣は源家の勇士なり、今重代武勇の身と生れて、儒家の爲に虜られけるこそ口惜しけれと、

人皆脣をかへして爪を彈く、實と覺えたり、
同六日、前大納言頼盛卿、大納言に還任す、蒲冠者範頼參河守に任じ、源廣綱駿河守に任じ、源義延武藏守に任じけり、此等は内々頼朝朝臣吹擧申しけるとぞ聞えし、

三日平氏附維盛の舊室夫の別を歎く並平氏歎の事

同八日、去る晦日平氏備前國に攻來る、甲斐源氏に板垣冠者兼信(信義次男)美作國を出でゝ、備後國に行向うて、合戰しけり、平氏の船十六艘を討取る間、兩方命を失ふ者其の數を知らず、之に依て兼信、美作國司に任ずべき由言上しけり、
伊賀國山田郡の住人平田四郎貞繼法師と云ふ者あり、是は平家の侍肥後守貞能が弟なり、平家西國に落下つて安堵し給はずと聞えければ、日比の重恩を忘れず、多年の好みを思ひて、當家に志ある輩、伊賀伊勢兩國の勇士催し、平田城に衆會して謀叛を起し、近江國を打從へて、都へ攻入るべしと聞えければ、佐々木源三秀義驚き騷ぎけり、我身は老體なれば、東國西國の軍には子息共を指遣して下向せず、近き程に敵の籠りたるを聞きながら默止すべきに非ずとて、國中の兵を催し集めて伊賀國へ發向しければ、甲賀上下郡の輩馳集つて相從ひけり、秀義は法勝寺領大原庄に入る、平家は伊賀壬生野平田にあり、行程三里をば過ぎざりけり、源平互に、勝つに乘るべきか、敵の寄するを待つべき歟と評定しけり、平家の方に伊賀國の住人壬生野新源次能盛と云ふ者の計ひ申しけるは、當國は分限せばし、大勢亂れ入りなば、國の煩ひ人の歎なり、近江國へ打出でゝ鈴鹿山を後に當てゝ軍せんに、敵弱らば蒐けてんず、敵健らば山に引籠り、などか一戰せざるべきと云ひければ、然るべしとて、源次能盛、貞繼法師、三百餘騎の兵を引率して柘植郷、與野道芝打分けて、近江國甲賀郡上野村、樫窪、篠鼻、田堵野に陣を取つて、北に向つて控へたり、佐々木は、大原庄油日明神の列き下野に、南へむけて陣を取る、源平、小河を隔てゝ控へたり、兩陣、七八段には過ぎざりけり、互に名對面して、散々に射る、死ぬる者もあり、手負ふ者も多し、平家は思切りたりければ、命も惜しまず戰ふ、源氏の軍緩なりければ、源三秀義一陣に進んで、平氏は宿運既に盡きて西海に落ち給ひぬ、殘黨爭か源家を傾くべき、蒐れよ若黨、組めや者共と下知しける處に、壬生野の新源次能盛、十三束三伏をよ引き堅めて放つ矢に透間を射させて、馬より落つ、秀義が郎等、敵をもらさじと目に懸けて、暫し堅めて放つ矢に能盛馬より下へ射落さる、敵に頸を取れじと乘替の童、馬より飛下り、主の頸を搔落して壬生野の館に馳歸る、源氏の郎等共も、今日の大將軍源次能盛を誅して、五百餘騎轡を並べて、河をさと渡して、揉に揉みてぞ蒐けたりける、西國の住人等散々に蒐立てられて、自ら先立つ者は遁れけれ共、後陣は多く討たれにけり、今は返し合するに及ばずとて、鈴鹿山に引籠る、夫よりちりぐにこそ成りにけれ、平家重代の家人なり、相傳恩顧の好忘れ難くして思ひ立ちける志は哀なれ共、そも大氣なしとぞ覺えたる、三日平氏と笑ひけるは此事なり、
同十七日、平氏軍兵等舟に乘り、攝津國福原の故郷に襲ひ來る由、梶原平三景時備前國より飛脚を以て申上げたりければ、都のさわぎ斜ならず、
權亮三位中將入道の北方は、自らの言傳も絶果て、風の便の音信をも聞き給はで程ふれば、覺束なくぞ思召しける、月に一度などは必ず文をも待見給へ共、春も過ぎ夏も闌けぬ、いかにと成り給ひぬるやらんと思召しけるに、三位中將は屋島には御座さずと云ふ人ありと聞き給ひて、淺猿さの餘りに人を屋島へ奉りたりけれ共、それも急ぎ返り上らず、早秋にも成りにければ、いとゞ爲方なくぞおぼされける、七月七日御使返り上りたり、如何に御返事はと尋ね給へば、御使涙を流して、去りし三月十五日に屋島を出でさせ給ひて、高野へ參り給ひたりけるが、時頼入道の庵室にて御髮おろし、其より熊ゲ野へ傳給つゝ、三山拜ませ給ひて後、那智の沖にて御身を投させ給ければ、重景も石童丸も共に出家し侍りけるが、後世迄の御伴とて、同く水に入りぬと、熊野迄御伴申したりける舍人武里たしかに語り申し侍りしか、是を最後の御文言傳申し侍るとて、進せたれば、北方、取上げ披き給ふにも及ばず、さればこそ怪しかりつる者をとばかり宣ひて、倒れ臥し喚き叫び給ふ事、理にも過ぎ給へり、若君姫君も、聲々に悶え焦れ給へり、消えも入り給ひぬと見えければ、若君の乳母の女房泣く〳〵慰め申しけるは、今更驚き思召すべきに非ず、是れ皆かねて思召し儲けし御事なり、本三位中將殿の樣に、生きながら取られて御恥をさらし、又弓矢のさきにかゝり御命を失ひ給はゞ、同じ御別と申しながら、いかばかりかは悲しく侍るべきに、高野にて御髮おろし御戒持ちて、熊野へ參り御座して、故小松殿の御樣に後世の事をよく申させ給ひつゝ、臨終正念にて沈み入らせ給ひけり、願ひてもあらまほしき御事なれば、御心安くこそ思召すべけれ、痛敷御歎き候まじ、今は如何なる山の中、岩の迫にても、少き人々を生立て、御形見

にも御覽ぜんとこそ思召さめ、亡き人の御爲に心を盡し身を苦めさせ給ひても何の詮かは侍るべき、泣歎き御座す共、返り來り給ふべきに非ず、都を落ちて道狹き御身となり御座しまし〻上は、賢くも御計ひ候ひけりとこそ思召し候はめなど申しければ、女房、涙の隙より御文を披き見給ふに、

古郷にいかに松風恨むらん沈む我身の行くへしらずば

と讀み給ひては、其文を顏にあて曾に當て〻、忍びかね給へる有樣なり、樣をも窶し身をも投げ給ふべきまでに見え給ふぞ無慙なる、三位中將高野に上り出家し、那智の澳に沈みぬと聞えければ、兵衞佐宣ひけるは、あゝ賢かりし人の子にて、賢き計ひし給ひけり、但し隔なく打向ひ來りたりせば、命をば宥め申してまし、小松内府の事疎ならず、池尼御前の御使として、賴朝を流罪に申し宥められしは、偏に彼の人の芳恩たりき、爭か其恩を忘るべきなれば、其子息達疎に思はず、殊に入道出家し給ひけん上は、子細にや及ぶべき、高野に籠りて心靜に後世をば祈り給はで、いとほし〳〵とぞ宣ひける、

平家は屋島に返給ひて後、又東國より討手二十萬餘騎既に都に著きて、西國へ攻下る共聞ゆ、九國の輩尾形三郎を始めとして臼杵、戸槻、松浦黨等、二千餘艘にて四國へ渡るべし共聞ゆ、此を聞き彼を聞くにも、心を迷はし肝を碎く、一門の人々は一谷にて多く討たれ給ひぬ、憑み給へる侍共も又殘り少く討たれにき、今は力盡果て〻、只阿波民部大夫成良が、四國の輩を語ひたるばかりを、深く憑み給へるぞ危き、そも東西より攻むるには、おだしからん事有るまじと兼ておぼすぞ悲しき、女院、二位殿を始め奉りて女房達、さしつどひつゝ涙にのみぞ咽び給ふ、

七月二十五日には、平家去年の朝までは都に在りし者を、周章しく去年の今日花の栖を迷ひ出でゝ、草の枕に假寢して、明けぬれば磯打つ波に袖をぬらし、晩れては藻鹽の煙に肝を焦す、つながぬ月日と云ひながら、かくて程なく廻來にけりと思召すにも、最都の戀しさに各袂を絞りけり、

新帝御即位附義經使宣を蒙る並伊勢瀧野軍の事

同二十八日には、新帝太政官廳にて御即位あり、大極殿いまだ造られねば、是にして行はる、治暦四年七月に後三條院の御即位の例とぞ聞えし、神武天皇より以來八十二代、神璽寶劔なくして御即位の例、今度始とぞ申す、

八月六日、九郎義經、左衞門尉に成りて、即ち使の宣を蒙つて、九郎判官と申しけり、是は一谷合戰の勸賞とぞ聞えし、

同十一日、九郎判官義經は、和泉守平信兼が、伊勢國瀧野と云ふ所に城郭を構へて西海の平家に同意すと聞きて、軍兵を差遣して是を攻む、信兼に相從ふ郎等百餘人、城内に籠りて、皆甲冑を脱棄て〻大肩脱に成り、楯の面に進み出で〻散々に射ければ、義經が郎等多く討捕られけり、矢種盡きにければ、城に火を放ち、信兼已下自害して、炎の中に燒死にけり、誠に由々敷ぞ見えし、慧苡の讒を負ひ、遂に亡びけるこそ無慙なれ、

屋島の八月十五夜附範賴西海道下向の事

同十五日、屋島には、秋も既に半に成りにけりと哀なり、何しか稻葉の露も置增りつゝ、荻吹く風も身に入むに、海士の燃く藻の夕煙、尾上の鹿の曉の聲、哀を催す便なり、さらぬだに秋の空は物憂きに、宿定らぬ旅なれば、何事に付ても心傷しめずと云ふ事なし、此春より後は、越前三位の北方の樣に、波の底に身を沈むるまでこそなけれ共、女房達の、明けても暮れても臥沈み泣き給ふもいとほし、顧て故郷於萬里之雲外、忍舊儀於九重之月前、今夜は名を得たる月なれば、人々隈なき空を詠めけるに　左馬頭行盛かくぞ讀み給ひける、

君すめばこれも雲井の月なれど猶戀しきは都なりけり

と、是を聞ける人々、皆涙を流しけり、

九月二日、三河守範賴、平氏追討の爲に西海道に下向す、相從ふ輩には、足利藏人義兼、武田兵衞有義、板垣冠者兼信、齋院次官親能、佐々木三郎盛綱、北條四郎時政、土肥次郎實平父子、千葉介常胤、其孫境平次經秀、三浦介義澄、子息平六義村、土屋三郎宗遠、澁谷庄司重國、長野三郎重清、稻毛三郎重成、弟に榛谷四郎重朝、葛西三郎重清、宇都宮四郎武者所茂家、子息太郎朝重、小山小四郎朝政、同七郎朝光、中沼五郎宗正、比企藤内朝宗、同藤四郎能員、大多和次郎義成、安西三郎秋益、同小次郎秋景、工藤一郎祐經、同三郎秋茂、宇佐美三郎祐能、天野藤内遠景、大野太郎實秀、小栗十郎重成、伊佐小次郎友政、淺沼四郎弘綱、安田三郎能貞、大河戸太郎弘行、同三郎弘政、中條藤次家長、一法房昌寛、土佐房昌俊、小野寺禪師太郎通綱等を始めとして、其勢十萬餘騎、軍船千餘艘にて室泊に著く、され共十二月廿日の比迄は室高砂に逗留して、遊君に遊宴して、國には正稅官物を費し、所には人民百姓を煩はしけり、上下是を甘心せず、大名

も小名も、急ぎ四國に渡つて敵を攻められよかしと思ひけれ共、大將軍の下知による事なれば、力及ばず、

盛綱藤戸を渡す兒島合戰
附海佐介海を渡す事

同十八日に九郎判官義經從五位下に叙す、撿非違使元の如し、平家は、讃岐の屋島に有りながら山陽道を打靡かして、左馬頭行盛を大將軍として、飛驒守景家以下の侍を相具して、二千餘艘にて備前國兒島に著く、三河守範頼も、室泊に有りけるが、舟より上り、同國西河尻藤戸の渡に押寄せて陣を取る、源平海を隔てゝ控へたり、海上四五町には過ぎざりけり、

同廿五日に、平家海を隔てゝ扇をあげて源氏を招く、源氏是を見て、海を渡せと云にこそ、船なくして叶ふべきならねば、是も扇を以て招き合ふ、源平遙かに見渡して、其日も徒らに晩れにけり、爰に佐々木三郎盛綱夜に入りて案じけるは、渡すべき便のあればこそ平家も招くらめ、遠さは遠し、淵瀬は知ず、如何はせんと思ひけるが、其邊を走り廻りて、浦人を一人語ひ寄せて、白鞘卷を取らせて、や殿、向の島へ渡る瀬は無きか、教へ給へ、悦びは猶も申さんと云へば、浦人答へて云く、瀬は二つ候、月頭には東が瀬になり候、是をば大根渡と申す、月尻には西が瀬に成り候、是をば藤戸の渡と申す、當時は西こそ瀬にて候へ、東西の瀬の間は二町計り、其瀬の廣さは二段は侍らん、其内一所は深く候と云ひければ、佐々木重ねて、淺さ深さをば爭か知るべきと問へば、浦人、淺き所は浪の音高く侍ると申す、さらば和殿を深く憑むなり、盛綱を具して瀬踏して見せ給へと懇に語らひければ、彼の男裸になり、先に立ちて佐々木を具して渡りけり、膝に立つ所もあり、腰に立つ所もあり、脇に立つ所もあり、深き所と覺ゆるは鬢鬚をぬらす、誠に中二段計りぞ深かりける、向の島へは淺く候なりと申して、夫より返る、佐々木陸に上りて申しけるは、や殿、暗さは闇し、海の中にてはあり　明日先陣を懸けばやと思ふに、如何して只今のとほりをば知るべき、然るべくは和殿、人にあやめられぬ程に澪注を立てゝ得させよとて、又直垂を一具たびたりければ、浦人、斯る幸ひにあはずと悦びて、小竹を切集めて、水の面よりちと引入れて、立てゝ歸つてかくと申す、佐々木悦んで、明くるを遲しと待つ、平家是をば爭か知るべきなれば、二十六日の辰の刻に、平家の陣より又扇を擧げてぞ招きたる、佐々木三郎盛綱は、黄生絹の直垂に緋縅の甲、白星の冑、連錢葦毛の馬に金覆輪の鞍置きてぞ乘りたりける、家子に和比八郎、小林三郎、郎等に黑田源太を始めとして、十五騎轡をならべて海へさと打入りてぞ渡しける、三河守、馬にて海を渡す事やはある、佐々木制せよと宣ひければ、土肥、梶原、千葉、畠山承り繼ぎて、誤りし給ふな、返せ〳〵と聲々に制しけれ共、兼て瀬踏して澪注を立てたれば、耳にも聞入れず渡しけり、馬の烏頭、草脇、胸帶盡しに立つ所もあり、深き所をば手綱をくれ游がせて、淺くなれば物具の水はしらかし、弓取直し向ひの岸へさと上る、鐙蹈張り弓杖にすがりて名乘りけるは、今日海を渡し敵陣にすゝむ大將軍をば誰とか見る、宇多天皇の王子一品式部卿敦實親王より九代の孫、近江國の住人佐々木源三秀義が三男に三郎盛綱なり、平家の方に我と思はん者は、大將も侍も落合ひて組めや〳〵と喚きて蒐入り、散々に蒐く、源氏の兵是を見て、海は淺かりけり、佐々木討たすな　渡せ者共と、土肥、梶原、千葉、畠山、我先き〳〵と打入り〳〵、五千餘騎向の岸へさと上る、平家は、扇を以て度々に招きけれ共、流石海なれば爭か渡すべきと思ひ延びて有りけるに、かく押寄せ、関を造りければ、互に関を合せ、喚き叫びて戰ひけり、遠きをば弓にて射、近きをば熊手にかけて取り、或は射殺され切殺され、源平互に亂合ひて、隙をあらせず息を繼がず、討つもあり討たるゝもあり、取るもあり取らるゝも有りければ、少時と思ふ時の間に、兩方八百餘騎こそ亡にけれ、佐々木三郎の家子に上總國の住人和比八郎と　平家の侍讃岐國の住人加部源次と組合ひて馬より落つ、上になり下になり、弓手にころび馬手に轉び、からかひけるが、源次は遙かに力勝りにて、和比八郎を取つて押へて頸をかく、源平目をすましてぞ見たりける、八郎が從兄弟に小林二郎重隆と云ふ者、加部源次に落合ひて引組んで、是も上に成り下に成り轉びけるが、海の中へぞころび入りにける、郎等に黑田源太續きたりけれども、共に海へ入りたりければ、水の底へつゞくに及ばず、汀に立つて今やあがるくと待ちけれ共、此者共はなほ水底にて上になり下になり轉びければ、波の荒き所へ弓のほこを指入れて、彼此を搜りければ、敵の源次、弓の筈に取付きたり、引上げ見れば敵なり、主の小林も、源次が腰にいだき付て上りければ、敵の源次を頸を切り、主をば取上げ助けてけり、平家是を見て、今は叶はじとや思ひけん、舟にとり乘り漕退き、矢鋒をそろへて指詰めく散々に射る、源氏は勝つに乘り、汀をまはりて、是も散々に射ければ、平家は兒島の城を落ちて、讃岐の屋島へ漕返れば、源氏は、馬を游がせて藤戸の陣へ歸りにけり、佐々木四郎高綱が宇治河の先陣を渡したりしをこそ、高名と云ひたり

しに、同じく三郎盛綱が、馬にて海を渡す事、漢家本朝ためし無しとぞ、源平共に感じける、誠にゆゝしくぞ見えたりき、

或說に云く、平家備前國兒島に楯籠るの時、盛綱遙かに海上を渡し、先陣を蒐けて群敵を責落し畢んぬ、之に依て右大將家御自筆の御下文に云く、自「古渡」河、雖「有」先例、未「聞」遙渡「海之例」と、即ち彼の島を賜ふの上、伊豫讃岐兩國を賜ひ畢んぬ、昔備前國に海佐介と云ひけるこそ、兵の聞え有りければ、西戎を鎭められんが爲に官兵を指副へられたりけるに、官軍は船に乘りけれ共、佐介は馬に乘りながら先陣に進みて海上を渡る、程なく賊徒を攻隨へて、又馬に乘りながら海の面を步ませて、本國に歸りけるが、備前の內海にて海鹿と云ふ魚に馬を誤たれたりけれ共、馬少しもひるまずして、佐介を陸地に著けて後に、馬は死にけり、其所に堂を立てゝ孝養しけり、馬塚とて今に有り、時の人云く、馬は龍なり、佐介徒人に非ずとぞ申しける、佐介は渡の上を步せて西戎を從へ、盛綱は水底を渡して平家を落す、

義經拜賀御禊供奉

附實平西海より飛脚の事

十月十一日、義經拜賀を申す、拜賀とは、使の宣を蒙りて從五位下に叙しける御悅申なり、其夜內の昇殿をゆるさる、火長前を追ふべしや否やの事、內々大藏卿泰經卿に尋ね申しければ、希代の例なれば、身には存ぜずとて、梅小路中納言長方卿に問はれければ、殿上の六位の撿非違使、前を追へり、五位尉として相並びて雲上に在り、前を追はざるは頗る光花なき歟と申されければ、前を追へり、總て其作法、佐にたがふことなかりけり、院の御所にては、御前へ召されけり、伴には布衣の郎等三人を召具す、左衞門尉時成、右兵衞尉義門、左馬允有經なり、此外武士三百餘人、路次にまじはれり、用心の爲にやと覺えたり、

同二十五日に大嘗會の御禊あり、源九郎大夫判官義經、本陣に供奉す、色白うして長短し、容貌優美にして進退優なり、木曾などが有樣には似ず、事の外に京馴れて見えしか共、平家の中に、えりくづと云ひし人にだにも及ばねば、心ある者は、皆昔を忍びて袖を絞る、豐の御會、今年ぞせさせ給ひける、節下は、後德大寺內大臣實定公ぞ勤給ひける、敷政門を入りて著陣せられける形勢、最ゆゑ〳〵しくぞ見え給ひける、去々年先帝の御禊には、節下は前內大臣宗盛勤め給ひき、作法進退優美に見え給しに、今は公庭にて再び見奉るべきに非ずと申し出して、涙を流す者多かりけり、平家一族の人々、公事の庭には、取々にはなやかにのみ見え給ひしに、今日は一人も見え給はず、移行く世の有樣、幾程を經ざれ共替果てにけりと哀なり、

土肥次郎實平が許より飛脚を立てゝ、九郎判官に申し送りけるは、前平中納言知盛卿既に文字關に攻入り、安藝、周防已下皆平氏に從ふ、其勢甚だ多し、兵船は百餘艘を以て每度に襲ひ來る、船中には、大楯を組みて其身を顯さず、陸地より馳向ふ時は、矢間を開けて馬の腹を射る、乘る人、馬より落つる時は、步兵の輩數百人、舟より下降りて打取る間、度々の合戰に官兵皆敗れ畢んぬ、親類の者共も多く討捕られ畢んぬ、實平老體の上、重病を受く、當時の如くは敵對に叶はず、急ぎ軍兵を相副へらるべしと申し上せたり、

平家は、兒島の軍に打負けて屋島の館へ漕戻す、屋島には、大臣殿を大將軍として、城郭を構へて待懸けたり、新中納言知盛は、長門國彦島と云ふ所に城を構へたり、是をば引島とも名付けたり、源氏此事を聞きて、備前、備中、備後、安藝、周防を馳越えて、長門國にぞ著きにける、當國の國府には三の御所あり、濱御所、黑戶御所、上箭御所と云ふ、三河守は、此御所〳〵を見んとて、今夜は爰に引へたり、蒼海漫々として、磯越す波旅の眠を驚かし、夜の月明々として、水に映る影鎧の袖を照しけり、同じく征馬の旅なれ共、殊に興ありてぞ覺えける、明けなば引島の城を攻むべしと議定有りけるに、門司、赤間の案內知らでは叶はじとて豐後の地へ渡り、尾形三郎を先として攻むべしとて、先づ使を維能が許へ遣しけり、維能五百餘艘の兵船をそろへて、三河守を迎へ奉りければ、範賴是に乘りて、豐後の地へ渡りにけり、去程に十月の末にも成りしかば、屋島には浦吹く風も烈しく、磯を越す浪も高ければ、船の行通ひも希なり、空搔陰り打時雨つゝ日數經る儘には、都のみ思ひ出でゝ戀しかりければ、新中納言知盛、

住馴れし都の方は上そながら袖に波こす磯の松風

と口ずさみ給ひて、脆きはたゞ涙なり、三河守範賴追討使として既に發向すと聞えければ、いとゞ心を迷はしあへり、

大嘗會を行はる

附賴朝條々奏聞の事

十一月十八日には、大嘗會遂行はれけり、大極殿燒失しにければ、去々年は紫宸殿にして行はれたりけるが、先帝西國へ落下せ給ひたれば、今度不吉の例を去られんが爲に、治曆

の嘉例に任せて、太政官の廳にして行はれけり、

去ぬる治承四年より以來、諸國七道の人民百姓、或は平家の爲に追捕せられ、或は源氏の爲に劫略せられければ、家烟を捨てゝ、山林に交り、妻子に別れて道路に吟ひて、春は東作の金てを忘れ、秋は西收の營みを棄てゝければ、國衙も庄園も正税官物の所濟なければ、如何にしてか斯樣の大禮も行はるべきなれ共、さて又默止すべき事にあらざれば、形の如く遂行はれけり、

平家は西海の波に漂ひて、死生いまだ定らず、東國北國鎮りたれ共、花洛の上下、西國の人民、是非に迷ひて安堵せず、之に依て兵衞佐より條々奏聞あり、其狀に云く、

源頼朝謹奏聞條々事

一、朝務以下除目等事、

右守先規、殊可被施德政、但諸國受領等、尤可有計御沙汰候歟、東國北國、兩道之國々、追討謀叛輩之間、土民不安堵、於今者、浪人如元、可令歸住舊里候、然者來秋之時、被仰含國司、被行吏務者、可宜候、

一、平家追討事、

右畿内近國、號源氏平氏、携弓箭之輩、幷住人等、早任義經之下知、可引率之由、可被仰下候、海路雖不幾、殊急可追討之旨、可被仰付義經候也、於勳功之賞者、逐可計申上候、

一、諸社事、

我朝者神國也、往古之神領、不可有相違候、其外今度又始於諸社神明、可被新加所領候歟、就中去比、鹿島大明神御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟、兼又諸社若有破壞顚倒之事者、隨破損之分限、可被召付受領之功候、其後可被裁許候、

一、恒例神事、

守式目、無懈怠可勤行之由、可被尋沙汰候、

一、佛寺事、

諸山御領、如舊例、勤行不可退轉、如近年者、僧家皆存武勇、忘佛法之間、堅閉修學之樞、併失行德之譽、尤可被禁制候、兼又於濫行不信之僧者、不可用公請、至僧家之武具者、自今以後、爲頼朝之沙汰、任法奪取、可與賜朝敵追討之官兵等之由、所思給候也、以前條々、言上如件、

元暦元年十一月　日　　正四位下源頼朝

とぞ申されたる、大膳大夫成忠卿此旨を奏聞せらる、法皇叡覽有りて、頼朝は賢人なりけるにやとぞ仰せける、

義經院參西國發向附三社諸寺祈禱の事

元暦二年正月十日、九郎大夫判官義經は、平家追討の爲に西國へ發向す、先づ院の御所に參り、大藏卿康經朝臣を以て奏聞しけるは、平家は榮花身に極まり、宿報忽ちに盡きて、神明に放たれ奉り、君にも捨てられ進せて西國に漂ひ、此三箇年が間、多くの國々を塞ぎ、正税官物を押領し、人民百姓を惱亂す、是れ西戎の賊徒にあらずや、今度罷下りなば、人をば知らず義經に於ては、彼の輩を悉く討捕らずんば、王城へは歸り上るべからず、鬼界高麗新羅百濟までも、命を限に攻むべきの由を申す、ゆゝしくぞ聞えし、院の御所を出でゝ西國へ下りけるにも、國々の兵共に向つて、後足をも蹈み命をも惜しと思はん人々は、是より返り下り給へ、打ちつれては中々源氏の名折なり　義經は鎌倉殿の御代官なる上、忝く勅宣を奉りたれば、かくは申すなりとぞ宣ひける、

同十三日九郎大夫判官淀を立ちて渡部へ向ふ、相從ふ輩には、佐渡守義定、大内太郎維義、田代冠者信綱、畠山庄司次郎重忠、佐々木四郎高綱、平山武者季重、三浦十郎能連、和田小太郎義盛、同三郎宗實、同四郎能胤、多々良五郎能春、梶原平三景時、子息源太景季、同平次景高、同三郎景能、同比良左右太郎爲重、伊勢三郎義盛、庄太郎家長、同五郎弘方、椎名六郎胤平、横山太郎時兼、片岡八郎爲春、鎌田藤次光政、武藏坊辨慶等を始めとして、其勢十萬餘騎なり、同十四日伊勢、石清水、賀茂三社へ奉幣使を立てられ、平家追討の御祈の上、三種の神器事故なく返入れ給ふべきの由、宣命に載せられたり、上卿は堀河大納言忠親卿なり、又今日より神祇官人幷に諸社司等、本宮本社にして追討の事祈り申すべきの由、院より仰せ下されけり、又延暦、園城寺、東寺、仁和寺にして七佛藥師、五壇法、大元、延命、熾盛光等の祕法、數を盡し、調伏の法も行はれけり、

平家の人々の歎
附梶原逆櫓の事

屋島には、隙行く駒の足早く、留らぬ月日明晩れて、春は賤が軒端に匂ふ梅、庭の櫻も散りぬれば、夏にもなりぬ、垣根つどきの卯の花、五月の空の郭公、啼くかとすれば程もなく、秋の色に移りて、稲葉に結ぶ露深く、野邊の蟲の音よわりつゝ、冷しき比も過暮れて、冬の景氣ぞ冷じき、麓の里に時雨して、尾上は雪も積りけり、斯くて春を送り春を迎へて、既に三年にもなりぬ、又東國の兵の攻來ると聞えければ、越前三位の北方の樣に身を投ぐるまでこそ無けれ共、有る空も覺えねば、女房達はさしつどひつゝ、唯泣くより外の事ぞなき、内大臣宣ひけるは、都を出でゝ既に三年になりぬ、浦傳ひ島傳ひして明し晩すは事の數ならず、入道の、世を讓りて福原へ下り給ひたりし其跡に、高倉宮とり逃し奉りたりし程、心憂かりし事はなしと仰せられければ、新中納言は、都を出でし日より、少しも後足を引くべきとは思はず、東國北國の奴原も隨分に重恩をこそ蒙りたりしか共、今は恩を忘れ契を變じて、悉くに賴朝に隨ひ付きぬ、西國とても憑もしからず、さこそはあらんずらんと思ひしかば、唯都にて、弓矢太刀刀の續かん程は禦ぎ戰ひて、討死射死をもして、名を後の世に留め、家々に火をも懸けて、塵灰とも成らんと思ひしを、身一人の事ならねばとて、人なみ〳〵に都をあくがれ出でゝ、終に遁るまじき物故に、斯る憂目を見るこそ口惜しけれとて、大臣殿の方を拙氣に見給ひて、涙ぐみ給ひけるぞ哀なる、

同十五日に、源氏は西國へ發向す、日比渡部神崎兩所にて舟ぞろへしけるが、今日既に纜を解いて、三河守範賴は、神崎を出でゝ山陽道より長門國へ赴き、大夫判官義經は、南海道より四國へ渡るべしとて、大物が濱にあり、平家は又屋島を以て城郭とし、彦島を以て軍の陣とす、前中納言知盛卿、九國の兵を率して門司關を固めたり、大夫判官は大物浦にて、大淀の江内忠俊を以て船揃して、軍の談議ありけるに、梶原平三景時申しけるは、船に逆櫓と申す物を立て候ひて、軍の自在を得る樣にし候はゞやと申しけり、判官、逆櫓とは何と云ふ事ぞと問ひ給へば、梶原は、逆櫓とは船の舳に艫へ向け櫓を立て候、其故は、陸地の軍は、進退逸物の馬に乘りて、心に任せて懸るべき處をば蒐け、引くべき折は引くも安き事にて侍り、船軍は、押早めつる後押戻すはゆゝしき大事にて侍るべし、敵つよらば、舳の方の櫓を以て押戻し、敵よわらば、元の如く艫の櫓を以て押渡し侍らばやと申したりければ、判官、軍と云ふは、大將軍が後にて蒐けよ攻めよと云ふだにも引退くは軍兵の習なり、況や兼て逃支度したらんに、軍に勝ちなんやと宣へば、梶原、大將軍の謀の能と申すは、身を全うして敵を亡す、前後をかへりみず向ふ敵ばかりを打取らんとて、鐘を知らぬをば猪武者とて、あぶなき事にて候、君はなほ若氣にて、斯樣には仰せらるゝにこそと申す、判官少し色損じて、不知とよ、猪鹿は知らず、義經は、只敵に打勝ちたるぞ心地はよき、軍と云ふは、家を出でし日より、敵に組みて死なんとこそ存ずる事なれ、身を全うせん、命を死なじと思はんには、本より軍場に出でぬには如かず、敵に組んで死するは武者の本なり、命を惜みて逃ぐるは人ならず、されば和殿が大將軍承りたらん時は、逃儲けして、百挺千挺の逆櫓をも立て給へ、義經が舟にはいまゝしければ、逆櫓と云ふ事、聞くとも聞かじと宣へば、あたり近き兵共是を聞きて、一度に咄と笑ふ、梶原、よしなき事申出してけりと赤面せり、判官は、抑景時が、義經を向ふ樣に、猪に喩ふる條こそ奇怪なれ、若黨ども景時取つて引落せと宣へば、伊勢三郎義盛、片岡八郎、武藏坊辨慶等、判官の前に進み出でゝ、既に取つて引張るべき氣色なり、景時是を見て、軍談議に兵共が所存をのぶるは常の習、よき儀には同じ、惡しきをば棄て、如何にも身を全うして平家を亡すべき謀を申す景時に恥を與へんと宣へば、返つて殿は鎌倉殿の御爲には不忠の人や、但し年比は主は一人、今日又主の出來ける不思議さよとて、矢さしくはせて判官に向ふ、子息景季、景高、景茂等つゞきて進む、判官腹を立てゝ、喬刀を取り向ふ處を、三浦別當義澄、判官を懷き止む、畠山庄司次郎重忠、梶原を抱きて動かさず、土肥次郎實平は源太を抱く、多々良五郎能春は平次を抱く、各申しけるは、此條互に穩便ならず、友諍ひ其詮なし、平家の漏聞かんも嗚呼がましゝ、又鎌倉殿の聞召されんも、其憚りあるべし、當座の興言くるしみ有るべからずと申しければ、判官誠にと思ひてしづまれば、梶原も勝つに乘るに及ばず、此意趣を結びてぞ、判官終に梶原には彌讒せられける、判官は、都を出でし時も申しゝ樣に、少しも命惜しと思はん人々は、是より返り上り給へ、敵に組んで死なん人々は義經に付けと宣へば、畠山庄司次郎重忠、和田小太郎義盛、熊谷次郎直實、平山武者所季重、澁谷庄司重國、子息右馬允重助、土肥次郎實平、子息彌太郎遠平、佐々木四郎高綱、金子十郎家忠、伊勢三郎義盛、渡部源五馬允昵、鎌田藤次光政、奥州佐藤三郎兵衞繼信、其弟に四郎兵衞忠信、片岡八郎爲春、武藏坊辨慶等は、判官に付く、梶原は逆櫓の事

に恨を含み、判官につき軍せん事面目なしと思ひければ、引分れて三河守範頼につき、長門國へ向ふ、

資卷

義經纜を解き四國に渡る附資盛清經の首京都に上すべき由の事

十六日午の刻に、判官既に纜を解きて船を出す、南風俄かに吹來つて兵船渚々に吹上げて、七八十艘打破る、其を繕はんとて今日は逗留、今やゝと待ちけれ共、風彌烈しうして、二日二夜ぞふきたりける、十七日の夜の寅の時に、空かき陰り急雨して、南の風は靜りて、北風烈しく吹出したり、木折れ砂を揚ぐ、判官は、風既に直れり　急ぎ舟共出せと宣ふ、水手楫取等申しけるは、是程の大風には爭か出し候ふべき、風少し弱り候ひてこそと申す、判官大に嗔つて、向うたる風に出せといはゞこそ僻事ならめ、斯樣の順風は願ふ處なり、日並もよく海上も靜ならば、今日こそ源氏は渡らめとて、平家用心稠しくして、浦々島々に大勢指向ひゝ待たん所へ、僅の勢が寄せたらば、物の用にや叶ふべき、斯る大風なれば、よも渡らじ、船も通はじなんど思ひて、打解けあはけたらん所へ、するりと渡りてこそ敵をば誅んずれ、疾くゝ此船共出せ、出さゞる者ならば、己等こそ朝敵なれ、射殺せ斬殺せと下知しければ、伊勢三郎、大の中指打ちくはせて射殺さんと馳廻りければ、水手楫取共、如何はせん、是程の風に船出したる事いまだなし、船を出しぬる者ならば、一定水の底に沈まんず、出さずんば、箭に中つて死なんず、死は何れも同じ事、さらば出して馳死にせよとて、寅卯の間に判官の船を出す、兵船は數千艘有りけれ共、如法夥しき大風なれば、船を出す者なかりけるに、只五艘を出す、

一番判官船、二番畠山が船、三番土肥次郎船、四番和田小太郎船、五番佐々木四郎船なり、五艘の船に馬のせ、兵粮米積む、夫に隨ふ下部步走なんど乘りければ、一百餘騎には過ぎず、此等は上下皆一人當千の兵なり、判官は、義經が船ばかりに簗を炷すべし、其を本船として各馳せよ、自餘の舟に簗ともすべからず、敵に船の數を見せじ爲なりと下知して、渡邊福島より船を出す、吹風木の枝を折り、立つ波蓬萊を上ぐ、水手楫取吹倒されて、足を踏立つるに及ばざりけれ共、究竟の者共にて、舟を乘直しゝ、帆柱を立て、帆を引く事高からず、手打懸くる計りなり、風彌强く當てければ、帆のすそを切つて結び分け、風を通す、纜三筋十丈ばかりに繰さげて、沈石綱あまた下して、脇梶面梶を以て船をちやうと挾立て、傍風來れば風面に乘懸り、眦になれば中に乘り、隙なく湯を取らす、舳へ打つ波摧けて艫を洗ひ、艫を濟ふ波いかにも叶ひ難けれ共、究竟の楫取なり、浪の手風の手を作りて、大なる波をばついくゞり、小浪をば飛越えゝ、馳せよ者共、漕げや者共とて、曳聲を出して馳せければ、押して三日に漕ぐ所を、只三時に阿波國はちまあまこの浦にぞ馳著きたる、五艘の船一艘も誤ちなく、皆一所に漕並べたり、汀より五六町計り上つて岡の上に、赤旗餘多立並びて、敵籠れりと見ゆ、判官宣ひけるは、平家此浦を固めたり、各物具し給へ、船にゆられて立ちすくみたる馬共なり、左右なく下して誤ちすな、沖より追下して、船に付て游がせよ、馬の足居かば、船より鞍を置くべし、其間に鎧物具取付けて、船より馬には乘移れ、敵寄すると見るならば、平家は汀に下立ちて、水より上げじと射んずらん、波の上にて相引して、脇壺内冑射さすな、射向の袖を眞額にあてゝ、急ぎ汀へ馳寄せよ、敵近付かばとて騷ぐ事なかれ、今日の矢一は敵百人禦ぐべし、透間をかずへて弓を引け、あだ矢射なとゞ下知し給ふ、軍兵、軍將の下知に隨ひ、磯五六町より沖にて馬を追下し、船に引付けゝ游がせたり、馬の足とゞきければ、鎧物具取付けて、船より馬にひたと乘り、一百五十餘騎の兵共、射向の袖を冑の眞額にあて、轡を並べて汀へさと馳せ上りたり、判官先陣に進み、此浦固めたる大將は誰人ぞや、名乘れゝと攻めけれ共、答ふる者なし、此浦をば阿波民部大輔成良が伯父櫻間外記大夫良連軍將として、三百餘騎にて固めたりけれ共、何とか思ひけん、名乘らざりければ、判官は、此奴原は近國の步兵にこそ有るめれ、若者共攻入りて、一々に首切懸けて軍神に奉れと下知しければ、河越小太郎茂房、堀彌太郎親弘、熊井太郎忠元、江田源三弘基、源八廣綱五騎、轡を並べ鞭を打つて蒐入りけり、城中よりは、鏃をそろへて散々に射る、源氏は、一百餘騎後陣に引へて、攻めよ蒐けよ、隙なあらせそと、とゞめきければ、五騎の者共、郎等乘替相具して三十餘騎、鎚を傾けて攻入りければ、三百餘騎も堪へずして、さと開いて通しけり、取つて返して竪さま横さまおもの射に射ければ、木葉を風の吹くが如く、四方へさと逃走りけるを、驅立てつゝ、强る者をば頸を切り、弱る者をば虜にす、大將軍外記大夫も禦ぎかね、鞭を揚げて逃げけれ共、延遣らずして虜られけり、首共四五十切掛けて軍神に奉り、悅びの鬨二度造り、西國の軍の手合なり、物よしゝとぞ勇みにける、備前兒島城は、

去にし冬土肥次郎實平、鹽干に渡瀬を求めて、暗夜五十餘騎を率して攻寄せて、鬨を發しければ、平氏の軍兵、計らざりける程なれば、防ぎ戰ふに及ばずして、船に諍ひ乘つて逃げゝるを、或は虜り或は頸を切りければ、其後は、備中備前の輩悉く官軍に相從ひける處に、此春又平氏、百餘艘の兵船を調へて、夜半に彼の城へ寄せて合戰しける程に、實平軍敗れて、息男遠平疵を蒙り、家人多く討捕られけり、船軍の事、西國の賊徒は自在を得たり、東國の官兵は寸歩を失ひて、實平毎度に敗られけり、斯りし程に豐後國の住人等、舟を艤ひして官兵を迎へければ、三河守範頼已下、彼の國へ入りにけり、又三位中將資盛入道、幷に左中將清經朝臣を當國の輩討捕つて、首を範頼の許へ送りけり、清經朝臣は心劣らず、死を顧みず、敵を討ち、自害し給ひたりけるを、資盛入道の頸と取具して京都へ献ずべき由、其沙汰有りけり、平家は、源氏の討手下ると聞えしより、讃岐國屋島の浦に城郭を構へ、軍兵を儲けて相待ちけり、前内大臣宗盛、前平中納言敎盛、前權中納言知盛、前修理大夫經盛、前右兵衛督清宗、小松少將有盛、能登守敎經、小松新侍從忠房已下、五十餘騎とぞ聞えし、浦々島々指塞ぎてぞ守護しける、

勝浦合戰附勝磨竝親家屋島尋承の事

判官虜の者に問ひ給ひけるは、平家の軍兵は、屋島よりこなたには何所にか在ると宣ふ、此より三十餘町罷り候ひて、阿波民部大輔の弟に櫻間介良遠と申す者こそ五十餘騎計りにて陣を取りて候へと申す、さては小勢や、打てやゝとて押寄せ、鬨を造る、城内にも鬨を合せたり、良遠は大堀を堀りて水を湛へ、岸に鑢植ゑ櫓搔いて待受けたり、輙く攻落し難かりけるを、源氏の兵其邊の小家を壞ち、堀に入浸して、鍬を傾け一味同心に攻入りければ、城内亂れて、我先きにと落行きけり、良遠を延ばさんとて、家子郎等三十餘騎殘り留つて、禦矢射けるが、一々搦捕られて忽ちに首刎ねられ、軍神に祭らる、兩陣を追落して後、又浦人を召して、此所は何と云ふぞと問ふ、勝浦と申すと答ふ、軍に勝ちたればとて色代して矯飾を申すにこそ、斯樣の奴原が不思議の事をばし出すぞ、返忠せさすな、義盛は無き歟、しや頸切れと宣へば伊勢三郎太刀をぬき進み出でたり、浦人大に恐れ戰きて、其儀は候はず、此浦は御室の御領五箇庄にて、文字には勝浦と書きて候ふなるを、下臈は申し安きに付て、かつらと呼び侍りき、上臈の御前にて侍れば、文字の儘を申上げ候と云ふ、判官是を聞きて、さては神妙〳〵、さるためしあり、昔し天武天皇の未だ東宮位に御座しましける時、大友皇子（天智の子）に襲はれて、近江國湖水に船を浮べて、東の浦に著き給ふ、葦の下葉を漕分けて、船を岸に寄せ給ふ、田作る男一人あり　春宮問うて曰く、汝何者ぞ、此をば何所と云ふぞと、田夫答へて申さく、是をば勝浦と云ふ、我身をば月下勝磨と申すなりとて、賤が藁屋に請じ入れ奉り、樣々供御進め進せたりければ、東宮大に御悅びありて、朕勝浦に著きて勝磨にあへり、軍に勝つて帝位につかん事疑ひなし、御即位の後に御願寺を立てらるべしと御誓ありけるに、果して帝位に即きて、彼所に寺を立てられけり、月上寺とて今にありと傳へ聞く、義經、軍の門出に　はちまあまこの浦にて軍に勝つて、又勝浦に著きて敵を亡す　末憑もしとぞ悅びける、判官又浦人に問ひ給ふ、此勝浦より屋島へは、行程いくら程ぞと、二日路候と申す、さらば敵の聞かぬ先に打てやゝとて、鞭障泥を合せて打つ處に、大將軍と覺しくて、黑革縅の鎧に騮馬に乘つて、一百餘騎にて歩せ來る、笠符も付けず、旗も指さず、判官宣ひけるは、見來る軍兵、源平いづれ共見分かず、敵の謀やらん、心許あるべからず、義盛罷り向うて子細尋ねて、將參れと下知しければ、伊勢三郎仰せ承りて、十五騎にて行向ひて、何とか云ひたりけん、安々と具して參る、判官、汝は何者ぞ、源平何れ共見えずと問ひ給へば、是は阿波國の住人臼井近藤六親家と申す者にて侍るが、近年源平の亂逆に安堵せず、浪にも磯にも著かぬ風情なり、何れにても日本の主と成り給はん方を主君と憑み奉らんと相待つ處に、平家都を落ち、源氏の軍將の、院宣を蒙り給ふと承る間、白旗を守つて馳參ずと申す、判官宣ひけるは、神妙なり、源氏の大將軍鎌倉の兵衛佐殿の弟に九郎大夫判官と云ふは我なり、平家追討の院宣を蒙り、西國に發向せり、親家を西國の案内者に憑む、屋島の尋承せよ、但し所存を知らん程は物具をば免すべからずとて、甲冑をぬがせて召具しけり、やをれ親家、屋島には勢幾程とか聞くと、よも千騎には過ぎ候はじ、凡そは五千餘騎とこそ承りしか共、臼杵、戸槻、松浦黨、尾形三郎等が背くに依て、平家彼の輩を誅せられんとて、此間は軍兵等多く所々へ分遣さる、其外阿波讃岐の浦々島々に五十騎三十騎百騎二百騎指遣さるゝ間に、勢は少しと承ると、偖屋島より此方に敵ありやと問へば、近藤六申しけるは、今三十町計り罷りて、勝宮と云ふ社あり、彼に阿波民部大輔成能が子息傳内左衛門尉成直、三千餘騎にて陣を取りたり

つるが、此間河野四郎通信を攻めんとて、伊豫國へ越したりと聞ゆ、餘勢なども、少々も候ふらんと云ひければ、判官急げ〳〵とて、畠山庄司次郎重忠、和田小太郎義盛、佐々木四郎高綱、平山武者所季重、熊谷次郎直實、奥州佐藤三郎兵衛繼信、同弟四郎兵衛忠信、鎌田藤次光政等、一人當千の者共を先として、打てや〳〵とて勝社に押寄せて見れば、傳内左衛門尉が兵士に置きたりける歩兵等少々在りけれ共、散々に蹴散らして、逃ぐるはたま〳〵遁れけり、向ふ奴原一々に頸切懸けて打つ程に、新八幡の寶前をば判官下馬して再拜すれば、郎等も又此の如し、判官は、勝浦の勝もすぐると讀み、勝宮の勝もかつとよむ、旁の、軍に打勝て今大菩薩の御前に參る、源氏の吉瑞顯然なり、平家の滅亡疑ひなし、八幡三所、遠き守と守り、幸ひ給へとて、馬に打乘り、馳せつ蹀せつ馳せつ蹀せつ、讃岐の屋島へ打つ程に、

金仙寺觀音講附六條北政所の使義經に逢ふ事

中山と云ふ所の道のはたより、二町計り右に引入れて竹の林あり、中に古き寺あり、粟守の后の御願金仙寺と云ふ伽藍なり、本尊は觀音、所の名主百姓が集りて、月次の講營とて、大饗盛並べ盃居ゑて、既に行はんとしけるが、長百姓は善と嘆め、若者共は惡ときらふ、善し惡しと讃毀る程に、百餘人の講衆とゞめきけり、軍兵是を聞きて、敵の籠りたるぞと心得て、弓取直し片手矢はげて、関をどと造りて押寄せたれば、講衆を始めて、汁御菜持運びたる尼公女童、下し取らんとて集りたる子孫童部に至るまで、取る物も取敢ず、蜘蛛の子を散したるが樣にぞ逃迷ひける、幼少の子孫が尻に隨ひたるをも打捨て、老耄の親祖父が杖に懸るをも助けず、我先〳〵と此彼に隱れ忍びて、是を見る、軍兵緣の際まで打寄せて、御堂の内に下り居て、我物がほに講の座に著す、五種御菜に三升盛を、百二三十前計り組調へたり、座上に杯居ゑ、大桶に汁入れ、樽二つに濁酒入れて、座中に舁居ゑたり、佛前には花香供じ、佛供燈明備へたり、机の上に卷物一卷あり、講式と覺ゆ、判官は、座上に著す、兵共、思ひ〳〵に列座せり、武藏房辨慶座より起つて、判官の前に五本立に取並べて、戯呼今月の講は隨分尋常に營み出して覺え候、來頭は誰人ぞ、此定候ぞよと云ふ、判官、實に此講目出たし、來頭は義經營み侍るべしと宣へば、兵皆咲壺の會なり、飯酒共に行つて、佛壇の中より老翁を尋ね出して、是は何講ぞと問へば、翁ふるひ〳〵、是は月並の觀音講にて候ふが、只今は御景氣共の恐しさに、わな〳〵とぞ云ひける、講食うてたゞ有るべきに非ず、誰か式讃むべきと云ひければ、辨慶、黑皮縅の鎧に矢負ひ太刀帶きながら禮盤に昇つて、高聲に觀音講の式を、たゞめかしてよむ、判官は、式は觀音講、貌は毘沙門講、噫貴、おそろしと云ひければ、兵共皆笑ひけり、さても勇士等、西國の軍の門出に勝浦勝社に著き、今また講座に著す、事に於て勇あり、昔八幡殿の、奥州を攻められけるにこそ、剛臆の座をば分けられけれ、今の軍兵、一人も洩さず講座に著く、平家を亡さん事、子細なしとぞ匂りける、其より屋島へ打つ程に、中山路の道の末に、さよみの直垂に立烏帽子、立文持ちて、足ばやに行く下種男あり、京家の者と見ゆ、判官馬を早めて追付き、問ひけるは、汝は何者ぞ、何所へ行く人ぞと此男、判官とは夢にも知らず、國人ぞと思ひて、是は京より屋島の方へ下るものなりと答ふ、京よりは誰人の御許より、屋島の何れの御方へぞと問へば、いや只と云ひて、最分明ならず、判官は、や殿、是は阿波國の者にてあるが、屋島の大臣殿の御催に依て參る者ぞ、誠や九郎判官と云ふ者が源氏の大將にて下るなるが、淀の河尻にて舟汰へして、今日明日の程に屋島の内裏へ寄すべしと聞けば、御邊は京より下り給へば、定めて見給ひぬらん、勢幾ら程とか申すなど問ひて、晝の破子食はせ、能く〳〵心を取りて後、さても御邊は誰人の御使ぞと問ふ、是は六條攝政殿の北政所より、大臣の御方へ申させ給ふ御文なりと申す、御文には何事をか仰せ下さるらんと問へば、下臈は、爭か御文の中を知り奉るべき、御詞には、源氏九郎大夫判官既に西國へとて都を立ちぬ、浪風靜りなば、一定渡るべし、さしも鬼神の如くに恐畏る木曾も、九郎上りぬれば、時日を廻らさず亡しぬる怖しき者に侍り、城をもよく構へ、兵をも催し集めて、御用心あるべしとこそ申させ給ひつれば、御文も定めて其御心にこそ候ふらめ、誠に淀の河尻には軍兵充滿ちて、雲霞の如し、六萬餘騎が二手に分けて、三河守、九郎判官兄弟して、四國、長門より指挾みて下るべしと披露しき、波風やみなば、今日明日の程には、軍は一定あるべし、急々屋島へ御參りあるべしとて、拔け〳〵と判官に相連きて行く、さて御邊は始めて下る人歟、前々も下り給へる人歟と問へば、六條攝政殿の北政所と大臣殿とは、御兄弟の御中にてましませば、西國の御住居御心苦しく思召し、源氏上洛の後は、都の形勢、人の披露、聞召すに隨つて仰せらるれば、常に下向するなりと云ふ、さては屋島の城の有樣は、よく知り給ひたるらん、誠や究竟の城にて、敵も左右なく寄せ難き所と聞くは實か、哀さやうの城にて高名をして、勳功

に預らばやといへば、男が云ひけるは、是は敵に聞かすべき事には非ず、味方へ參らるれば申す、源氏が知らでこそ、よき城とは申せ、事も無き所なり、あれに見る松原をば武例高松と申す、彼の松原の在家に火を懸けて、鹽干潟に付て、山のそばに打ちそうて渡らば、鐙鞍つめの浸る程なり、百騎も二百騎も鹽花蹴立てゝ押寄せば、あは大勢の寄するはとて、平家は汀に儲置きたる船に乘りて沖へ押出さば、内裏を城にして戰ふは無念の所なりと、細々と語りけり、判官是を聞き、實に無念の所や、然るべき八幡大菩薩の御計ひなりとて、都の方を拜みつゝ、やをれ男め、我こそ九郎大夫判官よ、其文進せよとて奪取り、海の中に抛入れて、男をば中山の大木に縛上げてぞ通りける、其日は阿波國阪東西打過ぎて、阿波と讃岐の境なる中山の山口の南に陣を取る、翌日は引田浦、入野、高松郷をも打過ぎて、屋島の城へ押寄せけり、

屋島合戰附玉蟲扇を立て與一扇を射る事

屋島には、傳内左衞門尉成直が伊豫國へ越え、河野四郎通信を攻めけるが、通信をば討逃して、其伯父福良新三郎以下の輩百六十人が首を切つて、姓名注して進せたりけるを、内裏にて首實驗かはゆしとて、大臣殿の御所にて實驗あり、大臣殿は、小博士に清基と云ふ者を御使にて、能登殿へ仰せられけるは、源九郎義經既に阿波國あまこの浦に著きたりと聞ゆ、定めて終夜中山をば越え候らん、御用意あるべしと申さる、去程に夜も明けぬ、屋島より鹽干潟一と隔て武例高松と云ふ所に燒亡あり、平家の人々、あれや燒亡〳〵と云ひければ、成良申しけるは、今の燒亡誤にあらじ、源氏所々に火を懸けて燒拂ふと覺えたり、敵は六萬餘騎の大勢と聞く、味方は折節無勢なり、急ぎ御船に召し、敵の勢に隨つて船を指寄せ〳〵御軍あるべし、侍共は汀に船を用意して、内裏を守護して戰ふべしと計ひ申しければ、然るべしとて、先帝を始め奉り、女院、二位殿以下の女房達、公卿殿上人、屋島の總門の渚より御船にめさる　去年一谷にて討漏されたる人々なり、前内大臣宗盛、前平中納言敎盛、前權中納言知盛、修理大夫經盛、前右衞門督清宗なり、小松少將有盛、能登守敎經、小松新侍從忠房已下侍共は、城中に籠れり、大臣殿父子は一船に乘り給ひたりけるが、右衞門督も鎧著て打立たんとし給ひけるを、大臣殿大に制して、手を引いて例の女房達の中へおはしけるとぞ、いつまでと無慙なれ、

同廿日卯の時に、源氏五十餘騎にて屋島の館の後より攻寄せて、鬨を發す、平家も聲を合せて戰ふ、判官は、紺地の錦の直垂に、紫生滋の鎧に鍬摸打つたる白星の冑に、滋紅の母衣懸けて、二十四指たる小中黑の征矢に、金作の太刀を帶き、滋籐の弓眞中取り、黑馬の太く逞しきに白覆輪の鞍を置き、先陣に進んで、馬に白沫かませ、軍の下知しけり　武藏三郎左衞門尉有國、城の木戸の櫓にて大音聲を揚げて、今日の大將軍は誰人ぞと問ふ、伊勢三郎義盛歩出して、噫事も疎や、我君は是清和帝の十代の後胤、八幡太郎義家に四代の孫、鎌倉右兵衞權佐殿の御弟九郎大夫判官殿ぞかしと云ふ、有國是を聞きて大に嘲り、故左馬頭義朝が妾九條院の雜司常葉が腹の子と名乘りて、京都に安堵仕難かりしかば、金商人が從者して、蓑笠簑背負ひつゝ陸奥へ下りし者の事にやといへば、伊勢三郎腹を立てゝ、かく申すは、北國礪波山の軍に負けて山に逃入り、辛き命生きて乞食して這々京へ上りける者なり、掛まくも忝けなく吾の和かなる儘にかくな申しそ、さらぬだに冥加は盡きぬる者ぞ、甲斐なき命も惜しければ、助けさせ給へとこそ申さんずらめと云ふ、有國は、我君の御恩にて、若きより衣食に乏しからず、何とて乞食すべき、東國の者共は、黨も高家も、はひつくばひてこそ有りしか、金商人と云ふをだに吾の和かなる儘と云ふ、況や年來の重恩を忘れ、十善帝王に向ひ進せて惡口吐く吾は如何有るべき、就中汝が罵り立て、耳はゆし、伊勢國鈴鹿關にて朝夕山立して、年貢正税追落し、在々所々に打入り、殺賊强盜して妻子を養ふとこそ聞け、其は有し事なれば、諍ふ所なしと云ふ、金子十郎家忠進み出でゝ申しけるは、雜言無益なり、合戰の法は利口に依らず、勇む心を先とす、一谷の戰ひに武藏相摸の兵の勢は見給ひけん、それよりは只打出でゝ組めや〳〵と云ふ處に、家忠が弟に金子與一引儲けて、有國が首の骨を志して射たりけるに、有國冑を合立ちたりければ、胸板にしたゝかに中る、矢風負ひて後は、言戰ひは止みにけり、東國の輩、九郎判官を先として、土屋小次郎義清、後藤兵衞尉實基、同息男基清、小河小次郎資能、諸身兵衞能行、椎名次郎胤平等、我も〳〵と諍ひ蒐る、平家方より越中次郎兵衞盛嗣、上總五郎兵衞忠光、同惡七兵衞景清、矢野右馬允家村、同七郎高村已下の輩、櫓より下合せて防ぎ戰ひければ、時を移し日を重ねけり、能登守敎經は、打物取つても鬼神の如し、弓矢を取つても精兵の手聞なりければ、源氏の兵、多く此人にぞ討たれける、判官下知しけるは、平家は大勢なり、味方の勢は未だ續かず、

敵内裏に引籠みて、出合ひ〳〵戰はんには優々敵大事、其上兵船、海上に數を知らず、屋島の在家を燒拂うて、一方に付て攻むべしと云ひければ、條里を立てゝ造り並べたる在家、一千五百餘家ありけるに、軍兵家々に火を放つ、折節西風烈しく吹て、猛火内裏に覆ひ、一時が間に燒亡びぬ、餘煙海上に浮びて、雲の波煙の波と紛れけり、城内の軍兵は、儲舟に諍ひ乘る、船の中の男女は、遙かに是を見給ひけり、遂に安堵すまじき旅の宿、是も哀を催す、軍陣忽ちに陸の邊に亂れて、兵船頻りに浪の上に騷ぐ、平家は豫て海上に舟を浮べ、舳屋形に垣楯搔きたりければ、彼に乘移りて、或は一艘或は二艘、漕寄せ〳〵散々に射る、源氏の方より判官を先として、畠山庄司次郎重忠、熊谷次郎直實、平山武者所季重、土肥次郎實平、和田小太郎義盛、佐々木四郎高綱と名乘つて、一人當千の兵なり、東國にも西國にも誰かは肩を並べきなれ共、我と思はん人々は、押並て組やく〳〵と訇懸けて、物射にいる、源平何れも勝負なし、源氏七騎の兵は、馬の足を休め、身の息をも繼がんとて、渚に寄せ居たる船の隱に休み居たり　平家も、船を澳に漕除けて、暫し猶豫する處に、勝浦にて軍しける輩、屋島の浦の煙を見て、軍既に始れり、判官殿は無勢におはしつるぞ、急げ〳〵とて、追繼ぎ追繼ぎに馳加はる、此外武者七騎出來れり、判官、何者ぞと問ひ給へば、故八幡殿御乳母子に雲上後藤内範明が三代の孫、藤次兵衛尉範忠なり、年來は平家世を取つて、天下を執行ひせしかば、山林に隱れ居て、此二十餘年明し暮し侍りき、今兵衛佐殿院宣を承り給ひて、平家誅戮と披露の間、餘り嬉しさに馳參ずと申す、判官、昔の好を思ひ出でゝ、最哀に思ひけり、即ち荒手の兵を指向けて、入替り〳〵戰ひけり、源平互に甲乙なし、兩方引退き、又强健ふ處に、沖より、莊りたる船一艘、渚に向うて漕寄す、二月廿日の事なるに、柳の五重に紅の袴著て、袖笠かづける女房あり、皆紅の扇に日を出したるを杙に挾みて、船の舳頭に立て、是を射よとて、源氏の方をぞ招きたる、此女房と云ふは、建禮門院の后立の御時、千人の中より撰び出せる、雜司に玉蟲前とも云ひ、又は舞前とも申す、今年十九にぞ成りける、雲の鬢霞の眉、花の面子雪の膚、繪にかくとも筆も及びがたし、折節夕日に耀きて、いとゞ色こそ增りけれ、斯りければ西國までも召具せられたりけるを、出されて此扇を立てたり、此扇と云ふは、故高倉院嚴島へ御幸の時、三十本切立てゝ明神に進奉あり、皆紅に日出したる扇なり、平家都を落ち給ひし時、嚴島へ參社あり、神主佐伯景廣、此扇を取出して、是は

一人の御施入、明神の御祕藏なり、且は故院の御情、帝業の御守たるべし、されば此扇を持たせ給ひたらば、敵の矢も還て其身にあたり候ふべしと祝言して進せたりけるを、此れを源氏射外したらば當家軍に勝つべし、射果せたらば源氏が利を得るなるべしとて、軍の占形にぞ立てられたる、かくして女房は入りにけり、源氏は遙かに是を見て、當座の景氣の面白さに、目を驚かし心を迷はす者もあり、此扇誰か射よと仰せられんと、肝膽を作り堅唾を飲める者もあり、判官、畠山を召す、重忠は本蘭地の直垂に縅縄目の鎧着て、大中黑の矢負ひ、所籐の弓の眞中取り、鵰の馬の太く逞しきに金覆輪の鞍置き、判官の弓手の脇に進み出で、畏まつて候ふ、義經は女にめづる者と平家に云ふなるが、かく構へたらば、定めて進み出でゝ與に入らん處を、よき射手を用意して、眞中さし當て射落さんと、たばかり事と心得たり、あの扇射られなんやと宣へば、畠山畏まつて、君の仰家の面目と存ずる上は、子細を申すに及ばず、但し是はゆゝしき晴態なり、重忠打物取つては鬼神と云ふ共更に辭退申すまじ、地體脚氣の者なる上に、此間馬にふられて氣分をさし、手あはらに覺え侍り、射損じては私の恥はさる事にて、源氏一族の御瑕瑾と存ず、他人に仰せよと申す、畠山かく辭しける間、諸人色を失へり、判官は、さて誰か在るべきと尋ね給へば、畠山、當時味方には下野國の住人那須太郎助宗が子に十郎兄弟こそ、斯樣の小物は賢しく仕り候へ、彼等を召さるべし、人は免し候はず共、强弓遠矢打物などの時は仰せを蒙るべしと、深く申し切る、さらば十郎とて、召されたり、褐の直垂に、洗革の鎧に片白の冑、二十四差たる白羽の矢に、笛籐の弓の塗籠めたる眞中取つて、渚を下りに、さしくつろげてぞ參りたる、判官、あの扇仕れと仰す、御諚の上は子細を申すに及ばねども、一谷の巖石を落しゝ時、馬弱くして弓手の臂を沙につかせて侍りしが、灸治も未だ愈えず、小振して、定の矢仕りぬ共存ぜず、弟にて候與一冠者は、小兵にて侍れ共、縣鳥的などはづるゝは稀なり、定の矢仕りぬべしと存ず、仰せ下さるべしと、弟に讓りて引へたり、さらば與一とて、召されたり、其日の裝束は、紺村濃の直垂に緋縅の鎧、鷹角反冑居頸になし、二十四指たる小中黑の箭負ひ、滋籐の弓に赤銅造の太刀を帶き、宿赭白の馬の太く逞しきに、洲崎に千鳥の飛散りたる貝鞍置きて乘りたりけるが進み出で、判官の前に弓取直して畏まれり、あの扇仕れ、晴の所作ぞ、不覺するなと宣ふ、與一仰せ承り、子細申さんとする處に、伊勢三郎義盛、後藤兵衛尉實基等、與一を判官の前に引居ゑて、面々の故障に日既に暮

れなんとす、兄の十郎指申す上は子細有るべき、疾く〳〵急ぎ給へ〳〵、海上暗く成りなば、ゆゝしき味方の大事なり、早々と云ひければ、與一誠にと思ひ、冑をば脱ぎ童に持たせ、揉烏帽子引立てゝ、薄紅梅の鉢卷して、手綱掻いくり扇の方へぞ打向ひける、生年十七歳、色白く小髭生ひ、弓の取樣、馬の乘貌、優なる男にぞ見えたりける　波打際に打寄せて、弓手の沖を見渡せば、主上を初め奉り、國母建禮門院、北政所、方々の女房達、御船其數漕並べ、屋形〳〵の前後には、御簾も几帳もさゝめけり、袴溫卷の坐までも、楊梅桃李とかざられたり、鹽風にさそふ虛燒は、東の袖にぞ通ふらし、馬手の沖を見渡せば、平家の軍將屋島大臣を初め奉り、子息右衞門督清宗、平中納言敎盛、新中納言知盛、修理大夫經盛、新三位中將資盛、左中將清經、新少將有盛、能登守敎經、侍從忠房　侍には越中次郎兵衞盛嗣、惡七兵衞景清、江比田五郎　民部大輔等、皆甲冑を帶して、數百艘の兵船を漕並べて是を見る、水手梶取に至るまで、今日を晴とぞ振舞ひたる、後の陸を顧みれば、源氏の大將軍大夫判官を始めて、畠山庄司次郎重忠、土肥次郎實平、平山武者所季重、佐原介能澄、子息平六能村、同十郎能連、和田小太郎義盛、同三郎宗實、大田和四郎能範、佐々木四郎高綱、平左近太郎爲重、伊勢三郎義盛、横山太郎時兼、城太郎家永等、源氏大勢にて轡を並べて是を見る　定の當を知らざれば、源氏の兵、各手をぞ握りける、されば沖も渚も推なべて、何所も晴と思ひけり、そこしも遠淺なり、鞍爪鎧の菱縫の板の浸るまで打入りたれ共、沛艾の馬なれば、海の中にてはやりけり、手綱をゆりすゑ〳〵鎭むれ共、寄する小波に物怖して、足もとゞめず狂ひけり、扇の方を急ぎ見れば、折節西風吹來つて、船は艫舳も動ぎつゝ、扇杙にもたまらねば、くるり〳〵と廻りけり、何所を射るべし共覺えず、與一運の極と悲しくて、眼をふさぎ心を靜めて、歸命頂禮八幡大菩薩、日本國中大小神祇、別しては下野國日光、宇都宮氏御神那須大明神、弓矢の冥加有るべくは、扇を座席に定めて給へ、源氏の運も極まり家の果報も盡くべくは、矢を放たぬ前に深く海中に沈め給へと祈念して、目を開きて見たりければ　扇は座にぞ靜まれる、さすがに物の射にくきは、夏山の滋き綠の木の間より僅に見ゆる小鳥を　殺さずして射るこそ大事なれ、挾みて立てたる扇なり、神力既に指副へたり、手の下なりと思ひつゝ、十二束二つ伏の鏑矢を拔き出し、爪よりつゝ滋籐の弓握り太なるに打食せ、能引き暫し固めたり、源氏の方より、今少し打入れ給へ〳〵と云ふ、七段計りを阻てたり、扇の紙には日を出したれば恐あり、蚊目の程をと志して兵と放つ、浦響くまでも鳴り渡り、蚊目より上一寸置きて、ふつと射切りたりければ、蚊目は船に留りて、扇は空に上りつゝ、暫し宙にひらめきて、海へ颯とぞ入りにける、折節夕日に耀きて、波に漂ふ有樣は、龍田山の秋の暮、河瀨の紅葉に似たりけり、鳴る籌は拔けて湖にあり、澪の浮洲と覺えたり、平家は舷を扣きて、女房も男房も、あ射たり〳〵と感じたり、源氏は、鞍の前輪、箙を扣きて、あ射たり〳〵と譽めければ、舟にも陸にも、とよみにてぞありける、紅の扇の水に漂ふ面白さに玉蟲は、

時ならぬ花や紅葉をみつる哉芳野初瀨の麓ならねど

平家の侍に伊賀平内左衞門尉が弟に十郎兵衞尉家員と云ふ者あり、餘りの面白さにや、感に堪へずして、黑絲縅の鎧に冑をば着ず、引立烏帽子に長刀を以て、扇の散りたる所にて水車を廻し、一時舞ひてぞ立ちたりける、源氏是を見て種々の評定あり、是をば射るべきか、射まじきかと、射よと云ふ人もあり、な射そと云ふ者もあり、是程に感ずる者をば、如何情なく射るべき、扇をだにも射る程の弓の上手なれば、況て人をば外すべしとは、よも思はじなれば、な射そと云ふ人も多し、扇をば射たれ共武者をばえ射ず、されば狐矢にこそあれといはんも本意なければ、只射よと云ふ者も多し、思ひ〳〵の心なれば、口々にとゞめきけるを、情は一旦の事ぞ、今一人も敵を取りたらんは大切なりとて、終に射るべきにぞ定まりける、與一は、扇射すまして氣色して陸へ上りけるを、射るべきに定りければ、又手綱引返して海に打入る、今度は征矢を拔出し、九段計りを隔てつゝ、能引き固めて兵と放つ、十郎兵衞家員が頸の骨をいさせて、眞逆に海中へぞ入りにける、船の中には音もせず、射よと云ひける者は、あ射たり〳〵と云ふ、な射そと云ひける人は、情なしと云ひけれ共、一時が内に二度の高名ゆゝしかりければ、判官大に感じて、白驄馬(葦花毛馬なり)に黑鞍置いて與一に賜ふ、弓矢取る身の面目を屋島の浦に極めたり、近き代の人の、

扇をば海のみくづとなすの殿弓の上手は與一とぞきく

平家安からず思ひ、楯突一人、弓取一人、打物一人、已上三人小船に乘り、陸に押付き濱に飛下り、楯突向けて寄せよ〳〵と源氏を招く、判官は、若者共蒐出でゝ蹴散せと下知し給へば、武藏國の住人丹生屋十郎、同四郎等喚きて蒐る、十五束の塗箆に、鷲の羽、鷹の羽、鶴の本白矯合せたる箭を以て先陣に進む十郎が馬の草別を、筈際射込みたれば、馬は屏風をかへすが如く倒れけり、十郎足を越して馬手

の方に落立つ處に、武者一人、長刀を額に當てゝ飛んで懸る、十郎叶はずと思ひて、貝吹いて逃ぐ、逃ぐるも追ふも電の如し、十郎希有にして逃延びて、馬の陰に息突き居たり　敵長刀をつかへて、扇ひらき仕ひ、今日此比童部までも沙汰すなる上總悪七兵衛景清、我と思はん人々は落合へや　大將軍と名乗り給ふ判官は如何に、三浦、佐々木はなきか、熊谷、平山はなき歟、打物取つては鬼神にも負けしと云ふなる畠山はなきか、組めや〳〵といへ共、名にや恐れけん、打つて出づる者はなし、

平家方に備後國の住人鞆六郎と云ふ者あり、六十人が力持ちたりける力士なりければ、大臣殿、判官近付きたらば、組んで海にも入れ、程隔てたらば、遠矢にも射殺せとて船に乘せられたり、松浦太郎艫取にて、屋島浦を漕廻り〳〵判官を伺ひけれ共、便宜を得ず、せめては日の高名を極めたる那須與一をなり共射殺さばや　組まばやと伺ひ廻りけれ共、叶はず、爰に伊勢三郎義盛が郎等に大胡小橘太と云ふ者有り、駿河國田子浦にて生立ち、富士川に習つて究竟の水練の上手にて、水底には半日も一日も潜りありきけるが、兵の、乘りながら而も軍もせずして漕廻り〳〵するは、大將軍を伺ふやらん、徒者にはあらじと危み思ひて、人にも知らせず、燒内裏の芝築地の陰より、裸になりて犢鼻褌を搔き、刀二つ持ちて海へ入る、敵も味方も是を知らず、鞆六郎がせがいに立ちて、己は軍もせず、人の船を下知して、軍はとこそすれ、かくこそすれと云ひける處に、つと浮上つて、足を懷いて曳聲を出し、海へだぶと引入れたり、陸にてこそ六十人が力と云ひけれ共、水には心得ざりければ、深き所へ引いて行き、六郎が頸を取り、髻を口にくはへて水の底を這ひ、源氏の陣の前にぞ上りたる、判官見給ひて尋ね聞き給へば、上件の子細を申す、下臈なれ共思慮賢しとて、鷲造の太刀を給り、世靜つて後、兵衛佐殿も、武藝の道神妙〳〵とて、千餘石の勸賞あり、誠にゆゝしかりける面目なり、

平家二百餘人、船十艘に乘り、栖二十枚つかせて漕向へて、鏃を汰へて散々に射る、源氏三百餘騎、轡を並べて波打際に歩せ出でゝ是を射る、矢の飛違ふ事は降る雨の如し、源平の叫ぶ音は百千の雷の響くに似たり、平氏は浪に浮みたり、源氏は陸に控へたり、天帝空より降り、修羅海より出でて、互に火焔劔戟を飛ばせつゝ三世休まず戰ふも、かくやと覺えて無慙なり、平家射しらまされて、船共少々漕返す、判官勝つに乘つて、馬の太腹まで打入れて戰ひけり、越中次郎兵衛盛嗣、折を得たりと悅びて、大將軍に目を懸けて熊手を下し、判官を懸けん〳〵と打懸けゝり、判官鋩を傾けて、懸けられじ〳〵と、太刀を拔き熊手を打除け〳〵する程に、脇に挾みたる弓を海にぞ落しける、判官は弓を取つて上らんとす、盛嗣は判官を懸けて引かんとす、如法危く見えければ、源氏の軍兵、あれはいかに〳〵、其弓捨て給へ〳〵と聲々に申しけれ共、太刀を以て熊手を會釋ひ、左の手に鞭を取つて搔寄せてこそ取つて上る、軍兵等が、縱ひ金銀をのべたる弓なりとも、如何命に替へさせ給ふべき　淺猿〳〵と申しければ、判官は、軍將の弓とて、三人張五人張ならば面目なるべし、され共平家に攻付けられて弓を落したりとて、あち取り、こち取り、强きぞ、弱きぞと披露せん事口惜しかるべし、又兵衛佐の漏れきかんも云甲斐なければ、相構へて取りたりと宣へば、實の大將なりと、兵否を振ひけり、

小林神五宗行と云ふ者あり、越中次郎兵衛盛嗣が、熊手を以て判官を取らんとしけるを大將軍を懸けさせじとて、續いて游がせたりける程に、事由なく上り給ひたりければ、盛嗣、判官を懸外して安からず思ひ、游艇に乘移り、指寄りて宗行が冑の吹返に熊手をからと打懸けて、曳聲を出して引く、宗行鞍の前輪に强く取付きて鞭を打つ、主も究竟の乘尻なり、馬も實にすくやかなり、水に浮べる小船なれば、汀へ向ひ舳浪つかせて、さゝめかいてぞ引上げたる、宗行、熊手に懸けられながら馬より飛下り、貫帶たりけるが、沙に足を踏入れつゝ、頸を延べて曳々とぞ引きたりける、盛嗣も大力、宗行も健者、勝劣何れも見えざりけり、金剛力士の頸引とぞ覺えたる、兩方强く引く程に、鉢付の板ふつと引切り、鉢は殘りて頭にあり、鋩は熊手に留りぬ、盛嗣船を漕返せば、宗行陣に歸り入る、源平共に目を澄し、敵も御方も感歎せり、判官、宗行を召して、只今の振舞凡夫とは見えず、鬼神のわざと覺えたりとて、銀にて鍬形打つたる龍頭の冑を賜はる、此冑と云ふは源氏重代の重寶なり、銀にて龍を前に三つ後に三つ左右に一つ宛打ちたれば、八龍と名付けたり、保元の軍に鎭西八郎爲朝の著たりける重代の寶なれ共、命に替らんとの志を感じ、强力の擧動神妙なりとて是を給ふ、宗行、家門の面目と思ひて、畏つてぞ立ちにける、

源平侍共の軍
附　繼信光政孝養の事

大臣殿、船中にて是を見給ひて、能登殿へ仰せられけるは、源氏の軍將九郎冠者を度々目に懸けて討外しぬる事、返す返す遺恨なり、最前七騎にて寄せたりしには、殘黨に恐れ

て討留めず、海上に馳入るゝ時は、盛嗣熊手に懸外しぬ、鍬形の冑に金作の太刀、揚焉き裝束なり、船より上りて軍し給へ、相構へて九郎冠者を目にかけ給へと宣ふ、能登守は返事に、其の條は存ずる處に候とて、飛驒三郎左衞門尉景經、同四郎兵衞景俊、越中次郎兵衞盛嗣、上總五郎兵衞忠光、同七郎兵衞景清、矢野馬允家村、同七郎高村已下、究竟の輩三十餘人　船を漕寄せ陸に上り、芝築地を前にあて後にあて、進退招きたり、判官、日既に晩に及ぶ、夜陰の軍は憚りあり、只今の敵は名ある者共と覺えたり、つゞけ者共、一揉揉まんとて打立ち給へば、土肥次郎實平、大將軍度々の合戰輕々敷候、若者共に預け給へとて、判官をば本陣に留置き、實平先陣に進みければ、子息彌太郎遠平、畠山庄司次郎重忠、和田小太郎義盛、熊谷次郎直實、平山武者所季重、佐々木四郎高綱、金子十郎家忠、澁谷庄司重國、子息馬允重助、渡邊源五馬允昵、伊勢三郎義盛、鎌田藤次光政、佐藤三郎兵衞繼信、弟に四郎兵衞忠信、片岡八郎爲春らを始として、一人當千の者共五十餘騎、轡を並べて蒐出づ、平家は歩立に芝築地より打出でゝ、引詰め〳〵馬の上を射る、源氏は馬上より指當て〳〵落し矢に射る、寄せつ返しつ、追ひつ追はれつ入替り〳〵射合ひたり、流るゝ血は砂を染め、揚る塵は煙の如し、源氏手負へば陣に昇入れ、平家討たるれば舟に運びのす、此にて常陸國の住人鹿島六郎宗綱、行方六郎、鎌田藤次光政を始めとして、十餘人は討たれにけり、能登守は心も剛に力も強く、精兵の手利なり、源氏が懸廻し懸廻して、ちと踉蹌ふ所を見負せて、指詰め〳〵射ける矢に、武藏國の住人河越三郎宗頼、目の前に射られて引退く、次に片岡兵衞經俊、胸板射られて引退く、次に河村三郎能高、內冑射られ落ちにけり、次に大田四郎重綱、小かひな射られ引退く、次に判官乳母子奥州の佐藤三郎兵衞繼信は、黑革縅の鎧を著たりけるが、首の骨を射貫かれ、眞逆さまに落ちたりけるを、能登守童に菊王丸と云ふ者あり、本は通盛の下人なりけるが、越前三位討たれて後、其弟なればとて此の人に付きたりけるが、萠黃絲縅腹卷に、左右射靫さして、三枚冑居首に著なし、太刀を拔いて飛んで懸り　繼信が首を取らんとする、四郎兵衞忠信立留り、引固めて放つ矢に、菊王丸が腹卷の引合つと射貫かれて一足もひかず覆に倒る、忠信が郎等に八郎爲定、小長刀を以て開いて童が首を取らんと懸る、能登守、童が頸取られじと、太刀を打振りつとより、童が手を取り引立てゝ、曳聲を出して船に拋入る、暫しは生くべくや有りけんに、餘り强く投げられて、後言もせず死にけり、忠信は此間に兄の繼信を肩に引懸けて、泣く〳〵陣の中へ負ひて入りたり、判官近く居寄り給ひ、いかに繼信よ〳〵、義經爰にあり、一所にてとこそ契りしに、先立つる事の悲しさよ、如何にも後世をば弔ふべし、冥途の旅心安く思ふべし、さても何事をか思ふ云置けかしと宣へ共、只涙を流す計りにて、是非の返事はなし、判官重ねて、汝心があればこそ涙をば流すらめ、猛き兵の、矢一に中つて、生きながら言はざる事やはある、左程の後れたる者とは存ぜざる者を、今一度最後の言聞かせよと宣へば、繼信息吹出し、よに苦しげにて息の下に、弓矢取る身の習なり、敵の矢に中つて主君の命に替るは兼て存ずる處なれば、更に恨に非ず、只思ふ事とては、老いたる母をも捨置き、親しき者共にも別れて、遙かに奥州より付き奉りし志は、平家を討亡して日本國を奉行し給はんを見奉らんとこそ存ぜしに、先立ち奉るばかりこそ心に懸り侍れ、老母が歎も勞しと申しければ、さしも猛き武士なれ共、判官涙をはら〳〵とぞ流し給ひける、實に思ふも理なり、敵を亡さん事は年月を經べからず義經世にあらば、汝兄弟をこそ左右に立てんと思ひつるにとて手に手を取合せて泣き給へば、繼信、噫嬉しと、其を最後の詞にて息絶えけるこそ無慙なれ、此を聞きける兵共も、鎧の袖を絞りけり、日も西山に傾きける上、判官には多くの郎等の中に四天王とて、殊に身近く憑み給へる者は四人あり、鎌田兵衞政清が子に鎌田藤太盛政、同藤次光政と、佐藤三郎兵衞繼信、弟に四郎兵衞忠信なり、藤太盛政は一谷にて討たれぬ、一人闕けたる事をこそ、日比歎きしに、今日二人を失ひて、今は軍も無爲とて、繼信、光政が死骸を舁きて、當國の武例高松と云ふ柴山に歸り給ひて、其邊を相尋ねて僧を請じ、薄墨と云ふ馬に金覆輪の鞍置きて申しけるは、心靜ならば懇にこそ申すべけれ共、斯る折節なれば力なし、此馬鞍を以て、御房庵室にて卒都婆經書き、佐藤三郎兵衞尉繼信、鎌田藤次光政と廻向して、後世を弔ひ給へとて、舍人に引かせて僧の庵室に送られけり、此馬と云ふは、貞任がをき墨の末とて、黑き馬の少しちひさかりけるが、早走の逸物なり、多くの馬の中に秀衡殊に祕藏なりけれ共、軍にはよき馬こそ武士の寶なれば、山をも河をもこれに乘りて敵を攻め給へとて、判官奥州を立ちける時進せたる馬なり、宇治川をも渡し、一谷をも落せし事此馬なり、一度も不覺なかりければ、吉例と申しけるを、判官五位尉に成りけるに、此馬に乘りたりければ、私には大夫とも呼びけり、片時も身を放たじと思ひ給ひけれども、せめても繼信光政が悲しさに、中有の路に

も乘れかしとて引かれたり、兵共是を見て、此君の爲めに命を失はん事惜しからずとぞ勇みける、

源氏は武例高松に陣を取る、平家は屋島燒内裏に陣を取る、源平の兩陣三十餘町を隔てたり、源氏は軍にし疲れて、籠を解いて枕とし、鎧を脱ぎて寄臥したり、伊勢三郎義盛ぞ、終夜、夜打もぞある、打ちとけ寢ね給ふなよ〳〵と、立渡り立渡り觸明しける、平家は夜討の評定あり、敵は三百餘騎にはよも過ぎじ、今夜は軍に疲れて柴山にこそ臥したらめ、味方の軍兵一千餘騎、足輕に出立て高松山を引廻し、一人も漏さず、などか夜討にせざるべきと、此儀然るべしとて、思ひ思ひに出立ちける程に、美作國の住人江見太郎守方と、越中次郎兵衛盛嗣と、先陣後陣を諍ふ程に、其夜も空しく明けにけり、夜討は實に然るべかりけれ共、是も平家の運の盡くるゆゑなり、

廿日の夜も既に曉に成りぬ、野寺の鐘も打響き、嬬鳥のうかれ聲、旅の眠を驚かす、判官急と起き直り、軍にはよく疲れにけり、暫しと思ひければ早明けにけり、いざや殿原よせんとて、七十餘騎にて、燒内裏の前平家の陣へ押寄せて、鬨の聲を發す、平家も期したりければ、聲を合せ楯つき向うて支へたり、平家には次郎兵衛、惡七兵衛、五郎兵衛、三郎左衛門等三十人ばかり、歩立に成つて、熊手、薙鎌、手鋒、長刀を以て、馬をも人をもきらふ事なし、刺したり突きたり切りたり薙ぎたり、飈の吹くが如くに狂ひ廻る、面を向くべき樣もなし、源氏には熊谷、平山、畠山と、佐々木、三浦と、土肥、金子、椎名、横山と、片岡等、三十餘騎、薙鎌、長刀に恐れて馬の足一所にとめず、弓手に廻し馬手に馳せ、指詰め〳〵追物射にこそ射たりけれ、兵五六人射伏せられて、平家こらへず舟に乘つて漕出す、能登守又二十騎計り船より下り、芝築地を小陰として、引取り指詰め散々に射ければ、昨日矢風は負ひぬ、進む者もなし、武藏坊、常陸坊奮山法師にて、究竟の長刀の上手にて、七八人歩立になり、長刀十文字に採り、帛木を以て庭を拂ふが如く薙入りければ、平氏の軍兵十餘人なぎ伏せたり、能登守無下に目近く見えければ、打懸る處に、いぶせくや思はれけん、又船に乘つて指出す、去程に大風に恐れて留りたりける軍兵、跡目に付て屋島の浦に馳來る、

繪卷

湛增源氏に同意附平家志度道場詣並成直降人の事

熊野別當湛增法眼は頼朝には外戚の姨聟なり、年來平家安穩の祈禱を致しけるが、國中悉く源氏に志を運ぶ、湛增一人背きても後難あり、今更平家をすてん事も昔の好を忘るゝに似たり、如何あるべかるらんと進退思ひ煩ふ、所詮人力の及べきに非ず、神明の冥覽に任すべしとて、田部の新宮にて臨時の御神樂を始む、神明巫女に託して曰はく、白鳩は白旗に付くと、湛增猶之を信ぜず、同新宮御前にて、赤きは平家、白きは源氏とて、七番の雞を合せけるに、赤き雞、白き雞を見て、一番も番はず逃げにけり、此上は神慮に任せ奉らんとて、熊野三山、金峰、吉野、十津河、死生知らずの兵共を語らひ集め、若一王子の御正體を下し奉り、榊の枝に餝付け、日月山の端を出づるが如し、旗の紋楯の面には金剛童子を畫に顯す、見るに身の毛竪ちけり、兵船二百餘艘を調へて、紀伊國田部の湊より漕渡りて、源氏に加はる、河野次郎通信は、元來源氏に志有りければ、所々の軍に家子郎等多く討たれたりけれ共、千餘騎の軍兵を率して、伊豫國より馳來つて勢を合す、斯りければ判官彌力付きて、荒手の兵入替り〳〵攻めければ、平家遂に攻落されて、二十一日巳の刻には屋島の渚を漕出でゝ、鹽に引かれ浪に諍ひ、何くを指すとはなけれ共、風に任せ動行くこそ悲しけれ、先帝を始め奉りて、女院、二位殿、女房、男房、宗徒の人々は、讃岐志度へぞ御座しける、

源氏は、屋島の軍に討勝つて三箇日逗留して、四國の勢を招く、判官、伊勢三郎義盛を召して、河野四郎追討の爲に成良が嫡子傳内左衛門尉成直、三千餘騎にて伊豫へ越えたり、召捕つて進せよと下知す、命に依て座を起つ義盛は究竟の山賊海賊古盗人の謀賢しき男なり、先づ下龍男を一人出し立てゝ、次第脛巾簑笠に旅籠持たせて、傳内左衛門に伺ひ遇うて云ふべき樣委しく敎へて、一日路を先立つて伊豫國へ越ゆ、義盛は三千騎を從へんとて、十七騎の勢を具して、一日路さがりて向ひけり、人々嗚呼〳〵しく思ひける、成直は河野が館へ推寄せたれ共、通信をば漏しつ、家子郎等多く討捕り、館に火懸けて、首をば兼て進り、虜共あまた編連れて、屋島も覺束なしとて、伊豫より讃岐へ歸りけり、道に夫男に會ふ、傳内左衛門尉、己は何所よりいづく

へ通る者ぞと、屋島より伊豫へ罷る者にて候と答ふ、偖屋島には何事かあると問ふ、夫男答へて云ふ樣は、伊豫國河野四郎殿の伯父福良新三郎殿頸實檢の日、源氏九郎判官と名乘つて、雲霞の勢屋島の内裏へ押寄せて、夥しき軍にて候ひしが、源氏の爲に内裏を燒かれて、平家は船に乘りて下會ひ下會ひ戰ひ給ひし程に、平家は無勢に御座し、源氏は大勢なれば、平家軍に負けて、大臣殿父子、小松殿公達生捕られ給ひぬ、櫻間大夫殿は、十七日阿波勝浦の軍に虜と披露あり、民部大輔殿は、軍破れて降人に參られけり、其外の人々、死ぬるも捕らるゝも、いくらも有りと聞え候ひき、能登殿こそ由々しく御座しましけれ、源氏も其手に多く討たれて、終には小船に乘りて漕出し、海に沈み給ひぬとて、上下歎き奉り候ひき、東國の勢はさる事にて、熊野別當とて二百艘の兵船を漕ぎ、河野四郎殿は、千餘騎にて屋島へ馳せられき、其外五十騎百騎、四國九國より馳集つて、阿波讃岐の浦々は軍兵にて候、判官は暫く逗留して、平家の方人を平ぐべしとぞ承りつる、其外の事は知らずと申して過ぎぬ、傳内左衞門此言を聞くより心弱く思ひて、一所にて何とも成るべかりける者を、由なき伊豫へ越えてけり、父降人に參り給ひける事は、成直を今一度見もし見えん爲歟、但し下臈の說信用に足らず、實否を聞かんとて馬を打つて行く程に、讃岐國三木郡琴造の宮と云ふ所にて、伊勢三郎と傳内左衞門と行會ひたり、義盛鐙蹈張り弓杖つき、あれは傳内左衞門尉と見るは僻事歟、是は源氏の郎等に伊勢三郎義盛と云ふ者なり、平家は屋島の軍に負けて、内裏以下人々の家々皆燒けぬ、大臣殿父子、小松殿の公達、恥あるは大底虜られ給ひぬ、汝が父民部大輔は、頸を延へて降人に參ず、櫻間大夫勝浦にて虜る、此の二人義盛預る、汝が父は降人なれば頸をば繼ぐべし、櫻間大夫は死罪遁れ難し、種々歎き申す間、御恩に申しかへんと存ず、能登殿こそ、由々敷振舞ひ給ひたりしか、判官殿乳母子佐藤三郎兵衞、鎌田藤次を始めとして、多くの郎等討たれぬ、結句舟に乘り、海に入り給ひぬ、實の大將軍と覺えき、抑汝源氏に隨ひ奉るべきか、猶意趣あるか、民部大輔の降人に參る事、今一度汝を見んとの恩愛の情と存ず、父をも見、故郷にかへらんと思はば、義盛につけ、命をば申請ふべし、斯く云ふをそむき給はゞ、通し侍るまじと云ひ、弓取直し矢束を解く、成直は、夫男が詞、義盛口上相違なしと思ひければ、父左樣に參りける上は、成直以て同事とて、弓を弛し冑を脫ぎて義盛に從ふ、伊勢三郎申しけるは、降人として軍兵を引率す、不審相貽るべしと云ふ、成直、郎等に暇をたび、其より散々に返す、義盛謀り澄して判官の許へ將向ふ、十七騎の勢にて三千餘騎を從ふる事、古今類なし、判官は、參上神妙なり、成直己が頸をも繼いで父をも見んと思はゞ、狀を父が許へ音信よと宣ふ、成直畏つて狀を遣す、源平合戰勝劣雲泥也、後勘有り恐前降源家、早住同心之思、必遂面謁之志と、阿波民部成良は、平家の軍如何にも叶ふべくも見えざりければ、心を源氏に懸けたりけるに、成直虜られぬと聞きければ、判官に通じて阿波國へ渡りぬ、彼の國の住人等、成良が命を守つて皆源氏に隨ひ屬す、此三箇年の間は、平家に忠を盡して、度々軍にも父子共に忠を致しけるに、忽ちに心替りしぬ、平家連盡くるとはいひながら無慙なり、

二月十七日は阿波勝浦の軍、二十一日には屋島を攻め落し、廿二日には讃岐志度を攻められけり、二十三日に、梶原已下の兵、屋島の渚に著く、諍終ての乳切木の風情なりとて、人皆口をすくむ、

源氏は讃岐屋島にあり、平家は屋島の城を落され、同國志度へ移りたりけれども、爰をも攻出されて、長門國引島に著く、如何があるべかるらんと覺束なし、其をも漕出して、浦傳ひ島傳ひに落行きけり、白鳥丹生の社をも漕過ぎて、筑前國箱崎津に著き給ひぬ、九國の輩源氏に心を通じて、彼の津をも攻むべき由聞えければ、平家かしこをも出で給ひぬ、何れの所を宿と定めねば、浪と共に諍ひて漕れ行くこそ哀れなれ、

住吉の鏑並神功新羅を攻む附住吉諏訪並諸神一階の事

元暦二年二月十六日夜の子の刻に、住吉社第三神殿より鏑矢の聲出でゝ、西を指して出行きぬと、當番の神人幷に祝等是を聞く由、神主長盛幷に權祝有遠奏狀を進ずる、賊徒滅亡、神兵の力ありと叡信を垂れられければ、御劍已下色々の幣帛、種々の神寶、即ち長盛有遠を召して奉進あり、昔第十五代帝仲哀天皇の后神功皇后の御宇、新羅の西戎、我國を背く由聞えければ、皇后、異賊を攻むべき旨天照太神に申され、謹んで懈ることなかれとて、二人の荒みさきを差副へ給へり、皇后懷胎月滿ちて、產月なり、纜を解き給ふ時、御產の氣出來給ふ、皇后仰に云く、胎内の皇子慥に聞しめせ、妾本朝を守らん爲、新羅の異賊を攻めんとて、遙に海上に浮ぶ、若し今生れ給はゞ、必ず水中の鱗と成り給ふべし、君吾國の主と成りて、百王の位に即かせ給ふべくば、異

賊を從へ、本朝に歸りて誕生し給へと宣命し給ひければ、御産氣止りて異國へ渡り給ひしに、二人の荒御前、艫舳に立ちて守り奉りしかば、新羅、高麗の西戎を平げて日本に歸り、筑前國にして御産あり、其よりして其所を宇美庄と云ふ、即ち宮を造りて宇美明神と名づく、皇子位に即き給ふ、應神天皇是なり、神と顯はれ給ひては、宇佐八幡大菩薩と申す、二人の荒みさき、一人は攝津國住吉郡に留り給ふ、今の住吉大明神是なり、巨海の浪に交りては水畜を利益し、禁闕の窓に臨んでは玉體を守護せり、社は千木の片殺神寂、松の綠生替り、形は皤々たる老翁なり、幾萬世を經給ひけん、一人は信濃國諏訪郡に跡を垂る、即ち諏訪明神是なり、昔柏原天皇々子に沙門開成と申す人御座しましき、是は攝津國勝尾寺の善仲善算兩上人に隨ひて、出家受戒の御弟子なり、金字如法の大般若經を書寫せんが爲に三寶に祈り奉り、清淨の水を得んと思召けるに、形夜叉の如くして、一すくひの水を進むる者あり、皇子怪しみて汝何者ぞ、此水大淸淨なりやと問ひ給ふ、夜叉答へて申さく、我は是れ信濃國諏訪の南宮なり、八幡大菩薩の嚴命を賜つて、西天白鷺池の水を汲み、一夜が程に往還來れりと申す、彼の水を硯に入れ、六箇年の間六百卷を書寫せしに、一度入れて後、其水終に盡きざりけり、不思議なりし事なり、道場建立し、件の經を安置して、遙に慈尊の出世を待つ、故に彌勒寺と名けたり、水尾天皇臨幸の時、寺號を改めて勝尾寺と申す、斯る現人神達なれば、新羅征伐の時は、天照太神も差副へられけるにこそ、昔の征伐、今の神託、御憑敷ぞ思召す、

同三月三日、平家追討の御祈に諸國の明神に一階を授け奉らるゝの由宣下せられけり、凡そ兵革の祈禱、天下安穩のために諸國の神明に一階を增させらるゝ事、代々の例なり、仁明天皇の御宇嘉祥四年正月に、天下諸神、有位無位を論ぜず、共に正六位上に叙すと云ふ官符を下さるゝより以降、朱雀院の御宇天慶三年正月、諸國諸神一階を增し奉る、白河院の御宇永保元年正月、同じく一階を增し奉る、崇德院の御宇永治元年七月、同じく一階を增し奉る、高倉院の御宇治承四年十二月、同じく一階を增し奉る、仍て今度もかやうに行はれけり、

源平侍遠矢附成良返忠の事

平家は、屋島をば落ちぬ、九國へは入られず、寄る方もなく浮宕て、長門壇浦、赤間、門司關、引島に着きて、波の上に漂ひ、船中に日を送り給ふ、源氏は、阿波國勝浦に着き、所々の軍に討勝つて、屋島の内裏を追落し、平家の船の行くに任せて、陸より攻追ふ、燒野雉の隱なく、鷹の攻むるに異ならず、源氏は於井津部井津と云ふ所に著く、平家の陣を去る事三十餘町なり、

同三月廿四日、九郎判官義經已下の軍兵、七百餘艘にて夜の陵晨に攻寄す、平家待請けたり、五百餘艘の兵船を漕向へ、矢合して戰ふ、源平兩方の軍兵十萬餘人なれば、互に鬨を發す聲、鏑矢の鳴違ふ音、上は蒼天に聞え、下は海底に響くらんとぞ驚かれける、

三河守範賴、千葉介常胤、稻毛、榛谷、海老名、中條、相馬、大田、大胡、廣瀨、小代、中村、久下、鹽谷、三萬餘騎にて九國の地に著き、前をきる、籠の中の鳥出で難く、網代の鮑免れんや、海には船を浮べたり、陸には轡を並べたり、東西南北塞れて、漏るべき方こそなかりけれ、

權中納言知盛卿、船の舳に立ち出でゝ申されけるは、軍は今日を限、各退く心あるべからず、昔より今に至るまで、軍破れ運盡きぬれば、名將勇士も、或は路人の爲に獲られ、或は行客の爲に囚はる、是れ皆去り難き死を遁れんと思ふ故なり、各命を此時に失ひて、必ず名を後の世に留めよ、東國の奴原に、わるびれて見ゆな、何の料にか命をも惜む可き、心を一にして義經を取つて海に入れよ、今度の合戰の執心此事にありと申されければ、近く候ひける武藏三郎左衞門有國、各此仰せ奉れやと申す、惡七兵衞景淸が申す、阪東の者共は馬上にてこそ口は聞き候へ共、船軍は未練なるべし、只魚の木に登らん如くなるべし、必ず寸歩を失ひ弓箭を抛ぐべし、一々に取つて海に入れなんと申す、由々敷ぞ聞えし、越中次郎兵衞盛嗣申しけるは、九郎冠者が軍將として上ると承りし間、緣に付て其樣を尋ね聞きしかば、面長うして身短く、色白うして齒出でたり、身を寰してよき鎧をきず、日々朝夕に物具を替ふと云ひき、其意を得て、組め組まんと申す、人々口々に、九郎は心こそ猛く共、勢が小さくあるなれば、其冠者何事かあるべき、目にかけてんには、寄合片脇に搔挾んで、つと海へ入りなんと申す、伊賀平内左衞門家長は、あゝ世は不思議の事哉、金商人が從者して奥州へ下りたる者が、源氏の大將軍して君に向ひ進せ矢を放つ事よ、御運の盡きさせ給ふと云ひながら、口惜しき事哉とて、はらはらと泣く、權中納言知盛卿、大臣殿の前に進んで申されけるは、今日の合戰、兵の景氣勇ありて見え候、但し成良は一定心替したりと覺ゆ、頸を切り侍らばやと宣へば、大臣殿は、そも實否を聞定てこそ、若し僻事ならば不便也とて詳ならざりければ、度

度諫め申され、成良を召す、木蘭地の直垂に洗革の甲著て、大臣殿の前に蹲踞せり、成良こそ先々の樣に事をもおきてね、今日はわるびれて見ゆ、若し臆し侍るか、四國の者どもに軍よくせよと下知すべしと仰せられければ、なじかは臆し侍るべきとて立ちぬ、知盛卿は太刀の柄に手を懸けて、頸を打たばやと思召しけれ共、免し給はねば力なし、肥後國の住人菊池次郎高直、原田大夫種直等は、平家に相從ひたりければ、三百餘艘先陣に漕向へ、弓の上手大矢共をそろへて散々に射ければ、源氏の兵多く討たれて、舟共指退く、平家は勝ちぬとて、阿波國の住人新居紀三郎行俊、唐皷の上にのぼりて、攻皷を打つて訇りけり、

判官は、軍負色に見えければ、鹽瀨の水に口を漱ぎ、目を塞ぎて掌を合せ、八幡大菩薩を祈念し奉る、神明、擁護を加へ給ひ、白鳩二羽飛來て、判官の旗の上にぞ居たりける、源平共にあれ〳〵と云ふ程に、東方より一叢の黑雲たなびき來りて軍場の上にかゝる、雲の中より白旗一旒おり下つて、判官の旗頭にひらめきて、雲と共に去りぬ、源氏は掌を合せて之を拜む、平家は、身の毛竪ちて心細くぞ覺しける、

源氏の軍兵等、此等の靈瑞を拜みければ、勇み訇つて或は船に乘移りて漕寄せ〳〵戰ふ者もあり、或は陸を歩せて指詰め指詰め射る者もあり、强弓精兵矢繼早の手だり共、劣らじ負けじと散々に射ければ、平家も亂れ合ひて戰ふ、勝劣更に見えず、三浦平太郎義盛、船には乘らず浦路を歩せ、敵の舟をさしつめ〳〵射けるこそ、物に當るも健く、遠くも行きけれ、前權中納言知盛卿乘り給へる舟、三町餘りを隔てゝ澳に浮ぶ、三浦義盛、十三束二伏の白篦に、山鳥の尾を以て矯だりけるを、羽本一寸ばかり置きて三浦平太郎義盛と燒繪したりけるを、能引いて兵と放つ、知盛卿の舷に立ちて動けり、中納言此矢を拔かせて、舌振して立ち給へり、三浦は遠矢射澄したりと思ひて、鐙蹈張り弓杖つき、立上つて扇をひらいて平家を招く、其矢射返せとの心なり、中納言是を見給ひて、平家の侍の中に此矢射返すべき者はなきかと尋ねられけるが、阿波國の住人新居紀四郎宗長、手は少し亭なれ共、遠矢は四國第一とて召されたり、宗長、三浦が箭をさらり〳〵と爪遣りて、此の箭篦性弱く、矢つか短し、私の矢にて仕り侍るべしとて、黑塗の箭の十四束なるを、只今漆をちと削りのけ、新居紀四郎宗長と書付けて、舳屋形の前ぼばしらの下に立ちて、暫し固めて兵と放つ、三浦義盛が弓杖に懸けて居たりける、冑の鉢射削り、後四段計りに控へたる三浦石左近と云ふ者が弓手の小かひな射通す、源氏の軍兵等、

嗚呼義盛無益の遠矢射て、源氏の名折ぞ〳〵と云ひければ、判官、宗長が矢を取りて、これ返すべき者やあると尋ねられければ、土肥次郎實平が申しけるは、東八箇國には此矢に射勝すべき者覺えず、甲斐源太郎殿の末子に淺利與一殿ぞ、遠矢は名譽し給ひたると擧す、さらば呼び奉れとて招寄す、判官宣ひけるは、三浦義盛遠矢射損じて、答の矢射られたり、時の恥に侍り、其返し給ひなんやといはれければ、與一は宗長が矢を取りて、さらり〳〵と爪遣りて、此は篦誘も尋常に、普通には越え侍る、但し遠忠が爲には相應せず、私の具足にて仕るべしとて、判官の前を立つ、其日の裝束には、魚綾の直垂に折烏帽子を引立てゝ、黃河原毛馬に白覆輪の鞍置きてぞ乘りたりける、白木の弓の握太なるを召寄せて、白篦十四束二伏に誘へたる、切府に鵠の霜降破合せて矧たる征矢一手取添へて、遠矢の舟はいづれぞと問ふ、舳屋形の前に扇披きつかひて鎧武者の立ちたる船と敎ふ、遠忠能引き固めて兵と放つ、宗長が、遠箭射澄したりと存じて、ほばしらにより懸り、小扇ひらき仕ひける鎧の胸板かけず、つと射とほし、其矢はぬけて海上五段計りにさと入る、宗長ほばしらの本に倒る、其後源平の遠矢はなかりけり、

三浦義盛遠矢射劣つて此恥を雪めんと思ひ、小船に乘り、楯突向うて漕廻り〳〵、面に立つ平家の侍共、差詰め〳〵射倒す、元來精兵の手だりなれば、鏃に廻る者なし、源氏方に齋院次官親能と名乘つて、訇り懸けて戰ふ、平家には、誰とは知らず武者一人舷に立ちて、あゝ親能は右筆ばかりは取りも習ひたるらん、弓矢の道は知らざる者をと云ひたりければ、敵も御方もはつと笑ふ　親能赤面してぞ侍りける、源氏は大勢なり、勝つに乘つて、攻め戰ふ、平家は小勢なり、今日を限と振舞ひけり、帝釋、修羅の鬪諍、爭かこれには勝るべき、平家は船を二三重に構へたり、唐船には、軍將の乘りたる體にて軍兵を乘せたり、兵船には、大臣殿已下、然るべき人々乘られたり、源氏、軍將の唐船を攻め時、兵船、源氏の船を指廻して中に取籠め、一人も洩さずうたんとの謀なり、民部大輔成良は、さしも平家に忠を致しゝか共、忽ちに心替して、四國の軍兵三百餘艘漕却て、軍の見物して居たり、平家强らば源氏を射ん、源氏勝色ならば平家を射んとぞためらふたる、天をも度りつべし、地をも度るべし、只度る可からざるは人の心と、誠なる哉成良、

源氏、海には櫓棹を並べて、兵船數を知らず　陸には轡を並べて、其勢雲霞の如し、平家如何にも叶ひ難く見えける上、子息傳内左衞門が事も悲しければ、成良、判官へ使を立て

て申しけるは、唐船には大將軍の乘りたる樣にて軍兵を乘せられたり、兵船には大臣殿已下の公達召されたり、唐船を攻めさせて源氏を中に取りこめんと支度し侍り、御意有るべき由中言して、成良が一類、相從ふ四國の者共、三百餘艘漕寄せつゝ、指合せて平家を射る、成良は心替の者なり、頸を切らばやと、中納言のよく宣ひける者をと、大臣殿後悔し給ひけれ共、云ひかひなし、

知盛船掃除附海豚を占ふ並宗盛取替子の事

源氏の兵共いとゞ力を得て、平家の船に漕寄せ〻亂れ乘る、遠きをば射、近きをば斬る、竪横散々に攻む、水手楫取櫓をすて楫を捨て、船を直すに及ばず射伏せられ切伏せられ、船底に倒れ水の底に入る、中納言は、女院、二位殿などの乘り給へる御船に參られたりければ、女房達、こはいかに成り侍りぬるぞと宣ひければ、今は兎も角も申すに詞足らず、兼て思ひ儲けし事なり、めづらしき東男共をこそ御覽ぜんずらめとて打笑ひ給ふ、手自船の掃除して、見苦しき物共海に取入れ、こゝ拭へ、かしこ拂へなど宣ふ、さほどの事に成り侍るなるに、閑かなる戯言哉とて、女房達聲々をめき叫び給ふ、此に海豚と云ふ大魚、二三百もやあるらん、鹽ふき立てゝ食て來る、安倍晴延と云ふ小博士を召して、いかなるべきぞと尋ね給ふ、晴延占文披いて、此海豚食返らば源氏に疑ひあり、食通らば味方に憑なしと申しけるに、此魚一も食返らず、平家の船の下をついくゞり〳〵食て過ぎぬ、小博士、今はかう候ふとて、涙をはら〳〵と流しければ、人々聲を立てゝぞをめき給ふ、

二位殿は今は限にこそと聞き給ひければ、宗盛は入道大相國の子にも非ず、又我子にもなし、されば小松内府が心にも似ず、思ひおくれたるぞとよ、海に入り自害などもせで、虜られて憂目などをや見んずらん、心憂くこそ覺ゆれとぞ宣ひける、宗盛入道の子に成りける故は、二位殿、重盛を嫡子に儲けて後又懷妊したりけるに、入道、弓矢取る身は男子こそ寶よ、嫡子に一人あれば心苦し、必ず弟儲けて給へ、とぎにせさせんと云ふ、二位殿斜ならず佛神に祈申し、月滿じて生たるは女子なり、音なせそ、如何がせんとて方々取替子を尋ねける程に、清水寺の北の坂に唐笠を張りて商ふ僧あり、愁ひに僧綱に成りたりければ、異名に唐笠法橋と云ひける者が許に、男子を產みたりけるに取替へつゝ、入道に男子儲けたる由告げたれば、大に悅んで、產所もはてざりけれ共、嬉しさには穢事も忘れて、女房の許に行き、あゝ目出たし〳〵とぞ悅び給ひける、入道世に有りし程は露の言葉にも出し給はず、壇浦にてぞ初めてかく語り給ひける、

二位禪尼入海並平家亡虜の人々附京都注進の事

二位殿今は限と見はて給ひにければ、練色の二衣引纏き、白袴のそば高く挾みて先帝を懷き奉り、帶にて我身に結び合せ進せ、寶劔を腰にさし、神璽を脇に挾みて舷に臨み給ふ、先帝は八にぞ成らせ給ひける、御年の程よりはねびとゝのほらせ給ひて、御形あてにうつくしく、御髮黑くふさやかにして、御背に懸け給へる御貌、類なくぞ見えさせ給ひける、御心迷ひたる御氣色にて、こはいづこへ行くべきぞと仰せられけるこそ悲しけれ、二位殿は、兵共が御船に矢を進せ候へば、別の御舟へ行幸なし進せ候ふとて、

今ぞしる御裳濯河の流には浪の下にも都ありとは

と宣ひもはてず、海に入り給ひければ、八條殿、同じくつゞきて入り給ひにけり、國母建禮門院を始め奉りて、先帝御乳母帥典侍、大納言典侍已下の女房達、船の艫舳に臥しまろび、聲を調へて叫び給ふも夥し、軍喚にぞ似たりける、浮きもや上らせ給ふと暫しは見奉りけれ共、二位殿も八條殿も深く沈みて、見え給はず、昔は一天の主として、殿をば長生と祝ひ門をば不老と名けしか共、今は雲上の龍下りて、忽ちに海中の鱗と成り給ふこそ悲しけれ、哀なる哉、花に喩へし十善の御粧、無常の風に匂を失ひ、悲しき哉、月に螢きし萬乘の玉體、蒼海の浪に影を沈め御座す事を、無常元來定なし、有待誰かは恃みあるなれ共、清涼紫宸の玉臺を振捨てゝ、鬪戰兵革の船中に行幸して、未だ十歲にだにも滿せ給ぬ御齡に、忽ちに波の底に入り給ひけん、哀と云ふも疎なり、女院は後れ奉らじと、御燒石と御硯の箱とを左右の御袂に宿し入れ、御身を重くして、つゞきて海に入らせ給ひけるを、渡邊源次兵衞尉番が子に源五馬允呢と云ふ者、急ぎ飛入りて、潛上げ奉りけるを　呢が郎等熊手を下して、御髮をからゞきて御舟へ引入れ奉る、彌生の末の事なれば、藤重の十二單の御衣を召されたり、翡翠の御髮より始めて、皆鹽垂れ御座すぞ御痛しき、帥典侍も同じく飛入り給ひけるを、衣のすそと御袴とを舷に射付けられ給ひて、沈み遣り給はざりけるを、源次兵衞番取上げ奉る、呢はもしやの時とて、鎧唐櫃の底に持ちたりける唐綾の白小袖一重取出して、女院に進せたりけるぞ、夷なれ共情あり、呢は近くは參り寄らず、程を隔て畏りて、君は女院にて渡らせ御座しますかと、度々尋ね

申しければ、御覽じ馴れぬ夷の有樣恐しく思召しけれ共、御言をば出させ給はず、二度打ちうなづかせ給ひけり、昵御舟を漕ぎて、女院をば判官の船に渡し入れ奉る、近衞殿の北政所も海へ飛入らせ給ひけるを、人々取留め奉る、判官、伊勢三郎義盛を以て、海には大事の人々入らせ給ひたるを、取上げ進せたらん者共、狼藉仕るなと下知しければ、義盛小船に乘りて觸廻る、此彼より女房達をば判官の船へ送り渡し奉る、

兵共、先帝の御船へ亂れ入りて、大きなる唐櫃の鎖ねぢ破り、中なる箱を取出し、箱のからげ緒切解いて、蓋をあけんあけんとしければ、忽ちに目眩き鼻血たる、平大納言時忠卿見給ひて、内侍所の御箱なり、狼藉なりと宣へば、判官是を聞きて、制止を加ふ、武士共御船を罷出ぬ、即ち平大納言に申して、元の如く御唐櫃に納入れ奉る、末代と雖も、かく靈驗の御座しますこそ目出たけれ、神聖は、海上に浮み給ひたりけるを、片岡八郎經春取上げ奉る、

前左馬頭行盛は基盛の子、前左少將有盛は小松大臣の息男、共に太政入道の孫なり、同船して御座しけるが、軍の樣今を限と思ひければ、冑を脱捨て、鎧の袖切落し、身を輕くして舷に進出づ、有盛先陣に在りて、源氏の兵と射合ひけり、行盛は暫し最後の所作と覺しくて、船の舳頭にして提婆品をぞ讀み給ふ、一品既に終りければ、西に向つて廻向して、有盛と立並び、矢鏃をそろへて射けるにこそ、數の兵も亡びけり、熊井太郎忠元、江田源三弘基已下の輩、舟を押廻して兩方より乘移りければ、行盛有盛弓をば棄て、劔を抜き、心を嫋めず命を惜まず、艫舳に廻りて散々に戰ひ、首を列べて討死してぞ亡せにける、勇兵の振舞尤もとぞ覺えける、行盛提婆品を讀み給ひける事は、父基盛大和守に任じて上洛の時、宇治河のはたに下りて水練して游ぎけるに、水に流れて死にけり、其後基盛の女房夢に見けるは、我思ひかけず宇治左大臣賴長の爲にとられて、河の底に沈みぬ、法華經にあらずば、得道しがたし、追善には提婆品を讀誦書寫して廻向せよと見えたりければ、此夢を阿翁入道殿に語りたれば、不便なりとて、福原の經の島に御堂を立てゝ、八人の持經者を置きて、毎日に法華經を轉讀し、殊に提婆品をば極信に讀ませられけり、行盛其比は幼少なり、成人して是を聞き、毎日に懈らず此品をよみ給ひけるが、今日は未だ讀み給はざりけるやらん、又今を最後と思召しけるにや、最貴く哀れにぞ覺えける、

源氏の郎等に後藤三範綱は、平家の船に飛入りて、弓をば捨て打物抜いて走り廻りけるを、越中次郎兵衞盛嗣寄合ひ組んで重り、上になり下になり、船中を五ころび六ころびしければ、互に刀を抜く隙もなかりける處に、盛嗣を助けんとて、惡七兵衞景淸、範綱をばさしてけり、

前能登守敎經は、元より心剛に身健にして、進む事有りて退く事なし、軍敗れぬと見えければ思切り、死生知らずに振舞ふ、是ぞ聞ゆる能登守とて、我先〳〵にと諍ひて懸りけれ共、少しも面も振らず戰ふ、矢ごろに廻る者をば、指詰め〳〵射けるに、更にあだ矢なし、近付く者をば引寄せ、提げて海へ抛げ入れければ、面を向け難し、太刀にて切るは少く、水にはむるは多し、前中納言知盛卿是を見て、由なき事し給ふ者かな、此輩は皆步兵にこそ侍りぬる、强ちに目にたて給ふべきにあらず、自害をもし給へかしと宣へば、偖は九郎冠者に組めとにこそ、其は存ずる處なり、如何がはせんと伺ひ廻る處に、判官の船と能登守の船と、すり合ひて通りけり、能登守然るべしとて判官の船に乘移り、冑をば脱棄て大童になり、鎧の袖草摺ちぎり捨て、輕々と身を認めて、何れ九郎ならんと馳廻る、判官兼て存知して、兎角違て組まじ〳〵と紛れ行く、さすが大將軍と覺えて、鎧に小長刀突いて武者一人あり、能登守目を懸けて、軍將義經と見るは僻事歟、故太政入道の弟門脇中納言敎盛の二男に能登守敎經と名乘り、にこと笑ひ飛懸る、判官は組んでは叶はじと思ひて、尻足踏んでぞやすらひける、大將軍を組ませじとて、郎等共が立隔て〳〵しけれ共、除け奴原、人々敷とて海の中へ蹴入り取入り、つと寄る、既に判官に組まんとしければ、判官早業人に勝れたり、小長刀を脇に挾み、さしくゞりて、弓長二つばかりなる鄰の船へ、つと飛移り、長刀取直して舷に莞爾と笑ひて立ちたり、

能登守は、力こそ勝れたりけれ共、早業は判官に及ばねば、力なくして舟に留り、あゝ飛びたり〳〵と嘆む、其後能登守、今を限と狂ひ廻りければ、面を向け難し、爰に安藝太郎時家と云ふ者あり、是は安藝國の住人にもなし、安藝守が子息にも非ず、阿波國の住人安藝大領と云ふ者が子なり、三十人が力持ちたりと聞ゆ、郎等二人あり、同じく三十人づゝ力あり、時家二人の郎等に云ひけるは、我等三人心を一にしてくまんには、鬼神と云ふ共負けまじ、能登殿强しと云ふ共、やは三人には勝ち給ふべき、三人取つて合すれば、九十人が力なり、私の力業は人の證據にたゝず、能登守に組んで、力をも人に知らせ剛の名をも極めんと思ふは如何にといへば、郎等子細にや及ぶべきとて、三人一度に鎹を傾け打つて懸る、能登守は、源氏の郎等に名もあり力あればこそ、敎經には

懸るらめ、是ぞ軍の最後なると思ひければ、閑々と相待つ處に、三人鼻を並べ、透間もなく、つと寄る、一人をば海中へたふと蹴入れ、二人をば左右の脇に搔挾んで、一しめ〳〵て、いざおのれら敎經が御伴申せ、南無阿彌陀佛〳〵とて、海の底へぞ沈みける、（異說には、自害）

宗盛卿、子息淸宗二人は、海にも入らず自害をもせず、船中を兎違ひ角違ひ行き給ひければ、侍共餘りに惡くく思ひて、通る樣にて海へ突入れ奉る、人は鎧の上に碇を置き、冑の上に鎧を重ねて、身を重くして入ればこそ沈むに、是はすはたにて而も究竟の水練なり、淸宗は父沈み給はゞ我も沈まんとおぼし、宗盛は子沈まば我も沈まんと思ひて、二人ながら沈まず、竪さま横さま立游ぎ犬游ぎして沈み給はざりけるを、伊勢三郎義盛船を押寄せて、右衞門督を熊手に懸けて引上ぐ、大臣殿此樣を見て、態と義盛が船近く游ぎ寄りて、取上げられ給ひにけり、飛驒三郎左衞門景經是を見て、何者なれば我君をは取り奉るぞと云ひて、太刀を拔いて打つてかゝる處に、義盛が童、主を討たせじと、中に隔り戰ひけるが、童一の刀に冑を打ち落されて、二の刀に頸を切落されぬ、即ち義盛に打つて懸る、危く見えけるに、堀彌太郎親弘、引固めて放つ矢、景經が內冑を射る、ひるむ處を、親弘弓を捨てゝ得たりと懷く、上になり下になりころびける處を、親弘が郎等落合ひて、景經が首をとる、此三郎左衞門と云ふは大臣殿の乳母子なり、目の當見給へば、さこそ悲しく覺しけめ、前內大臣宗盛は、苟くも征夷の將たり、忽ちに匹夫の手に囚はれ永く訕を萬人の唇に懸け、獨り恥を累祖の跡に殘す、無慙と云ふも疎なり、前修理大夫經盛卿は、船を遁去つて南山に入り、自害して堀埋まれにけり、難を去り死を去らず、骨を埋め共名を埋まず、

前平中納言敎盛、同新中納言知盛卿は、一所に御座しけるが、伊賀平內左衞門を召されて、いかに家長、見るべき事は見つ、先帝を始め進せて、一門の人々、自害し海に入りぬ、今までもかくあれば强面き命を惜むに似たり、大臣殿は如何に成り給ひぬるやらんと問ひ給ふ、家長涙を流して、大臣殿、右衞門督殿二人は一度に海に入り給ひたりつるを、敵熊手にかけ奉りて、二所ながら引上げ取り進せ候ひぬ、景經も討死候ひぬと申しければ、知盛卿は、噫心憂など深くは沈み給はざりけるぞと二度宣ひて、涙をはら〳〵と流して、今は何をか見聞くべき、家長日比の約束はいかにと仰せられければ今更君に離れ奉りて、いづちへ行くべきに候はず、御伴なりと申せば、知盛卿よに嬉しげに思ひて、平中納言敎盛卿と、甲

脫捨てゝ西に向ひ、念佛申して兩人自害せられければ、有國、家長已下侍八人同じ枕に自害して伏しぬ、知盛卿は猛將の聞を辱しめず、敎盛卿は武勇の名に劣らず、共に命を西海に亡し、互に譽を東路に傳へたる、

一說に云く、知盛敎盛兩人は、腹卷の上に鎧を着、身を重くして手を取組み、海に入り給ひければ、侍共八人、同じく續きて入りにけり、源氏の兵共哀とみる處に、三十計りの男の、木蘭地の直垂に黑絲縅の腹卷に、二所籐の塗籠めたる弓の眞中取り、冑をも着ず箙も負はず、矢二三執添へて、赤銅作の太刀帶て、中納言の海へ入り給へるせがいへつと出來り、海を睨んで立ちたり、源氏其意をば知らず、目を澄して是を見、あはれよき侍共をば召仕ひ給ひける者哉、或は虜或は海に沈みて、主は一人もなけれ共、事に遇ふべき事樣なり　何者に目を懸け伺ひ居たるらんと私語見けれども、近付寄る者なければ、仕出せる事はなし、良久しく海を睨んで後、弓矢をさぶと投入れつつ我身も海につと入る、又も浮まで沈みにけり、こは何としつる事ぞと、取々不審をなしけるに、或人の申しけるは、此者は一定新中納言の侍なり、中納言さる謀賢き人にて、身をばよく認めて入りたりとも、若し浮上る事もあらば、敵の手に懸けずして汝射殺せと約束せられたりけると覺ゆる、大臣父子沈みもやらで、敵に虜られ給へるをも心憂くこそ思しけめ、さればこそ主の入りたる處を睨んで、別に子細はなくして共に海には沈むらめ、あはれ此の人に世を讓りたらば、たとひ運の極なりとも、都にて如何にも成り給ひなましと、惜まぬ者はなかりけり、

赤旗赤符海上に充滿ちて、紅葉を嵐の吹散したるが如し、海水も血に變じて、渚々に寄する波、薄紅にして流れける、主を失へる船は、風に隨ひ潮に引かれて、越路の雁、行を亂るが如く、膚を離れたる衣は、水にうき波に諍うて、蜀江の錦色を洗ふかと疑はる、玉樓金殿の昔の榮花、船中の浪の底今の有樣思ひ並べて哀なり、（元曆二年の春の暮、如何なる年、如何なる日ぞ、一人海底に沈み、百官水の泡と消ゆ）

豐後國八代宮の神主に、七郎兵衞尉某と云ふ者父子は、平家に催され、軍しける程に、壇浦の軍敗れて遁るべき方なし、自害をせばやと思ひて、子息の大夫を招きて、平家はやはや亡びぬ、我等囚に成りなば、一定誅せらるべし、舊里に歸りて今一度妻子をも見ばやと思ふ、又自害すべき歟、それ計へと云ふ、子息大夫申しけるは、我等必ずしも平家重代の侍に非ず、又心より發りて軍せず、十善帝王御座しまずとて驅催

され、一旦參ず、強ちに罪深からず、只舊里に返り退きて、誤りなき由を陳じ申し給へ、但し只今船を漕行かば、落人とてよも生けられじ、年來の水練此時にあり、水底を游ぎ給へと云ふ、然るべしとそ鎧物具脱棄てゝ裸に成り、褌かき、父子共に水底に飛入りて、豐前國柳浦を志して游行く、門司が浦より柳浦までは、海の面五十餘町の處なり、今二十町計り行著かずして、父の兵衛尉、子息大夫を呼返して云ふ、さり共と思ひつれ共、我左の足を引入れ〳〵する者あり、今は故郷に游著かん事叶ひ難し、さればこそ汝にも游後ると云ふ、大夫は、疲れ給ひたるにこそ何物かは足を引き侍るべき、只我肩に懸り給へといへば、我身こそ死ぬ共、汝をさへ沈めん事不便なり、如何にも足が重ければ叶はじと云へば、大夫水底に入りて足を捕つて見れば、餘りに周章て髓當の片方の緒をば解いて、今片方を解かざりけるが、水にしとみて重かりけり、引切りてかくといへば、さては游がんとて、二時計りに柳浦へ游上る、宿所に歸りて妻子を見る悦ぶ事極りなし、世靜りて鎌倉に下り、陳じ申しければ、遁れ難き罪科なれ共、社官に咎行はるゝ事、思へば神慮量り難しとて、八十五町の神田相違なく、元の如く神主職に補せられ罷り下りにけり、平家亡びて、猪俣近平六と常陸の八田左衛門知家と乘りたる船の本へ、つきうす一つゆられて來る、機嫌なしと笑ひけるに、近平六、平家の臼と見ゆるなりけりと云ふ、八田知家、年來の憑も今はつきはてゝと付く、人々興に入りてぞ笑ひける、

同四月四日、九郎判官義經、合戰の次第注進して、飛脚を以て院の御所へ奏し申しけり、注進狀には、

去三月廿四日午刻、於長門國壇浦、平氏悉、討取、大將軍前内大臣已下生虜、神璽内侍所、無爲可歸入御座給、寶劍、嚴島神主景弘仰探求海底、生虜人、建禮門院、若宮、冷泉局、大納言典侍、帥典侍、前内大臣、前平中納言時忠卿、前右衛門督清宗卿、前内藏頭信基朝臣、前左中將時實朝臣、前兵部少輔尹明、藏人大夫親房、全親僧都、能圓法師、自害人、前中納言敎盛卿、同知盛卿、前修理大夫經盛卿(登山自害、堀埋)、前能登守敎經、戰死者、前左馬頭行盛朝臣、前左少將有盛朝臣入海中、人、先帝、准后八條局、侍生虜、美濃守則清、左衛門尉信康、阿波民部大輔成良、降人、前安藝守景弘(嚴島神主)、民部大輔景信、雅樂助貞經(貞能男)、田内左衛門尉則長、矢野右馬允家村、同舍弟高村、相摸國住人熊代三郎家直、

とぞ注し申したりける、法皇大に御感あり、貴賤悦びあへり、使節廣綱を御坪に召されて、合戰の次第委しく御尋あり、叡感の餘り廣綱左兵衛尉に補す、

同日に德大寺内大臣實定、院の御所六條殿へ參られたり、大藏卿泰經卿を以て、神鏡、神璽は無爲に御座します、寶劔は、嚴島神主景弘に仰せて海底を探り求むるの由、義經言上す、虜前内大臣已下の罪科、何樣に行はるべき歟と仰せ下されければ、實定畏つて、璽鏡の事、辨官幷に近衛司等を指遣さるべしと雖も、定めて遲怠に及ばん歟、先づ軍陳の沙汰として淀邊に渡し奉り、事の由を奏せば、供奉の人等參向して、迎へ奉るの條宜しかるべき歟、生捕の輩が罪の處置、唯叡慮を決せらるべきかとぞ申されける、

同五日、猶御不審に依て、北面の下臈に藤判官信盛を西國へ下し遣さる、信盛宿所に歸らず、鞭を上げて急ぎ馳下る、權亮三位中將北方傳へ聞き給ひては、賢くぞ身を拋げ給ひける、終の別は同じ事と云ひながら、今までながらへて、かく聞きなさば、いかばかりかは悲しからましと、今こそ思ひ知られけれ、建禮門院北政所を始め奉り、帥典侍、大納言典侍以下、或は討たれ或は捕はれたる人々の北方、上臈、下臈、船底に臥しまろび、聲を調へてをめき叫び給へり、人目をも見ぬ人々の、見馴れざる武士の手に懸つて都へ歸り上り給ひしは、王昭君が夷の手に渡されて胡國へ行きし悲しさも、爭か是には勝るべき、

抑も諸國七道の合戰に依て、公家も武家も騷動し、諸寺諸山も破滅す、春夏は旱魃して秋冬は大風洪水、適東作の業を致すと雖も、終に西收の勤に及ばず、三月雨なくして寒風起れば、麥黄み秀でずして多く横はる、九月に霜降りて秋早く寒ければ、秋の穗熟せずして、青苗皆乾る、兵亂打ちつゞきて口中の食を奪ひ取れば、天下の人民餓死に及ぶ、僅に命を生きたる者も、譜代相傳の田地を棄て恩愛慈育の子孫にわかれ、家を出でゝも身を助けんと逃隱れ、境を越えても命を生きんと迷行きければ、浪人街衢にさすらひ、愁の音こゝかしこに充滿ちたり、

安德帝吉瑞ならず　並義經上洛の事

此帝をば安德天皇と申して、御位を受けさせ給ひて、樣々の

不思議御座しましけり、受禪の日は、晝御座の御茵の縁犬食損じ、夜の御殿の御帳の中に鳩入籠り、御即位の時は、高御厨子の後に女房俄かに絶入し、御禊の日は、百子帳の前に夫男上り居き、總じて御在位三箇年の間に天變地震打續きて隙なく、諸寺諸山よりさとしを奏する事頻なり、堯の日光を失ひ、舜の雨潤ひなし、山賊海賊、鬪諍合戰、天行飢饉、疫病燒亡、大風洪水、三災七難殘る事なし、貞觀の旱、永祚の風、承平の煙塵、正暦の疾疫、上代にも有りけれ共、彼は其一事計りなり、此の御代の樣は傳聞き及ばず、御裳濯河の御流、かゝるべしやと人傾き申しけり、漢の高祖は太公の子、秦王を討つて位に即き、秦の始皇は呂不韋が子、莊襄王の讓を得、舜王は瞽瞍が息、堯王天下を任せたり、人臣の、位を受け、猶以て帝位を全うせり、先帝は人皇八十代の帝高倉院の后立の皇子に御座しませば、天照太神も定めて入替らせ給ひ、正八幡宮も必ず守護し奉るらんに、いかにかくは申しけり、是を聞く人云く、異國には實にさる樣し多し、我朝には人臣の子として位を踐む事なし、此帝高倉院の后立の皇子と申しながら、故清盛入道、天照太神の御計ひをも知らず、高倉院の、御恙もましまさぬに御位を退奉り、推して位に即け奉る、其身帝祖といはれ、攝政關白に非ず、恣に天下を執行ひ、君をも臣をも蔑如にし、諸寺佛閣燒拂ひ、上下男女多く亡しゝかば、人の歎神の怒、末の露もとのしづくに歸る樣に、平家の惡行君に歸し、天地の心にも違ひ、冥慮の惠にも背くにあり、

不ㇾ患位之不ㇾ貴、而患德之不ㇾ崇、不ㇾ恥祿之不ㇾ夥、而恥智之不ㇾ博、といへり、先帝も猶帝德の至りましまさゞりけるを、入道横に計ひ申したれば、斯る不思議多くして、天下も治らず、終に亡び御座しけりとぞ申しける、

同十六日、九郎判官義經虜の人々を相具して、播磨國明石浦に著く、名にしおふ名所なる上、今夜はことに月隈なくさえつゝ、秋の空にも劣らず、深行く儘に女房達頭さしつどへて、旅寢の空の旅なれば、夢に夢見る心地にて、終夜打ちまどろむ事もなし、唯顏に袖を當てゝ忍び音をのみぞ泣かれける、時忠卿の北方帥典侍つく〳〵と泣明し給ふにも、

雲の上に見しに替らぬ月影の澄に付ても物ぞ悲しき

判官情ふかき人にて、

都にて見しに替らぬ月影の明石の浦に旅ねをぞする

と、帥典侍は、妹脊の契の悲しさに、思ひ殘す事もおはせず、時忠卿も虜られて程近く御座すなれ共、相見る事もなければ、昔語も戀しくて、

詠むればぬるゝ袂にやどりけり月よ雲井の物語せよ

と、時忠卿も、身は所々に隔てたれ共、通ふ心なりければ、

我が思ふ人は波路を隔てつゝ心幾度浦つたふらん

と、二人の心中推量られて哀なり、昔北野天神の、移され給ふとて、此所に留り給ひ、

名にしおふ明石の浦の月なれど都よりなほ曇る空哉

と詠じ給ひける御心の中、帥典侍の月よ雲井の物語せよの心の中、取々に哀なり、故郷に還り上る事の嬉しかるべけれ共、指しも昵まじき人々、多くは水の底に入りぬ、適生殘りたるは、此彼に禁められ憂名を流す、縱ひ都に上りたり共、家々は一年都落に燒けぬ、何處に落留り、誰育むべきに非ず、雲の上の昔の樂み、旅枕の今の歎き、思ひ並べて、月よ雲井の物語と口ずさみ給ひて、涙に咽び給へば、人皆袖を絞りけり、判官は東男なれ共、物めでし情ある人にて、樣々慰め勞りけり、

神鏡神璽還幸の事

同二十一日、神鏡神璽還幸の事、院の御所にして議定あり、左大臣經宗、右大臣兼實、內大臣實定、皇后宮大夫實房、中御門大納言宗家、堀川大納言忠親、前源中納言雅賴、左衞門督實家、源中納言通親、新藤中納言雅長、左大辨兼光ぞ參られたりける、頭中將通資朝臣、諸道勘文を左大臣に下しければ、次第に傳へ下す、左大辨之を讀む、羣議の趣事多しと雖も、神鏡神璽入御の事、供奉の人鳥羽に參向して朝所に渡し奉る、朝所より儀を整へて大內に幸すべしとぞ定め申されける、

日卷

神鏡神璽都入竝三種の寶劍の事

同二十五日、神鏡、神璽入御あり、上卿は權中納言經房、參議は宰相中將泰通、辨は左少辨兼忠、近衞には左中將公時朝臣、右中將範能朝臣なり、兩將共に壺胡籙を帶せり、職事藏人左衞門權佐親雅ぞ供奉しける、四塚より下馬して、各步行す、先づ頭中將通資朝臣參向して行事す　內侍所、內藏寮新造の唐櫃に納め奉る、大夫尉義經、郎等三百騎を相具して前行す、御後又百騎候す、朱雀を北へ行き六條を東へ行き、大宮を北へ行き、待賢門に入り、朝所に着御ありけり、藏人左衞門尉橘淸季、兼て此所に候ひけり、神

鏡、神璽は入御あれ共、寶劍は失せにけり、神璽は、海上に浮びたりけるを、常陸國の住人片岡太郎經春が、取上奉りけるとぞ聞えし、神璽をば注の御箱と申す、國の手璽なり、王者の印なり（習あり云云）、抑も神代より三柄の靈劍あり、天十握劍、天叢雲劍、布流劍是なり、十握劍をば羽々斬劍と名く、羽々とは大蛇の名なり、此劍大蛇を斬ればなり、又は蠅斬劍と云ふ、此劍利劍なり、其刃の上に居る蠅の、自ら斬れずと云ふ事なければなり、素盞嗚尊の、天より降り給ひけるに帶き給ひたる劍なり、今石上宮に籠められたり、天叢雲劍をば草薙劍と云ふ、日本武尊草を薙ぎて、野火を免れ給へる故なり、又は寶劍と云ふ、内裏に留めて、代々帝の御寶なればなり、布留劍は即ち大和國添上郡磯上布留明神是なり、此劍を布留と云ふ事は、布留河の水上より一の劍流れ下る此劍に觸るゝ者は、石木共に伐碎き流れり、下女布を洗ひて此河にあり、劍下女が布に留りて流れ遣らず、即はち神と祝ひ奉る、故に布流大明神と云ふ、寶劍は、昔素盞嗚尊天より出雲國へ降り給ひけるに、其國の簸河上の山に入り給ける時、啼哭する音あり、聲を尋ねて行きて見れば、一の老公と老婆と、小女を中間に置きて、髮搔撫で哭し居たり、尊問ひて曰く、汝等誰人ぞ、哭する故いかにと、老公答へて曰、我は、是國津神なり、名をば脚摩乳と云ふ、女をば手摩乳と申し、此河上の山に大蛇あり、年々に人を呑む、親を食はる、子を呑まる親子互に相歎きて、村南村北に愁の音絶ゆる事なし、就中我に八人の小女あり、年々八岐の大蛇の爲に呑まる、今一人を殘せり、貌人に勝れ、心世に類なし、名をば奇稻田姫と云ふ、又曾波姫とも申す、今又大蛇の爲に呑まれんとす、恩愛の慈悲爲方なし、別を悲みて泣くなりと申せば、尊之を憐み給ひて、汝が娘命を助けば、我にえさせてんやと宣へば、老公老婆手を合せて悅ぶ、縱ひ怪しの賤男なりとも、娘の命を助けば惜むべからず、況や尊をやとて、即ち奇稻田姫を進ず、即ち后に祝ひ奉る、小女、湯津（湯津とは祝の淨詞なり、女を后に祝へばなり）淨櫛を御髮にさし給ふ（淨櫛とは潔齋の義なり）、さては山の頂に昇り奉りて、父老公に八醞の酒を召さる、老公出雲國飯石郡の長者なれば、取出して之を奉る、尊彼の酒を八の槽に湛へて、后を大蛇の居たる東の山の頂に立てゝ、朝日の光に后の御影を、槽の底に移し給ひたりけるに、大蛇匍匐して來れり、尾頭共に八あり、背には諸の木生ひ、苔むせり、眼は日月の如くにして、年々呑む人、幾千萬と云ふ事を知らず、大蛇の八の尾八の頭、八の岡八の谷にはびこれり、大蛇此酒を見に、八の槽の中に八人の美人あり、

實の人と思ひ、頭を八の槽に浸して、人を呑まんと思ひて其酒を飲干す、大蛇頭を低れて醉臥す、尊帶び給へる十握劍を拔きて、大蛇を寸々に斬り給ふ、故に十握を羽々斬と名く、蛇の尾切れず、十握劍の刃少し缺けたり、怪みて破割りて之を見れば、一の劍あり、明かなること瑩ける鏡の如し、素盞嗚尊是を取りて、定めて是れ神劍ならん、我私に安かんやとて、即ち天照太神に奉る、太神大に悅びまし〳〵て、吾天岩戸に閉籠りし時、近江國膳吹嶺に落したりし劍なりとぞ仰せける、彼の大蛇と云ふは、膳吹大明神の法體なり、此劍大蛇の尾に有りける時、常に黑雲聳きて覆ひける故に、天叢雲劍とは名けたりけり、天照太神の御孫天津彦尊を、葦原瑞穗國の主とせんとて、天降り奉る時、八咫鏡、叢雲劍、神璽、三種の神器を授け奉る、其一なり　代々帝の御寶なれば寶劍と云ふ、素盞嗚尊と申すは、今出雲國杵築大社是なり、

彼の老公、女を尊に奉る時、潔齋の義にて淨櫛をさす、后を祝ひ奉り湯津しけり、湯は祝の義なり、津は詞の助なり、天津社、國津社と云ふが如し、されば今の世までも、齋宮群行の時、帝自ら齋宮の御額に櫛をさして宣はく、一度齋宮に祝ひ給ひなば、再び都に歸り給ふべからずと仰せなるは此故なり、又櫛に取りなし給ひけるは、蛇の難を遁れんとなり、爪櫛には惡者の怖るゝ事あるにこそ、

或人醜女に追はれて逃げけるに、如何にも遁れ難くして、捕はれなんとしけるに、懷より爪櫛を取出して、打蒔きたれば、鬼神其より還りぬ、さてこそ命は延びにけれ、今の世までも抛櫛を取らぬと云ふは是より始まれり、老公、女を爪櫛に取成して奉りたれば、大蛇の難を遁れ、命は延び給ひにけり、娘に櫛をさす事を、今の世の人、歌にも、

かつみれど猶ぞ戀しきわぎもこがゆつの爪櫛如何さゝまし

崇神天皇の御宇に神威に恐れ御座し、同殿輙からずとて、更に劍を改め鏡を鑄移し、古きをば太神宮に返し送り奉り、新しき鏡新しき劍を御守とす、靈驗全く減らせ給はず、景行天皇四十年夏六月に、東夷朝家を背き、關より東靜らず、天皇、日本武尊に命じて、數萬の官兵差副へて、東國へ發向す、冬十月朔（癸丑）日本武尊道に出で給ひて戊午先づ伊勢太神宮を拜し給ふ、齋宮倭姫命を以て、今天皇の命を蒙りて、東征に赴き、諸の叛者を誅す、こゝに倭姫天叢雲劍を取りて日本武尊に授け奉りて云く、愼んで懈る事なかれ、汝東征せんに危からん時、此劍を以て防ぎて助かる事を得べし、又錦の袋を披きて異賊を平げよとて、叢雲劍に錦の袋を付られたり、日本武尊是を給りて東に向ひ、駿河國浮

島原に著き給ふ、其所の凶徒等、尊欺かんが爲に、此野には麋多し、狩して遊び給へと申す、尊野に出で、枯野荻掻分け掻分け狩し給へば、凶徒枯野に火を放ちて、尊を燒殺さんとす、野火四方より燃來て尊遁れ難かりければ、佩き給へる叢雲劍を拔いて打振り給へば、刃向の草、一里までこそ切れたりけれ、爰にて野火は止りぬ、又其後劍に付きたる錦の袋を拔き見るに燧あり、尊自ら石のかどを取りて火を打出し、是より野に付けたれば、風忽ちに起つて猛火夷賊に吹覆ひ、凶徒悉くに燒亡びぬ、偖こそ其所をば燒詰の里とは申すなれ此よりして天叢雲劍をば、草薙劍と名けたり、彼の燧と申すは、天照太神、百王の末の帝まで我御貌を見奉らんとて、自ら御鏡に移させ給ひけるに、初の鑄損じの鏡は、紀伊國日前宮に御座しまし、第二度の御鏡を取上げ御覽じけるに、取弛して打落し、三に破れたるを燧になし給へり、彼の燧を錦の袋に入れ劍に付けられたりけるなり、今の世までに、人・腰刀に錦の赤皮を下げて、燧袋と云ふ事は此故なり、日本武尊猶夷を鎭めんが爲に、これより奥へ入り、武藏國より御船に召し、上總へ渡り給ひけるが、浪風荒くして御船危かりけるに、旅の御徒然の料に、御志深き下女を相具し給ひたりけるが、風波は龍神の所爲なり、君は國を治めんが爲に、遙かに東夷を平げ給ふ、我爭か君を助け奉らざらん、童龍神を宥めんとて、舷に立出でゝ千尋の海に入りにけり、實に龍神納受ありけるにや、風波即ち靜りぬ、尊其後上總に渡り、夷を隨へ給ひける折々には、海に入りし下女戀しく思召し出でては、常に我妻よ〳〵と召されける御片言、あづま〳〵とぞ聞えさせ給ひける、東をあづまと云ふ事は、其よりして始れり、尊東夷の凶賊討平げ、所々の惡神を鎭め給ひて、同四十三年(癸丑)に歸り上り給ひけるが、異賊の爲に咒咀せられ給ひて、日本武尊尾張國よりぬるみをとぼり給ひけるが、いとゞ燃焦るゝ御心地し給ひければ、御身を冷さんとて、弓の弭にて地を抉り給ひけるに、冷水忽ちに涌出でゝ河を流す、これに下浸り給ひて御身を冷し給へり、近江國醒井の水と云ふは是なり、されば共御惱いとゞ重く成り給ひければ、是より伊勢へ移り給ひ、虜の夷幷に草薙劍天神に返し進せて、御弟の武彦尊を御使にて、天皇に奏し申させ給ひけり、日本武尊終に崩じ給ふ、御年三十、白鶴と變じて西を指して飛去り、讃岐國白鳥明神と顯れ給ふ、草薙劍を太神より尾張國熱田社に預置く、天智天皇七年に、沙門道行と云ふ僧あり、本新羅國の者なり、草薙劍の靈驗を聞きて、熱田社に三七日籠りて、劍の祕法を行ひて社壇に入り、盜み出して五條の袈裟に裹みて出づ、即ち社頭にして黑雲聳き來つて、劍を卷取つて社壇に送り入る、道行身の毛竪ちて彌靈驗を貴み、重ねて百日行ひて、九條の袈裟に裹みて、近江國まで歸る處に、又黑雲空より下り劍を取つて東を指して行く、道行取返さんとて追ひて行く、近江國蒲生郡に大磯森と云ふ所あり、追初森なり、道行劍を取返さんとて、此より追初めければなり、行業の功日淺ければこそかくはあれとて、道行又千日行して、二十五條の袈裟に裹みて出づ、筑紫に下り船に乘りて海上に浮み、望み既に足りぬ、新羅國の重寶と悅ぶ程に、俄かに波風荒くして渡り得ざりければ、如何にも叶ひ難しとて、海中に抛入る、龍王これを潛上げて、熱田社へ送り進す、末代には又斯る者も有りなんとて、少しも替へず、劍を四造具して、社頭の中に立てられたり、一の社官が一人に敎へ授くる時、五の指を差上げてこれを傳ふる樣あり、其外の人、本劍新劍を知らずといへり、天武天皇朱鳥元年六月(己巳)天皇病祟り、草薙劍を尾張國熱田社に送り置かる、

此事、沙門道行は天智天皇七年に之を盜む、たとひ三年行ひたらば、天智天皇九年歟十年歟の事なり、天武天皇朱鳥元年は十四年を隔てたり、此時熱田へ送り遣すと、兩說實ならず、決すべし、

老松若松劍を尋ぬる事

平氏取りて都の外に出で、准后持ちて海に入り給ひたれ共、上古ならば失せざらまし、末代こそ悲しけれ、潛する蜑に仰せて探り、水練の者を入れて求められけれ共、終に見えず、天神地祇に祈誓し、大法祕法を行はれけれ共、驗なし、法皇大に御歎あり、佛神の加護に非ずば尋得難しとて、賀茂大明神に七日御參籠あり、寶劍の向後を御祈誓あり、第七箇日に御夢想あり、寶劍の事、長門國壇浦の老松若松と云ふ海士に仰せて、尋ね聞し召せと靈夢新なりければ、法皇還御ありて九郎判官を召されて、御夢の旨に任せて仰せ含めらる、義經百騎の勢にて西國へ下向、壇浦にて兩蜑を召さる、老松は母なり、若松は女なり、勅諚の趣きを仰せ含む、母子共に海に入りて、一日ありて二人共に浮上る、若松は子細なしと申す、我力にては叶はず、怪しき子細ある所あり、凡夫の入るべき所にはあらず、如法經を書寫して身に纏きて、佛神の力を以て入るべき由申しければ、貴僧を集めて、如法經を書寫して老松に給ふ、海士身に經を卷きて海に入りて、一日一夜上らず、人皆思はく、老松は亡せぬるよと歎きける處に、老松翌日午の刻計りに上る、判官待得て子細を問ふ、私に申す

べきに非ず帝の御前にて申すべしと云ひければ、さらばとて相具し上洛す、判官奏し申しければ、老松を法住寺の御所に召さる、庭上に參じて云く、寶劔を尋ね侍らんが爲に龍宮城と覺しき所へ入る、金銀の砂を敷き、玉の刻階を渡し、二階の樓門を構へ、種々の殿を並たり、其有樣凡夫の栖に似ず、心言及び難し、暫く總門にたゝずみて、大日本國の帝王の御使と申し入れ侍りしかば、紅の袴著たる女房二人出でゝ、何事ぞと尋ぬ、寶劔の行くへ知召したりやと申し入れ侍りしかば、此女房内に入り、やゝ在りて暫らく相待つべしとて又内へ入りぬ、遙かに在りて大地動き氷雨ふり大風吹きて、天則ち晴れぬ、暫くありて先の女來つて是へと云ふ、老松庭上にすゝむ、御簾を半にあげたり、庭上より見入れ侍れば、長さは知らず、臥長二丈もや有るらんと覺ゆる大蛇、劍を口にくはへ、七八歳の小兒を懷き、眼は日月の如く、口は朱をさせる如し、舌は紅の袴を打振るに似たり詞を出して云く、やゝ日本の御使、帝に申すべし、寶劍は必ずしも日本帝の寶に非ず龍宮城の重寶なり、我次郎王子、我不審を蒙り、海中に安堵せず出雲國簸川上に尾頭共に八ある大蛇と成り、人をのむ事年々なりしに、素盞嗚尊、王者を憐み民を孚み、彼の大蛇を失はる、其後此劍を尊取り給ひて、天照太神に奉る、景行天皇の御宇に、日本武尊東夷降伏の時、天照太神より齋宮を御使にて、此劍を賜ひて下し給ひし、膽吹山のすそに臥長一丈の大蛇と成りて、此劍をとらんとす、されば共尊心猛くおはせし上、勅命に依て下り給ひし間、我を恐思ふ事なく、飛越通り給ひしかば力及ばず、其後謀を廻らしとらんとせしか共叶はずして、簸川上の大蛇安德天皇となり、源平の亂を起し、龍宮に返し取る、口に含めるは即ち寶劍なり、懷ける小兒は先帝安德天皇なり、平家の入道太政大臣より始めて一門の人、皆此にあり、見よとて、傍なる御簾を卷上げたれば、法師を上座にすゑて、氣高き上臈其數並居給へり、汝に見すべきに非ず、然れども身に卷きたる如法一乘の法の貴さに、結緣の爲に本の質を改めずして見ゆるなり、盡未來際まで、此劍日本に返す事は有るべからずとて、大蛇内に蛟入り給ひぬと奏し申しければ、法皇を始め奉り月卿雲客、皆同じく奇特の思ひをなし給ひにけり、偖こそ三種の神器の中、寶劍は失せ侍りと治定しけれ、

疑ふらくは、崇神天皇の御宇、靈威に恐れ、新鏡新劍を移して、本をば太神宮に送らるといへり、然れば壇浦の海に入るは新劍なるべし、何ぞ龍神我寶と云ふべきや、次に素盞嗚尊蛇の尾より取出したる時、太神宮に奉るには、

天神の仰せに、我天岩戸に有りし時、落したりし劍なりと仰す、今又龍神龍宮の寶と云ふ、然れば龍神と天照太神とは一體異名歟、不審決すべし云云、

同日夜に入りて故高倉院の第二の宮都へ歸り入らせ給ふ、法皇より御迎の御車を進せられ、七條侍從信清御伴に候ひけり、七條坊城の御母儀の宿所へ入らせ給ふ、此宮は當時の帝の同御腹の御兄、もしの事あらば儲君までと、二位殿賢々敷具し進せられたり、都に御座しまさば、此宮こそ御位にも即かせ給ふべきに、其然るべき事なれ共、四の宮御運は目出たかりけりと人申しあへり、今年七歳にならせ給ふ、御心ならぬ旅の空に出でゝ、三年を過ぎければ、御母儀も御乳人持明院の宰相も、覺束なく戀しく思ひ奉りけるに、事故なく入らせ給ひたれば、見奉りて誰々も、悅び泣してぞ御座しましける、

平家虜都入附癩人法師口說言竝戒賢論師の事

同四月廿六日申の時に、前内大臣、前平大納言時忠、前右衞門督清宗已下虜入洛す、内府幷に清宗卿は同車、八葉の車に前後の簾を卷き、左右の物見をあぐ、各淨衣を着られたり、時忠卿同く車を遣りつゞけ給へり、子息の讃岐中將時實は現所勞にて渡らず、内藏頭信基疵を蒙りて、閑道より入る、武士百餘騎車の左右にあり、兵三騎又車の前にあり、内大臣は四方を見廻して、痛く思ひ入りたる氣色なしさしも聲花に麗しかりし人の、あらぬ貌に疲れ衰へ給へり、右衞門督はうつぶして、目も見擧げ給はず、深く思ひ入りたる有樣なり、貴賤上下、都の内にも限らず、近國遠國、山々寺々より、老たるも若きも來り集りて、鳥羽の南の門、造道、四塚、東寺、洛中に充滿ちたり、人は顧みる事を得ず、車は轅を廻らすに及ばず、治承養和の飢饉、東國西國の合戰に、人は皆死亡せぬと思へるに、殘るは猶多かりけりとぞ見えし、都を出給ひて僅に三年間近き事なれば、其有樣一として忘れず、今日の事がら、夢現分兼ねたり、心なき賤男賤女までも、涙を流し袖を絞らざる者はなかりけり、況て馴近付き言葉にも懸けん人、さこそは哀と思ひけめ、年來重恩をも蒙り、親祖父が時より傳はりたりける輩も、身の棄てがたさに、多く源氏に付きたりけれ共、昔の好み爭か忘るべきなれば、袖を覆ひて面をもたげぬ者も多かりけり、其中に鳥羽の里の北、造道の南の末に、溝を隔てゝ、白き帶にて頭をからげ、柿のきものに中ゆひて、杖など突いて十餘人別に並居たり、乞者の癩人の法

師共なり、年闌たる癩人の鼻聲にて語るを聞けば、人の情を知らず法を亂るをば惡しき者とて不敵癩と申すめり、されば共此病人達の中にも、不敵なるもあり不敵ならざる者もあり、又徒人の中にも、善者も不善者もこもゝなり、世の習人の癖なり、此法師斯樣の病を受けたる事、この七八年なり、當初事の緣有りて文章博士殿に候ひし時、田侍に小文を敎へられしを聞けば、世は人の持つにあらず、道理の持つなりと云ふ事をよまれき、又清水寺に詣でゝ通夜したりし時、參堂の僧の中に法華經を訓に綴り讀むあり、近付き寄りて聽聞せしかば、不信の故に三惡道に落つと讀まれき、此內外典に敎へたる二つの事、耳の底に留めて明暮忘れず、心の中にたもたれて候ふぞ、前世の不信の故、道理を知らざりける罪の報にて、此世までかゝる病を受けて候へ共、程々に隨つては、道理をば背かじ、不信ならずと深く思ひ執りて候へば、心中をば神も佛もかゞみ給ひて、本地垂迹の御誓誠ならば、來世は去り共と憑み思ひて候ふぞ、其に就ても、及ばざる事なれ共思ひ合せらる、此平家の殿原の、世にはやらせ給ひし有樣と、今日の事樣と、申しても〳〵淺猿く候、故太政入道殿は、申すも恐ある事なれ共、道理を知らざる人にて、只我思ふ儘に振舞はれし事は、世一の事にあらず前世の果報なりとは思ひながら、身の程も顧みず、我身より始めて一家の子孫に至るまで、高き官位に推上るのみに非ず、掛まくも忝なき、帝王院宮を煩はし奉り、多くの上﨟達を殺し流し、餘りに狂して不信の故に三井寺、興福寺を亡し、金銅の大佛をさへ燒き奉る、本尊聖敎の咎は何か有りし、家人眷屬に至るまでも、彼の心に叶はんとて、欲をかき恥を忘れたりき　皆道理を忘れたる振舞と承りたりしが、答へぬ事にて、入道殿世盛にて亡せられぬ、取りつゞきいつしか數の公達郎等までも、都を打出でゝ、今日はよろづの人の口にのり目をさます、道理を背しゆゑと覺ゆ、文虛言せずとは是なり、嫡子にて最愛し給し小松內大臣殿は、みめも心もよき人にて、父の入道の餘りに、僻事せられしを制し兼て、平家の世はこたふまじ、答へざる父の後まで生きて何かはせんと、命をめせと、熊野に參りて祈られければ、程もなく腫物をやまれけれ共、樣ありとて療治もし給はで死に給ひき、其公達あまた御座しけれ共、一人も刀のさきにかゝらず、心と海に入り給ひけり、今の內大臣殿の有樣こそ、はかなく無慙なれ、其に取りても禁忌敷事を承るぞとよ、入道殿の世におはせし時より、妹の建禮門院に親しみよりて、儲けられける子を、高倉院の御子と云ひなして、王位に即け申したりけるとかや、及ばざる心にもやらんと覺え候ふ、さればこそ受禪の君と

て、內侍所なんど申す樣々の、御守共を取加へられて御座しましながら、持たずして、かゝるひしめきは出來て候ふにこそ、此事の起、たゞ不信よりなる事なり、されば入道殿も、臨終淺猿くして惡道に墮ち給ひけり、今わたさるゝ人々も、生きながら三惡道に、墮ちられたりと覺ゆと云ふ、又並居たる長しき乞者が云ふ樣は、御房の宣ふ樣に、人と生れて仁義を顧みず恥を知らざる者をば、人癩と云ふ、聞え給ふ大臣殿に近づきよりて、見參をせばやな、恥を知らざる人に、御座しましけるにこそ御座しけれ、一門の殿原は皆海に入り給ひけると聞ゆるに何とて命の惜しかるべきぞ、あはれ人癩の上﨟癩かな、子細なき我等が同僚にや、但し此間の御心は、恐らくは我等には劣り給へり、いざ〳〵御房達、大臣殿の此前をとほり給はん時、車を抑へて、辱號かくに爪つひず、勘當かぶるに齒かけずと、拍子て舞踊らんと云ふ、是を聞きける、餘所の人々云ひけるは、哀なり、みめさまこそ禁忌しけれ共、心の至は、恥しくも語りたりといへば、又傍に有りける僧の云ふ樣は、病は四大の調はざるよりも發る、又先業の報ゆる事もあり、心は失せぬ事なれば、形にや依るべき、天竺に戒賢論師と云ひけるは、法相唯識の法門を、護法に受け傳へて、大小乘の奧義をきはめ、有、空中の三時の敎をぞ立てたりける、智慧の光は一天空を耀かし、德行の水は率土の塵を潤しけれ共、身に癩病を受けて療治に力を失へり、佛天加護なきが如し、三寶冥助し給はざるか、內外の治術及ばずして、飢に自殺せんとし給ひけるに、天人來下して告げて云く、汝深く如來の敎籍を達すと雖も業病助け難し、釋尊頭痛背痛し給へり、況や凡身をや、空しく身命を捨てずして、宜しく佛法を流布すべし、聖僧震旦より來て、必ず汝が法を傳受すべしと、戒賢諸天の告に驚きて、捨身をとゞめて相待つ處に、玄奘三藏天竺に渡つて、戒賢論師に謁ひて、五相宗の敎を傳へたり、然して後に論師浮生の重病を厭ひて、終に自殺し給ひけり、覺り深き人なれ共、身あれば必ず病あり　心あらん者は心を淨く持つべき事なれば、斯樣の亂僧なればとて、心さへ拙かるべきに非ずとぞ語りける去程に內大臣殿の車近くなるとて、見物の上下色めきければ、武士共雲霞の樣に打圍みて、雜人を拂ひければ、口立つる乞者法師原も、蜘蛛の子を散して失せにけり、法皇は六條朱雀に御車を立てゝ御覽あり、人々多く御伴に候ひけり、近く召仕はれ奉りしかば、御心弱く哀に思召されて、御衣の袖を龍顏にあてさせ給ふ、供奉の人々も只夢の心地にて、現とは覺えざりけり、貴きも賤しきも、目をも懸けてし詞にも懸らばやとこそは思ひあへりしに、今かく見成べきとは、測らざりし事

なり、眞龍失レ勢同二蚯蚓一といへり、此ことわざ誠なりけり、一年大臣に成り給ひて拜賀の時、公卿には花山院大納言を始め奉りて十二人、中納言四人、三位中將三人、殿上人には藏人頭右大辨親宗以下十六人伴をして、公卿も殿上人も、今日を晴と花を折りてきらめき遣列ねてこそ有りしか、即ち此平大納言、其時は左衞門督にて御座しき、院の御所より始めて、參り給ふ處ごとに御前へ召されて、御引出物給はりもてなされ給へりし氣色、目出たかりし事ぞかし、今斯るべしと思ひ寄らず、是やこの樂み盡きて悲み來るなる天人五衰なるらんと、只涙を流しけり、

大臣殿の舍人附女院吉田に移る並賴朝二位に叙する事

今日車を遣りける牛飼は、木曾が院參の時車遣りて、出家したりし彌次郎丸が弟に、小三郎丸と云ふ童なり、西國にては假に男に成りて今度上りたりけるが、今度大臣殿の車をやらんと思ふ志深かりければ、烏羽にて九郎判官の前に進み出でゝ申しけるは、舍人牛飼とて下萠のはてなれば、心あるべき身にては候はね共、最後の御車を仕らばやと深く存じ候御免ありなんやと、泣く〳〵申しければ、何かは苦しかるべきとて免してけり、手を合せ額を突きて悅びつゝ、心計りはとり裝束きてぞ車をば仕りける、道すがら涙に咽びて面をもたげず、此に留つては泣き、彼に留つては泣きければ、見る人いとゞ袖をぞ絞りける、大路を渡して後は、判官の宿所六條堀川へぞ遣られける、物まかなひたりけれ共、露見も入れ給はず、互に目を見合せて、たゞ涙をのみ流し給ひける、夜に入りけれ共裝束もくつろげず、袖片敷きて臥し給へり、曉方に板敷のきしりきしりと鳴りければ、預の兵奇みて、幕の隙より是を見れば、內大臣、子息の右衞門督を搔寄せて、淨衣の袖を打ちきせ給ひけり、右衞門督は今年十七歲なり、寒さを勞り給はんとてなり、熊井太郎、江田源三など云ふ者共是を見て、あないとほしや、あれ見給へ殿原、恩愛の慈悲ばかり無慙の事あらじ、あの身として單なる袖を打ちきせ給ひたらば、いか計りの寒を禦ぐべきぞや、せめての志かなとて、猛きものゝふなれ共、皆袖を絞りけり、

建禮門院は、東山の麓吉田の邊に、中納言法橋慶慧と申しける奈良法師の坊へぞ入らせ給ひける、住荒して年久しく成りにければ、庭には草高く、軒には垣衣繁く、簾絕えて、宿顯なれば、雨風たまるべくもなし、昔は玉の臺を瑩き錦の帳に纏はれて明し暮し給ひしに、今はかなしき人々には皆別れ果てぬ、淺猿氣なる朽坊に只一人、落著き給ひける御心の中、推量られて哀なり、道の程伴ひ進せける女房達も、一所に候ふべき樣もなければ、是より散々に成りぬ、御心細さにいとゞ消入る樣に思召されけり、誰憐み誰孚むべし共思召さねば、魚の陸に上りたるが如く、鳥の子の栖を離れたるよりも尙悲し、憂かりし波の上、船の中、今は戀しくぞ思召し出でける、同じ底のみくづと成るべき身の、せめての罪の報にや取上げられ、殘留りてぞ思召すも哀なり、天上の五衰の悲みは、人間にも有りけりとぞ見えさせ給ひける、

同廿七日、主上閑院より大內に行幸ありけり、大納言實房卿以下ぞ供奉せられける、內侍所、神璽、官廳より溫明殿へ渡し奉らる、上卿、參議、辨、次將、皆もとの供奉の人なりけり、三箇日臨時の御神樂を行はれけり、三條大納言實房卿參り、件の座に著きて大外記賴業を召して、源賴朝、前內大臣追捕の賞に從二位に叙せらるゝ由、內記に仰すべしとぞ仰せ給ひける　賴朝本位正下四位なり、勳功の越階、常例なり、

宮人曲並內侍所効驗の事

二十九日、國忌なりければ御神樂止められ、五月一日に又行はれける、宮人の曲、多好方仕りければ、勸賞には、子息右近將曹好節を將監に任ぜられけり、宮人の曲と云ふは、好方祖父八條判官資忠と云ふ舞人の外は知る者なし、堀河院ばかりにぞ授け奉りたりける、資忠は山村政連が爲に殺されければ、此曲永く世に絕えなんとしけるを、內侍所の御神樂行はるとて、堀河院、資忠が子息近方を砌下に召し置かれて、主上御簾の中にして拍子をとらせ給ひ、近方に授け下されけり、父に習ひたらんは尋常の事なり、苟くも孤子として父にだにも習はざる者が、かゝる面目を施す、道をたゝじと思召し、絕えたるを繼ぎ廢れたるを興し給へれば、其より以來、今に彼の家に傳る、內侍所は、昔天照太神天岩戶に御座しましける時、我御形を移し留め給へる御鏡なり、天神手に寶鏡を捧げて、天忍穗耳尊に授け給ひて云く、我子孫此寶鏡を視はしては、必ず我を見ると思へ、同殿に床を一にして、祝ひ奉れとて授け奉りしより、次第に相傳へて、一御殿に御座ありけるを、第十代帝崇神天皇の御宇に及んで、靈威に恐れ給ひて、別殿に遷し奉られて後には、溫明殿にぞ御座します、遷都の後百六十六年を經て、村上天皇の御宇、天德四年九月廿三日子の刻に內裏燒亡　火は左衞門陣より出來りたりければ、內侍所の御座します溫明殿も、程近かりける上、

如法夜半の事なれば、内侍も女官も參會はず、内侍所をも出し奉らず、小野宮急ぎ參り給ひて見給へば、溫明殿ははや燒けゝり、内侍所も、燒けさせ給ひぬるにや、代はからにこそと思召し、涙を流し給ひける程に、灰燼の上にして見出し奉りたりけるに、太印一面、其文に天下太平の四字ありけり、又南殿の櫻の梢に飛びかゝらせ給ひたりけるが、光明赫奕として朝日の山の端を出づるが如し、代は猶失せざりけりと悅びの涙せき敢へ給はず、右の膝を突き左の袖を披きて、昔天照太神、百皇を守り奉らんが爲に移し留め給へる御鏡なり、御誓未だ改め給はずば、神鏡實頼が袖に宿入らせ給へと、仰せられける御言の未だ終らざるに、高き梢より飛下らせ給ひて、御袖に入らせ給へり、即ちつゝみ奉りて、御前を進んで、主上の御在所太政官の朝所へぞ、渡し進せられける、猛火の中にして損失なかりけるこそ、靈驗掲焉と覺ゆれ、今の代には誰人か請じ奉らんと思ひ寄るべき、神鏡も飛入らせ給はん事、そも知らず、上代は目出たかりけりと、身の毛竪ちて貴かりけり、

時忠卿罪科

附 時忠義經を聟とする事

同五月三日、頭辨光雅朝臣仰せ奉はつて、内大臣實定に問はれけるは、時忠卿申狀に依るに、先帝を扶持し奉り、謀叛の臣に同意し畢んぬ、所當の罪に行はれしむるの條、更に遁れ申す所なし、但し内侍所に於ては、前内大臣海に入る時、海中に投げ奉るべきの由、再三之を示すと雖も、頭上に捧げ奉りて歸降し畢んぬ、此命を扶けんが爲と雖も又微忠に非ず哉、今度罪科を免され剃髮染衣と望み申すの間、内侍所の事、義經に尋ねらるゝの處に、其實あるの由言上する所なり、何樣に行はるべき歟、計ひ申すべきの由仰せ下されければ、實定返事申されけるは、生虜の人々の罪科の處置、臣下の如きは計ひ申すべきに非ず　叡慮を決せらるべきの由先日申し入れ畢んぬ、但し時忠卿に於ては、武勇の人に非ず、申し請ふに任せて優恕せらるゝの條、尤も善政たるべきかとぞ申されたりけれ共、院宣の御使花方が鼻をそぎ、髻切りなどして、己にするに非ずと狼藉申し振舞ひたりけるに依て、遂に流罪に定りにけり、此時忠卿子息讃岐中將時實も、判官の宿所近くおはしけり、心猛き人なり、かほどに成りぬる上は思ひ切るべきに、尙も命の惜しく思ひけるにや、中將に語りて、如何がはすべき、散すまじき狀共を入れたる皮籠を一合判官に取られたり、彼の狀鎌倉に見えなば、損する者も多く、我身も死を遁れ難しと歎き給ふ、中將計ひ申し、判官は大方も情ある上、女などの打堪歎く事をば、もてはなれずと承り侍り、斯る身々と成りぬれば、苦むべきに非ず、親しく成り給へかし、さらばなどか情をもかけざらんと云ふ、時忠卿涙をはらはらと流して、我世に在りし時は女御后にもと思ひて、なみなみの人に見せんとは思はざりきとて、袖を顏に當て給へば、中將も同じく涙を流して、今は云ふに甲斐なし、只疾く計ひ給ふべしと宣ひければ、當時の北方帥典侍の腹に今年十八になる姫君の、斜ならず嚴しきをぞ中將は申されけれ共、其をば猶勞しく覺して、先腹に二十八に成り給へるを内々人してほのめかしければ、判官も然るべしとて迎へ取りぬ、年こそ少し長しく侍りけれ共、清くたわやかに手跡うつくしく、色情ありて聲花なる人なり、判官志深く思ひければ、本妻河越太郎重頼が女も有りけれ共　是をば別の方をしつらひて居ゑたり、中將の計ひ少しも違はず、やゝ相馴れて後、彼の文箱の事申したりければ、判官封を披かず返し送りけり　大納言大に悅びて、坪の中にして之を燒く　何事にか有りけん、惡しき事共の日記とぞ聞えし、

賴朝義經中惡し

附屋島内府の子副將亡ぶる事

平家は北國西國度々の合戰に亡びぬ、前内大臣以下虜られぬ、今は國々も鎭つて、人の行通ひも煩ひなし、都の上下安堵したりければ、九郎判官神妙なりと法皇思召さる、洛中の男女、あはれ此人の世にて侍れかしと云ふと、鎌倉に披露有りければ、源二位宣ひけるは、九郎が高名何事ぞ、賴朝謀を以て軍兵を指上せて平家を亡し、天下を穩かにす　九郎一人して爭か世を鎭むべき、其に法皇の叡慮も意得ず、人の云ふに誇りて、世をば我儘に思ひたるにこそ、早晩しか人こそ多けれ、時忠の聟に成りて、彼の大納言をもてあつかふなるも謂なし、又世に恐をなさず、時忠九郎を聟に取るも不思議なり此定ならば、九郎鎌倉へ下りても、過分の事共計らはん歟、存外〳〵と宣ひければ、始終中よからじ、世の亂とは成りなんと私語きけり、

同七日、前内大臣以下虜共、九郎判官義經相具して、關東下向すべしとてひしめきあへり、六日晚に大臣、判官に宣ひけるは、虜の中に八歲になる小童は宗盛が末子に侍り、誠や明日關東下向と聞き侍り、彼の小童今一度見たく侍り、免し給ひなんやと仰せられければ、判官最安き事なりとて、之を免し奉る、此兒をば判官の兄公に、河越小太郎茂房預つて、宿所に置き奉る、介錯に少納言殿、乳母の冷泉殿とて、

二人の女房つき奉る、はては如何にと見なさんと、若君を中にすゑ奉りて、旦暮泣歎きけり　理なり、血の中より手を離さず八歳まで生立てたれば、親をも捨て都をも隔てゝ、憂き旅の空、波の上までも付き奉りて、今虜られて、見馴れし父にも引別れ　恐しき夷中に御座しましければ、歎き思ふも哀なり、六日晩程に、判官の使とて少き人急度具し奉れと申したれば二人の女房は、噫心憂や、朝鎌倉へと聞くに、今夜失ひ奉るべきにこそとて、足手を摺りてをめき叫ぶ、いづくにあらば遁るべきならねば共、左右の袂に取付きて、悶え焦るゝも哀なり、既に出でければ、二人の女房も相連れて出でけるが、涙にくれて行く空も見えず、大臣殿は此間戀しく覺しけるに　若君父を見奉り　急ぎ冷泉殿が手を下て　膝の上に居　給へり　大臣はいかに副將〳〵とて髪掻撫で、はら〳〵と泣き給へば、右衛門督　二人の女房共に涙を流しけり　内大臣やゝ有りて涙の隙に仰せられけるは、あの右衛門督三歳と申し侍る時　母には後れ候ひぬ、其後是が母を相具して侍りしか共、右衛門督七になる迄子もなかりしかば、人の孤子は無慙なる者をと思ひて、嚴島社に參りて祈り申し侍りし程に、明神の御利生に懷妊したりしかば、母も斜ならず悅びて、同じくは男子にて侍れかしと申しゝ程に、難産せし間、數の寶を拋げて佛神に祈り申しゝかば、此子を生みたりしか共、母は命生くべき樣もなし、よわ〳〵しく成りて、七日と申しゝに既に限と見え侍りしに、母が申しゝ事、思ひ出でゝ無慙に候、我身まかりなば、人は齡若ければ、定めて人を語ひ、子をも儲け給ふべし、其は尋常の事なれば恨に非ず、此子出來て幾程もなく、墓なくならん事の悲しさよ、人は、來らざる子をば申すまじかりけり、身まかりて後は、相構へて我孝養には、別に佛事功德をば營み給はず共、此子不便にせよ、なさぬ中は愛する事と聞見侍れば、七歳の少き人をも情を懸けて過しき、此事を思ふに後世の障と成りぬべしなど口説き侍りしかば、人一人が子ならばとそかくは仰せられめ、何も宗盛が子なり、な歎き給ひそ、三にならば袴着せ　五にて元服せさせ、能宗と名のらせて、兄弟左右におきて、人々の忘形見に見んずれば、心苦しく思ひ給ふな、夫妻に緣なき身なり、今は男聖して二人の者を育まんずれば更に疎の事有るまじと申しゝかば、偖は嬉しき事哉、哀さらんを見て死なばや、能宗よ〳〵、いとゞ命の惜しきぞと、是を最後の言にて消入り侍りき、母が云置きし事、よに無慙に侍りしかば、つかの間も窘くて、朝夕前にて生立て侍りき、おとなしく成る儘に、よに宗盛に似たりと申せば、いとゞ不便に覺えて、哀これを母に見せばや、さしもこそ歎きしにと思ひ侍り、是を副將と申す事は、小松内府薨じて入道世を我に讓りしかば右衛門督は嫡子なれば、大將軍して、東國を知らせん、是は弟なれば、副將軍とて西國を知らせんと存じて、副將〳〵と申し侍りける兼言こそ、はかなけれとて、淨衣の袖にかゝへ給ひ、髪掻撫でゝさめ〴〵と泣き給ふ、右衛門督も二人の女房も、聲を惜まずをめき給へば、上下品こそ替れ共、子はかなしき事なれば、さこそ覺すらめとて武士も袂を絞りけり、若君此有樣を見給ひて、淺猿げにぞ覺して、みろ〳〵とかいを造り給ふぞいとほしき、夜も漸く深けゝれば、内大臣、今はとく〳〵歸れ、嬉しく見つと宣へば、ひし〳〵と淨衣の袖に取付きて泣き給ふ、大臣は噫無慙、終につれはつまじき者をとて、御涙に咽び、爲ん方なくぞおはしける、右衛門督泣く〳〵、今夜は是に見苦しき事あるべし、歸りて明日とく〳〵よと宣へ共、父の膝の上を離れ給はざりければ、兎角すかして押しのけ奉る、乳母冷泉殿懷取り、少納言の局と泣く〳〵出でければ、内大臣は、日比の戀しさは事の數にも侍らず、今を限の別こそとて、袖を顏に押しあて給ふぞいとほしき、判官は河越小太郎茂房を召して此少き者をは夜中に失ふべしと宣へば、茂房仰承りて、駿河次郎と云ふ中間を相具し、二人の女房に懷かせて、六條を東へ川原までこそ出でにけれ、今は失奉るべきにこそ、本の宿には歸らぬ方へ行く事よと、肝胸騷ぎして現心なし、六條川原に敷皮しき、乳母の女房の手より武士懷きとらんとしければ、二人の女房惜遂ぐべきにあらね共、永き別を悲みて之を放さず、只悶え焦れてをめき叫ぶ、さすが岩木をむすばぬ身なりければ、武士も涙を流して、左右なく之を取らず、夜も既に深けゝれば、さのみは如何がとて、若君を奪取り、鎧の上に懷きつゝ、二人の女房を押隔つれば、若君あまり恐ろしさに聲を擧げて、冷泉殿はなきか、少納言殿はなきか、我をば畏しき者に預けて、いづくへ行きぬるぞ、恐し〳〵と叫げれば、二人の女房も遙かに是を聞き、石の上に臥倒れてをめきけり、駿河次郎布革のそばに寄り、腰刀を拔出して既に刺殺さんとしければ、噫恐し、冷泉殿、是いかにせん、少納言殿とて、敵の鎧の袖下に這入りて、ひし〳〵とこそ懷き付けり、餘りに悲しく思ひければ、刀の立所も知らざりけり、主命力及ばねば、目を塞ぎ齒をくひ固めて、心先三刀刺して押退きつゝ、穴を堀り川原に埋みて、武士は歸りにけり、二人の女房は猶留りて、指爪のかけ損ずるをも顧みず、空しき骸を堀起し引上げ、中に置き手取り足取り、いかに〳〵と叫びけり、せめての思ひの餘りに身を懷き、河の端を下りに行き、八條が末に深き所の有りけるに、冷泉殿、若君の身、我身に結びつけ、少納言局と手

を取組み、水に沈みて死にけり、

女院出家附忠清入道切らるゝ事

同八日、建禮門院吉田邊にて御飾下させ給ふ、御戒師は長樂寺の阿證坊印西上人とぞ聞えし、御布施は先帝の御直衣なりけり、上人之を給はり、申し出せる詞はなくして涙を流す、墨染の袖も絞る計りなり、其期まで召されたりければ、御移香も未だ殘る、西國より御形見とて、いかならん世までも御身をはなたじと思召されて、朝夕取出して御覽じけれ共、成すべき御布施物のなき上、殊に御菩提の御爲にとて、泣く〳〵御自らこれを取出させ給ひけるぞ悲しき、上人庵室に歸り、十六旒の旛に縫ひ、長樂寺常行堂に懸けられたり、阿證坊の印西と申すは、柔和を性に受け、慈悲の心深し、釋尊平等の思ひに住し、菩薩拔苦の惠あり、世の人のことわざに、智慧第一法然坊、持律第一葉上房、支度第一春乘房、慈悲第一阿證坊といはれけり、されば同じ追善と云ひながら先帝の御事深く思ひ入れ奉り、道場莊嚴の幡に懸けられけり、縱ひ蒼海の底に沈み修羅の苦患を受くと雖も、豈白蓮の上に生じて、菩提の快樂に誘らざらんやと、憑しくぞ覺えける、女院は、御年十五にて入内ありしかば、十六にて后妃の位にそなはり給ひき、二十二にて皇子誕生、いつしか皇太子に立ち給ひて、程なく位に即かせ給ひしかば、二十五にて院號ありき、入道大相國の御女の上、天下國母にて御座しましかば、世の重く仰ぎ奉ること、理にも過ぎたり、今年は二十九にぞ成り給へる、桃李の粧ひ濃かに、芙蓉の形衰へ給はね共、高倉院にも後れさせ給ひぬ、先帝も海に入り給ひて、御歎打續き、晴るゝ御事なければ、翡翠の簪　今は付けても何かはせさせ給ふべきなれば、御樣を替へさせ給へり、憂世を厭ひ眞の道にいらせ給へ共、御歎は休まらず、人々の、今はかうとて海に入りし有樣　先帝の御面影、いかならん世にかは思召し忘るべき、はかなき露の命と云ひながら、何に懸けて消えやらざるらんと、思召しつゞけては、御涙にのみぞ咽び給ふ、五月の短夜なれ共、明しかねさせ給へり、露まどろませ給御事なければ、昔の御有樣を夢にだにも御覽ぜず、壁に背きたる殘燈影幽に、暗き雨の窓を打つ音も閑かなり、上陽人が上陽宮に閉ぢられたりけん悲みも限あれば、寂しさは爭か是には過ぎんとぞ思召す、昔を忍ぶつまとなれとや、本の主の移し植ゑたりける軒近き盧橘に、風なつかしくかをりける折しも、郭公の鳴渡りければ、かくぞ思召しつゞけゝる、

郭公はなたちばなの香をとめて啼は昔の人や戀しき

大納言典侍聞き給ひて、

猶も又昔をかけて忍べとやふりにし軒に薫るたちばな

女房達多くおはしけれ共、二位殿の外は、水の底にも沈む人なし、武士の手に捕られて故郷に歸り上りたれ共、住馴れし宿も煙と上りし後は、空しき跡のみ殘りて、滋き野邊と成り、そこはかとも見えざりけり、適見馴れし人の問來るもなし、謬つて仙家に入りし樵夫が、里に出て七世の孫に逢たれ共誰と咎ざりけんも、かくやと覺ていと悲し、されば若きも老たるも、樣を替へ形を窶して、在るにもあらぬ有樣にて、思懸けず谷の底にも柴の庵を結び、岩の迫に赤土の小屋を修ひて、露の命を宿しつゝ明し暮すぞ哀なる、昔は雲臺花閣の上にして詩歌管絃に興ぜしに、今は人跡絶えたる朽房に、友なき宿を守り御座せば、會坂の蟬丸が、蕖屋の床に獨居て、宮も蕖屋もはてしなければと讀けるも、今こそ思知られけれ、此大納言典侍と申すは、本三位中將の北方、邦綱卿の御女、先帝の御乳母にておはしけり、重衡一谷にて虜られて、京へ上り給ひしかば、旅の空に憑もしき人もなくて、歎き悲み給ひにしか共、先帝につき進せて、西國におはせしが、水に入らせ給ひにしかば、故郷に還り上りて、建禮門院につき進せて、暫しは吉田に候はれけれ共、其も幽なる御有樣にて、叶ふべくもなければ、姉におはする人、大夫三位に同宿して、日野と云ふ所におはするを憑みて、移り居給へり、重衡卿も露命未だ消えずと聞き給へば、いかゞして今一度、見もし見えもすべきと思召しけれ共、風の便の言傳をだに聞き給はねば、唯泣くより外の事なくて明し晩し給ふぞいとほしき、

同十日　上總入道忠清をば、姉小路川原にして河越小太郎茂房首を斬る、遂に遁れざりけるに、命を惜みて降人になりて斬られにけるこそ無慙なれ、

裳卷

內大臣關東下向附池田宿遊君歌の事

去にし七日は九郎判官、前內大臣以下の虜共相具して、都を立つて六條堀川の宿所を打出でけるに、大臣武士を召して、此に在りし少き者は母もなし、我も下りなば憑もしき者もなくて、いかばかりかは歎き佗び侍るらん、殘し留るこそ心苦しく侍れ、相構へて不便にし給へと宣ひも敢へず御涙を流されけるぞ哀なる、夜部六條川原にて失ひたるをば知り給はず、

かく宣ひけり、猛き夷なれども、恩愛の道は哀なりと、皆袖をぞ絞りける、かくて内大臣父子、美濃守則清以下都を出で給ひて、會坂關にかゝり、都の方を顧み給ひて、いつしか大内山も隔りぬと、流す涙を袖に裏み、東路や今日ぞ始めて踏み見給ひて、昔蟬丸と云ひし世捨人、山科や音羽里に居をしめ、此關の邊に蓬屋の床を結びて、常に琵琶を彈きつゝ、和歌を詠じて思ひをのぶ、

是や此ゆくも歸るも別れつゝ知るも知らぬも逢坂の關

世中はとてもかくても有ぬべし宮も藁やも果しなければ

流泉啄木の二曲を傳へんとて、博雅三位三年まで、夜々通ひし所なりと思ひ出で給ひにけり、蟬丸は延喜第四の宮なれば、此關のあたりをば、四宮河原と名けたり、東三條院石山寺に詣で給ひて還御に、關の清水を過ぎさせ給ふとて、

あまた度ゆきあふ坂の關水をけふを限のかげぞ悲しさ

と詠じさせ給ひしも我身の上とぞ思召す、關山、關寺打過ぎて、大津の打出浦に出でぬれば、粟津原とぞ聞き給ふ、天智天皇六年に、大和國明香岡本の宮より、近江國志賀郡に遷されて、大津宮を造られける所にやと思召しつゞけつゝ、湖水遙かに見渡せば、跡定なき蜑小舟、世に憂き我身にたぐひつゝ、勢多の長橋轟々と打渡し、野路の野原を分行きて、野洲の河原に出でにけり、三上嶽を見給へば、綠冷しき山陰の麓の森に神住めり、三上明神と名付けたり、此神と申は、四十四代の帝元正天皇の御宇養老年中に天降り、日本第二の忌火にて、此所にぞ住み給ふ、能宣と云はれし者こそ社に詣でつゝ、

ちはやぶる三上の山の榊葉は昌ぞまさる末の代までも

と詠じけるを思ひ出して、羨しくとそおぼしけめ、篠原堤、鳴橋、駒を早めて打つ程に、今日は鏡に著き給ふ、昔七十翁の老を厭ひて、

鏡山いざ立寄てみてゆかん年經ぬる身は老いやしぬると

と詠じけるをも思ひ出して、武佐寺を打過ぎて、老曾杜をば心ばかりに拜しつゝ、小野の細道露拂ひ、醒井宿を見給へば、木陰涼しき岩根より、流るゝ清水冷じや、何事に付けても心細くぞ思れける、美濃國關山にかゝれば、細谷川も水音すごく松吹く風に時雨つゝ日影も見えぬ木の下路に、關の萱屋の板庇、年經にけりと覺えたり、杙瀬川をも打渡り、萱津の宿をも過ぎぬれば、尾張國熱田社に著き給ふ、此明神と申すは景行天皇の御宇に此砌に跡を留め、和光の惠を垂れ給ふ、一條院の御時、大江匡衡と云ふ博士、長保の末の比當國守にて、大般若を書寫して此社にて供養をとゞ、其願文に云く、我願既に滿つ、任限亦滿ちたり、故郷に歸り登らんこと、其期幾ならずと書きたりけん事こそ、浦山しくは覺しけれ、鳴海潟鹽路遙かに詠むれば、磯打つ波に袖を濡し、友なし千鳥音信れり、二村山を過ぎぬれば、三河國八橋を渡り給ふ、昔業平が劇草の歌讀みたりけるに、皆人袖の上に、涙を流しける所と覺しけるも、御涙堰敢へ給はず、矢作宿をも打過ぎて宮路山をも越えぬれば、赤坂宿と聞えけり、三河入道大江定基が、此宿の遊君力壽と云ふに後れて眞の道に入る事もあらまほしくや思召しけん、高師山をも過ぎぬれば、遠江橋本宿に着き給ふ、眺望殊に勝れたり、南は巨海漫々として、蜑船波に浮ぶ、北は湖水茫々として人屋岸に列れり、磯打つ浪繁ければ群居る鳥も聲怨はし、松吹く風高ければ旅客睡り覺め易し、濱名の橋のあさぼらけ、駒に任せて打渡り、池田宿の長庚（星の名）に、今夜は是に宿を取る、侍從と云ふ遊君あり、情深き女にて、終夜旅をぞ慰め奉る、内大臣は憂身の旅の空なれば、目にも懸け給はねども、女は前なる疊に副ひ臥して明しけり、侍從暇申して歸るとて、

東路の埴生のこやのいぶせさに故郷いかに戀しかるらん

内大臣優に思召して、

故郷も戀しくもなし旅の空都もつひの栖ならねば

侍從と云ふ遊君は此宿の長者湯谷が女なり、内に入りて今夜の御有樣、歌の返事まで細やかに語りければ、母湯谷哀に思ひて、紅梅の檀紙を引重ねて文を書きて、右衞門督に奉る、取次ぎ父に奉りたれば、是を披き見給ふに一首あり、

もろ共に思合せてしぼるらし東路にたつころもばかりぞ

大臣是にや慰み給ひけん、返事あり、

東路に思ひ立ちぬるたび衣涙に袖はかわくまぞなき

右衞門督聞き給ひて、

三年へし心盡しの旅寢にも東路ばかり袖はぬらさじ

明けぬれば天龍河を渡り給ふに、水增しぬれば船を覆へすと聞き給ふにも、西海の渡の上思ひ出されけり、彼の巫峽の流、我命の危き事も思ひ列けて、小夜中山にかゝりぬ、南は野山谷より峯に移る路、雲に分け入る心地して、尾上の嵐も最冷じ、菊川宿打過ぎて、大井河を渡りつゝ、宇津山にも成りぬ、昔業平が都鳥に言傳けん、何所なるらん、彼の鳥しあらば言傳しまほしく思召す、清見關にかゝりては、昔朱雀院の御時、將門追討の爲にとて平將軍貞盛が奥州へ下りしに、民部卿忠文が漁舟火影寒燒波、驛路鈴聲夜過山と云へりし唐歌を詠じける昔の跡ぞ床敷、田子浦を過ぎ行けば、富士の高峯を見給ふに、時わかぬ雪なれど皆白妙に見渡し、浮島

原に著きぬ、北は富士のたかねなり、東西は長沼あり、山の緑陰を浸して、雲水も一つなり、葦分け小船竿さして、水鳥心を迷せり、南は海上漫々として、蒼波渺々たり、孤島に眼遮つて、遠帆幽に列れり、原には藻鹽の煙片々として浦吹く風に消え上る、昔は海上に浮みて蓬萊の三島の如くなりければ浮島とも名付けたり、駿河國千本松原打過ぎて、伊豆國三島社に著き給ふ、此宮は伊豫の三島を祝ひ奉り、天下旱魃して禾穂青ながら枯れけるに、伊豫守實綱が命により、能因入道が、

天くだるあら人神の神ならば雨下し給へ天くだる神

と讀みたりけるに、炎旱の天より俄かに雨下りつゝ、枯れたる稻葉忽ちに綠に成りし現人神、木綿だすき懸けて末憑もしく成給へと祈念して、箱根山をも歎き越え、湯本の宿に著き給ふ、谷川漲り落ちて岩瀨の浪に咽びけり、源氏物語に、涙催す瀧の音哉といへるも思ひ出し給ひけり、判官は事に觸れて情ある人にて、道すがら勞り慰め奉りければ、大臣殿宣ひけるは、相構へて父子が命を申し請け給へ、出家して心閑に後世を助からんと申されければ、御命ばかりは、さりともとこそ思ひ給ふれ、さらば奥の方へぞ遷し奉らんずらん、義經が勳功の賞には、兩所の御命を申し請け奉る可しと、憑もし氣に申しければ、内大臣俘囚千島なりとも、甲斐なき命だにあらば嬉しき事にこそとて、いとど涙を流し給ひけり、日數經れば、大磯、小磯、唐河原、相摸川、腰越、稻村打過ぎて、既に鎌倉に著き給ふ、居所の羊の歩々の悲み、小水の魚の泡の命、かくやと覺えて哀なり、

女院御徒然附大臣頼朝問答の事

建禮門院は、吉田邊に歎明し泣暮させ給ひけるに、内大臣父子、判官に相具して鎌倉へ下向の道にて失ひ奉る可きと申す者ありければ、今更なる樣に思召されて、御心迷はして、げにもさこそはと思召し、哀人々の亡せし所にて兎も角も成りたらば、憂き事をば見聞く事あらじと思召されけり、世の聞えを恐れて、言問ふ者もなし、判官は情有りし人にて、女院の御事斜ならず心苦しき事に思ひ進せて、樣々の御衣を調へ、女房達の裝束までも進せられけり、是を御覽ずるにも、只夢とのみ思召しける、壇浦にて夷共が取りたりける物の中にも、御具足と覺しきをば、尋ね出して進せけり、其中に先帝の御手馴れさせ給ひける御具足共あり、御手習の反古の、御手箱の底にあり、御覽じ出して御顔に押し當て、忍びあへ給はず、さめ〴〵と泣き給ひけるぞ悲しき、恩愛の道は何も疎ならねども

内裏に御座しまして、時々雲井の餘所に見奉る御事ならば斯程はなからまし、此三年が程一つ御船の中に朝夕手馴し奉り給ひければ、類なくぞ思召す、御年の程よりも長しく、御形御心ばへ勝れてやさしく〳〵し者をと、語り出しては、御袖を絞られけり、

同十七日、九郎判官義經、平氏の虜共相具して關東に下著したりければ、源二位對面有りけれども、最言すくなにて打解けたる氣色なし、義經も思ひの外に事違ひて、合戰の事申し出すに及ばざりけり、前内大臣は、庭を隔てたる屋に、座を設けたりければ、著かれたりけるに、源二位は簾中座して、比企藤四郎能員を使として申されけるは、平家の人々に於て、私の意趣を存じ奉らず、其故は、專ら禪閤の恩言に依て、賴朝の死罪を宥さる、爭か遺恩を忘れ、忽ちに反心有らんや、然るに追討し奉る可きの由、今宣旨を下さるゝの間、叡慮背き難き故、只勅諚に隨ふ計りなり、是れ源平兩氏の、互に昔より今に存する事なり、圖らざるに見參し奉るこそ本意に侍れと宣ひければ、能員、大臣殿の前に進みたりけるに、居直り深く敬節せられけり、右衞門督は居も直らず、國々の武士多く並居たり、右衞門督ぞ返事しける、當家代々朝家の守護の爲度々賊陣の狼藉を鎭む、勳功の勞に依て、太政大臣に昇り洪恩の賞を賜り、左右大將を讀す、身の誤なしと雖も、朝敵の咎を蒙る、是れ私の恥に非ず、世皆知る所なり、芳恩には急ぎ首を刎れよと、之を聞く武士、あの小に返答の體神妙神妙とて落涙する者多かりけり、父内大臣をば宥め毀る者口々なり、毀る者は、敬節し給ひたらば、命の助り給ふべきかは、西海に沈み給はずして、東國に恥をさらすこそ、理なりけれと嘲りけり、宥め申す人は、人の心は定まれる主なく、人の身も定まれる法なし、之を尊めば則ち將となり、之を卑んずれば乂虜となる、之を抗ぐるときは則ち青雲の上に翔り、之を抑ふるときは又深淵の底に沈む、用ふるときは虎となり、用ひざるときは鼠となる、是又深き理なり、必ずしも大臣殿に限れるにもあらず、猛虎在深山、百獸震恐、及其在檻穽之中、搖尾而求食と云ふ本文あり、心は、いかに猛き虎も、深山に在る時は百獸恐れわなゝきて、あたりに近付く事なけれども、檻穽とて、をりの中に籠められぬれば、人に向つて尾をふりて、食を求む、されば如何に猛き軍將なれども、斯樣に成りぬれば替はる心にて有るものをとぞ申しける、大臣の首を刎ぬる事容易ならずとて、俎の上に大なる魚を置き、利刀を相具して、内大臣父子の前に置かれたり、自害し給へとの謀なり、大臣は思ひ寄り給はずもや有りけん、そも知らず、右衞門督はさもと思

はれけれども、壇浦にて水底に沈みはてぬは、父の向後の覺束なき故なり、今更先立つ可きに非ずとおぼしければ自害無し、待てども〳〵自害し給はざりければ、内大臣をば讃岐權守と改名して、九郎判官に返し預けられける、

虜の人々流罪 附伊勢勅使改元有らんや否やの事

同廿一日、平家の虜の輩國々へ流し遣す可きの由、官符を下されけり、上卿源中納言通親なり、前平大納言時忠卿は能登國、追立の使は信盛、此時忠卿は筆執の平氏なり、後に謀叛など起すべき人に非ずとて、流罪に定められ給ひけり、子息前左中將時實は周防國、追立の使は公朝なり、内藏頭信基は備後國、使は章貞也、兵部少輔尹明は出雲國使同じく章貞なり、熊野別當法眼行明は常陸國、使は職景なり、二位僧都全眞は安藝國、使は經廣なり、法勝寺執行能圓は備中國、使は同じく經廣なり、中納言律師良弘は阿波國、使は久世なり、中納言律師忠快は飛驒國、使は同じく久世なり、六月十六日に、伊勢公卿勅使發遣せらるべしや否や、又改元ある可しや否やの事、人々に尋下されけるに、左大辨兼光卿云く、天照太神手づから寶鏡を持ちて天忍穗耳尊に授け奉る時、天兒屋根命に詔して、同じく殿内に侍し善く防護を爲す者歟、然れば則ち鏡璽來格の報賽と云ひ、寶劔歸るべきの請祈と云ひ、其元始を思ふに、已に彼の社に在り、尤も公卿勅使發遣せらるべしとぞ申されける、内大臣實定は、我君踐祚の後、壽永を改めて元暦としてより以來、逆徒誅に伏し、都鄙平定、何ぞ强ちに急に改元有らんや、彼の東漢建武の明時、本朝天慶の佳例、尤も准的を資く可き歟とぞ、申されたりける、彼の兩條、人々申狀異趣同旨なり、

内大臣京上り斬らる 附重衡南都に向ひ斬らる 竝大地震の事

前内大臣父子幷に三位中將重衡、去にし九日、義經に相具して、上洛せられけり、鎌倉にて首を刎ねらる可きとこそ思ひあはれけるに、又都へ歸り上られければ、いとど心を迷し給ひけり、國々宿々も過ぎぬ、尾張國野間内海と云ふ所あり、こは故義朝が首を切りたりける所なり、此にて斬りて彼の靈に祭らんずるにやと、思ひあひ給ひける程に、其をも過ぎにければ、大臣殿今はさりとも憑し氣に宣ひけるこそ、思ひあまり給へるにやと悲しくは覺ゆる、右衞門督はよく心得給へり、平氏の正統なり、賴朝に見せて後、京にて頸を刎ね渡さんずるにこそと思召しげれども、餘りに父の歎き給ひければ、かくとは宣はず、只道すがら内大臣にも念佛をすゝめ、我身も唱へ給ひけり、日數經ぬれば、同廿日は近江國篠原宿に著きぬ、廿二日に、勢多にて大臣殿も右衞門督も各別の處に置き奉りければ、今日を限と思ひ給ひて、右衞門督は、何れの所にぞ、一所にてこそ如何にも成り果てんと思ひつる、生きながら別れぬるこそ悲しけれとて、涙を流し給ふぞ哀なる、内大臣、判官に仰せられけるは、出家は免しなければ力及ばず、僧を請じて受戒、最後の知識に用ひばやと宣へば、其邊相尋ねて、金性房湛豪と云ふ僧請じ奉る、知識僧參りて、最後の事勸め申しげるに、内大臣涙せき敢へ給はず、僧に向て宣ひけるは、右衞門督はいかに成りぬるやらん、首を刎ねらるゝとも、一つ筵に手を取り組みてこそ死なめと思ひつるに、さもなき事の悲しさよ、副將には、明日關東へ下らんとせし夜別れぬ、其もいかゞ成りぬらん、覺束なし、右衞門督には今日別れぬ、此十七年の間一日も、立離るゝ事なし、西海の水底に沈むべかりし身の、かく憂名を流すと云ふも、右衞門督が故なりとて泣き給へば、知識の僧申しけるは、今に於ては其事思召す可らず、最後の御有樣を見奉らんも見え給はんも、互の御心中悲しかるべし、倩事の心を思ふに、君は外戚の臣として丞相の位に至り、征夷の將として天下の政を統ぶ、上一人を輔導し下萬民に照臨す、世の仰ぎ奉る日月の如く、人の恐れ奉る雷霆の如し、勢を衆人の上に失はしめ、命を匹夫の手に奪はる、樂み盡きて悲み來るの謂、物盛なれば必ず衰ふるの理、更に當時の災殃に非ず、皆是れ前世の業報に任せたり、是を以て色界の天衆猶退沒の愁に遇ひ、得道の羅漢必滅の理を免かれず、秦の始皇侈を極むれども、驪山墓に埋み、漢の武帝命を惜めども、杜陵苔朽ちぬ、普賢觀經に云く、我心自空、罪福無主、觀心無心、法不住法と、我心自ら空なれば罪福全く主なし、靜に心を觀ずるに、定まれる心なし、諸法の相を達するに、一法として法の中にあるを見ず、されば善惡共に空なり、世出同じく無と觀ずる佛の知見に相叶ふ事なれば、何物も始終有る可らずと思召すべきなり、法華經には、三界無安、猶如火宅、衆苦充滿、甚可怖畏とて、榮花名聞も火宅の樂み、重職官位も炎中の勇なり、夫が爲に却つて苦を招く、之が爲に必ず憂を懷く、妻子眷屬は恩愛苦海の波を起し、我執怨憎は邪見放逸の劍をとぐ、順緣逆緣共に、生死の妄染なれば、自身他身皆火宅の炎に咽ぶ、一切有爲の法は、悉く夢の如く幻の如し、水月鏡像の喩にさとりぬべし、未得眞覺、恒處

夢中、故佛說爲、生死長夜と說き給へり、誠に眞覺のひらけずば、無明の長夜あけ難く、妄想の憂へ悲み晴るゝ事なかるべし、而るを陀彌如來は大悲願を發して、一念十念共に導かんと誓ひ給へり、此願億々萬劫にも聞きがたく、世々生々にも値ひがたし、たとひ天上勝妙の樂みに誇るとも、佛法にあはざれば悲みなり、譬へ卑賤孤獨の報を得るとも、三寶に歸依するを幸ひとす、君先世の怨憎に答へて、今生の誅害にあひ給へり、一筋に餘念を止めて、一心に念佛申して、衆苦永く隔り、十樂身に莊る、淨土へ生れんと思召すべきなりと敎訓し奉り、先三歸五戒を授奉て、後に念佛を勸奉る、内大臣然る可き知識なりと思召し、西に向ひ掌を合せ、餘言を止めて、念佛三百返ばかりぞ唱へ給ふ、橘内右馬允公長、劍引側めて、後へ廻りければ、大臣殿念佛を止めて、右衞門督も既にかと宣ひける詞の未だ終らざりけるに、首は前に落ちにけるこそ悲しけれ、彼の公長は平家重代の家人なり、新中納言の許に朝夕伺候の者なりけり、身を顧み世を渡らんと思ふこそ悲しけれとて、涙をぞ流しける、其後上人、右衞門督の許に行き向ひて、戒を授け奉り、樣々敎訓し念佛すゝめければ、大臣殿の最後、如何御座しつると問ひ給ふ、上人、何事も思召し切り、目出たくこそ御渡り候ひつれと申せば、さては嬉しく候ふとて、念佛高く唱へつゝ、今は疾く〳〵と仰せられければ、今度は堀彌太郎切りてけり、さしも罪深く離れ難くし給ひければ、身をば、公長が沙汰にて一つ穴にぞ埋みてける、同廿二日、九郎判官義經、大藏卿泰經卿の許へ申し送りけるは、前内大臣父子近江邊にして斬る可し、其首洛中へ持參して撿非違使に渡す可き歟、將亦勢多邊にして棄つ可き歟、兩箇の趣き兼て言上、事の由勅諚に隨ふ可きの由 頼朝卿之を申さしむる所なり、又重衡卿は東大寺に遣す可きの由、同じく之を申さしむるの間、相具して入洛す可しと申したりければ、泰經彼の狀を奏聞あり、内大臣の許に遣されて、計ひ申す可き由仰せられければ、後德大寺實定申されけるは、彼の兩人斬罪に行はるゝ上は、首を渡さるゝ事議定ある可き歟、凡そ首を渡す事は、京師に於て人に實を見せしめんが爲なり、而るに先日生きながら、已に洛中を渡さる、今度義經相具して上洛、斬罪の相を行ふ、何の不審に依て重ねて又大路を渡さる可きやと有りけれども、翌日二十三日に、撿非違使知康、範貞、信盛、公朝、明基、經弘等、六條河原にして彼の兩人の首を請取り、大路を渡して、獄門の左の樗の木に懸けゝり、京中白川邊土近國の輩、競ひ集つて之を見る、法皇は、三條東洞院に御車を立てゝ御覽あり、讃んで故實を考ふるに、三位已上の首獄門に懸くる事先例なし稱德天皇の御宇に、大師藤原惠美朝臣押勝謀叛の時、軍士石村々主近江國にして押勝が首を斬り、京師に傳ふるの由、國史に載すと雖も、其首を渡し獄門に梟するの由所見なし、近く平治に、右門衞督信頼、さしも罪深うして首を刎ねられたりしかども、獄門には懸けられず、此の如きの例時議に依て始めて行はるゝ事なれども、兩度大路を渡さるの條、刑法甚しとぞ人傾け申しける、哀なる哉、西國より入りては生きて七條を東へ渡され、東國より歸りては死して洞院を北へ渡され、死の恥、生の辱、とり〴〵にこそ無慙なれ、

本三位中將重衡卿は、前内大臣父子と相共に九郎判官に相具して上りけるが、内大臣父子は勢多にて切られぬ、重衡をば南都の大衆へ出して頸を斬り、奈良坂に懸く可しとて、故源三位入道頼政が息藏人大夫頼兼相具して、山階や神無森より醍醐路に懸つて、南を指してぞ通りける、住馴れし故鄕今一度みまほしく思召しけれども、雲井のよそに想像り、涙ぐみ給ふも哀なり、小野里醍醐寺を過ぎて、中將泣く〳〵宣ひけるは、日比各情をかけ憐みつる事、嬉しとも云ひ盡し難し、同じくは最後の恩を蒙るべき事あり、年來相具したりし者、こゝ近き日野と云ふ所に在りと聞く、鎌倉に在りし時も、風の便には文をも遣して、返事をも聞かばやと思ひしかども、免なければ叶はず、南都の衆徒に渡されなば、再び還り來る可き身に非ず、されば彼の人を今一度見もし見えもせばやと思ふはいかゞ有るべき、我に一人の子なければ此世に思ひ置く事なし、此事の心に懸りて、よみぢも安く行くべしとも覺えずと宣ひければ、武士共も道岩木ならねば、涙を流しつゝ、何かは苦しかるべきとて免しければ、手を合せ悅び給ひて 日野大夫三位の許へ尋ね入りて、案内せられけり、彼の大夫三位北方と申すは大納言典侍の姉なり、大納言典侍とは故五條大納言邦綱卿の御娘、先帝の御乳母なり、平家都を落ちし時同じく西國に下り給ひたりけるが、壇浦の軍敗れて後、再び都へ歸り上りたれども、家々は都落の時燒けぬ、立ち入る可き所もなければ、女院に付進せて暫し吉田におはしけれども、さても叶ふ可き樣なければ、姉の三位局を憑みて、彼の宿所の片方に忍びてぞおはしける、三位中將の使は石金丸と云ふ舍人なり、童内に入りて、重衡こそ東國にて如何にも成るべしと思ひしに、南都亡したる者なりとて、衆徒の手へ渡され侍りし、兎角武士に暇を乞ひて立寄り侍り、今一度見奉らばやと云ひ入れたりければ、北方、物をだにも打纏き給はず、迷ひ出でゝ見給ひければ、藍摺の直垂、小袴著たる男

の、疲れ黑みたるが緣により居たりけるぞ、そなりける、如何にや夢か現か、これへ入り給へかしと宣ひける聲を聞き給ふに、目も眩れ心も消えて、袖を顏に覆ひて泣き給ひければ、大納言典侍も只涙に咽びて、宣ひ出づる言なし、三位中將半緣に寄りかゝり、御簾打纏きて北方に目を見合せて、互にいとゞ涙を流し、うつぶし給へり、北方起直りて、是へ入り給へとて、重衡の手を取り御簾の内へ引入れ奉り、先づ物進せたりけれども、胸塞り喉塞きて、聊かも叶はざりけれども、せめての志を見えんとて、水ばかりをぞ勸め入れ給ひける、したるげに見え給へば、是を著替へ給へとて、袷の小袖に白帷取具して奉れば、練貫の小袖の垢付きたるに脫替へ給ふ、北方之を取り、胸に當て顏に當てゝぞ泣給ひける、三位中將も、いつまで著べき小袖ならねども、最後の著替と思召しけるに、いとゞ袖をぞ絞りける、涙の隙に、

脫替ふる衣も今は何かせん今日を限のかたみと思へば

北方も泣く〳〵、

憑おく契は朽ちぬ物といへば後の世までも忘べきかは

三位中將宣ひけるは、去年の春如何にも成るべかりし身の、一門の人こそ多き中に、せめての罪の報に重衡一人虜れて、京鎌倉曝されて、終には奈良の大衆の中に出され、切るべしとて罷るなり、斯る有樣なれば、中々由なしと思ひつるが、命存へて二度見奉る可きに非ず、年來の情盡きぬ思ひに任せて、かくと申しつるなり、嬉しく見奉りぬる者哉、命のあらん事も、只今日を限れり、今一度見奉らんと思ふより外は、此世に思ひ置く事なし、程遠き所ならば如何がはせん、爰にしもおはして、最後に見えぬる事、前世の契と云ひながら、心の中推量り給ふ可し、子のなかりしをこそ本意なき事に思ひ申しゝに、賢くぞ子の無かりける、在らば、いかばかりか心苦しからん、今は此世に執心留る事なければ、冥途安く罷りなんと思ふこそ、いと嬉しけれ、人に勝れて罪深くこそ侍らんずらめ、哀不便と思しゝ母の二位、深く憑みし一門兄弟、悉くに亡びぬる上は、殘り留つて後の世を弔ふべき者も侍らず、人は若くおはすれば便にも付き給はんずらん、さもして世をも渡らせ給ふべし、其恨に非ず、日本第一の大伽藍を亡したりしとがに、阿鼻の炎兼て想像るこそ苦しけれ、いかならん有樣にて御座しますとも、忘れ給はで弔ひ給へ、多き人の中に斯る身に相馴れ給ふも、然るべき先の世の深き契にこそ侍らめなれば、後の世とても忘れ給ふべきかは、出家をもして髮をも形見に奉らばやと思へども、其れも免なしとて涙を流し給へば、北方、日比の思ひ歎きは事の數ならず、堪忍ぶ可き心地もし給はず、

軍は常の事なれば、必ずしも去年二月六日を限とも思はざりしかども、別れ奉りしかば、越前三位の上の樣に水の底にも沈むべかりしに、先帝の御事の御心苦しく思ひ奉りし上に、正しく世におはせずとも聞かざりしかば、今一度見奉る事もやと思ひて、難面く昔の貌にてすぐし侍りつるに、今日を限りにて御座しますらんこそ悲しけれ、今までも延び給ひつれば、若しやと思ひつる憑も有りつる者をとて、又うつぶし臥し給ふ、昔今の事宣ひ通ふに付きても、悲しさのみ深く成り行けば、日を重ね夜を重ぬとも盡くべきに非ず、程ふれば武士共の待ち思はん事も心なければ、嬉しく見奉りつとて泣く〳〵立ち給へば、北方、如何にや、さるにてもしばしとて袖をひかへ、今日ばかりは留り給へ、武士もなどか一日の暇を得させざらん、年を經ても待ち得べき事に非ず、又もと思ふ見參も今日を限りの別なればと宣へば、中將、一日の暇を乞ひたりとも明日の別も同じ事、心の中たゞ推量り給へ、されども遁るべきにあらず、契あらば來世にても見る可しとて出で給へば、北方は人の見るにも憚らず、緣の際まで出で給ひ、臥しまろびて喚き叫び給ふ、中將は馬に乘りたりけれども、進めもやり給はず、涙にくれて行く前も見えず、其身は南都へ向へども、心は日野にぞ留りける、大納言典侍は、走り付てもおはしぬるべく覺え給ひけれども、それもさすがなれば、引纏きてぞ臥し給ふ、永き別の道、さこそは悲しく思ふらめと、武士も袂を絞りけり、中將は、石金丸と云ふ舍人を具し給へる、是は八條院より、最後の有樣を見よとて鎌倉まで付けられたりけるが、南都迄も付きたりけるなり、大納言典侍は、木工允友時と云ふ者を召して、三位中將は小津河奈良坂の邊にてぞ切られんずらん、首は定めて大衆の手に渡らんずらん、身は曠野に棄つべし、跡を隱すべき者なし、汝行きて身を昇返せ、孝養せん、さしもに後生弔へと云ひつる者をとて、地藏冠者と云ふ中間と十力法師と云ふ力者を、友時に相具して進せけり、三人の者共泣く〳〵走りければ、木幡、岡野屋行き過ぎて、宇治邊にて、追付き奉りけり、平等院をば心ばかりに伏拜み屠所の羊の歩み近付けば、新野池をも打過ぎて、光明山の鳥居の前にも着き給ふ、治承の合戰に、高倉宮流矢に中つて亡び給ひし所なりと見給ふにも、今は身の上とぞ思召しける、丈六堂の邊を過ぎ給ふには、源三位入道が一門當家の爲に亡されし所なり、亡魂いかゞ思ふらん、今は昔に替り行く、憂世の習こそ悲しけれと、思ひ殘す事なし、大納言典侍は引纏きて臥し給ひたりけるが、暮るゝ程に起上り、法戒寺より上人を請じて、樣を替へ給ひにけり、中將和州小津に着き給へば、

土肥次郎使者を南都へ立てゝ云く、三位中將重衡をば、關東にして首を刎ねらる可しと雖も、南都兩寺を亡ず咎に依て、衆徒の手に渡し遣すべきの由、源二位家の下知に任せて寺邊に發向す、寺内に具足し入る可き歟、境外に於て請取らる可き歟と申したりければ、東大興福兩寺の大衆宿老若輩、貝鐘鳴して大佛殿の大庭に會合僉議あり、若大衆の僉議に云く、天竺、震旦の法滅は暫く閣く、我大日本國は神國なり、其神慮は佛法を守護せんが爲にして、欽明天皇の御宇、佛法初めて百濟國より渡る、守屋大臣は、國神を崇めんが爲に佛敎を滅さんと欲す、然れども救世の垂迹上宮太子、守屋を討ちしより以來、君王專ら正法に歸し、臣公同じく三寶を崇む、爰に故淨海入道、惡逆の催す所、重衡を以て軍將と爲して、園城三井の法水を盡し、南京二寺の惠燈を消す、悲しい哉最初成道一十六丈の聖容、必滅の煙蒼天の空に聳く、痛しい哉法相三論八不唯識の金言、衰沒の露春日の野に消ゆ、啻に佛陀の敎法を亡すのみにあらず、專ら淨侶の弘通を廢失す、守屋が違逆に過ぎ、調達が謗法に超えたり、五刑の類之に比するに猶輕し、五逆の伴黨、外に求むべからず、衆徒多く別亡し、君臣大に愁歎す、常住の諸尊、佛陀恨みを含み、護法の善神、怒りを成す、故に一門悉く西海に沈み、重衡獨り生虜と爲る、修因感果究竟じて、彼の卿寺邊に廻り來る、然れば早く衆徒の手に請取り、兩寺の大垣三度廻し、其後七箇日の間に、頭を掘るか鋸るか、嬲切に殺す可しとぞ申しける、若大衆は尤も然る可しと同じけるを、老僧の僉議に云く、重衡卿重犯の事衆徒の僉議に同ず、因果の道理實に必然なり、但し彼の卿、治承に南都を亡しゝ時、衆徒の力を以て打ちも留搦めも取りたらば、刑罪、僉議の旨に任す可し、而るに今年月を送つて勇士に取られ、武家の手より請取て罪を行ん事、全く大衆の高名に非ず就中修學利生の窓の中にして邪見不善の科を行ん事、菩薩の大悲に背き、僧徒の威儀にあらじ、誠に自業自得の催す所、彼の卿死罪遁れ難き歟、然らば寺院の内に入れずして、いづくにても武士が切りたらん頭をば請取りて、伽藍の敵なれば奈良坂に懸く可きなりとぞ僉議しける、此條然る可しとて、別の使を相副へて重衡卿の間の事申し送らる、源二位家の仰せ奉り畢んぬ、但し衆徒の手に請取りて刑罪を行ふ事、其憚りあり、般若野より南へ入れずして相計はる可し、首をば衆徒の中に給ひて、一見を加ふ可しと返事しけり、南都の返事聞きて後、土肥次郎は、其日もはや暮れければ、河より南の在家の中に、大道よりは東南に向ひて、一間四面に造りたる舊堂あり、是へぞ入れ奉りける、ゆかけをせばやと宣ひければ、近所より、新しき桶杓を尋ね出し、水を上げて奉る、御堂の傍にて行水し髮洗ひ、たぶさを取る、最後の御裝束と覺えて、武士共兼て用意し持たせたりければ、小袖帷直衣褌扇笏沓に至る迄、取出て奉る、日比着給ひたりける物をば武士給りてのきにけり、武士の申す儘に御裝束をめし、新しき沓には子細ある者をとて、紙を疊みて敷き、さしはきて緣を步みて、正面よりは東西向にしておはしける、此間東の旅に下り上り、風にやつれ日に黑みて、あらぬ貌にして衰へ給ひたれども、遁に餘の人には替りてぞ見え給ひける、暫く有りければ、御食賂ひ出して進せたり、是や此下萠の云ふなる死粮とは、只今死する者の、魚鳥有る可らずとて取除さす、散飯多かに取りて佛前に備へて、其後はまゐらず、又酒を進め奉る、只今頸斬られんずる者の、極熱に酒は惡しかる者をとて、三度請くるまねをして、舌の先ばかりに當てゝ、是もまゐらず、其後手洗ひ漱ぎて宣ひけるは、抑も汝等は、賴朝が政をば善しとや思ふ、惡しとや思ふ、所謂善しと思へばこそ、平家をばかくは虐ぐらめ、昔は此の如く人を虐げ、今は又人の爲に虐げらる、因果の理、世をも人をも恨べからず、但し敵を敵へ渡事は、昔よりして未だ聞ず、賴朝も彌勒の代をばよも持たじ、今日は人の上と思へども、明日は必ず身の上を思ふべし、重衡が罪深き者と云ふなれども、全く罪深からず、心より發して南都を亡したらば、西海の波の底にも沈み、東路の頭に骸をも曝すべけれども、法相三論の學地の邊、華嚴法華修行の砌、佛法流布の境、奈良の都に廻り來て、切られて其後首を東大興福の兩寺に渡されん事、大乘値遇の過去の緣淺からずと思へば、罪深かる可しとも覺えずと宣へば、實平申しけるは、二位家の計ひばかりにてはよも候はじ、法皇の御計ひにてこそ候ふらめ、其に就て鎌倉にて善き便宜は候ひし者を、など御自害は候はざりけるやらんと申せば、中將は打笑ひ給ひて、人の胸には、三身の如來とて、佛御座します、怖し悲しと思ひて、身より血をあやさん事は、佛を害するに似たり、されば自害をばせざりき、只今も頸を刎ねんとせば、流石妄念も起りぬべし、何となき振にもてなし、我に知らせず頸を打てと宣へば、武士共目を見合せて畏る、其後中將突立ちて、正面の東の端を立廻り後戸の方を見給へば、歳六十餘の僧、左手には花を持ち、右手には念珠に打鳴し取具して參りたり、哀僧がな一人と思召しつるに、神妙にも參り給へり、はや入り給へとて、中將は本の道より歸りて、正面の東の間、本の座に西向におはしければ、彼の僧は、西の端を廻りて正面の西の間、東向にぞ

候ひける、實平は緣にあり、家子郎等は坪の中大庭に並居たり、中將僧に向ひて宣ひけるは、善知識の人がなと思ひつるに、折しも神妙にも候、抑も重衡世に在りし程は、出仕にまぎれ世務にほだされて、驕慢の心のみ起りて、後世のたくはへ微塵ばかりもなし、況や世亂れ軍起つて後、此三四年の間は、彼を禦ぎ我を助けんとの營みの外は、又他事なし、就中南都炎上の事、王命と云ひ父命と云ひ、君に仕へ世に隨ふ習、力及ばず罷り向ひ侍りぬ、其に思はずに火出で來りて、風烈しくして伽藍の滅亡に及ぶ、其を重衡が所爲と皆人の申す事の、今思ひ合はすれば、實に侍りけり、さればにや、人もこそ多けれ、一門の中に我一人虜れて、京鎌倉に恥を曝し、此まで骸をさらさん事、只今に極まれり、されば斯る罪人の、如何なる善を修し、いかなる佛を憑み奉りてか、一劫助かる事候ふべき、示し給へと泣く〳〵搔きくどきて宣へば、僧急と土肥に目を見合すれば、實平ともかく仰せに隨ひ參られ候へと申す、上人念珠おしすり金打鳴して、阿彌陀經一卷、懺法一卷讀みて後、法華經一部と志し、早らかに轉讀す、八の卷に及んで實平、今は夜も明方に成り候ひぬ、とくと申せば、八の卷をば卷置き、戒を授け奉る、若し淨土に生れんと思召さば、西方極樂を欣ひ御座せ、極重惡人、無他方便唯稱彌陀、得生極樂と說かれたり、彌陀の名號を口に唱へ、心に念じ給ふべし、若し惡道に赴き御座すべくば、地藏の悲願仰ぎ給へ、拔苦與樂の慈悲深く、大慈拔苦の誓約あり、之に依て忉利雲上にしては正しく釋尊慇懃の付屬をうけ、奈落炎中にしては必ず衆生忍び難きの受苦を助け給ふ、彼と云ひ此と云ひ、深く憑み奉らば、爭か利生なからんと、細々に讃嘆し敎化し奉りければ、中將も實平も眼に餘る涙の色、家子も郎等も絞りかねたる袂なり、土肥申しけるは、斯樣に候べしとだにも兼て知り進せたりせば、御布施なども用意仕るべく候ひける者を、是は日比君の召されて候ふ者なればとて、取納めたりける御裝束、裏より取出し、佛前にぞ備へたる、其後又彌陀經一卷、懺法早らかに一卷讀みけるが、六根段にかゝりけるに、曉の野寺の鐘の聲、五更の空にぞ響きける、中將涙を流し突立ちて、東の端を後戸の方へおはす、兵二人影の樣にて、御身を離れ奉らず、後戸の緣を彼方此方へ行道し御座しけるに、紫の雲一筋出で來りたり、折しも郭公の啼きて、西をさして行きけるを聞き給ひてかく、

思ふ事かたりあはせん郭公げに嬉しくも西へ行くかな

とすさみ給ひける御音ばかりぞ、幽に聞えける、坪の中大庭に並居たりける武士も、はら〳〵と立ちにけり、上人は、こゝは何と成り給ひぬるやらんと思ひて、立ち給ひたる跡を見れば、涙を拭ひ給へる疊紙も、ぬれながら未だあり、庭を見れば、沓の鼻をかゝへて、かぶり居たる犬あり、立廻り後戸を見れば、頸もなき死人うつぶしに臥したり、犬二三匹そばにて之を諍ひ居たり、あな無慙や、此中將既に切られ給ひけるにこそと思ひ、前後なりける犬共を追除ひて、松葉柴の葉を折りかざし、經よみ念佛申して弔ひ奉る、大道の方には馬の足音稠しかりければ、上人急ぎ立出でゝ見れば、歲五十ばかりなる男の、貲布の直垂に長刀杖に突きたる男、北へ向けて行きけるを、袖をひかへ、是に御座しましつる上臈は、何と成り給ひぬるやらんと問ひ申しければ、御頸をば南都へ渡し奉りぬとて、高念佛申して、北をさして過行きけり、其後友時泣く〳〵來りて、中將の空しき身を輿に舁きのせて日野へ歸る、地藏冠者、十力法師共に、涙にくれて行先も見えず、

已上は南都より出でたり、次の說は、世に流布の本なり、

異說に曰く　中將日野を出でゝ小津に著き給へば、賴兼使者を南都へ立て、衆徒僉議上の如し、さては此にて切る可しとて、小津川のはたに下し居奉り、布革の上に居奉る、重衡今を限りと思召しければ、木工馬允友時を召して、此邊に佛御座しましなんやと宣ひければ、友時泣く〳〵其邊の在家を馳廻りけれども、世間に恐れけるにや、出でざりければ、古堂より阿彌陀の三尊を尋ね出し、河原の砂に東に向けて、三位中將の前に掘立て奉る、重衡は淨衣の袖の左右のくゝりを解き、佛の御手に結び付け奉る、五色の絲を引へ結へる心地にて、法然房の敎訓し給ひし言を信じ、如來大悲の誓願を深く憑みて宣ひけるは、提婆達多は三逆の罪人なり、無間の炎の底にして成佛の記別に預かる、下品下生は五逆の業人なり、苦痛の床の上にして往生の素懷を遂げたり、皆是れ彌陀平等の大悲に答へ、法華一實の効驗に寄る、重衡逆緣重く萌すと云へども、深く懺悔を致す、佛法不思議の力忽ちに罪を滅して、淨土に導き給へ、況や彌陀如來に、一念十念も來迎せんと云ふ願ひ御座しまし、極樂世界に上品下品に往生すと云ふ文あり、重衡彼の下品の器に當れり、本願に誤なく大悲に實有らば、最後の十念を以て淨刹の下品に迎へ取り給へとくどきつゝ、西に向ひ掌を合せて、念佛百返ばかり高聲に唱へ給ひければ、頸は前にぞ落ちにける、友時、首を地に付けて喚き叫ぶ、見る人も皆涙を流す、良久しく有りて、友時は三位中將の空しき身を輿にのせて日野へ歸り、地藏冠者も十力法師も、涙にくれて行先も見

えざりけり、

既に車寄に舁き入れ奉る、北方は兼て思ひ儲けたりつる事なれども、今更なる樣に覺えて、物をだにもはき給はず、車寄に走り出でゝ頸もなき人に取付きて、爲方なく泣き給ふ、今一度見る事もなくて、さてやみなんと日比思ひけるは物の數ならず、中々一谷にて何にも成り給ひたらば、今は思ひ忘るゝ事も有りなましとおぼすぞ、せめての事と哀なる、今朝ははなやかなる貌にて見給ひつるに、今夕は紅を染めて首もなければ、さこそは悲しかりけめと推量られて無慙なり、無常は世の習、相別るゝは人の癖なれども、かゝるべしとは兼て知らず、生きて思ふも悲しきに、同じ道にと泣燋れ給へども、其甲斐なし、偖もあられぬ事なれば、上の山にて薪に積み籠み燒きあげ奉り、灰を埋みて墓を築き、卒都婆を立て、骨をば拾ひて高野山へ送り給ふ、

一說には、重衡をば奈良坂にて首斬るといへり、

重衡卿の首をば賴兼大衆の中へ渡したりければ、衆徒之を請取り、東大寺與福寺の大垣三度廻らし、法華寺の鳥居の前に、竿に貫き高く捧げて、是をさらす、治承の合戰の時爰に打立ち、南都を亡したればとてなり、其後般若野の道のはたに大卒都婆を立て、磔にして是をさらす、見る人、大佛を燒き給はずば、今かゝる恥にあひ給ふべしやとて謗る者もあり、涙を流す人も多かりけり、七箇日の間奈良坂に有りけるを、北方大納言典侍、内々俊乘坊上人に付きて、さしも罪深き人なれば後の世を弔はゞやと思ひ侍り、衆徒をも宥め仰せられて首を返し賜びて、孝養せんと乞ひ請けられければ、上人哀に思召して、樣々に大衆を誘へ申されて、日野へ送り進す、北方大に悅びて、即ち高野山に送りて、塔婆を立てゝ追善を營給ひけり、彼の俊乘坊上人と申は、左馬大夫季重が孫、右衞門大夫季能が息男、黑谷の法然房の弟子なり、慈悲深くしてものを憐む、上醍醐に蟄居して、專ら憂世を厭ひける程に、東大寺造營の大勸進に補せらる、一寺に重き人なりければ、大納言典侍も此上人に付て乞はれければ、衆徒も背き難くして免し遣しけるなり、倩事の心を案ずるに、因果の道理は影の如く形に隨ふ、善を爲せば天に生じ惡を爲せば淵に入るといへり、重衡卿、月支東漸の佛敎を滅亡し、日域南北の靈場を燒失す、故に冥衆其人に祐せず、神祇其身に祟を成す、生きては恥を東國に奪ひ、死しては骸を南城に曝す、まして奈落の薪の底、想像るこそ無慙なれ、前内大臣父子、本三位中將重衡斬られ、平家殘なく亡び、山陽山陰四國九國靜なりければ、國は國司に隨ひ、庄は領家の儘なりければ、都鄙の上下安堵せり、

同七月九日午の刻大地震あり、良久しく震ひて、おびたゞしなど云ふも愚なり、同十二日に又地震あり、九日にはなほ超過せり、赤縣の中白川の側、六勝寺九重の塔より始めて、破れ傾き倒れ崩れ、大内、中堂の廻廊、園城寺の廻廊、法勝寺の阿彌陀堂も顚倒しけり、神社佛閣も此の如くなりければ、增して人屋の全きは一宇もなし、根本中堂の常燈も、三燈は消えにけり、大師手自石火を敲ち出して炬し給へる一燈は消えざりけり、法滅の期には非ずして、臨時の災ひと覺えたり、同十四日に彌益々に震ひけり、堂舍の崩るゝ音、雷の鳴るが如し、塵灰の揚る事は、煙を立てたるに似たり、天暗くして光失ひ、地裂け山崩れければ、老少男女肝を消し、禽獸鳥類度を迷はす、こは如何に成りぬる世の中ぞやとて喚き叫び、壓殺さるゝ者もあり、打損ぜらるゝ人も多し、近國も遠國も此の如くなりければ、山崩れて河を埋み、海傾きて濱を浸す、石巖破れて谷にころび、樹木倒れて道を塞げり、洪水漲り來らば岡に登つても助り、猛火燃え近付かば河を囮てゝも生きなん、只悲しかりけるは大地震なり、鳥にあらざれば空をも翔らず、龍にあらざれば雲にも入り難し、心憂しと云叫びける、主上鳳輦に召して池の汀に御座あり、法皇は新熊野に御參籠あり、御花進せ給ひけるが、人屋の倒れけるに人多く打殺され、觸穢出來にければ、御參籠の日數滿たざりけれども六條殿へ還御あり、天文博士參り集つて、占文輕らずと騷ぎ申す、今夜は南庭に假屋を立てゝ御座あり、諸宮諸院、卿相雲客の亭共も倒れ傾きける上、隙なく震ひければ、車に召し船に乘りてぞ御座しける、公卿僉議あつて、祈禱ある可きの由諸寺諸山に仰す、今夜の亥子丑寅の時は大地打返す可しと占ひ申したりと云ひて、家の中に居たる者は、上下一人もなし、蔀遣戸を放ちて大庭に敷き、竹の中、木の本にぞ居ける、天の鳴り地の動く度には、すはや只今こそ地を打返せと云ひて、女は夫に取付き、少き者は親祖父に懷付き、貴賤上下高らかに阿彌陀佛を申しければ、所々の聲々夥し、八十九十の者共、未だかゝる事は覺えずとぞ申しける、餘りに少き者、至て年闌たる老人は、眩き心地損ずなど云て、振ひ殺さるゝ者多し、謹んで釋尊出世の時分を考ふるに、正像各一千年、末法一萬年の其後こそ世は滅すべしなどいへば、後冷泉院の永承年中に末法に入りて僅に百三十餘年なり、道今日明日とは思はざりつる者をとて、長しきが泣きをめきければ、若き者も音を立てゝ叫ぶ、叫喚大叫喚の罪人もかくやと覺えておびたゞし、文德天皇齊衡三年三月、朱雀院天慶

元年四月に大地震ありと注せり、天慶には、主上御殿を避せ給ひて、常寧殿の前に五丈の幄を立てゝ渡らせ給ひけり、四月十五日より八月に至る迄、打ちつゞき震ひければ、上下家中に安堵せずと傳へたれども、其は見ぬ事なればいかゞはせん、今度の地震は上古末代類あらじと、貴賤騷ぎ歎きけり、平家の死靈にて、世の滅ぶ可き由申し合へり、昔も今も怨靈は怖しき事なり、蚤の息天に上ると云ふ事も有るぞかし、況や萬乘の聖主、玉體を西海の波底に沈め、三公の忠臣、屍骸を北闕の獄門に懸けたり、其外卿相雲客、衞府諸司、有官無官、軍兵士卒、男女老少生靈死靈怖しく、就中異國の例はそも知らず、本朝には、昔より卿相たる人、生きても死しても大路を渡し首を獄門に曝す事なし、世の中いかゞ成り立たんと申しけり、

源氏等受領附義經伊豫守に任ずる事

同八月十四日に除目行はる、源氏六人受領す、平氏追討の賞とぞ聞えし、志田三郎先生義憲伊豆守に任ず大内冠者維義越中守、上總太郎義兼上總守、加々美次郎遠光信濃守、遠江守義宗が男兵衞尉義助越後守、九郎大夫判官伊豫守に任じけり、鎌倉源二位擧し申すに依てなり、大夫判官は、伊豫守を賜はる上、院の御廐の別當になりて、京の守護に候へとて、侍十人付けられたり、判官思ひけるは、義經度々の合戰に命を捨てゝ、既に世の亂を鎭め、父の敵を亡す、私の宿意と云ひながら國家の固なり、これ莫大の軍功に非ずや、而るに關より東は云ふに及ばず、京より西をばたばんずらんと思ひつるに、僅かに伊豫一國沒官の地二十箇所知行せよとの源二位の所存、本意なしと思ひけれども、但し重ねて思ひ計ふ樣ありなんと過しける程に、僅かに付きたりける十人の侍も、兼て心を合せたりければ、親の所勞、子の病惱など云ひて、皆東國へ逃下りにけり、判官いとゞ意得ず思ひける程に、源二位、判官を討たんとて、關東に樣々の計ひありとは、京都に披露ありぬ、何事のあらんずるやらんと、貴賤此彼にさゞめき合へり、

建禮門院は、西國より上り、吉田にも假に立入らせ給ふと思召しけれども、五月も立ち六月も半過ぎぬ、今日までもながらへさせ給ふべしと思召さゞりけれども、御命は限りあれば明けぬ暮れぬしけるに、大臣殿父子の首大路を渡され、獄門に懸けられ、本三位中將は奈良坂にて切られて、卒都婆に付けてさらさる、彼の人々の今は限りに成り給へる有樣、人參りてこま〳〵と申しければ、女院は御胸せきて、御涙せきあへさせ給はず、しばしつや〳〵物をだにも仰せられざりけり、良ありて、此人々歸り上ると聞し召しかば、甲斐なき命ばかりは助かりぬるにやと思召しけるこそ愚に思ひ侍れ、露の命消えやらで、斯る憂き事を聞くこそ、せめての罪の報なれ、都近かりけるばかり心憂かりける事はあらじ、折に觸れ時に隨ひて耳を驚かし心を迷はすも、さすが生ける身は口惜しき事も多かりけり、露の命風を待つらん程も、深き山の奥の奥に思ひ入らばやと思召しけれども、さるべき便なくて過させ給ひけるに、さらぬだに住荒たる朽坊の、度々の地震に築地も崩れ、門も倒れぬ、いとゞ住ませ給ふべき御有樣にも見えさせ給はず、憑もしき人一人も侍らず、地打返すべしなど聞し召せば、惜む可き御命にはなけれども、只尋常の御事にて消え入らばやとぞ思召されける、綠衣の監使宮門を守るもなく、伴の御奴朝淨するもなし、心の儘に荒れたる籬は、滋き野邊よりも猶露繁く、折知りがほにいつしか蟲の聲々怨むも、我身の上とぞ思召す、秋も既に半になんとす、夜もやう〳〵長くなる儘に、いとゞ御寢覺がちなれば、明しかねさせ給ひけるぞ哀なる、八月十七日に改元有りて、文治と云ふ、

施卷

南都御幸大佛開眼附時忠流罪忠快免さるゝ事

文治元年八月二十七日、法皇南都へ御幸あり、公卿には花山院大納言兼雅、堤中納言朝方、中山中納言頼實、衣笠中納言定能、吉田中納言經房、民部卿成範、藤宰相親信、平宰相親宗、大藏卿泰經、殿上人には雅方朝臣以下、皆淨衣を着て供奉せられけり、伊豫守義經、同じく淨衣を着て候す、御後隨兵六十騎を相具せり、同二十八日大佛開眼あり、亥の刻に法皇臨幸ありけり、左大臣經宗、權大納言宗家卿以下參入せられけり、開眼師は僧正定遍、咒願は僧正信圓、導師は大僧都覺憲なり、同晦日辨曉權少僧都に仰せられけり、開眼師定遍僧正賞讓とぞ聞えし、

同九月二十三日、前平大納言時忠卿は、追立の使信盛承りて、能登國鈴御崎へ遣す、子息讃岐中將時實は、公朝が沙汰として周防國へ下す、平家僧俗の虜共、去にし五月に配所を國々に定められける內なり、父子後を合せ西北境を隔てつゝ、波路に流れ雪中に赴きけるこそ哀なれ、時忠卿、

建禮門院へ申されけるは、今は有甲斐なき身に侍れども、近く候ひて御あたりの事をも承りたく侍るに、せめての罪重くして、今日都を罷り出でゝ越路の旅に赴き侍り、身の有樣心の中、只推量らせ給ふべし、又いかなる御有樣にてか御座しまさんずらんと思ひ置き奉るこそ、行く空も覺え侍らね、參りて今一度見奉りたく侍れども、心に任せぬ身、力及ばずなど細かに申されたり、女院聞し召して、此人ばかりこそ昔の遺とて御座しましつるに、さては遠國へ赴き給はんこそ悲しけれ、逢ひ見ることはなくとも都の中にありと聞し召せば、憑もしくこそ思召しつるに、死しても別れ生きても別れなん事こそと、いとゞ搔きくらす御心地なりければ、坐に御涙ぞすゝみける、彼の時忠と申すは、出羽前司知信が孫兵部權大輔時信が息男なり、故建春門院の御妹にて御座しましゝかば、高倉上皇には御外戚なり、唐の楊貴妃、玄宗皇帝に幸せし時、妹楊國忠が榮えしが如し、八條二位殿も妹にて御座しましゝかば、太政入道には兄公なり、建禮門院には伯父なり、世の覺時の鉛目出たかりき、されば兼官兼職心に任せ、富貴榮花思ひの如し、位正二位、官大納言に至り、子息時實時家、中少將に成りにき、太政入道萬事申し合せつゝ、天下を我儘に執行ひければ、時の人平關白とぞ申しける、檢非違使別當にも三箇度まで成りけり、先例なき事なり、今暫しも平家世にあらば、大臣は疑ひなからまし、此人心猛く理づよに御座しければ、廳務の時も樣々の事張行ひて、强盜二十八人が右の手を切り給ひけり、昔惡別當恒成と云ひける人こそ、强盜の頸をば切りたりと云傳へたれ、西國に御座す時も、院より召次を下され、帝王幷に三種神器都へ返し入れ奉れと仰せ遣したりしに、院使花方が頰に浪方と云ふ火印を指し、是は汝をするには非ずと申しけり、法皇を申しけるにや、故女院の御ゆかりなれば、平家の一門悉く官職を止められしかども此卿父子をば停止せられず、歸り上り給へば宥められる可きなれども、かゝる惡事を思召し忘れさせ給はず、伊豫守も親しく成りて、其好深ければ、流罪をも申し宥めんと思ひけれども、法皇の御氣色も惡しく、源二位も免しなければ力及ばず、軍の先をば蒐けざれども、謀を帷幄の中に廻らし、兵を敵陣の前を勇むる事、偏に此人の結構なれば理なり、年闌け齡傾きて、妻子にも別れ見送る人もなくて、遠境に遷されけん心の中こそ無慙なれ、遙に西海の波の底を免れて遂に北國の雪中に埋れけるこそ、宿習とは云ひながら哀には覺ゆれ、北方帥佐殿は何事も思ひ入れたる人にて、心づよく翫し給へども、遁遁の惜しければ忍音にて泣き給へば、其腹に今年十四になる息男あり、尾張侍從時宗と云ふ、斜ならずいとほしがり給ひけり、是を見置き給ひて、還樣知らず遠國に赴く事よと泣き歎き給へば、侍從も、同じ道にと宣へども、免しなければ其甲斐なし、既に都を出で給ひ、關山、關寺打過ぎて、志賀の故郷、唐崎や浦路に駒をぞ進めける、日吉社を顧みては、南無歸命頂禮七社權現　願はくは再び故郷に返し入れ給へと心ばかりに祈念して、榮岡社を過ぎ給へば、比良の高峯に風冱えて湖水に波繁かりけり、蜑の釣舟波の上に漕ぎつれて、網にかゝれる魚遁れ難きを見給ふにも、我身の上と哀なり、浦人に、こゝをば何所と云ふぞと問ひ給ふ、是こそ名にしおふ比良のすそ野の堅田浦と申しければ、時忠卿涙ぐみて、

歸りこん事も堅田に引く網のめにあまりたる我涙かな

と最哀にぞ聞えける、其より湖水漫々と見渡して、浦々宿々打過ぎつゝ、敦賀の中山遙々と、木の間を分け岩根を傳ひて下りけり、いつしか打時雨つゝ、嵐烈しくしては膚を徹し、木の葉狼藉しては道を埋み、荒乳山、木邊峠を越え行けば、越の初雪踏分けて、燧山、柚尾坂、越前國分、金津宿、蓮池、細呂宜山を越え過ぎて、加賀國須川社を拜しつゝ、篠原、安宅打過ぎて日數ふれば、能登國鈴の御崎に着き給ふ、立渡り見給へば、岩間に生ひたる濱松の、岸打つ波に洗れて、其根あらはに有りけるを見給ひて、憂名を流す旅の空、打解け寢入り給はねば、我身の思ひになぞらへて、

白波の打驚かす岩の上にねいらで松の幾世へぬらん

いとあはれにぞ聞えし、

門脇中納言敎盛卿の子息中納言律師忠快も、配所を飛驒國に定められて、檢非違使久世が許に預け置かれけるに、鎌倉源二位家より關東へ下り給ふべしと、袖かざりたる四方輿に、力者十二人、幷に道の用心にとて兵士あまた上されたり、こは何事ぞ、流人に定められたる者の迎の體こそ意得難けれと、上下おもはずに思へり、律師も最不思議に思ひて、餘の事なれば若し人違にやと宣へども、二位家の消息に急ぎ下向ある可し、見參に入る可き子細侍りと判形し給へる分明の狀なりければ、關東へ下り給ひけり、近江國鏡宿より始めて、宿々の設ども丁寧なり、既に鎌倉に下着して、かくと申し入りたりければ、二位殿急ぎ見參して宣ひけるは、先づ御下向悅び存じ侍り、抑御本尊に地藏菩薩や安置し給へると問はれけり、律師、さる事候と答ふ、其本尊片手や折れ給へると宣へば、御手の折れさせ給へるとは覺えず　久しく納め奉り、遙かに拜み奉りて、即ちこれに持ちて奉れりとて、錦の御舍利袋より、紫檀を以て造りて金銀を以てかざりたる厨子を

取出して御戸を開いて拜ませ奉り給へば、佛の莊嚴心も言も及ばず、瑪瑙の地盤に紺瑠璃を以て伽羅陀山をたゝみ、水晶の花實に琥珀の蓮華を葺けり、其上に三寸の地藏菩薩を安置せり、右に黃金の錫杖を突き、左に如意寶珠を持ち給へるが、うでくび折れかゝりてぞ御座しける、二位殿之を拜み奉り、はら〳〵と涙を流し、五體を地に投げ入禮し給ふ、因幡守弘基を召して、嚴重殊勝の御佛拜み給へと仰せられければ、弘基同じく拜をなす處に、二位殿物語に宣はく、去し頃此靈夢を蒙る事有りき、錫杖つきたる貴僧の容貌美きが、我枕上に立ち給ひて、平家門脇中納言の子息律師忠快と申すをば、此僧に免し給へかし、年來深く我を相憑める僧に侍り、不便に覺ゆと仰せられしを、夢の心地に此御房は地藏よなど意得たりしかば、承り候ひぬと申すを聞き給ひ、返す返す本意なりとて、御飾つくろはせ給ふが、左の御手の折れ給へるを、よに痛氣にせさせ給ふと見奉りし間に、あの御手はいかにと問ひ申せば、西海の船にて忠快を助け乘んとせし時に、左の手を誤りてと仰すと示現を蒙る、末代なれども斯樣に威驗の御座しましける御信心の程こそ目出たく貴けれと宣へば、弘基も感涙を流して、有り難き御事にこそと申しけり、律師宣ひけるは、都を出でゝ三年宿定まらぬ旅なれば、心閑に相好を拜み奉る隙も候はず、されば御手の折れ給へるも爭か存知候ふべき、御尋につきて候はずば、何としてか左樣に御渡り候ふべきと、よに不審に候ひつるに、御夢に思ひ合する事候、先帝太宰府に御座しましゝ時、尾形三郎維義が三萬餘騎にて攻め來りしに、主上を始め奉り、周章て騷ぎ船に乘り候ひしに、惡樣に乘りて已に水に入りぬべく侍りしを、下僧の一人來りて、助け乘せて後に、忠快は船にあり、下僧は陸に立ちて、右手を以て左の腕を抱へたりしを、あれは如何にと問へば、惡樣に參りて手を損じて候へども、事闕け候はじと申せしを、汝は誰人の共ぞと尋ねしかども、船は急ぎ漕ぎ出す、人は多く阻りし程に、返事を聞く事もなかりき、今の御夢相を承るに、はや是ぞ地藏の御助にてと、語りも終てず衣の袖を絞りけり、二位殿も、いとゞ歸依の涙を流し給ふ、二位家の北方も、簾中にして之を聞き拜み給ふ、信心骨髓に徹し、衣小袖を取り出して殊更供養有りければ、女房達も、取渡し〳〵拜み奉る、小袖、染物、鏡、手箱等しな〳〵奉る、二位殿も、砂金百兩、卷絹百端、馬三匹を引かれけるなり、十二間の內侍外侍に候ひける大名も小名も、馬鞍、鷲羽、鷹羽、衣染物取寄せ〳〵供養しければ、誠に一會の法事とぞ見えたりける、則ち佛師を召され、御手をつぎ奉る、鎌倉中の貴賤男女競ひ來りて、禮拜供養する事市をなせるが如し、儲二位殿宣ひけるは、都へ歸り上り給ふべきか、鎌倉におはせられよかし、縱ひ何所に御座しまし候ふとも、頼朝が生きたらん程は如何にも疎略ある可からずと聞えければ、律師は、かゝる浮者に成りぬれば、いづくにも侍るべけれども、花洛の東山なる所に一人の老母候ふが、自らが外は憑む方なく候へば、罷り上りたく存じ候、其上靜ならん處に隱居して、練行の功をも積みたく侍り、此事本望に候へばとて、鎌倉を出で給ひけり、本知行の領一所も違はず有りける上に、地藏菩薩供養の布施物の外、種々の引出物たびけり、只流罪を遁るのみにあらず、信力の恩德に依て大德付きてぞ上り給ふ、既に上洛有りけるに、二位殿よりかく書送り給ひけり、

みちのくの里は遙に遠くとも書盡してぞつぼの石ぶみ

地藏菩薩の大悲代苦の悲願、憑もしき哉、忠快は、西海の浪の上にしては沈むべき命を濟はれ、東路の旅の空にしては遁れ難き身を助けられたり

女院寂光院に入る事

同二十八日、建禮門院、大原の奥に寂光院と云ふ所へ入らせ給ひけり、都近くしては心憂き事のみ聞し召せば、片山陰の柴の庵なりとも御心閑にと、日比思召しけるに、ある女房のゆかりにてかくと申しければ、嬉しき事にこそとて、思ひ立たせ給ひけり、冷泉大納言隆房の北方は御妹にておはしければ、御輿などは進せられけり、大方も西國より御上りの後は、樣々に訪ひ申されけり、此人の憐にてかく有るべしとは兼ても思はざる者をとて、有り難さも嬉しさも、人わるきまでにおぼし知られけるに付けても、御涙をぞ流させ給ひける、いと人も通はぬ谷道を、遙々と分け入らせ給へば、山陰なればにや、日も既に暮れなんとす、道芝深く茂りつゝ、分け入る御袖も露滋くして、思召し殘す事一つもなし、西山の麓北谷の奥に寂光院と云ふ堂あり、其傍に怪しげなる庵室有り、年へにけりと覺えて痛く荒れたり、彼へぞ移らせ給ひける、古りにける石の色、落來る水の音、綠蘿窓を閉ぢ、紅葉道を埋めり、繪に書くとも筆も及び難ければ、由ある體にぞ御覽じける、いつしか空搔き陰り打ちしぐれつゝ、木の葉亂れ飛びて鹿の音軒に聞ゆ、嵐に傳ふ鐘の音、風に消え行く香の煙、板間を漏る月の光、窓に怨む蟲の聲、何れも無常の理を示し、偏に有爲の有樣を顯せり、かゝるさらましかば、唯朝露の快樂に羈され、暮日の終焉を知らざらましと思召しつゞけて、佛前に詣で給ひて、出離生死、頓證菩提と額を突き拜み奉り給ひけるに

も、先帝の御面影、夢にも非ず現にもあらで御身に添ひければ、御心迷ひて消え入らせ給ひぬ、女房達抱へ奉り、泣き悲み給ひけるに、やゝ程經て後ぞ、御心地も出來にける、

頼朝義經中違の事

伊豫守義經、源二位頼朝を背く由、此彼にさゝやき合へり、兄弟なる上に父子の契にて、殊に其の好深し、之に依て去年正月に木曾義仲を追討せしより、命を重じ身を捨てゝ、度々平家を攻落して、今年終に亡し果てぬ、一天鎮つて四海澄みぬ、勳功類なく、恩賞深かる可き處に、如何なる子細にてかゝるらんと、上下怪みをなす、此事は、去年八月に使の宣を蒙り、同九月に五位大夫に成りけるを、源二位に申し合する事なし、何事も頼朝が計ひにこそ依るべきに、仰なればとて申し合せざる條自由なり、又壇浦の軍敗れて後、女院の御船に參り會ふ條狼藉なり、又平大納言の娘に相親む事謂なし、旁心得ず宣ひて、打解くまじき者なりと思はれけるに梶原平三景時が、渡邊の船汰の時逆櫓の口論を深く遺恨と思ひければ、折々に讒す、平家は皆亡びぬ、天下は君の御進退なるべし、但し九郎大夫判官殿ばかりや、世に立たんと思召し候ふらん、御心剛に、謀勝れ給へり、一谷落さるゝ事鬼神の所業と覺えき、川尻の大風に船出し給ひし事人の所行と覺えず、敵には、向ふとは知りて一足も退かず、誠に大將軍哉と、怖しき人にまします、尤も心得有るべし、一定御敵とも成り給ひぬと存ずと申しければ、頼朝も後いぶせく思ふなりとて、追討の心を挾み給へり、三浦、佐々木、千葉、畠山等多く參り集りたりける中に、鎌倉殿仰せけるは、九郎が心金は怖しき者なり、西國討手の大將軍に誰をか立つ可きと思ひしかば、兩三人を呼び、心根見んとて、提紘を燒きて、手水かけて進せよと云ひしかば、始は蒲冠者參りて手を燒き、あと云ひて退きぬ、二番に小野冠者來りて、是も手あつしとて除きぬ、三番に九郎冠者、白直垂に袖の露結び肩に懸けて、燒きたる提紘を取りて、顏も損ぜず聲も出さず、始めより終りまで、手水を懸け通したる者なり、あはれ是を今度の大將と思ひて都へ上せ、西國へ指下したれば、木曾と云ひ平家と云ひ三年三月の戰ひに、九郎冠者先をのみ蒐けゝれども、終にうす手一つも負はず、平家を誅罰して天下を鎮めたるは神妙なれ共、頼朝にかさみて見ゆ、頼朝が父下野殿は平家に討たれ給ひぬ、當腹に依て十三歳の時、六條川原にて切らる可しと有りしを、池尼御前の垂伏し申さるゝに依て死罪を宥められ、始めは伊勢國御座島にうつされ、是は都近しとて、其より東路の末伊豆國北條蛭小島に移されて廿一年、さて過ぎぬ、軍功をいたして花洛へ攻上りたれども、未だ昇殿をだにも免されざりき、何ぞ弟の身として、仙洞の御氣色よければとて、頼朝に申し合せず推して五位尉になる事奇怪なり、又立ふち打ちたる車に乘り、禁中花色の振舞、以ての外に過分なり、頼朝にかさみて見ゆ、我を我と思はん人々、九郎冠者を打つてたべと宣ひけれども、口を閉ぢ是非の返事申す人なし、鎌倉殿相待ち給へども、無音の間腹立して、いやゝ此中には誰々と云ふとも、梶原ばかりぞ侍るらん、景時都に上つて打て進せよと仰す、梶原、心の中に思ひけん、人の上に仰せらるゝ事かなと存じたれば身の上に懸れり、今度は景時遁ればやと思ひて御前に參り、袂搔合せて、仰せの旨なれば、東は駒の爪の通ひ、西は艫棹の至らんまでも攻む可きに侍れども、判官殿の討手に景時上洛然るべしとも覺えず、梶原罷り上らば、今明の上洛其意を得ず、義經に中惡しき者なり、追討使を所望して上るにこそと推量られなば、還て逆打に討たれぬと覺え候、人を損ぜずして敵を亡すこそ、よき謀にて候へば、只思掛なからん人に仰せ付けられ、たばかりて安々と討ち給へと申して、辭退申して出でぬ、秩父、河越、三浦、鎌倉、高家も黨も惡まぬ者こそなかりけれ、鎌倉殿良案じて土佐坊昌俊を召して、事の心を仰せ含められ、九郎を討つて進せよ、大名などを指上せば、さる者にて心得ぬと覺ゆ、和僧はもと奈良法師なれば、七大寺詣と事寄す可しと仰す、仰せ承つて則ち御前を立ちぬ、此昌俊と云ふは、本大和國の住人なるうへ、奈良法師なり、當國に針庄とて、西金堂の御油の料所あり、不慮の沙汰出來て、當庄代官小河四郎遠忠と云ふ者が西金堂衆に敵して、興福寺の上綱に侍從律師快尊を相語らひて、年貢所當を打止むる間、堂衆又昌俊を語らひて、大勢を引率し、針庄に押寄せて、遠忠を夜討にす、快尊又大衆を語らひて、土佐房を追籠めて、春日の神木をかざり、洛中へ振入れ奉り、昌俊を禁獄せらる可きの由奏聞す、大衆發向の處に、昌俊數多の凶徒等を率して、衆徒の會合を追拂ひ、春日の神木を伐捨て奉る、大衆憤り深くして天奏を經るに就て、昌俊を召しけれども、敢て勅に從はず、之に依て衆徒の訴訟憤り深しと雖も、兩方の理非未だ聞し召し開かず急ぎ參洛を企て道理を申されば、聖斷ある可きの由宥め仰せ下されければ、昌俊即ち上洛す、召縛む可きの旨、別當兼忠に仰す、兼忠昌俊を召捕つて、大番衆土肥次郎實平に預けられけり、月日を送りける程に、心樣甲斐〻しき者なりければ、實平に親しくなりぬ、隨ひて又公家にも御無沙汰なり

けれども、南都は敵人強ければ、還住せん事難治にて、實平に相具して關東に下り、兵衞佐殿に奉公す、心際不覺なしとて、身を放さず召し仕ひ給ひけり、兵衞佐治承の謀叛の時、昌俊二文字に結雁の旗を賜りたりけるとかや、されば本南都の者なり、七大寺詣と號して指上す、

土佐房上洛の事

同二十九日に土佐房鎌倉を立ちて、十月十一日に京著、佐女牛町に宿を取る、義經が宿所は、中四町を隔てたり、昌俊上洛と聞けども源二位の狀なし、昌俊見え來らず、伊豫守子細を存ぜり、同十月十七日に伊豫守義經、大藏卿泰經を以て申し入れけるは、絲綸に命じて千里の路に赴き、矢石に交りて萬死の命を忘れ、平氏を討ちて父の恥を雪ぐ、偏に義經が功なり、我君爭か抽賞せられざらんや、賴朝又殊恩を加ふ可きの處に、悉く所領を奪ひ取るの上、忽ちに誅殺せしめんと欲するの間、進退歩を失ひ、前後度に迷ふ、枉げて官符を下し賜り、暫く身命を全うせんと欲す、若し勅許なくんば早く自害す可しと申しける、詞の中に奥旨ありければ、法皇殊に驚き思召して、人々に仰せ合せられけり、義經上洛の後、北國の凶徒を誅して洛中安堵し、西海の逆賊を亡して天下靜謐せり、所望に隨はゞ賴朝が憤り憚りあり、彼の命を背かば義經恨を懷く可し、いかゞ有るべきと、左大臣經宗申されけるは、其難を免れん爲に、平將といひ義仲と云ひ、皆申し請ふに任せて成し下され畢んぬ、今度に限り惜まるゝこと益なからんか、後日に賴朝に謝し仰せられば、何ぞ腹心を貽さんやと計ひ申されければ、從二位源朝臣賴朝卿を追討す可きの由、官符を下されける上、九國四國の勇士、義經行家が下知に從ふ可し、兼て又國衙庄園を論ぜず、調庸に備ふ可きの由、廳の下文を成し下されけり、同日に伊豫守、土佐坊を召す、召に隨ひて昌俊參る、いかに何事に上洛ぞ、など又音信は無きぞと問ふ、昌俊畏つて、且は知し召されたる樣に本奈良の者にて候ふが、宿願の事侍れども、近年源平の合戰に打紛れて其願を遂げず、彼を果さん爲に七大寺詣の志候ひて罷り上りて候、明日罷り立ち候ふ間、取亂し候へば、奈良より罷上りて心靜にと相存じつるに候と申す、伊豫守嘲哮ひて、和僧が上洛全く七大寺詣に非ず義經夜討の料なり、大名などを上せば、九郎用心して、天下の煩ひにも成りなん、又逃隱るゝ事も有るべし、和僧奈良法師なり、事を七大寺詣と披露して、義經討てとの謀ぞや　和僧、源平糸を亂せるが如く、士卒蜂の起るに似たり、然れども義經上洛の後、兩年の間に凶徒を亡し海内を鎭む、夜討にせんと思ひ寄る條頑なり、即ち召縛む可しと雖も、和僧が勝つに乘らざる前に義經手を出すならば、兼て臆病なりと、後の世までも口遊に及ばん事恥に似たり、且は又舍兄源二位の使なり、爭で芳心なかる可き、召に隨ひ參上神妙と云ふ、土佐房陳じ申して云く、全く其儀侍らず、不審を散せんため起請文を書き進せんと云ふ、伊豫守は、起請を書きたればとて實なるべからず、其上の事和僧が心に任せよといへば、昌俊其邊より熊野の牛王尋ね出して、其裏に、上天下界の神祇勸請し奉り、起請文書き、灰に燒きて呑む、宿所に歸つて思ひけるは、起請は書きたれども、今夜計らずんば惡しかりなんと思ひて、夜討の支度しけり、伊豫守は、其比磯禪師が娘禪と云ふ白拍子を思ひけり、女に語つて云く、此晩程よりいと心騷ぎ頻りなり、一定書の起請法師が夜討に寄せんと思ふなりといへば、禪、大路は塵灰立つて、何となく人の足いそがし、打解け給ふ可からずと申す、太政入道の禿童を二人召仕ひければ、土佐房が宿所見て歸れとて彼を遣して、待てども〳〵見えず、亥の時の終程に、半物を召して、日比の寢夫を尋ぬる由にて之を遣す、十七日の夜半の事なれば、月は隈なく照りたり、女程なく歸りて、大息つき申しけるは、御使禿童と覺しきは、二人ながら土佐房が宿所の小門に死臥したり、曉大佛詣とて、大庭に大幕引き、其中に鞍置馬四五十匹ばかり引立てたり、鎧物具身に取付けて手綱を把り、鞍に手打懸けて、只今乘らんずる樣に候と云ふぞ遲き、土佐房昌俊並に兒玉黨等六十餘騎、十七日の子の刻に伊豫守義經の六條堀川の宿所に押寄せて、鬨の聲を發す、館内には慮らざる事なれば、義經を始めとして纔かに七騎ぞ有りける、伊豫守鬨の聲を聞き、さればこそ起請法師が所爲なり、但し其僧は尤けからず、何事か有るべきとて、ちとも騷がず、禪、物をばあなどるまじき事なりとて、甲を取りて打懸け、灸治し亂して勞の折節なりけれども、鎧小具足取付けて、緣の際に立出でゝ門を開けと下知す、舍人馬を待儲けたり、義經馬に乘つて蒐出づ、今日近來日本國に誰かは義經を思ひかくべき、況や昌俊法師をや、あますな者どもとて、竪横散々に蒐けゝれば、木の葉を嵐の吹く樣に、さと左右へぞ散りたりける、伊豫守引退きて、指詰め〳〵射ければ、あだ矢なし、寄手も矢前を汰へて射けり、源八兵衞尉廣綱は、内冑を鉢付の板に射付けられて、馬より落ちて死にけり、熊井太郎は膝節いさせて、死生定らざるなり、義經敵の中にかけ入りて、あますな射取れと下知しける上、郎等共此彼より馳集りければ、昌俊が軍敗れて、河

原を指して逃走る、行家此事を聞き、馳來りければ、夜討の黨類彌四方に敗れ散る、昌俊は川原を上りに落ちけるを、其僧あますな若黨とて、義經は曉天に院の御所へ馳參ず、冑の上に矢多く折懸けたり、胡籙に矢纔かに三筋ぞ殘りたりける、猛將の條は人の知る所、世の免す所なれども、其氣色實にゆゝしかりければ、人稱美しあへり、昌俊は大原路にかゝり、龍華越を志し、北山を指して落ちけるが、軍兵二手三手にさし廻し、先を切つて延びやらず、昌俊大原より藥王坂を越え、鞍馬山へ逃籠る、伊豫守兒童の時、當寺居住の好ありて、大衆法師原山踏して尋ねける程に、鞍馬の奥僧正が谷と云ふ所にて搦め捕り、伊豫守に奉る、大庭に引居ゑて、いかに和僧は、腹黑なしと起請書きながら、斯樣の結構をば巧みけるぞ、冥覽頂に在り、神罰踵を廻らさず、奇怪〳〵と云ひければ、土佐房、今は助るべき身に非ずと思ひて惡口に及ぶ、夜討は二位家の結構、起請は昌俊が私の所作なり、必ずしも冥罰に非ず、只自然の運の盡くるにこそ、互に其期あるべきと云ふ、伊豫守腹を立てゝ、しや頰打てとて、つらを打たせたりければ、昌俊面を振らず顏を損ぜず、只飽くまで打ち給へ〳〵、昌俊が顏我つらにあらず、是は源二位家の御頰なり、此代には又鎌倉殿伊豫守殿の顏を打ち給はんずれば、思ひ合せ給はんずらんと申す、伊豫守から〳〵と打笑つて、和僧が志誠に神妙なり、主を憑むと云ふは、かくこそ有るべけれ、召人なれども、土肥が親しく成りけるは宜理りなりと感じて、命惜しくば助けん、二位殿へ參れと云ひければ、昌俊、取替もなき命を奉つて鎌倉を立ちし日より、生きて歸る可しと存ぜず、夜討し損じ虜られぬる上は、申し請ふ可き命に非ず、芳恩には急ぎ頭をめせと申す、伊豫守以下侍共感じ申しけり、さらば切れとて、六條川原に引出して、京の者に中務丞友國と云者切てけり、伊豫守には、二位家よりあまた人を付けたりける内、安達新三郎清經と云ふ雜色あり、下臈なれどもよき者なり、旗指にせよとて付けられたりけれども、實には九郎冠者謀叛をも發し、賴朝を背かば急ぎ告げよとの檢見の使なりければ、土佐坊が討たるゝを見て清經、其曉鎌倉へ逃下りて、二位殿にかくと申しければ、あゝ九郎は賴朝が敵にはよく成りにけり、今は憚るべからずとて、弟に三河守範賴を大將軍にて、六萬騎の兵を相副へて、上洛す可きの由申されければ、範賴既に出立て、小具足許りにて熊王丸に冑持せて、二位殿に見參し給ふ、和殿とても打解く可きに非ず、九郎が樣に二の舞もやと存ずれば、上洛の事暫く相計ふ可しと宣ふ、三河守小具足解置き、努々其儀を存ぜず、起請仕る可しとて、背き奉る可らざるの由、梵天帝釋下し奉りて、百日に百枚の起請文を書き上げたれども、用ひずして範賴暫く宥められけり、義經誅戮の爲に、北條四郎時政、土肥次郎實平上洛す可きの由評定あり、

高直斬らる並義經廳の下文を申す附義經女に遺を惜む事

同十一月一日、肥後國の住人原田大夫高直切られけり、是は此三箇年の間平家に付きて、度々合戰に勳功ありしかども、平家滅亡の後は安堵し難うして、命ばかりもやと思ひて、頸を延べて降人に下りたりけれども、源家敵對の罪科遁れ難しとて、かく行れけり、

同二日、伊豫守義經、法皇の御所六條殿に參ず、何となく見る人上下恐を成して、ひそまる氣色なりけるに、思ふよりも閑にして、忍びやかに大藏卿泰經朝臣に案内したりければ、出合ひ對面ありけるに、義經畏つて申す樣、源二位賴朝が、度々の奉公をば忘れて、由なく惡み思ふ事、更に其意を得ず、其誤なき由聞きや直すと思ひ候へども、彌にとそ承り侍るなり、今は思ひ切りて、京都にて如何にも成る可く候ふに、君の御爲にも人の爲にも煩ひあるべし、西國の方へ罷り下る可き由思ひ立ち侍り、然る可くば豐後國の住人惟妙惟義等が許へ、始終見放さず合力す可き由院廳御下文申し給ひ候ひなんや、宸襟を休め奉り、度々の軍功、爭でか思召し捨てらる可き、最後の所望唯此事に侍りと、搔きくどき申しければ、泰經奏聞す、法皇聞し召し、御進退の間思召し煩ひて、即ち泰經を以て殿下に申さる、左大臣に仰せられ、又藏人左少辨定長を御使にて右大臣に仰す、各計ひ申されけるは、洛中にて合戰に及ばゞ、朝家の御大事も出來すべし、軍士を外土へ出さるゝ事穩しき事にこそと奏し申されければ、申し請ふに任せ、廳の御下文を成されにけり、義經畏りて、之を賜り出でぬ、同日の夕べ夜に入りて、義經最後の別を惜みつゝ、女の許へ行きけり、前平大納言時忠卿の娘なり、月比は志深く通ひけれども、源二位に中惡しくなる由披露の後は、此女房にも打解けず、平家を亡し時忠を虜りたりしに、文箱を乞はん料に、意ならず情を籠めしばかりなり、女なりとも義經をばよき敵とこそ思ふらめなればとて、かれ〴〵に成りたりけるが、都を落ちなん後は、再び云ひ通はん事も有るまじ、行きて事の樣をも見聞かんと思ひて、忍びて彼の宿所の垣根にたゝずみ聞きければ、かたへの女房に物語すとて、伊豫守は源二位に中惡しく成りて、都を出づべしと聞ゆ、世をつゝみて云

ふ事も無きやらん、一夜の契疎ならず遁積りぬる月日なれば、忍び難く侍る、などや音信れざるらん、うらめしくも人の心強面かりけりとて、

つらからば我諸共にさもあらでなど浮人の戀しかるらん

と打詠じて、さめ〴〵と泣きけり、伊豫守之を聞き、心替りはなかりけりと哀に思ひければ、今夜は爰に留まりて、以來向後の物語、互に袖を絞りける、女房云ひけるは、母には死して別れぬ、父には生きて別れぬ、便なき身なり、誰哀を掛くべしとも思ひ侍らず、然る可き先の世の契にこそ、近付き侍らめ、如何なる有樣に御座しますとも、相具し給へと歎き給ひけり、伊豫守は、實にさるべきにこそ侍れども、義經源二位に中違ひぬる上は、日本國誰か敵にあらざるべき、今は身一つの置所なければ、何方へも落忍ぶ可し、如何ならん末の代までもとこそ思ひ侍りしに、心に任せぬ身の憂さよ、留め置き奉りて後いかならんと、兼て思ふこそ心苦しけれとて、衣々になる曉の空、出づるも留るも、さこそ遣は惜しかりけめ、

義經行家都を出づ
並義經始終の有樣の事

同三日卯の時に、義經院の御所六條殿に參りて、大庭に跪き事の由を奏す、赤地錦の直垂に蒲黄の絲縅の鎧を着たり、よろづを鎭めて都鄙の逆黨を平げ、一天の安全をなす、義經勳功有りて邪返なし、爰に賴朝軍兵を指上せて追討の企を起す、速かに時政實平を待得て、雌雄を決す可しと雖も、都の煩ひ人の歎たるべし、之に依て只今洛中を罷り出づる處なり、今一度龍顏を拜し奉る可き由相存ずと雖も、其體異形なり、其恐なきに非ず、命存へん程は、當時と云ひ向後と云ひ、更に勅諚を背き奉る可らずと申したりければ、之を聞く人々、或は憐み或は惜みけり、即ち罷り出でけれども、少しも人の煩ひをなさず、備前守行家、同じく打具して都を出づ、彼此が軍兵、見る人數へければ三百騎ぞ有りける、凡そ義經京中守護の間、威有りて猛からず、忠有りて私なし、深く叡慮を背かず、遍く人望に相叶ひければ、貴賤上下惜み合へりけるに、かゝる事出來たれば、男女大小歎きけり、今度の奏聞、次第の所行、壯士の法を亂さじりければ、生きては嘆められ、死しては忍ばれけり、八幡の伏拜の所にて義經馬より下り、兜をぬぎ弓脇に挾みて、跪き申しけるは、忝く八幡大菩薩は源氏の氏神とならせ給ふ、本意を申せば、高祖父賴義夢の告を蒙り、怪しき傀儡の腹に男子をなす、則ち八幡の宮に奉つて、八幡太郎と世に申し傳へたり、一天の固として四海を鎭む、而るを近年平家の逆亂さかりになりし間、源氏跡を失ふ事二十一年なり、今又平家の宿運盡きて源家世を取る中に、木曾冠者義仲朝威を輕しめ、過分の故に、義經手を下して義仲を誅す、是れ義經が奉公の始めなり、加之ならず四國九國に赴きて、若干の平氏を誅戮し畢んぬ、此に誤りなく犯すことなしと雖も、舍兄賴朝が讒訴について、今義經行家都を罷り出づ、譬へば岸の額に根を離れたる草、江の頭に繫がざる舟の如し、一門一味にして世をとりし平家も、運盡くる日は一人もなし、賢しと雖も賴朝心挾くして、一人世を知らんと思ふ事、神慮實に測り難し、大菩薩はいかゞ守らせ給ふらん、今は今生の望み候はず、本地彌陀にておはすなれば、後生をば助け給へとて、指を折りて南無阿彌陀佛と百返ばかり申して　立樣に口ずさみける、

思よりともを失ふ源の家にはあるじ有るべくもなし

と云ひ　掌を合せ伏拜みて立つ程に、伊豫守義經、備前守行家、源二位に中惡しくて、時政、實平討手の使として上洛の間、兩人西國へ落下ると披露有りければ、關東の聞えを恐れ、源二位に志ある在京の武士、馳重り〳〵是を射けれども、散々に蹴破つて西を指して落行く、攝津國の源氏多田藏人行綱、大田太郎、豐島冠者等、千餘騎の勢を引具し、當國の中小溝と云ふ所にて陣を取り、矢筈を揃へて射けれども、事ともせず追散して通りにけり、大物が濱より船に乘りて九國に下り、尾形三郎惟義を憑みて支へて見ん、其猶叶はずば、鬼界、高麗、新羅、百濟までも落行かんと思ひけれども、折節十一月の事なる上、平家の怨靈や强かりけん、度々船を出しけれども波風荒うして、大物が浦、住吉の濱などに打上げられて、今は船を出すに及ばず、敵の兵は追繼ぎ〳〵に馳來る、遁る可き樣なかりければ、三百餘騎の者共も、思ひ〳〵に落ちにけり、義經行家其行方を知らず、都より相具したりける女房達も、此彼に捨てられて、濱砂に袴を踏漉き、松木の本に袖を片敷きて泣臥したりけるを、其あたりの人憐みて、都の方へ送りけり、白拍子二人、磯の禪師ばかりぞ、義經に付きて見えざりける、何者が讀みたりけん、義經が宿所六條堀川の門柱にかく、

義經はさてもとみつる世中にいづくへつれて行家ぞさは

同十二日　太宰權帥經房卿仰せを奉つて、美作の國司に仰せけるは、源義經、同じく行家、反逆を巧み西海に赴く、去ぬる六日、大物の濱に於て忽ち逆風に逢ひ、漂沒の由風聞ありと雖も、命を亡すの條狐疑なきに非ず、早く勢ある武勇の輩に仰せて、山林河澤の間を尋ね搜り、不日に其身を

召し進ぜしむ可しとぞ院宣を下されける、昨日は義經が競望に依て頼朝卿を追討すべきの由宣旨を下され　今日は頼朝の威勢に恐れ義經を捕り進ずべきの由院宣を下さる　朝に成りて夕に敗る、誰人か綸言を信ぜん、何輩か勅命に歸せん、さればにや　成頼卿は文章を好み其性廉なり　親範卿は文書を傳へて公事に熟す　各世を遁れ雲侶と臥さんが爲に、大原の幽洞を出でず、隆季卿は素飡の家に生ると雖も、頗屬文の臣たりしも、早く以て沒す　長方卿は大才雙なく　文章相兼たり　殆ど上古の名臣に恥ぢず　事を素意に寄せ鬢髮を剃り落す　悲しい哉君子道消えて小人諍ひ進むことこそ最哀、彼の義經と云ふは、母は九條院の雜司常葉ぞかし、故下野守左馬頭義朝に相具して、三人の男子をなす、義朝平治の兵亂に云ふに甲斐なくなりし後、大貳清盛の許より使を立てて　常葉を尋ねければ、さ思ひつる事なり、中々に逃隱れても惡しかりなんとて、十歳に未だ滿たざる子供三人掻持ちて、泣く〳〵清盛に逢ひたりけり、容貌事樣より始めて振舞心立に付て、思ひ增す樣なりければ、情ある女なりとて清盛通ひける程に、女一人儲けたり、廊の御方とて、花山院内大臣の北方にて御座しける、姉公の體に候はれけるは是なり、清盛心に情ありて、彼の繼子三人を憐み、中々に披露あるまじ、我子といはんとて、各法師になれとて敎訓しければ、常葉悅んで、太郎をも法師になして、後には鎌倉の惡禪師といはれき、次郎をも僧に成して、卿公と云ひき、三郎は義經ぞかし、稚より鞍馬寺に師仕せさせて、遮那王殿とぞ云ひける、學文などせんと云ふ事なし、只武勇を好みて　弓箭太刀刀飛越力態などして谷峯を走り　兒共若輩招き集めて碁雙六隙なかりければ、師匠も持ちあつかひて過しける程に、十六に成りける時の正月に、師の僧の云ひけるやう、今は僧に成りて父の後生をも弔給へかし、男にならんと云ふ、志なんどおはするか、さらば、此世の中に御座します可きに非ず、世になからんに取りては男の義有るべくもなしなんど、懇に語りける時、此兒打笑ひて答ふる樣、僧は聖敎を讀み學し書籍を傳へ習ひたるぞ、さる樣にてよけれ、斯樣に文盲の身にては、法師に成りたりとも非人にてこそあらめとて、いと心入なかりける氣色を見て、此僧の申しける樣は、人の果報は凡夫知らざる事なり、如何にも覺さん儘に這ふ方へ這ひ給へとて、笑ひて止みにけり、さて七八日此兒もの思ふ樣にて有りければ、彼の師怪しと思ひて慰めけり、とする程に少くより持習ひたりし弓矢をとり、夜の間に兒失せにけり、東西尋ねれども兒みえず、母の常葉も同じく尋ねけり、其年の二月に、此師の弟子なりける僧の尾張より上りたりけるが、諸の物語申しける次にや、實に不思議の事侍り、此に御座せし遮那王殿こそ、男になりて金商人に具して奥の方へ下り給ひしか、儆目かとて能く〳〵見しかば、いまだ鐵も落ちずしておはしき、かくみる事は夜の間なりき、さるにても忍びやかに物申さんと思ひて、忍びに如何にやと申して候ひしかば、少し物はゆげに覺して、其事に侍り、師の御房の僧になすべき由懇に候ひし旨、其謂候ひき、されども人間に生るゝ事は有り難しと申すぞかし、如何にして父の恥をすゝがんと、年比鞍馬寺の毘沙門に祈り申しき、身の果報を天道に任せ進せて、東の方へ罷るなり、坂東に名ある者、一人として父祖父の家人ならぬはなしと承れば、さりとも樣有りなんと思ひて罷るなり、事の次のあらん時、此由師の御房に語り給へ、文なんどにては落散る事もあり、必ず人傳ならでと語りて、はら〳〵と涙を流し候ひしぞと語りければ、彼の師も袖を絞りつゝ、さらばさこそ宣ふべけれ、如何して其迄もかゝぐり付かれけんとて、忍びて母の許に行き、此由を云ひければ、常葉手をあがきて、いや〳〵努々此事又人に語り給ふな、空怖しとて止みにけり、其比伊勢國の住人江三郎義盛とて心猛き者ありき、あたゝけ山にして伯母聟に與權守と云ひけるを打殺したりし咎に禁獄せられ、赦免の後東國に落行きて、上野國荒蒔郷に住みける時、旅人一人來つて遊ぶ、義盛、我も本は旅人なりき、慰めんと思ひて、何となくもてなして日比遊びけるに、いかにも凡人とも見えざりければ、寂しめず勞りけり、又此旅人も義盛をよき者と見てけり、互に馴遊びて年月をふる程に、義盛が申す樣、我をば義盛と知り給へるにや、殿をば誰とも知奉らず、今更問ひ奉る可し、よも義盛が敵にてはよも御座せじと云ひければ、旅人答ふる樣、人は家をば憑まず、心をぞ憑む、見馴れ進せて久しく成りぬ、是は父母もなし親類もなし、天より天降りたる者なりとて、上下なくて過しける程に、鎌倉にて流人源兵衞佐の謀叛を起して囮る由、まめやかに聞えける時、旅人、義盛に云ふ樣、下人一人屈はかし給へ、四五日が程に歸すべし、年比の本意に侍りと有りければ、義盛是非の言なし、藤太冠者と云ひける奴を召して、此殿に己をば奉るなり、いかにも仰せに隨へと云ひてけり、偖彼の下人と此旅人と、懇に私語き物語して、通夜消息を書きて、明くる朝に出し立つ、旅の殿の敎の儘に藤太冠者は鎌倉に行き付きて、兵衞佐の御座しける館を餘所に見て、輙く人の行き至るべき樣もなかりければ、身の毛竪つて門にたゝずむ、暫しこそあれ、いつとなくたゝずむ程に人々怪みて、あれは何者ぞと尋ねありける時、懷より文を取り出したり、暫しある程に返事を

持ちて出でゝ、いづら九郎御曹司の御使と呼びけれども、藤太冠者意得ずして居たり、文を取り次ぎたる人出で來て、あれこそはそよとて、藤太冠者を呼びて返事をとらせつ、詞には疾く〳〵御渡り候へと申せとぞ云ひける、藤太冠者胸はしりつゝ急ぎ歸りて、旅の殿に返事わたして後に、此有樣を義盛に語るに、志淺からざりつる上に彌もてなして、九郎御曹司と申してかしづき主從の禮をなす、扨取る物も取敢へざる樣に出立ちて、義經鎌倉へ上る、義盛、一の郎等たり、理なり、夜に入りて鎌倉に著く、明くる朝義盛を以てかくと申し入らる、兵衞佐の返答に、只今急に侍り、夕方心閑に申す可しとあり、其程は義經義盛、忍びて宿にあり、戌の半ばかりの時、兵衞佐使を義經の許へ立てゝ呼寄せらる、見參して、鳥の鳴く程に出でられぬ、又朝に指出でられたりしより、いつしか又上もなき家の子なり、義經、木曾殿幷に平家追討の討手のため京上の時は、伊勢三郎義盛とて先陣を打つ、西國屋島壇浦までも相離れず、義經都を落ちける時、義盛、君の落ち着き給へらば、急ぎ馳參る可しと樣々契り申して、思ふ樣ありとて暇を乞て、故郷伊勢國に下りぬ、其時の守護人首藤四郎を伺ひ討つ、國中の武士追かゝりければ、義盛鈴鹿山に逃籠りて戰ひけるが、敵は大勢なり、矢種射盡して、自害して失せにけり、武藏國の住人河越太郎幷に一男小太郎誅せられけり、是は故秩父權頭が次男の子ぞかし、然る程に義經都を落ちて金峯に登つて、金王法橋が坊に具したりし白拍子二人舞はせて、世を世ともせず二三日遊び戲れて、あゝさてのみ有る可きに非ずとて、白拍子を此より京へ返し送れとて、金王法橋に誂へ付けて、年來の妻の局河越太郎が娘ばかりを相具して下りにけり、義經が舅子舅なるに依てかく亡びにけり、陸奥國權館秀衡入道が許に尋ね付きたりければ、造作して居る、傳きて過ぐる程に、秀衡老死しぬ、其男泰衡を憑みて有りけるが、鎌倉に心を通はして義經を誅つ、其時妻女申しけるは、一人の子なればたゞ置く事なし、殘り居て憂き目をみんも心うし、我を先立てゝ死出の山を共に越え給へと云ひければ、義經南無阿彌陀佛と唱へて、女房を左脇に挾むかとすれば、頸を搔落して、右に持ちたる刀にて我腹搔割りて打臥しにけり、昔將門が合戰の時味方したりし俵藤太秀郷が末葉に、陸奥出羽兩國の地頭にて權大夫常清、其一男に權太郎御館清衡、其男に御館元衡、其男に御館秀衡、其男に泰衡是なり、父の遺言を背き泰衡義經を討ちたりけれども、其詮なく、源二位賴朝奥入して、泰衡をば誅せられけり、源二位或は望み或は憤り申す事ありて、時政、實平を指進せて、近臣の輩を僭つ可き由聞えければ、人皆恐怖しけり、

時政實平上洛
附吉田經房卿廉直の事

同二十八日、兩使數百騎の兵を率して入洛す、義經、行家は都を落ちぬ、時政、實平上洛したれども、合戰なければ洛中靜なり、時政、源二位の下知に依て、諸國に守護を置き、庄園に地頭を成す可き由、吉田藤中納言經房卿を以て奏し申す、又二十六箇國を相分つて、庄領、國領をいはず、段別兵粮米を充つ、義經行家追討のためとぞ聞えし、無量義經に云く、王敵を亡す者には、賞するに半國を賜はると見えたれども、我朝いまだ先例なし、賴朝申狀頗る過分なりと、君も臣も思召しければ、御返事御猶豫ありければ、時政奏すらく、吾朝日本國に昔よりして謀叛人多く日記に留れども、平相國に過ぎたる犯人を見ず、天竺には提婆達多、佛の御身より血をば出したりけれども、國を惱す事はなし、唐の會昌天子、僧尼を亡しけれども、臣公は穩しかりき、平家太政入道は、南都、園城の佛法僧を滅し、仙洞梁園を蔑ろにし、三公侍臣を流し失ふ、昔も類聞かず、向後も實に有り難し、朝廷これを歎き、佛家專ら悲む、是を平ぐるは源氏の高名なり、是を鎭むるは關東の忠勤なり、國を守り人をめぐまんが爲に奏し申さゝん處なり、などか御免なからんと申し上げたりければ、道理はさも有りけれども、當時の威應に恐れて、申し請ふ旨に任せ、諸國の守護人、段別の兵粮米、平家知行の跡に地頭職を許されけり、

吉田中納言經房卿をば、其比は勘解由小路中納言と云ひき、廉直の性世に顯れ、忠貞の譽隱なければ、源二位今度院奏しけるは、大小事向後經房卿を以て奏聞す可きの由申されたり、平家の時も、大事をば此卿に申し合されき、故太政入道の、法皇を鳥羽殿に籠め奉りし後、院の傳奏おかれし時は、八條中納言長方と此大納言と、二人をぞ別當には成されける、今度源氏の世に成りても、かく憑まれけるこそ有り難けれ、三公以下參議非參議、前官當職等四十三人の中に擇ばれけるぞ優々しき、平家にむすぼゝれたりし人々も、今は源氏に追從して、源二位の許へ狀を遣し使を下して、種々にこそ昵びれども、此卿は露諂ふ事なし、只有るに任せたる心なり、されば後白河院建久二年の冬比より御不豫の事ありて、同三年正月の末よりは、憑少き御事と思召して、種々の御事共仰せ置き給ひしに、御後の事奉行すべき

由、彼の經房卿承りき、執事にて花山院左府、近臣にて左大辨宰相候はる、此人々申し沙汰せらる、何の不足ある可きなれども、思召し入れ斯樣に仰せ含めらるゝ事の忝さよとて、感涙を流し給ひけるとぞ聞えし、よく實ある人にて、君もかく思召しけるにこそ、此卿は權右中辨光房朝臣の息男、十二歳の時父光房に後れ、孤子にておはしけれども、次第の昇進滯ず、三事の顯要を兼帶し、夕郎の貫首を經、參議、右大辨、中納言、太宰帥をへて、終に正二位大納言に至りけり、人をば越えけれども、人には越えられず、君も重く思召し、臣も憚り思ふべき、人の善惡は針を袋に入れたるが如しといへり、誠に隱なかりければ、源二位までも憑まれ給ひけり、

平家の小兒を尋ね害す
附闕官恩賞の人々の事

同年十二月十七日、侍從忠房、前左兵衛尉實元が預りたりけるを、野路の邊にて首を斬る、又小兒五人の内、二人は前内大臣の息、一人は通盛卿の男、二人は維盛卿の子なり、同じく彼の所にして誅殺す、何れもとりくに貌有樣よし有りて見えければ、武士共劍刀の宛て所も覺えざりければ、とみに斬らずして程へけるに、此少き人共、或は殺さるべしと知りて泣き悲むもあり、又思ひ分かずして、母をよばひ乳母を慕ひて泣き悶ゆるもあり、彼を見此を見るに、無慙にもかはゆくも覺えければ、兵ども涙をぞ流しける、

同日源二位の申狀に任せて、大藏卿泰經、右馬權頭經仲、越後守隆經、侍從能成、少内記信康解官せられけり、上卿左大臣經宗、職事頭辨光雅朝臣なりけり、大藏卿父子三人解官せられける事は、義經彼の卿を以て毎事奏聞しける故とぞ聞えし、能成は義經が同じ母の弟、信康は義經が執筆なり、又左馬權頭業忠、兵庫頭範綱、大夫尉知康、同尉信盛、左衛門尉時定、同尉信定等、其刑を加へん爲に關東より召し下すとぞ聞えし、

同晦日、解官幷に流人の宣旨を下されけり、參議親宗、右大辨光雅、刑部卿賴經、左馬權頭業忠、大夫史隆職、兵庫頭範綱、左衛門尉知康、同信盛、同尉信貞、同尉時盛解官せられけり、光雅朝臣、隆職は、官符を成し下しける故とぞ聞えし、泰經卿は伊豆、賴經朝臣は安房へ配流の由宣下せられけり、君を威し臣を僭つこと平將に異ならず、時政既に天下の權を執りければ、諸公卿士座右に列し、門下に集る、去にし二十七日、議奏に預る可き人々とて、關東より交名を注進す、右大臣兼實、内大臣實定、三條大納言實房、中御門大納言宗家、堀川大納言忠親、權中納言實家、源中納言通親、藤中納言經房、藤宰相雅長、左大辨宰相兼光なり、今度源二位注進の狀に入る人は其威を振ひ、入らざる人は其勢を失ふ、世の重じ人の歸する事、平將に萬倍せり、是れ人の成すに非ず、天の與ふる所なり、右大臣に内覽の宣旨を下さる可きの由、同じく申されたりければ、法皇も、賴朝卿申し入るゝの旨に任せ、今に於ては世の事偏に計ひ行はるべしと仰せられければ、右府頻に謙讓申されけり、

巢卷
北條上洛平孫を尋ぬ
附闕腰尼御前の事

平家は一門廣かりしかば、彼等が子孫定めて京中に多く有らん、尋ね搜して誅すべしと、源二位、北條時政に仰せ含められければ、時政上洛して、平家の子孫尋ね得たらん者は、訴訟も勸賞も請に依るべしと披露しければ、案内知りたるも知らざるも賞に預からんとて、上下男女伺ひ求めければ、多く尋ね出しけるこそ、人の心うたてけれ、實の平氏の子ならぬ者も、多く召捕られけるとぞ聞えし、痛く少きをば水に沈め、土に埋む、少し成人したるをば刺殺し突殺す、母の悲み、乳母の歎き、類ふべき方なかりけり、北條も子孫多く有りける上、遁岩木ならぬ身なれば、斯樣に情なく振舞ひけるも、いみじとは思はず、世に隨ふ習、心憂く思ひける、東山長樂寺と云ふ所に阿證坊印西とて、貴き上人おはしけり、慈悲の思ひ深うして物を憐み、柔和の性靜にして禁戒を犯さず、世擧つて慈悲第一の阿證坊と云ふ、此人西山栂尾の明惠上人に謁して歸り給ひけるに、一條萬里小路を通り給ふ、一條面は平門、小路面は兩折戸に土門、薄檜皮の御所の前に人多く集りて、ひしめき合へり、立寄りて良見れば、門々に武士あまたあり、内より五六歳計りなる少き人の、梧竹に鳳凰織りたる小袖に、上に練貫の小袖を打著せて、地白の直垂に玉だすき上げて、下腹卷に烏帽子かけして、太刀計り帶きたる男の肩に乘せて、大路に出でゝ西を指して走る、見れば斜ならず嚴しき小兒なり、髮黑々と生延びて、肩の廻過ぎたり、乳母とおぼしき女房の二十四五計りなるが、步徒跣にて泣く泣く後れじと走り行く、上人是を見るに、此程聞ゆる平家の子孫を武士が取りて失はんとするにこそ、誰人の子孫なるらんと人に問ひれ共、分明にも謂はず、徒事に非ず、此人の

果見んと思ひて、西の方へおはしける程に、又二十餘の女房の斜ならず嚴しきが、いつ土踏みたるらん共覺えず、見るも勞しかりけるが、唐綾の二小袖に練貫の二小袖を打纏ひて、顏も隱さず恥をも忘れて、道をも定かに歩まず、現心もなげにて泣く〳〵行くを見るに、是は母上ならんと覺えける、旁哀におぼして、駒を早めておはしける程に、蓮臺野の方へ向つて走りけり、遙に奥に行きて峯の堂と云ふ所あり、此すそに古き墓共多くあり、其邊に下し居ゑて、肩に乘せたる男は、汗押拭ひて傍に休み居たり、繼いて走れる男風情なく走り寄りて、取つて抑へて膝の下におしかふかとすれば、軈て頸をぞ切りてける、首をば古石の卒都婆の地輪にすゑて、上なる練貫の小袖にて刀押拭ひて、身をばそばなる堀に投入れて、軈て走り歸りにける、上人つく〳〵と是を見給ひて涙を流し、噫口惜し、斯る事を見つる心憂さよ、何しに中々來りけんと後悔し給へ共力なし、死人の首のもとに立寄りて、泣く〳〵阿彌陀經讀み念佛申して、後生を弔ひ給ひける程に、母上も乳母も、涙に汗も爭ひて出來、母は切りて居ゑたる首を見て走り寄り、懷氣に取付きて、こは何と成りぬる有樣ぞ、夢かや〳〵と云ひながら、軈て倒れて絶入りにけり、乳母の女房は、堀なる身を懷上げて、首もなき死人を把りて、是も同じく消入りぬ、上人是を見給ひて、日比は音にこそ聞きつるに、今まのあたり斯るかはゆき事を見る事よと、落つる涙に墨染の袖白妙にこそ絞りけれ、夕日既に山の端に傾き、いぶせき山の中なれば、此人々も失はれなんず、如何すべきとて、上人よりて事の子細を尋ぬれ共、暫しはあきれて物もいはず樣々教化して、御命は限り有る事に侍り、今日斯る憂目を御覽ずるも、前世の事にこそ侍らめ、折節愚僧參り會ひて後世をも弔ひ奉れば、同じ御事と云ひながら、若公の菩提も助り給ひぬらん、一度にたへぬは思にてこそ侍るなれば、歸り給ひて後生をこそ弔ひ給はめと宣へば、女房現心もなくして、こは如何にと云ふ事ぞ、此をばいづこと申す所にて侍るぞと宣ひければ、上人、此は蓮臺野と申して、亡き人を送る鳥邊野なり、たまたまある者は死人の骸、草深うして露滋し、いぶせく奇しき所なりと答へ給ふ、女房人心地出來て宣ひけるは、北條とかや上りて、平家の子孫失ひ侍りなど聞きしかば、人の上共覺えず、憂目をか見んずらんと、日比は思ひ儲けたりつれ共、愚にも只今の事とは思ひ侍らずこそ有りつるに、何者か云傳へけん、俄にたばかりとられて出で侍りつれば、最後の物などもすゝむる事なし、懷しくいとほしく、面影をも見ずかきくらす別の悲しさに心一つに迷ひ出でたりつれ共、そこはか共覺えず、元來西も東も知らざる身にて侍る上、斯る歎きさへ打副へて物の心も覺えず、今朝の花やかに嚴しかりつる有樣の、今かく見るべしとは思ひ侍らず、こは何と成りぬる事ぞやとて、身もなき首を抱きて泣き給へば、乳母の女房は、首もなき身を懷きて共に泣きけり、上人宣ひけるは、爰にかくては如何御座しまし侍るべき、歸り給ひてこそ兎も角も思召し成り給はめ、女房の御身として斯る山中に渡らせ給はゞ、盜人など云情なき者も出來て、御恥に及び、又人を損ずる獸なども參りなば、中々口惜しかるべし、疾く里に出でおはしませと樣々勸め奉れば、女房宣ひけるは、今は命を惜むべき身にも侍らばこそ、歸りても嬉しからめ、左樣にて消えも失せなば、若君と一つ闇路を伴ひたれば中々嬉敷侍りなん、出づる日の如くわりなく思ひつる少き者には後れぬ、又命惜しとも思はずとて、聲を惜まず泣詫き給ひければ、上人、さらでだに女人は五障三從とて、罪深き御事にて侍り、我御身こそ悲しき地獄に落ち給ふ共、さしも御いとほしき若君の、刀のさきに懸りて亡せ給ひぬるを、御弔もなくて惡しき道へ墮し奉らんと思召し侍るか、長き闇路を祈り助け給はんこそ、遠き御情にて侍るべけれ、一樹の陰一河の流れと云ふ事もあれば、先立ち給ふ御歎きはさる事なれ共、亡人の御爲にはそも由なしなど、一度は教訓しつ、一度は威しつ宣ひけれ共、猶悲みの涙色深うして、同じ道にと焦れ給ひけるが、やゝ暫く有りて女房、さらばこゝにて樣を替へばやと宣へば、上人、それはさるべき御事にも侍るべしとて、蓮臺野に池の坊と云ふ所あり、其傍に地藏堂と云ふ御堂に具足し入れ奉りて、傍の庵室より剃刀を借寄せて、持ち給へる水瓶にて髮を洗ひ、長に餘れる簪をおろし奉る、落つる涙髮の雫、露を垂れてぞ爭ひける、御乳母も共にならんと云ひけるを、樣々制し給ひけるが、自ら髮を切落したりければ、力及ばず剃り給ふ、其後長樂寺の坊に誘ひ入れ奉りて、四十八日の念佛を始め、七日〳〵の佛事營み御菩提を弔ひ給へば、母上も乳母も、嬉しくこそは思はれけれ、されど共首をば身にそへて放ち給はず、又此若公慰みにとて常に翫び給ひける小車と、二つを並置きて、戀しき時は是を見てぞ慰み給ひける、乳母は終に思ひ死に亡せにけり、念佛結願し給ひければ、尼御前、上人に申されけり、此少き者の父と申すは、本三位中將重衡卿にて侍りき、大佛殿燒き奉りて罪深き者に有りしかば、其報にこそ、末の露までも斯る憂目にもあひ侍るらめ、されば懺悔の爲に奈良へ參り侍らばやと仰せられければ、上人、只御心閑に閉籠り御念佛申して、かたゝくの御菩提を弔ひ給はゞ、是に過ぎたる懺悔滅罪の功德あるべからずと、すゝめ

制し給ひけれ共、しひて暇を乞ひ、奈良へぞ參り給ひける、暫く都にもおはしたくは思召しけめども、若公には別れ給ひぬ、其形見にもと思ひ給ひし乳母をさへ先立てゝ、難面命の今日までも何にながらへてとぞ、常は歎き給ひける、奈良に參りて、興福寺東大寺の燒跡共を拜み廻り給ふにも、さこそ罪深く悲しくおぼしけめ、御妻を寶し、乞食修行者の樣に成果てゝ、淺猿氣にて、行き寄る所を臥どとし、乞得る物に命を繋ぎて、悲しみ行きける程に、既に年の暮にも成りぬ、修行者の尼共多く有りけれ共、此尼を見て疎みけり、さもぞ怖しき尼よ、ひたすら下薦かとすれば、さにはあらず、なま尋常氣なる者が、する事の恐しさよ、我子にて有りけるか養君にて有りけるか、五六計りなる少き者の頸を懷に入れ持ちて、常は取出して嚴しき小車に並べて見る事のきたなさよ、親子に別るゝ事はよの常の習ぞかし、さまであれ程に有るべしとも覺えずとて惡む者も多し、又堪へぬ思ひはさのみこそあれ、かなしき子に後れて、いとほしさの餘り心の置き所のなさにこそするらめ、如來在世の往昔に、提婆提女と云ひけるは、一子の女を先立てゝ、其身を干堅めて頸に懸けてありきけり、樣なきにもあらずとて情をかくる者も有りけり、かくは云ひけれ共髑髏の尼と名付けて、修行者の中には交ぜざりけり、されどもこれを歎かず、人の言ども聞きも入れず、元來思切りて出でたれば栖を定むる事なし、爰の唐居敷彼の築地のはら、木の根萱の根、いづくにも傾き臥してぞ悲みける、年も既に明けゝれば、救世觀音の草創なり、佛法最初の靈地なりとて、人に相具して天王寺へぞ參り給ふ、西門にて七日七夜湯水を飲まず、斷食念佛して居たりけるが、七日と云ひける晩程に、今宮の前木津と云ふ所より海人を語ひて、膚に隱し著たりける綾の小袖の垢付きたりけるを脱ぎてたび、此難波の沖に、此車の主にてある者の死したる骨を入れんと思ふなりとて、いざなひければ、蜑哀に思ひて船に乘せ奉り、遙の沖に漕出す、爰の程とそ骨をも御經をも入るゝ所にて侍らんと申しければ、さらばとて舷に立寄り西に向ひて、念佛二三百返計り申して、車と首とを括合せて入れんとする由にもてなし、手に持ち給ひたりけるが、左右の掌を合せながら、南無歸命頂禮阿彌陀如來、太子聖靈先人羽林若公御前、必ず一つ達に迎へ取り給へと唱へつゝ海へぞ入り給ひにける、如何にやいかにやと云ひけれ共、深く沈みて見えざりければ、海人力及ばずして、空しき船を漕戻す、西門に歸りて此哀を語りければ、伴ひたりける者共も、いとほしや實にさる人の有りつるぞや、此程は斷食念佛しつるが、早思切りたる人なりけりと涙を流し、次の日のまた朝、海士共船に乘りつれ、遙かの沖に出でゝ見れば、尼波にぞ浮びたる、昨日の事なりければ事切れ果てぬ、是を取上げて灰に燒き、元來好み給ひぬる所なりとて又海に入れて、西門に集りて念佛申し追善しけるぞ情ある、去程に長樂寺の上人の許には、正月十五日より毎年に四十八日の間、念佛法問の談議あり、上人の弟子に、天王寺に信阿彌陀佛と云ふ僧上洛して、此談議に遇ひけるが、法問の隙に諸の物語の次に、彼の僧申し出したりければ、上人聞き給ひて、なにに今一度語り給へとて、委しくいはせて、涙をはらゝと流し、さる事侍りき、それは是にて髮をおろしたりし人なり、持ちたる首は子なりとて、一條萬里小路より蓮臺野の有樣、出家して後世を弔ひしまでに泣く〳〵語り給ひければ、諸僧涙に溺れ、聽衆袖をぞ絞りける、其後一文一句の談議も、隨喜聽聞の功德をも、此人の孝養にぞ回向せられける、其上諸僧を勸進して一字三禮の一日經を書き、難波の海へぞ送り給ふ、母上も若君も、縱ひ罪業深くとも、印西上人の志、などか生死を出でざらん、抑此女房と申すは、故少納言入道信西には孫、櫻町中納言成範卿の娘に、新中納言御局として內裏に候はれける人なり、本三位中將重衡卿の時々通ひ給ひし女房、最後の餘波を悲みて、八條堀川へ迎へ給ひし人の事也、

六代御前の事

故三位中將維盛の子に六代と云ふ人あり、是は平家都を落ちし時、北方、如何ならん野の末山の奥までも相具し給ふべし、少き者共をば誰に預け誰れ育めとて打捨て出で給ふぞやとて、慕ひ焦れ給ひしか共、行先とても穩しかるべきかはとて、振捨て給ひし若君なり、平家の嫡々なる上、歳もおとなしかりければ、如何にもして尋ね出さんとしけれ共、聞く事もなければ、明日時政鎌倉へ下向せんとしける其夕暮に、女一人、北條が宿所六波羅に來て云ひけるは、遍照寺の奥小倉山の麓菖蒲谷の北に大覺寺と申す所侍り、彼にこそ此二三箇年、權亮三位中將の北方とて、若君姫君二人相共に忍びて住み給へと云ふ、北條斜ならず悅びて、關東下向を止めて、則ち此女に人を付けて伺ひ見る、大覺寺の北に奥深き僧坊あり、女房あまた忍びたる體にて住居たる所あり、垣の隙より見れば、犬子の緣に走り出でたりけるをとらんとて、少き人のいと嚴しきが續いて出でたりけるを、又女房出でゝ、噫淺猿、人もこそ見侍れとて急ぎ呼入れければ、是ならん六代はとて立歸り、かくと申しければ、次の日北條行向ひて、四方

を打圍みて人を入れて申しけるは、故三位中將殿の若公是におはすと承りて、時政御迎に參りたりといはせたりければ、母上聞き給ひて、露現もなくあきれ迷ひて、此少き人を抱へて、我を今の程に失ひて後此子をば取るべし、命のあらん程は放つべし共覺えずと宣ひければ、乳母の女房も前に倒れ臥して悶え焦る、女房達も如何はせんと歎きあへり、齋藏五、齋藤六兄弟は、三位中將都を落ちし時、如何ならん世の末迄も少き者共が杖柱ともなれとて、留置きし侍なりければ、付き奉り同じく忍びて居たりけるが、是も色を失ひて、若しや出し奉ると、上の山を立廻て見ければ、武士打圍みて漏るべき方もなければ、女房の御前にて、兵四方を圍みて、若公出し奉るべき隙なしと涙を流す、日比は聲を呑み目をひそめて忍び給ひけるに、今は人の聞くをも憚らず、有りとある者は聲を調へて泣叫ぶ、時政申しけるは、世も未だ靜まり侍らねば、狼藉なる事もこそ侍れとて、渡し奉るなり、別の御事あるべからず、疾く〳〵と責めければ、齋藤五、是皆日比思召し儲けたる事なり、驚き給ふべきに非ず、今はいかにも遁れさせ給ふべき方なし、出し奉り給へとてしらへけれ共、母上は抱へて放ち給はず、若公は、罷りたり共暇乞ひて、とく歸り參るべし、痛くな歎き給ひそと、涙を拭ひつゝ宣へば、是を聞きて母上も乳母の女房も、出でなん後は再び歸り來まじき者を、心細やとていと聲を惜まず泣きければ、北條も涙を拭ひて、心苦しくや思しけん、押入りてもとらで、つく〴〵と待居たりけり、日も既に暮なんとす、さても有るべきにあらねば、武士共のいつとなく待つらんも心なしとて、涙をのごひ髪搔撫で、化粧し奉りなどして出し奉る、更に現とも覺えず、母上は引纏きて臥し給へり、消入り給ひたるにやと見えけるに、若公既に出で給へば、今を限ぞかしと覺しけん心の中、類ふべき方なし、小き黑木の念珠を取出して、是にて如何にもならんまでは念佛申して、後世たすかれとて進せ給へば、母上には今日既に別れ奉りなんとす、今いづくなり共父の御座しまさん所へぞ詣でたきとて、涙を流し給ふぞいとゞ爲ん方なくは覺ゆる、今年は十二に成り給へ共、年の程よりはおとなしく、斜ならず嚴しくして故三位中將に違はず似給へれば、いとゞ目もくれ心も消えて、母上倒臥してぞ歎き給ひける、いそがれぬ道なれば、若公も居留て母上の顏をつく〴〵とまもり、目に目を見合せては互に堪へず涙を流し給へり、既に輿に乘り給へば妹の姫君、いかにや誰にも離れて獨りはおはするぞ、童も參らんとて走り出で給へば、女房泣く〳〵取留め奉る、若公出で給ひにければ、母上も乳母も臥沈みて物もいはれざりけり、歎き悲む事限なし、誠

に愚に頑なゝる子すら恩愛の道は悲しきに、さしもこまやかに嚴しく、心樣わりなき上、三位中將の形見とて男女に只二人おはしつれば、徒然の空をも此に慰み、三位の戀しき時も見給ひては思ひを休め給ひつるに、命生きながら別れ給ひける、母上の心の中、推量られて哀なり、齋藏五、齋藤六伴にとて有りけるが、涙にくれて行くさきも見えね共、泣く〳〵輿の左右に付きて走りければ、北條是を見て、郎等の乘りたる馬を取りて、是に乘り給へとてたびけれ共、堅く辭して乘らざりけり、若公は、母上、夜叉御前、乳母が事共思ひつゞけて、道すがら袖絞りあへざりけり、日來は平家の子孫取集めては、稚きをば土に埋み水に入れ、おとなしきをば首を切り刺殺すと聞ゆ、此をば如何して失はんずらん、此三年の間は夜晝心を碎き魂を迷はして、今や〳〵と思ひ儲けたる事なれ共、今出來たる不思議の樣に覺ゆるこそ悲しけれ、されば如何なる罪の報にて、三位中將には都落の時生きて別れぬ、戀し悲しと思ひ暮し歎き明して、其事露も忘れざるに、今又若公を武士にとられて、殺され別れん事の無慙さよ、終に遁れまじき者と兼て知りたりせば、西國に下り、三位中將と一所にて如何にも成るべかりけるに、心强く殘し置きて、二度物を思ふこそ悲しけれ、日比の三位の思ひは物の數にも侍らず、我少きより深く觀音を憑み奉り、若公出來し後は、殊に六代安穩とこそ祈り申しゝに、斯る憂目を見る事の悲しさよ、人の子は、里や乳母の許に置きて、適見るも恩愛の道は悲しきぞかし、是は始めて出來たりしかば、つかのまも身を放つ事なし、朝夕二人が中に生立て、哀れいとほしと明けても暮れても見るに飽かぬ者をや、今夜もや失ひぬらん、おとなしければ頸をこそきらんずらめ、如何計りかは怖敷思ふらんと匂立つれば、打臥して泣き給ひぬ、起上りてはいかにも遁れ難き事と思ひ取りて、出でぬる面影如何ならん世にかは忘るべき、遂に世になき者と成るとも、今一と度いかでか相見るべきとて、聲も惜まず泣き給ふ、日の暮るゝ儘には、いとゞ堪忍ぶべくも覺え給はず、夜は若公姫君を左右に臥させてこそ慰みつるに、いかなる月日なれば、一人はあれども一人はなかるらんとて、長き夜いとど明しかねて、露まどろまれねば、夢にだにも其面影を見給ふ事なし、限りあれば夜も既に明けぬ、いかゞ成りぬらんと、しづ心なく思ひ入り給へりけるに、齋藤六歸り參りたり、心迷はして、いかにと問ひ給へば、今までは別の御事侍らず、御文とて取出したり、披き見給へば心苦しく思ひ給ふぞ、只今までは何事も侍らず、いつしか誰々も戀しくこそ思ひ奉る中にも、夜叉御前の御跡慕ひ、忘れ難くこそ侍れと書き給へり、母

上是を額に押當てゝ、うつぶし給ひぬ、齋藤六申しけるは、如何に覺束なく思召すらんと思ふこそ心苦しけれ共、終夜寢も入り給はず、今朝も物進せたれ共、露御覽じもいれ給はず、御詞には、自ら歎くと思召さば御心苦しく思召さんずるに、佗びずしてあると申せとこそ候ひつれと申せば、左様に終夜寢も入らず、物をだにもくはざる程に思ふなるに、佗びずしてあると云越ける事よ、哀れおとなしきも少きも男子は心強き者なりけりとて、引纏き臥し給ふ、枕にあまる涙せき敢へずこそ見給へ、程ふれば時の間も覺束なく思ひ奉るとて、齋藤六歸り參んと申せば、涙に溺れて筆の立所そとはかとなけれ共、心ばかりは細々と書き給へり、齋藤六是を賜はりて、急ぎ六波羅へ參りて奉りたりければ、御文披き見給ひて、袖に引入れてうつぶし給へば、齋藤五、齋藤六も爲ん方なく悲みける、

文覺關東下向の事

乳母の女房は、せめて心のあられぬ儘迷出でゝ其邊を行きける程に、怪しき尼の會ひたりけるが、女房は何事を思ふ人ぞ、たゞならずこそ見侍れと問へば、乳母涙を流して、しかくと語る、尼又やゝ墨染の袖を絞りて申しけるは、我身も平家の若公を血の中より手馴れ奉り、いとほし哀と孚み奉りつる程に、此四五日が前に北條とかや云ふ武士にとられて、水に入れられたれば、現心もなくて髮をおろし、貴き所をも拜み、彼の後世をも弔はんとて浮宕ありくなり、世には我のみ物を思ふかと歎きたれば、ためしも有りける悲しさよとて、互に語りて泣きけるが、尼申しけるは、此奥に高雄と云ふ所あり、彼におはする上人こそ、鎌倉殿にも斜ず重く思はれ奉り、世にも赦れたる人にて侍るが、形よき兒を求め侍ると承れ、哀我養ひ君だにもおはせば、歎き申してみんと思へ共、今は甲斐なし、若し千萬に一つもさる事もぞある、行きて歎き給へかしと細々に語りつゝ尼も次でに彼の山寺拜まんと思ひ立ち給へと申せばいと嬉き事に思ひて、母上にはかくとも申さず、嚮て尼と伴ひて高雄に登り、上人の處室に尋行き、物申さんといへば、上人障子を引きあけて、何者ぞ、是へは女人いれぬ所なり、何事をか云ふべきと宣へば、血の中より生立て奉り、今年十二に成り給ひつる若公を、昨日武士にとられて侍り、鎌倉殿には重き御事と承り侍れば、尋ね上り侍り、命生け給ひたんやとて、上人の前に臥し倒び、手をすり聲を擧げて悶え焦るゝ形勢、誠に無慙に見えければ、上人事の樣を委しく尋ね給ふ、乳母起上りて泣くく申しけるは、小松三位中將殿北方の、親しく御座します人の子を取りてやしなひ奉りつるを、

中將殿の實の御子とや人の申したりけん、昨日の晩程に武士の取りて罷り侍りにき、如何成り給ひぬらんと云ひもあへず涙を流す、武士は誰とか聞き給ひしと問ひければ、北條四郎とこそは承りしかと申しければ、罷り向つて尋ね侍るべしとて、上人急ぎ出で給ひぬ、此事特むべきにはあらね共、思量もなかりつるに、上人の憑もしげに申しけるに少し心地出來て、大覺寺へ歸りまうでたれば、母上宣ひけるは、身など投に出でたるやらんと思ひつれば、我も堪忍ぶべき心地もせねば、水の底にもと思ひ立たるゝに、猶心の有るやらん、此姫君の事を思ふに今までやすらはれつるとて泣き給へば、高雄の上人に申しつる事、又上人の申しつる事とて語り申しければ、北方是を聞き給ひて、手をすりて、嬉しくも尋ね行きて歎きけり、哀乞請けて、今一度見せよかしとて、盡せぬ涙もせき敢へ給はず、文覺、北條四郎の宿所に行き向ひてかくと云ければ、急ぎ出でて對面あり、誠や平家維盛の息男のおはするなるはと問ければ、北條、今度の上洛條々の沙汰侍り、平家は一門廣かりしかば子孫定めて多かるらん、尋ね出して失ふべし、腹の内までも見るべし、中にも故中將の息、故中御門大納言の娘の腹に六代と云ふ童は平氏の正統なり、必ず尋ね出せと鎌倉殿の仰せを蒙る、心の及ぶ程尋ね奉りつれ共、行くへを知り奉り侍らざりつれば罷り下りなんと思ひ侍りつるに、昨日はからざるに迎取り奉りたるが、みめ事がら類なく見え給ふいとほしさに未だ兎も角もし奉らず、中々心苦しくこそ侍れと申す、文覺、見奉らばやと云ひければ、此内に御座すとて障子を引きあけて入れたりけるに、二重織物の直垂に、黑き念珠の小さきを持ち給ひたりけるが、上人を見て念珠を懷に引入れて、顏打赤めて寄居給へり、顏付より始めていと美しく見給へり、此世の人共覺えず、天人の貌だも限あれば、爭か是には過ぐべきと覺えたり、今宵は打解け寢給はざりけりと覺えて面痩せ給へり、何とか思ひ給ひけん、上人を見給ひて打涙ぐみ給へり、如何ならん末の代に敵となる共、いかゞは是を失ふべきと覺えければ、上人も墨染の袖を絞りけり、北條も猛き武士と雖も岩木ならねば、涙を流す、文覺申しけるは、此若公を見奉るに、先世に如何なる契かありけん、餘りにいとほしく思ひ奉れば、鎌倉殿へ參りて申請べし、今廿日を待ち給へ、それは御邊の芳心なるべし、文覺鎌倉殿に忠を致し功を入れ奉る事は、且見給ひし事ぞかし、今更申すに及ばねども、下野殿の首を盜み取りて文覺が頸にかけて鎌倉へ參りしより後は、千里の道を遠しとせず、足柄、箱根を股に挾て、攝津國經島樓御所に參り、右兵衞督光能を以て院宣令旨を

申し給はり、廿日餘の道を七日八日に上下し、其間に富士河、大井河にて水に溺れ、宇津の山、高師山にて疲に臨み侍りし事一度にあらず、命を輕じ契を重くして斯樣に奉公し侍りし時は、手を合せて我世にあらば、如何なる事なり共文覺が所望をばたがへじとこそ宣ひしか、今平家を亡して天下を手に把り給ふ事、偏に文覺が恩德に非ずや、昔の契改め給はずば、爭か其言の末をば違へ給ふべき、一期の大事此所望にあり、もし若公を預け給はずば、軈て文覺鎌倉にて干死にして死靈と成りなば、鎌倉殿の爲も由なかるべし、人倫の法として重恩忘れ給ふべきならねば、夜を日に繼いで鎌倉へ下つて申請くべしとて出でければ、齋藤五、齋藤六是を聞きて、上人を佛の如くに三度禮拜して、嬉しさの餘にも只涙をぞ流しける、若公は少き心に一門の亡びけるは此上人の所爲にやうらめしやとおぼしけれ共、今は我身に當りてはうれしく憑もしくぞ思しける、今度は齋藤五急ぎ大覺寺へ參りて、上人の申しつる事共を語りければ、人々手を合せ悅びあへり、免されんは知らず、先づ廿日の命は生きぬるにこそと、母上も乳母も心少しやすまりぬ、是は偏に長谷の觀音の御助と覺ゆれば始終も憑もしとぞ宣ひける、文覺既に關東へ下りけるが、大覺寺に打寄り、乳母の女房を呼び出して、先世に此若公に如何なる契の有りけるやらん、見奉りしよりいとほしく思ひ奉れば鎌倉に下り侍るなり、さり共申し預りなんと思ひ侍り免し給ひたらば必ず高雄に置き奉り給へと云ひければ、御命を助け給ひたんには、兎も角も上人の御計ひにこそとて涙を流す、母上も見聞き給ひては、鎌倉のゆるされは知らずとも、指當りてかく憑もしく云ひければ、嬉しきつらき搔亂して泣き給へり、文覺既に下りて後は、明けても暮れても只上人の登りをぞ待ち給ひける、いかゞ聞きなさんと心苦しくおぼしけるに、留まらぬ月日過行きて、廿日も既に滿ちければ、こはいかにと成りぬるやらん、さしも憑もしくこそ宣ひしに、免されのなければこそ音信も聞かざるらめと、肝を碎ける程に、北條も、上人は廿日とこそ申しゝに今に承る事なし、御免されのなきにこそ、誠に爭か免り給ふべき、平家の嫡々にておはすれば、容易く宥め奉り難し、在京も此左右を待つ程なり、都にて年を晩すべきにあらず、曉罷り下りなんとて出立ちければ、齋藤五、齋藤六手を束ね心を碎け共甲斐なくて、此度は二人ながら大覺寺へ參りて、上人も今まで見え侍らず、此御事に又都にて年を重ぬべきにも非ずとて、北條も曉下りなんと仕る、鎌倉へ下りつかで、道にて失ひ奉侍らんずるにこそ、北條より始めて家子も郎等共も、見奉りては涙を流す、終に如何に成し奉らんずるに

かとて、兄弟袖を顏に覆ひて泣悲みければ、母上、乳母宣ひけるは、上人憑もしげに申して下りし後は心の隙も有りつるに、曉に成りぬれば、もしやと思しつる憑も弱り果てぬるにこそとて、頭をつゞへて只泣くより外の事なし、偖も齋藤五、齋藤六、如何思ふと宣へば、いづくまでも最後の御伴申して、斬られさせ給ひたらば、御身をも取納め奉り、出家入道し、山々寺々修行して、花を摘み香を捻りて御菩提をこそ弔ひ奉り侍らめと申せば、母上泣く〳〵手を合せて悅び給へり、定なき世と云ひながら、露の命の消えも失せなで、若きを先立て、彼が爲と佛に申さん事の悲しさよと、涙に咽び給ふぞ哀なる、兄弟は又六波羅へ歸りぬ、又母上、乳母、夜叉御前、語りてはなき、泣きては語り、終夜こそ焦れけれ、曉方に母上、乳母の女房に宣ひけるは、只今ちとまどろみたりつる夢に、此子の白馬に乘りて來りたりつるが、餘りに戀しく思ひ奉りつれば、暫の暇を乞請けて參りたりとて傍に居て、さめ〴〵と泣きつるぞや、程なく驚かれて、若しやと傍を搜れども人もなし、夢なりとも、暫しもあらで覺めにけるこそ悲しけれと宣へば、乳母も是を聞きて、共に聲を調へてなき明しけり、

十六日に、北條は六代殿相具して鎌倉へ下る、齋藤五、齋藤六血の涙を流し、輿の左右に付きて下りけり、北條これに乘れとて馬をたびたれ共乘らず、あまりの悲しさに痛き事も忘れけるにや、物をだにも屣かず、唯袖を絞りて足に任せて走りけり、既に都を出でゝ會坂をも越えければ、何しか故郷も山を隔てゝ見えず、大津浦、粟津原、勢田の唐橋打渡り、野路、篠原も過ぎぬれば、今日は鏡に著きにけり、何國も旅寢と云ひながら、母上や乳母に別れつゝ、羊の歩の道なれば、いかに悲しくおぼしけん、明けゝれば鏡を立ちて、宿々國々過行きけり、若公は涙に咽びて、道すがらも物まかなひたれ共露見も入れ給はず怪しげなる僧の上るを見ては上人やらんと肝をけし、文持ちたる者あれば上人の音信かと心を迷はす、又小馬を早むる者あれば、急ぎ我を失へとの使やらんと疑はれ、武士私語する時は我を切れとの物語やらんと覺束なければ、御涙せき敢へ給はず、此の有樣を見奉るにも、兄弟の者共爲ん方なし、年も既に暮れなんとすれば、馬の足を早めて下りけるが、駿河國千本松原と云ふ所に下居て、北條、齋藤五齋藤六を招いて云ひけるは、今は鎌倉も近く成り侍りぬ、各是より歸り上り給へと云ふ、二人の者共、さては爰にて失ひ奉るべきにこそと胷塞がり心迷ひて、云ひ出す事もなくしてうつぶし居たり、良ありて故三位中將殿の仰せを蒙りて、此三年が間夜晝付き奉り、一日片時離れ奉らず、如何にも成り給は

んを見奉らんとて是まで下れり、さては今を限の御命にやとて聲も惜まず叫びけり、北條重ねて申しけるは、平家の人々の御子尋取り奉りたらば、時日を經べからず、急ぎ失ひ奉れと度々仰を蒙りしかども、此若公の御事をば上人も去難く申されしかば、今までも待ち侍れ共、御免のなきにこそ、今は力の及ぶ所にあらず、約束の日數も過ぎて是まで具し奉る事も、上人の音信を聞く事もやと思ひ侍りつるなり、又足柄の山をこそ越え侍るべかりつれ共、上人は定て箱根越にこそ上らんと存じつれば、是までは具足し奉りぬ　鎌倉へは今一兩日の日數を經て山を越え奉らん事、鎌倉殿の御氣色知り難く侍れば、此にて御暇を奉るべきなりとて、北條、若公に申しげるは、日來馴れ奉りて、いかにし奉るべしとも覺え侍らね共、志の程は見え進せぬ、今は何事も先世の事と思召し、世をも人をも恨み給ふべからず、御心靜に御念佛候ふべしと申しければ、若公の御返事とおぼしくて、泣く〳〵二度打頷許き給ひけり、齋藏五、齋藤六に宣ひけるは、今を限にこそ有るめれ、此まで付き下りて終になき者にみなさん事こそ、各が心の中推量られて最無慙なれ、母御前へ御文進せたく思へ共、筆の立所も覺えねば叶はず、詞には、鎌倉までは別の事なく下り著き侍り、日數經るに隨ひて、いとゞ人々の御事戀しくこそ侍れと申せ、此にて失はれたりとは努々申すべからず、終に隱れ有るまじけれ共、いつしかは知らせ奉らじと思ふなり、餘りに歎き給はん事の心苦しきに、我身こそかく成る共、己等は急ぎ上りて、能く〳〵御宮仕申すべしと宣ひつゞけて涙を流し給へば、兄弟の者どもは、君に後れ奉り、安穩に都に上り著くべし共覺え侍らずとて、臥倒れて嘆き叫ぶ、此形勢を見て北條いとゞ涙を流しければ、家子郎等も皆袖を絞りけり、日も既に晩れなんとすれば、偖も有るべき事ならずとて、北條泣く〳〵疾く〳〵と勸めけれども、家子郎等も、是を爰にてきらんと云ふ者なし、何れも堅く辭退しければ、北條も思ひ煩ひけるに、

六代免を蒙り上洛附長谷の觀音

並稽文佛師の事

東の方より墨染の衣著たる僧の、文袋頸に懸けて鴉毛なる馬に乘つて馳來る、何者ならんと思ひける程に、上人の弟子に覺文と云ふ僧なりけり、今一足も急げとて先立ちて馳せけるが、馬より下るゝや遲き高聲に、誤ちし給ふな北條殿とて、文袋より二位殿の御免し文取出でたり、北條披き見ければ、自筆にてぞ書かれたりける、其詞に云く、小松三位中將の息

六代、高雄上人頻りに申請ふ間、所預給也と書かれたり、北條高らかに讀上げぬ、戯呼嬉しき者哉とて、打置きければ、免し給ひけるにこそとて、武士共聞きて悦びあへり、齋藤五、齋藤六、是を聞きけん心の中、幾計なりけんと、測り難し、さる程に上人も驀て馳來りたり、馬より下り、やゝ北條殿、若公は申し預かりぬ、今一足もとて免し文を先立て奉りぬ、定めて見給ひぬらん、鎌倉殿宣ひつるは、此童は平家の嫡々の正統なり、父の三位中將は初度の討手の大將軍なり、いかにも免し難し、賴朝も幼稚を宥められて今斯る身となれり、此童を免し置きては定めて後惡しかりなんず、上人が奉公、其恩忘れがたけれ共、此事は難治なりとて、つや〳〵動ぎ給はざりつるを、日比の忠共申し續けて、上人が心を破り給ひては、鎌倉殿も爭か冥加おはすべき、此をたびたらば、驀て法師になして佛法修行せんずれば、更に後惡しき事侍るまじ、若し預け給はずば、文覺鎌倉にて飲食を斷ち、思死にして御子孫の怨靈とも成るべしなど、一度は威しつ一度はすかしつ、種々に申しつる程に、抑維盛卿の息をば、賴朝を相し給ひし樣に、見給ふ處ありてかくは申請け給ふ歟と問ひ給ひつる間、是は其儀に思ひ寄らず、免す方なき程の不覺の人にて、聊かも心に籠めたる事は侍らず、わりなき姿の不便さに、慈悲の心に催されてとまで申したれば、免し給ひぬと、ゆゝしく氣色してぞ云ひける、北條は、承りし日數も過ぎしかば、御免なきにこそと思ひ給ひつれば罷り下りつるに、賢くぞ誤仕らざりける、今一時も遲かりせば、本意なき事も有りなましと申しければ、上人、實に日數も延びぬれば、心元なかりつるに、今日まで別の事なきは御邊の御恩とぞ悦びける、かくて若公は上人に相具して、再び都に歸り上り給ひけり、是や此俎上の魚の江海に移り、刀下の鳥の林藪に交はるとは、只夢の心地ぞし給ひける、六代御前は、猶も現とはおぼさゞりければ、

消えずとて憑む命にあられ共今朝まで露の身ぞ殘りける

と最哀にいとほしく聞えければ、北條も又涙をぞ流しける、齋藤五、齋藤六も更に現とは思はざりけり、北條鞍置きたる馬二匹引出して兄弟にたびければ、此度は請取りけり、申しけるは、日來情を懸けられ奉りつる御恩申し盡し難しとて涙を流す、若君も、宣ふ言なけれ共、思ひ歎くに覺束なくし給へるも痛敷思ひ給ひけるに引替へ、うれしげに覺して顧み給へば、北條涙を拭ひて申しけるは、一日も御送に參るべけれ共、急ぎ申すべき大事ども侍れば、此より罷り下るべし、久しく馴れ奉り、御名殘こそ盡し難く侍れと申せば、若公も打涙ぐみ給ひて、日來の名殘こそと宣ふも、いとつき〳〵しくこそ聞えけれ、

上人は若公具し奉り、急ぎ上りけるが、道にて年も暮れにければ、尾張國熱田社にて年をとり、正月五日文覺上人の二條猪熊の里坊に落着き給ひて、旅の疲を勞りつゝ、夜に入りて大覺寺を尋ね奉りけれ共、建治めて人もなし、如何に成り給ひけるやらん、悲しさの餘りに身など投げ給ひにけるやらん、又平家のゆかりとて、武士などの取り奉りたるにやと、あきれ迷ひて其邊を尋ねけれ共、夜深けにければ答ふる者もなし、緣の上に立ちやすらひ給ひたりけるに、若公の飼ひ給ひける犬の、籬の隙より走出でゝ尾打振りて向ひたりければ、人々はいづくへぞと問ひ給へ共、なじかは答ふべき、せめての思ひの餘りに宣ふにこそはと最悲し、終夜三人一所におはして、旅の歎思ひ續けて語り給ひける中にも、命生きて歸り上りたる甲斐には、此人々に見え奉りたらばこそは嬉しからめ、道の程だにも心元なかりつるにとて、泣き居給へるぞ心苦しき、限あらば夜も既に明けにけり、其あたりなりける人出來て申しけるは、若公出で給ひし後は、御歎の餘りに淵河にも身を入れんなど仰せ候ひけるが、若し又歸り上り給ふ事もぞある、甲斐なき命を生きて上人の左右をも聞かん程、大佛へ參りて、其より長谷寺に傳ひ、百日籠らせ給ふべしと承りしか、御年をば奈良にてとらせ給ひけり、今は長谷にと聞き侍ると申しければ、其はさも侍らんと少し心落居て、齋藤五急ぎ長谷寺へ參りけり、若公は又上人に相具して、高雄へぞ上りにける、齋藤五長谷に尋ねて參りて、かくなん歸り上り給へりと申しければ、母上も乳母の女房も夢の心地して、露現とも覺え給はず、若公下給ひにし日より大覺寺をば迷出でゝ、此御堂に夜晝うつぶし臥して、大慈大悲の誓は、罪あるをも罪なきをも漏し給はず、必ず願を滿て給ふなれば、などかは今一度相見る程の命生き給はざらんと、心を碎き思ひ運びて祈り申し給へる驗にやとぞ思ひける、但し今度は百日參籠とこそ思ひ侍りつれ共、左樣に歸り上り給ふなる上は、又もこそとて觀音に悅びの禮拜を奉り、師匠に暇を乞ひ給ひ、急ぎ出で給ひたりければ、若公も高雄より下り合ひ給へり、母上も乳母も、打見給ふより互に涙に咽びて、頓に宣ひ出づる事なし、嬉しきにもつらきにも、先立つものは涙なり、かく遁れ難き命の助かりて、再びいとほしき面影を見る事も、偏に長谷の觀音の御利生なりとぞ覺えける、

此寺は是聖武天皇の御願、法道仙人の建立なり、文武天皇の御宇に此の仙人、觀音の靈像造らんと云ふ願ありて、料木を尋ねけるに、難波浦に夜々光を放つ者あり、行きて見れば楠の流木なり、たゞ事に非ずと思ひて是れを取りて、庵を造り、加持する事十五年、養老五年に大權の化現稽首勳稽文會と云ふ佛師に誂へて、二丈六尺の十一面觀音を造り奉る、三時の行法功を積み、安置の砌を祈る處に、夢中に金人來て示して云く、此峰に磐石あり、其面金容なり、大悲菩薩の所座なり、我等神王、天龍八部、梵王、帝釋、日月二天、閻魔、水天、四天王等、番々守護の靈石なりと、夢覺めて後雷鳴り雨ふりて、山崩れ石碎くる聲あり、明旦其所を見るに、引平げたる事、宛も鏡の面の如し、中に方八尺の瑪瑙の石あり、石面に大なる足跡あり、人の蹈めるが如し、仙人寸法を取りて菩薩の御足にくらぶるに、更に廣狹なし、靈像を居ゑ奉るに本跡の如し、公家に奏達せしかば、神龜元年に伽藍を建立して、同四年三月廿日、行基菩薩を以て供養を遂げらるゝ寺なり、古老傳云く、風輪際より三俣の大石ありて、閻浮提に出生せり、一は中天竺摩訶陀國寂滅道場の金剛座是なり、一は大日本國大和國長谷寺の菩薩の座是れなりといへり、

斯る目出たき施無畏薩埵にて、信心渴仰の人利益空しき事なければ、母上も此菩薩に歸して六代を儲け、此大悲を憑みて祈誓し給ひければ、夢の中には白馬に乘りて歸るとみ、現の前には再び相見る事を得たりけり、さても六代は、習はぬ旅の東路に、跡に心の留りし事、折に觸れて北條が情を殘しゝ事共、つきづくしく語り給ひても泣き給ひければ、見る人も聞く人も、皆袂を絞りけり、旅のしるしと覺えて、日黑みして少し面痩せ給ひければ、母上痛敷悲しくぞ見給ひける、かくても暫く副ひ奉らばやと思ひ給へども、世の聞えも怖しく、又上人の思はん事も憚りありとて、急ぎ高雄へ歸り給ひぬ、上人は斜ならずかしづき奉りて、齋藤五、齋藤六も孚み、母上の大覺寺の住居の幽なるをも訪ひ申しけり、若公姿形心つかひ類なくおはしけるに付ても、文覺は、かゝれども何事かあらんずらんと、空怖しく肝つぶれてぞ覺えける、

卷第四十八

女院吉田御住居同御出家の事

建禮門院と申すは、平家太政入道淸盛の御娘、高倉院の后、安德天皇の御母儀に御座しまして、惡徒に引かれて都を出でゝ、三年の間西海に落下らせ給ひて、舟の中浪の上に

漂ひ給ひし程に、元暦元年三月廿四日に、長門國門司關壇浦にて源氏の爲に攻められつゝ、或は命を白刀のさきに失ひ、或は身を蒼海の底に沈めつゝ、上下悉く亡び給ひし時、建禮門院も先帝と同じく、海中に入りおはしけるを、渡邊黨に源兵衞尉昵が子に源五馬允番と云ふ者取上げ奉りたりければ、其よりあらけなき武士の手に懸つて、西國より都へ還り上り給ひて、東山の麓吉田の邊なる所にぞ、立入らせ給ひける、中納言法橋慶惠とて、奈良法師なりける者の朽坊なり、住荒して年久しくなりにければ、庭には草深うして、軒に忍茂り、簾絶えて、ねや顯なれば、雨風もたまるべくもなし、昔は玉臺を瑩き、錦の帳に纏はれて、明し暮し給ひしに、今は有りとある人には皆別果てゝ、淺猿氣なる朽坊に只一人落著き給へる御心の中、幾計なりけん、道の程ともなひ給ひつる、女房達も、是より皆散々に成果てゝ、御心細さにいとゞ消入る樣にぞ思召されける、誰憐み誰育み奉るべし共見えず、魚の陸に上るが如し、鳥の子の巢を離れたるよりも猶悲しく、うかりし波の上船の中の御住居、今は戀しく思召さるゝ、同じ底のみくづとも成りぬべかりし身の、せめての罪の報にや、殘留りてと思召せ共甲斐なき、天上の五衰の悲み、人間にも有りける者をとぞ思召し知られける、

五月一日、女院、御髮おろさせ給ふ、御戒師には長樂寺の阿證坊上人印西ぞ參られける、御布施は先帝の御直衣とぞ承りし、上人是を賜はりて、何と云ふ言をば出さゞりけれ共涙を流し、墨染の袖絞るばかりなり、先帝の海へ入らせ給ひける其期まで召し奉りたりければ、御移香も未だ盡きず、御形見とて西國より待たせ給ひたりけり、如何ならん世までも、御身を放たじと思召しけれ共、御布施に成りぬべき物のなき上彼の御菩提の御爲にと、泣く〳〵取出させ給ひけるぞ悲しき、上人庵室に還り、彼の御直衣にて十六旒の幡を縫ひ、長樂寺の常行堂に懸けられて、御菩提を弔ひ奉り給ひけるこそ有難けれ、縱ひ修羅闘戰の咎に依て蒼海の底に沈み給ふ共、などか常行莊嚴の善に答へて、青蓮の上に生れ給はざらんと憑もしくこそ覺えけれ、

女院は御歳十五にて內へ參り給ひしかば、軈て女御の宣旨下されき、十六にて后妃の位に備はり、君王の傍に候し給ひて、朝には萬機をすゝめ奉り、夜は夜を專にせさせ給ひ、二十二にて王子御誕生御座しましき、いつしか皇太子に立せ給ふ、東宮位に即かせ給ひしかば、廿五にて院號あり、建禮門院と申しき、太政入道の御娘なる上、天下の國母にて御座しましゝかば、世の重くし奉る事斜ならず、今年は二十九にぞ成らせ給ふ、桃李の粧ひ猶こまやかに、芙蓉の御形未だ衰へさせ給はね共、翡翠の御簪、今は付ても、何にかはせさせ給ふべきなれば、御樣かへさせ給へり、憂世を厭ひ誠の道に入らせ給へ共、御歎は休まらず、人々の今はかうとて海に入り給ひし有樣、先帝の御面影、いかならん世にか思召し忘るべき、露の命何に懸りて、今まで消えやらざるらんと、思召し續けさせ給ひては、御涙せき敢へさせ給はず、五月の短夜なれ共明しかねさせ給ひつゝ、自ら打ちまどろませ給ふ事なれば、昔の事を夢にだに御覽ぜず、遲々たる殘りの燈火の、壁に背きたる影幽に、蕭々たる暗き夜、窓打つ雨音閑なり、上陽人が上陽宮に閉ぢられたりけん悲しさも限あれば、さびしさは是には過ぎじとぞ思召されける、昔を忍ぶ妻となれとや、本の主や移し植ゑたりけん軒近き花橘の、風なつかしく薫りたりける折しも山郭公の一聲二聲音信て、遙かに聞えければ、御涙を推拭はせ給ひて、御硯の蓋にかくぞ書きすまさせ給ひける、

郭公花橘の香をとめてなくはむかしの人や戀しき

と、大納言典侍是を御覽じて、いとゞ悲しく思召しければ、猶も又昔をかけて忍べとやふりにし軒に薫るたち花

大臣父子鎌倉より上洛

女院は、吉田にも假に立入らせ給ふと思召しけれども、五月も立ち、六月も半に過ぎぬ、今日までもながらへさせ給ふべくも思召さゞりしか共、御命は限あれば、明けぬ暮れぬと過ごさせ給ひし程に、大臣殿父子、本三位中將、鎌倉より還り上り給ふと聞かせ給ひければ、誠ならず思召しけれ共、甲斐なき命計りもやと思召しける程に、大臣殿父子は、都近き近江國勢多と云ふ所にて亡せ給ひぬと聞し召しければ、悲しとも云ふばかりなし、三位中將、奈良の大衆の中へ出されて、今は限の御有樣、御首は大卒都婆に釘打にせられ給へる事、又大臣殿父子の御首、大路を渡して獄門の木に懸けられたる事、人參りて細々と申しければ、由なく聞かせつる者哉と思召しつゝ、御胸塞がり、御涙せき敢へさせ給はず、都に近くて斯る事を聞し召すに付けても、盡せぬ御歎きは休まらせ給はず、露の命風を待つ程も、深山の奥にも籠り入らばやと思召しけれ共、さるべき便もなし、吉田には、去ぬる文治元年九月九日の大地震に築地も崩れ、荒れたる屋共もいとゞ傾き破れて、すませ給ふべき御有樣にも見えさせ給はず、憑もしき人一人もなし、地震に地打返すべしなど聞召せば、惜しかるべき

附　女院寂光院入御の事

御命にはなけれ共、只尋常にて消入らばやとぞ思召しける、晩行く秋のさびしさは、いとゞ御心細からずと云ふ事なし、心の儘に荒れたる籬は、繁き野邊よりも露けくて、折知りがほにいつしか蟲の音聲々に怨むるも哀なり、都も尙靜なるまじき樣に聞し召しければ、今少しかき籠もらばやとぞ思召しける、何事も替り果てぬる憂世なれば、如何にと申す人もなし、自ら哀をかけ訪ひ申しける、草の便も枯果てゝ、誰育み奉るべしとも思召さゞりけるに、信隆卿の北方と、隆房卿の北方と、忍びつゝ時々憐み申しける、秋も既に半に成りぬ、御襟に秋の哀をさへ打副て、いとゞ忍び難く思召せば、夜の漸う長く成る儘には御寢覺がちにて、明しぞかねさせ給ひける、偖も女院に候はせ給ひける女房のゆかりにて、大原の奥に寂光院と申す所を尋ね出したりと申しければ、悅び思召して、渡らせ給ふべきに定まりにけり、御乘物などは冷泉大納言隆房の北方より、忍びたる樣にて、女房車二輛進せられけり、彼の北方と申すは、女院の御妹にて御座しける故なり、大方も常に訪ひ申されければ、嬉しと思召しけり、此人の憐みて、かく有るべしとこそ懸けても思召さゞりしかとて、御涙を浮べさせ給へば、候ひ給ひける人々も皆袖をぞ絞りける、

比は十月末の事にや、いと人通ひたり共見えぬ道を、遙々と分け入らせ給ふに、四方の梢の色衰へたるを御覽ずるに付けても、我身の上ならんと、御心すまずと云ふ事なし、山陰なればにや、日も既に暮懸りぬ、何となく御心細く思召すに、野寺の鐘の入相の音すごく、草葉の露にそぼぬれさせ給へり、かくて分入らせ給へば、地形幽閑の洞の內、西の山の麓、北の山の谷の奥に寂光院と云ふ御堂あり、怪氣なる坊もあり、年經にけりと覺えて、古りにける石の色、落ちくる水の音も由ある體なり、綠蘿の垣、紅葉の山、繪にかくとも筆も及び難し、いつしか空搔陰り打ちしぐれつゝ、嵐烈しうして木葉猥がはし、鹿の音時々音信て、蟲の怨も絕々弱れり、秋の悲み秋の哀をさへ、取集めたる御心すごさに、古き歌を思召し出でつゝ、

奥山に紅葉ふみ分け啼く鹿の聲聞く時ぞ秋は悲しき

と口ずさませ給ひけるに付けても、浦傳ひ島傳ひせしか共、流石是程はなかりし物をと思召すぞ、せめての御事と覺えて哀なる、秋の木の葉の霜を待つよりも猶危き御住居なり、窓打つ雨の音幽に、松吹く風物騷がしく、知らぬ鳥の聲のみ軒近く音信て、たのもの雁は雲井遙かに啼渡り、荻の上風うちそよぎ、鹿鳴草の下露玉をたる、故ある氣色御覽じ棄て難く昔の事共思召し出でさせ給ひて、御涙せきあへさせ給はざりける折しも、外面の谷の楢の葉のそよぎけるを、誰ならん、日來はさてこそ有りつれども、事問ふ人もなかりつるに、故郷人の問來るにやと御心迷ひして、急ぎ物の隙より御覽ずれば、故郷の人には非ずして、妻戀ふ鹿の籬の中をぞ通りける、山深き御住居、今更におぼし知られて、かくぞ思召しつゞけさせ給ひける、

里遠み誰か問來ん楢のはのそよぐは鹿の渡る也けり

かくて御心すごく、幽なる御住居にてぞ渡らせ給ひける、常は佛の御前に參せ給ひて、過去聖靈、一佛淨土へ導き給へと申させ給ふに付けても、先帝の御面影、二位殿今はかくとて海へ入らせ給ひし御有樣、如何ならん世にか、思召し忘るべき、露の命何に懸りて、消えやらざるらんと思召すも理なり、御歎きはひしと御身に添ひて、忘れ進する時はなけれ共、殊に悲しく思召し出でさせ給ふ折節にや、佛の御前に倒れ臥させ給ひて、消入らさせ給ふ御事も度々なりければ、御前なる尼女房達、こは如何にやとて抱へ奉りつゝ、呼叫び合へり、良久しく有りてぞ、人心地出來させ給ひける、盡きせぬ御歎の積にやと覺えて哀なり、かくて年月を經る程に、

法皇大原入御の事

後白河法皇、女院の幽なる御有樣を聞し召して、御心苦しく思召しければ、一つ御所にも住ませ給はゞやと、思召しけれ共、其比九條殿攝政にて御座す、近衛殿御籠居なり、いつしか引替へたる代に成りて、都の人の心樣々なり、又十郎藏人行家、九郎大夫判官義經等、都を出でたりと雖も、生死未だ定らず、人の口もつゝましく、鎌倉源二位の漏聞ん事憚りありと思召して過させ給ふ程に、秋も暮れ冬も過ぎて、あらたまの年立回り、文治二年にも成りぬ、二月上旬の比大原山の奥へ御幸ならばやと思召しけれ共、餘寒猶烈しくして去年の白雪消遣らず、谷のつらゝも打解けねば、思召しとゞまらせ給ふに、春も過ぎ夏にも成りにけり、北祭など打過ぎて、卯月の末の三日思召し立たせ給ふ、大原の御幸とは世の聞えを憚らせ給ひつゝ、補陀落寺の御幸と披露有りて、あじろの輿に奉り、夜を籠めて忍びて、寂光院へ御幸あり、御伴の公卿には、後德大寺左大將實定、花山院大納言兼雅、按察使大納言泰通、冷泉大納言隆房、侍從大納言成通、桂大納言雅賴、堀川中納言通亮、花園中納言公氏、梅小路三位中將盛方、唐橋三位綱房、源三位資親、殿上人には柳原左馬頭重雅、吉田右大辨親季、伏見左大辨重弘、右兵衞佐時景、北面には高倉左衞門尉、石川判官、河內守長實を始めとして、已上十八人とぞ聞えし、

清原深養父(肥後守元輔と云ふ)下總守春光の息也、が建てたりし補陀落寺を拜ませ給ひつゝ、女院の住ませ給ひける芹生の里、大原や小鹽の山の麓なる寂光院へぞ御幸なる、分け入る山の道すがら、秋の比にはあらね共、夏草のしげみが末をたどり入らせ給ふにも、露にしをるゝ御衣の袖、膚を徹す嵐の音冷じくぞ思召す、卯月末の事なれば、遠山に懸る白雲は散りにし花の形見とや、青葉に見ゆる梢には春の名殘惜まるゝ、始めたる御幸なれば、御覽じ馴れたる方もなし、細谷川の水、岩間を過ぐる音すごく、芹生の里の細道、誰踏初めて通ひけん、逢ふ人稀なる岨のがけ路、問ひ〳〵入らせ給ふ程に女院の御庵室近く成る由聞し召せども　綠衣の監使、宮門を守るなし、主殿の伴の御奴、庭を拂ふも見ざりけり、彼の寂光院の景氣を御覽じければ、古く造りなせる山水木立、何となく、わざとにはあらね共、由ある樣なる御堂なり、甍破霧燒不斷之香、樞落月挑常住之燈とは、斯樣の所をや申すべき、檐には垣衣茂り、庭には葎片敷きて、心の儘に荒れたる籬は、しげき野邊よりも猶亂れ、氷解けぬる谷川の、筧の水も絶々なり、浪に漂ふ池の萍、錦を曝すかと疑はれ、露を含める岸の款冬、玉を貫くかと誤たる、青葉まじりの遲櫻、梢の花も散殘り、若紫の藤の花、墻根の松に懸れるも、春の名殘を惜めとや、君の御幸を待貌なり、八重立つ雲の絶間より、初音ゆかしき山郭公をば、此里人のみや馴れて聞くらんと思召し知らせ給ひけり、岸の青柳色深くして、池水みどりの浪に立ちければ、法皇かくぞ思召しつゞけさせ給ひける、

池水に岸の青柳散りしきて浪の花こそさかりなりけれ

御堂の後に遂の軒を並べて、怪しげなる柴の庵二つ三つ有りけるを、女院の御庵室と聞し召せば、哀なる御棲かなと叡覽あり、北面の下臈を以て人やあると尋ねさせ給へ共、寂寞の柴の樞なれば、無人聲として答ふる人もなし、香煙出窓芝草覆無人、禪侶向壇金磬鳴有響、瑜伽振鈴の音にこそ庵室の中に人あり共聞し召せ、香煙細く燃昇りて、片々として空に消え、人跡遙かに絶果てゝ蕭然として音もせず、僅かに人目ありがほに賤しき尼一人、御留守に置かれたり、法皇此尼を召して、女院はいづくへ渡らせ給ひたるぞと御尋ありければ、尼答へて申しけるは、此上の山へ御花摘に入らせ給ひ候ひぬと申すに、法皇是を聞し召すより早晩か哀に思召して、さこそ世を遁れさせ給ふと申しながら、如何に賤がわざをばさせ給ふぞ、御前近く召仕はせ給ふ人のなさか、自らつませ給はずば、御事の闕けさせ給ふべきかと聞えさせ給へば、此の尼申しけるは、家を出で御飾をおろさせ給ふ程にては、などかさる御

行ひもなくて候ふべき、過去の戒善修福の功に依て忝けなく天下の國母と成らせ給ひたれども、先の世に斯樣の懇の御勤の候はざりければこそ、今斯る憂目をも御覽ぜられ候へ、されば欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因とて、過去の業因に依て現在の得報を知り、現在の善惡に應じて未來の苦樂を悟るへしと說かれ候ふ又、今我疾苦、皆由過去、今生修福、報在將來とも宣べられて候へば、大内遊宴の昔の樂みは誠に戒善によれりと申せ共、其戒德始終持ちとげさせ給はざりける故、霧の御命かりそめに置く草の便も枯果てさせ給へば、因果の道理をも知召し、未來の昇沈を兼て覺り御座して、花を摘み水をあぐる御事、いつも御自らなり、なじかは賤がわざとも思召さるべきと申すを御覽ずれば、色黑うして疲衰へたる老尼の、紙衣の上に濃き墨染の衣をぞ著たりける、あの身の程にて賢々しく斯樣の事を申す不思議さよと思召し、己は如何なる者ぞと問はせ給へば、尼さめ〳〵と打泣きて、暫しは物も申さず、いかに〳〵と度々勅諚ありければ、尼泣く〳〵申すやう、斯樣の有樣にて申すも愚に覺えつゝ憚り思ひ候へ共、度々勅諚恐あれば申すなり、我は一年平治の亂の時、惡右衞門督信賴に失はれ候ひし少納言入道信西が孫、辨入道貞憲が娘に阿波内侍と申しゝは尼が事に候ひきとて、御前にうつぶき臥して泣きければ、法皇聞召し、無慙やな、誠や此尼は紀伊二位にも孫なり、彼の二位と申すは法皇の御乳母なりければ、此尼も御乳母子にて、殊に御身近く召仕はれし人なれば、なつかしかるべき者にこそ替れる貌とて、御覽じ忘れけるこそ哀なれと思召し、龍顏より御涙せき敢へずぞ流させ給ひける、さて女院を待進させ給ふ其程に彼方此方たゞずませ給ひて御覽ずれば、いさ小竹に風そよぎ、後は岸、前は野澤、山月窓に臨んでは閨の燈を挑げ、松風軒を通れて草菴の樞を開く、世にたゝぬ身の習とて、憂節しげき竹柱、都の方の言傳は聞遠にかこふ竹垣や、僅かに伴ふ者とては、賤が爪木の斧の音、正木の葛、青黑葛、長山遙かに連つて、來る人稀なる里なれば、適言問ふ者とては、巴峽の猿の一叫、塒定むる鷄、孀鳥のうかれ音、櫛の花柄、花筍、かつ見るからに哀なり、滿耳者樵歌牧笛之聲、遮眼者竹煙松霧之色とかや、斯る閑居の有樣を忍びてすごさせ給ひけんと、叡覽あるに付けても御涙ぞ進みける、草の庵の御住居、幽なる有樣、瓢簞屢空、草滋顏淵之巷と云ひつべし、柴の編戸も荒れはてゝ、竹の簀子もあらはなり　藜藿深鎖、雨濕原憲之樞とも覺えたり、何事に付けても御心を傷しめずと云ふ事なし、偖も竹の編戸を打叩き叡覽あれば、昔の空薰

に引替へて、香の煙ぞ匂ひたる、僅かに方丈なる御庵室を一間は佛所に修ひて、身泥佛の三尺の彌陀の三尊、東向に立てられたり、來迎の儀式と覺えたり、中尊の御手には五色の絲をかけ、御前の机に淨土の三部經を置かれける、内に觀無量壽經あそばしさしたりと覺しくて、半卷ばかり卷かれたり、傍に一卷の卷物あり、披きて御覽ずれば、高倉先帝安德天皇を始め進せて、太政入道、小松大臣、屋島内府以下一門の卿相雲客、御身近く召仕はれける諸大夫侍に至るまで、姓名を書注されたる過去帳なり、毎日に讀みあげ弔はせ給ふにやと思召しければ、龍顏に露を爭ひて、御衣の袖にもかゝりける、佛の左には普賢の繪像を懸け、御前には八軸の法華經を置かれたり、右には善導和尚の御影を懸け奉り、淨土の御疏九帖、往生要集を置かれたり、北の壁には、琴琵琶各一張立てられたり、管絃歌舞菩薩の來迎の粧ひを思召し准ふかと覺えたり、又時々の御心慰みにや、古今萬葉、源氏、狹衣、其外の狂言綺語の物語多く取散らされて、折々の御手すさみ、昔の御名殘と覺えて哀なり、御傍の障子の色紙形には諸經の要文共書かれたり、中にも一切業障海、皆從妄想生、若欲懺悔者、端坐思實相と見えたり、昇沈不定の悲み、此死生彼の歎も、眞如平等の理りに迷ひ、妄想顚倒の心より起れり、懺悔の方法によらずば、爭か慧日の光に照されんと覺えたり、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂とも書かれたり、此文の心は、一切の行は皆無常なり、無常の虎の聲は朝々暮々耳に近づけ共、世路の趣に聞えず、雪山の鳥の音は日々夜々に、今日死を知らず鳴け共、栖を出でゝ忘れず、冥途の使身に競ひ、屠所の羊の足早うして、親に先立つ子、子に先立つ親、妻に別るゝ夫、夫に後るゝ妻、形は芭蕉の風に破るゝが如く、命は水の泡、波に隨ひて消えぬ、萬法皆しかなれば、諸行無常と置かれたり、若有重業障、無生淨土因、乘彌陀願力、必生安樂國とも書かれたり、妄想懺悔も便なく、寂滅爲樂も覺らねば、彌陀の悲願に濟はれて、往生安樂懇ありと覺えたり、又三河入道寂照が大唐國へ渡りつゝ、清涼山の竹林寺に詣でゝ終焉をとりける夕べに詠じける詩もあり

草庵無人扶杖立、香爐有火向西眠、
笙歌遙聞孤雲上、聖衆來迎落日前、

雲の上に仄に樂の音すなり人にとはゞやそら聞かそも

此詩歌の次に、女院かくぞ思召しそへられける、

乾くまもなき墨染の袂かなこはたらちねが袖の雫か

御腰障子にも、女院の御手と覺しくて、

思ひきや深山の奥に住居して雲井月をよそにみんとは

消がたの香の煙のいつ迄と立廻るべき此世なるらん

此外四季の歌も書かれたり、

いにしへの奈良の都の八重櫻けふ九重に香ひぬる哉

うちしめり菖蒲ぞかをる郭公啼くや五月の雨の夕暮

久堅の月の桂も秋は猶紅葉すればや照りまさるらん

さしもまた問れぬ宿と知ながらふまでぞ惜き庭の白雪

北の山のはに三尺の閼伽棚を造り樒入れたる花かつみ、霰玉ちる閼伽の折敷ぞ置かれたる、御傍の障子を引明け御覽ずれば、御寢所と覺えて、巖のおどろを折敷きて鹿の臥猪の床を爭へり、夜の御衾とおぼしくて、白御小袖の怪しげなるに麻の衣、紙の御衾取具して、竹の棹に懸けられたり、此等を御覽じ廻すに付けても、片山陰の柴の庵の御住居、一品ならず哀に、御心すまずと云ふ事なし、昔は玉臺を瑩き、錦帳の中に、漢宮入内の后として明し暮し給ひつゝ漢家本朝の珠玉、各數を盡し、綾羅錦繡の御衣、色々袖を調へて、御目に御覽ずる物とては、源氏狹衣の狂言をのみ翫び御耳に觸るゝ物とては、詩歌管絃の音をのみ聞し召しに、今は柴曳結ぶ庵の中、げに消え易き露の御住居、盛者必衰の理り眼の前にあらはなりと、思召し續けさせ給ふにも、昔逢坂の蟬丸が山階や藁屋の床に住居つゝ、往來の人に身をまかせ、月日を送りけるにも、

世中はとてもかくても有ぬべし宮も藁屋も果なければ

と詠じける事も限あれば、かくこそと思召し續けさせ給ひては中々由なく御幸成つて、此有樣を見つる者哉と、龍顏所せきまで御涙を流させ給へば、御伴の公卿殿上人、北面の輩に至るまで、皆袖をぞ絞りける、

斯樣に哀なる御事共良御覽じ廻しける程に、後の山の尾上より、岩の岨路を蹈渡り、木の根の間を傳ひつゝ、尼こそ二人おり下れ、共に濃き墨染の衣をぞ着たりける、一人の尼は妻木に蕨折副へて、胸に抱へて前にあり、一人の尼は樒、躑躅、藤の花入れたる花筒肱に懸けて後にあり、法皇怪しく思召し、御めかれもせず御覽ずれば、爪木に蕨折具して、胸に抱へたる尼は、大宮太政大臣伊通公の御孫、鳥飼中納言伊實卿の御娘、五條大納言邦綱卿の養子大納言典侍殿と申して、本三位中將重衡卿の北方、先帝の御乳母なり、花籠肱に懸けたるは即ち女院にてぞ御座しける、御留守に置かれたるは辨入道貞憲の娘阿波内侍と申すも、大納言典侍殿と申すも、女院の后の宮にて渡らせ給ひし御時より、つかのまも御身を離れ進せざりし人共の、實の道に入らせ給ふまでも

付き進せたりける、先の世の御契の程哀とぞ思召しける、法皇は女院と御覽じ進せられて、忝なくも歩の御行にて、山に向ひて歩み御座しけり、女院はかくとも思召し依らせ給はざりければおり下らせ給ひけるが、夏山の翠の木の間より御庵室の方を御覽ずれば、拂はぬ庭の叢に籧の輿を舁居ゑて、例よりもよに人繁き樣なりければ、里遠み人も通はぬ柴の戸に、奇しや誰か事問はんと思召して、木陰に添うてよく〳〵是を御覽ずれば、法皇の御幸と、みなし進せ給ひつゝ、思ひの外の御幸哉と、恥しさにあきれさせ給ひつゝ、思召し煩はせ給ひて、山へも歸り上らせ給はず、御庵室へもすゝみ下らせ給はず、寂寞の柴の樞には、偏に攝取の光明を待ちて、十念の窓の前には專ら聖衆の來迎をこそ期しつるに、思ひの外なる御幸なる上、流石御身の有樣も如何にとやらん思召し、只今の程に消えも失せなばやと思召しけれ共、霜雪ならねばそも叶はせ給はず、霧霞ならねば立隔つる御事もなし、心憂しと思召して立ちすくませ給ひたりけるが、世を遁れ樣を窶して、深山に籠り、自ら花を摘み水を揚ぐる程にては、何かは苦しかるべき、猶も憂世に留る心の有ばこそ恥づる思、も有らめと思召しかへして、難面下りさせ給ひにけり、御庵室に入らせ給ひつゝ昔の御名殘と覺えて、鈍色二衣を御衣の上に引懸けさせ給ひて、法皇の御前に參らせ給ひつゝ、何にかく遥々の山の奥、淺猿く草の庵へ御幸ならせ給ひ候ふこそ、現とも覺え候はねと仰せられも敢へさせ給はず　御涙をはら〳〵と流させ給へば、法皇は、其後御向後の覺束なさに參りたりと計りにて、御袖を龍顔に押當てさせ給ひて、御涙にぞ咽ばせ給ふ、暫しは互に御詞も出し給はず、良久しくありて女院御涙の隙より、年比日比うらめしく思召しける御事共を、崩し立てゝ申させ給ひけるは、君をば高き山深き海とこそ宗盛は憑み進せて、内々は西國へも御幸なし進せんと計ひ申し候しに、思ふには違ひて御所にも渡らせ給はず、後にこそ比叡山にとも承り候しか、君に棄てられ進せ候ひし後は　憑む木の本に雨のたまらぬとかやの風情にて、宗盛以下一門の人々泣く〳〵都を落ち、長夜に迷へる心地して、壽永の秋の空に主上ばかりを取り進せてあくがれ出で候ひし有樣、御輿を指寄せて疾く〳〵と進めまゐらせ候ひしかば、まだ幼き主上を懷き奉り、神璽寶劍ばかり取具して、自らも心ならず御輿に乘り候ひぬ、御伴には平大納言時忠、内藏頭信基ばかりぞ候ひし、行く先も涙にしをれて道見えず、都をば一片の煙と燒上げて、西海の浪の上に漂ひ、習はぬ船の中にて年月を送る、春の雁の越路に傳ひ、秋の燕の故郷に歸るを餘所にうらやみ、夜は落の千鳥と共に泣明し、晝は磯邊の浪に袖を浸す、海士の燒く藻の夕煙、物や思ふと燃焦れ、枯野の草の朝露に、蟲の恨みも最悲し、浦吹く風もいたく身にしみ、岸打つ波も音冷じ、滿つ潮船を擧ぐる時は只今や水の底に入りなんと魂をけし、荒き風波をたゝふる時は又すはや船を覆へすと心を迷はす、

偖も筑前國太宰府とかやに、落着きて候ひしかば、近き夷は皆參りたれ共、遠きは先づ使を進せ候ひし程に、豐後國の住人尾形三郎維義が、一院の御諚とて大勢にてよすると申しゝかば、取る物も取敢ず、駕輿丁もなければ玉の御輿をも打捨てゝ、主上を次の御輿にのせ進せて、怪しき者共にかゝせ進せつゝ、公卿殿上人指貫のそばをとり、女房北方は裳唐衣を泥にふみ、箱崎と申す所へ我先にと爭ひ行けども、猶道遠く覺えて、一日に行歸るなる道をゆきもやらず、日も暮れ花も深けぬ、折節雨風烈しくして、砂を天にあぐ、龍にあらねば雲へも上らず、鳥にあらざれば天にも翔りがたし、唯長夜に迷へる心地にて、男女の泣悲む音は、地獄の罪人もかくやと思ひ知られ候ひき、人々は鬼界高麗とかやへも渡らんと申し候ひしか共、波風向て叶はねばとて、山鹿兵藤次秀遠に具せられて山鹿城に籠りて候ひしに、維義猶寄すと申しゝかば、龍頭鷁首もなければ、艤舟とて小船共に乘つれて、終夜落行きて、豐前國柳と申す所に着きて、其に七日ぞ候ひし、是へも敵寄すと申しゝかば、又船に取乘り、潮に引かれ波に任せて漂ひ行き候ひしに、小松大臣が子三男左中將清經が、都をば源氏に攻落されぬ、鎮西をば維義に追出されぬ、何くへ行かば遁るべきかとて、月の隈なく候ひし夜、船の屋形の上に昇り東西南北見渡して、哀墓なき世の中哉、いつまであるべき所ぞや、網に懸れる魚の樣に心苦しく物を思ふ事よとて、念佛靜に申しつゝ、波の底に沈み候ひにき、是ぞ憂き事の始にて候ひし、

其後讃岐の屋島に渡りて、阿波民部大輔成能が、もてなし奉りて、内裏造るべしなど聞え候ひしかば、少し安堵したる心地の候ひし程に、こゝをも九郎判官に攻落されて、屋島を漕出で、又潮に引かれ風に隨ひて、いづくを差して行くともなくゆられありきて、長門國門司關壇浦にて、今はかくとて人々海へ入り候ひにき、二位殿は先帝を懷き奉りて、練袴のそばを高くはさみ、君の御寶なればとて、寶劍を腰にさし、神璽をば脇に挾みて、鈍色の二つ衣打ち被き、舷に臨み候ひしかば、先帝あきれさせ給ひて、是は何くへ行かんずるぞと仰せられ候ひしに、兵共が御船に箭を進せ候へば、こと御船へ御幸なし進せ候ふなりと申すや遲き、波の底へ入り候ひにき、偖先帝の御乳母帥典侍、あの大納言典侍已下の女房達是を見て、

聲を調へて喚き叫ぶ事夥し、軍よばひにも劣り候はず、或は波の底に沈み或は虜にせられて、命を失ふ中にも、宗盛清宗父子沈みも果てなで、生きながら取上げられ候ひしを、まのあたり見候ひし事、いつ忘るべきとも覺えず、自らも同じ底のみくづと成り候ひしを、渡部の番とかや云ふ者に取上げられ、あらけなき武士に具せられ、難面命の存へつゝ再び都に歸り上り、かく憂身の有樣として、君の御幸を見進する事の恥しさよとて、又雨々と泣き御座しければ、法皇仰の有りけるは、人間有爲の理り、三界無安の悲み、有るに付けても歎多く、無きに付けても愁繁し、生老病死の假の身、終に保ちうる事難し、愛別怨憎の定れる報、人毎に有り、前後の相違耳に近うして、常に是を聞き、老少不定眼に遮り、頻に是を見る、世のさが人のくせと思召して、今更に御歎き候ふべからず、但し此御有樣にて渡らせ給ふとは努々知り進せず、誰かは訪ひ進せ候ふと申させ給へば、信隆、隆房の北方の計ひとしてこそ、かくても候へ、昔は彼の人々の育にて、世に候ふべしとは兼て思ひ寄らざりし者をとて、御涙ぐみ御座ければ、法師、如何に六條攝政の方よりは、申す事候はずやと申させ給へば、世に恐れて其よりは音信るゝ事候はずと申させ給ひけり、此御有樣を見聞き進せて、法皇を始め進せつゝ、供奉の公卿殿上人、或は冠の巾子を地に付け、或は束帶の袖を絞りけり、其中に後德大寺左大將實定は哀に堪へ給はず、御前の座を立出でゝ縁におはしけるが、古き詩を、

朝有紅顏誇世路、夕爲白骨朽郊原、

と詠じ給ひて、御庵室の柱に、

古へは月にたとへし君なれど光失ふ深山べの里

と書きすさまれたりければ、いとゞ哀を催しけり、

女院六道廻物語の事

法皇申させ給ひけるは、何事に付ても如何に昔も戀しく、便無き御事にて候ふらん、隔てなく仰せられよ、昔の好み更に忘れ進せずと聞えさせ給へば、女院仰せの有りけるは、何かは便なく候ふべき、朝夕の事は隆房北方訪ひ申せば煩ひなし、斯る身と成りて候ふ一旦の歎に任せてこそ、君をも恨み申し候ひつれ共、誠は將來不退の悅びと思ひ取りてこそ候へ、今更申すに及ばざる事なれ共、偖老同穴の昵を成して千秋萬歲と祝ひし龍顏にわかれ奉りて、幾程もなく父相國に後れ候ひにき、都の外に漂ひて後は又八條の尼公にも別れ、天津御子にも後れ奉りぬ、親しき人々を始めて、有りと有りし者共、唯一時に亡びにき、親を思ひ子をかなしむ心は、獸すら猶深しと

申す、まして人界の類には何事か是にすぎん、釋尊入滅の時は、身子の羅漢、五百の弟子の悲みの音、天にのぼり地を響かす、迦葉尊者の叫きける音は、三千世界に聞えけり、生者必滅の道、愛別離苦の理なれ共、此身の有樣は、昔も今もためし少うこそ候ひぬれ、いかばかりかは惜しくも悲しくも候ひし、されば共殺さぬ命限あれば、一人殘り留りて彼の後生菩提を弔ひ候へば、賢くぞ殘り留りにける、貧女が一燈とかやもかくこそと覺え候、諸佛薩埵爭か納受し給はざらん、中にも老言の樣に候へ共、五障三從の身を持ちながら、早く釋迦大師遺弟に列る龍女が成佛憑あり、忝く彌陀他力本願を信ず、韋提の得悟疑ひなし、此世は假の宿なれば、屠所の羊の足早き思ひをなし　月日の鼠の口騷がしき觀を凝しつゝ、三時に六根の罪障を懺悔して、一筋に九品の蓮臺を相待つ、臨終の夕に一念の窓を開きて、順次の曉三尊の迎を得ん事これ既に一旦別離の故に候、法華經には善知識者是大因緣と說かれたり、彼の淨藏、淨眼は、生きて父の知識たり、安德天皇は、崩じて母の知識たり、されば今度生死を離れ、菩提に到らん事は、思ひ定めて候、三界無安、猶如火宅、衆苦充滿、甚可怖畏と說かれたれば、さなしとても心ある人は厭ふべし、況や我身かほどの憂目にあひながら、爭か難面く思ひ知らず空しく過し候ふべき、又韋提希夫人の、惡子の爲に閉ぢられて、如來を請じ奉り、不樂閻浮提濁惡世也、此濁惡處地獄餓鬼畜生盈滿、多不善聚と歎き給ひけんも、思ひ知られ候、その故は、人は皆生を替へてこそ六道をば見候へ、そも隔生即忘とて、生死道へだゝりぬれば、昇沈苦樂悉くに忘れ胎卵濕化一つとして覺えず、それに自こそ、生を替へずしてまのあたり六道の苦樂を經廻り候へ、天上人中の快樂も夢の中の戲、地獄鬼畜の愁歎も迷の前の悲みなり、今は見たき所もなく、住みたき境も候はず、されば日に隨ひ、衆苦充滿の穢土の厭はしく、時を逐ひ快樂不退の極樂は欣ばれ候へば、さりとも今度は生死をば離れ候ひなんと、憑もしく候へば、世の事露思はず、されば何事にかは今更貪る思ひもあり、諂ふ心も候ふべきと申させ給ひければ、法皇聞し召して、此條覺束なく候、天竺には、釋迦如來の御弟難陀尊者在俗の時、佛の通力に隨ひ奉り、九山八海を廻り、天上地獄を見たりき、唐土には、玄奘三藏眼前に六道を見給ひき、我朝には、金峯山の日藏上人、藏王權現の御誓によりて六道を見たりとは承り傳へたり、彼等は皆大權の化現たる上、佛神の通力に依て見て候、女人の御身として、正しく六道を御覽じける事、實しからぬ樣にこそ覺え候へと仰せければ、女院打笑はせ

給ひて申させ給ひけるは、勅諚誠にさる事に候へ共、自ら生を替へずして六道の苦樂を經たる有樣を、此世に准へて申し候はん、

我身入道相國の世に候ひし時、其娘として何事にか乏しく候ひし、院の御位の時は後宮にて候ひしかば、十五にて内へ參り　驕て女御の宣旨を下され、十六の時后妃の位に備はり、君王の傍に候ひて、朝には朝政を進めまゐらせ奉りて、夜は夜を專にして、二十二にて王子御誕生ありしかば、春宮にこそ立たせ給ふべかりしか共、いつしか天子の位につかせ給ひしかば、二十五にて院號給りて、建禮門院と云はれ、天下の國母と仰がれし後は、百敷の大宮人にかしづかれて、一天四海を掌の内に握り、百官萬民を眼の前に照しつゝ、龍樓鳳闕の九重の中に清涼紫宸の床を相並べ玉の簾の内錦の茵の上にして、詩歌管絃扇合繪合の興に戯れ、玄上鈴鹿河霧牧馬の彈をきゝ、大内山の花の春は南殿の櫻に心を澄して、日の長き事を忘れ、清涼殿の秋の夜は雲井の月に思ひを懸けて、夜の明けなん事を歎き、冬は右近の馬場にふる雪を、先づ笑く花かと悅び、夏は木陰涼しき曉に、初郭公の音もうれし、玄冬素雪の寒る朝なれ共、衣を重ねて嵐を防ぎ、九夏三伏の熱き夕べには、泉に向つて納涼す、長生不老の術を求めて衰へざる事を願ひ、蓬萊不死の藥を尋ねて、久しく保たん事を思ひき、乳泉の滋味、朝夕に備へたり、綺羅の妙なる色夜も晝も莊らんとす、一門の榮花は、堂上花の開くが如く、萬人の群集は、門前に市を立つるに異ならず、彼の極樂世界の莊嚴も菩薩聖衆の快樂も、爭でこれにはすぎんと覺え候ひき、貧しき事なくほこりて、乏しき事を知らず、醜き事なし、忘れて善所を欣はず、明けても暮れても樂み榮えし事は、大梵王宮の高臺の閣、天帝釋城の勝妙の樂、衆車園の遊、歡喜園の戲樂はざるにふるなる忉利天の葡萄、打たずして鳴る帝釋宮の樂の音、かくこそと思ひ侍りき、是は暫く、天上の樂みと思ひ候ひしに、去にし養和の秋の初七月の末に、木曾義仲に都を落されて、行幸俄かに成りしかば、九重の内を迷出でて、八重立つ雲の外をさし、故郷を一片の煙と打詠め、旅衣萬里の浪に片敷きて、浦傳ひ島傳ひして明し暮し、折々に波間幽に千鳥の聲を聞き、終夜友なき事を悲み浦路遙かに藻鹽の煙を見る、終日は堪へぬ思ひ懇なり、憑む便もなく寄る方もなかりし事は、是や此天上の、五衰退沒の苦ならんと覺えて、天上欲退時、心生大苦惱、地獄衆苦痛、十六不及一とかゝれたるも是なり、今度人界に生れて、愛別怨憎の苦を受け、盛者必衰の悲みを含めり、人間の事は、今更申すに及ばず、

同秋の末九月上旬に成りしかば、昔は雲の上にして見し月を、今は伏屋の床にして詠めし事の心憂さ、十月の比にや、備中國水島、播磨國室山、所々の合戰に打勝ちたりしかば、人々の色少し直りて見えし程に、攝津國一谷と云ふ所にて一門多く亡びし後は、直衣束帶の姿を改めて、皆鐵をのべて身を裹み、諸の獸の皮を以て足手に纏ひつゝ、甲の袖を片敷き、冑の鉢を枕とし、明けても晩れても、目に見ゆる物は弓箭兵杖の具、海にも陸にも耳に聞ゆる者は、矢叫軍呼の聲のみなり、是や此須彌の半腹にして、天帝、修羅各權を諍ひ、三世にたえず戰ふ一日三時の鬪諍、天鼓自然鳴の報ならんと思へば、修羅道の苦患も經たる心地し候ひし、豐後國にて少し心を休むるやらんと思ひ候ひし程に、尾形三郎に追出されて山鹿城に籠り入りしに、空搔陰り晴間もなかりしかば、唐の一行上人の火羅國へ、流されたりけん樣に、月日の光をも見ず、淺ましき有樣にて候ひし程に、それをも追落されしかば、二位殿は先帝を懷き參らせ、網代の輿に奉り、箱崎の方へ落ちさせ給ひしに、其外の人々は、公卿も殿上人も、かちはだしにて迷出でつゝ、兵船に棹をさし、泣くく浪路に焦れ給ひよるせも知らぬ船の中に漂ひしかば、山野廣しと雖も、休まんとするに處なし、國々悉く塞つて御調物もかまへねば、供御を備ふる人もなし、人天多しと雖も食を願ふに與へずといへるに異ならず、諸の苦中にこれ尤も甚し、得尸羅城の餓鬼は、五百生の間終に水を得る事なく、師子國の餓鬼は、洹伽河の、七度山と成り海となるまで飲食の名を聞かず、さればにや血肉の頭を破りて腦を食し、恩愛の子を生みて自ら食す、之を以て倶舍には、我夜生五子、隨生皆自食といへり、希に供御を備へたり共、水なければ進せず、萬水海に滿ちたれ共、飲まんとすれば、潮水なり、自ら陸にあがりて菓をとらんとすれば、敵既に寄するといへば捨てゝ去りぬ、百菓林に結ぶ、取らんとすれば人目しげし、餓鬼道の苦に異ならず、一谷を落されて後は、夫は妻に別れ妻は夫に別れ、親は子を失ひ子は親に後れて、喚き叫ぶ音船の中に充滿ち、泣悶ゆる音陸の側に盡きざりしかば、叫喚大叫喚と覺えたり、助くる船有りしか共、人多く込乘りしかば、底のみくづと成りにき、適船に乘る人も心に任せぬ波の上と云ひながら、或は淡路のせとを押渡り、阿波の鳴戸を沖懸に紀伊路に赴く船もあり、或は葦屋の沖に懸りつゝ、濱の南宮を伏拜み、九國へ赴く船もあり、思ひくに漕別れ、蜑の燒く火に身を焦し、磯打つ波に袖ぬらす、白鷺の遠樹に群居るを見ては源氏の旗かと肝を消し、夜雁雲井

に啼渡るを聞きては兵船を漕ぐかと魂を迷はす、源平互にまけぬれば、首を刎ね足手を切る、身は紅と染むる時は、等活地獄とも覺えたり、玄冬素雪の冬の夜は、衾は袖狹くすそ短くして、霜の朝雪の夜も褄を重ぬる事なければ、紅蓮大紅蓮の氷に閉ぢらるゝが如し、九夏三伏の夏の天なれ共、班女が扇も捨てられつゝ泉の水をも結ばねば、木陰涼しき便もなし、焦熱大焦熱の炎に焦るゝ心地なり、今一つの道を經たる樣に思ひ候へ共、其までは申すも事長き樣に候へば申させ給へば、法皇仰の有りけるは、六道の有樣、生を替へず御覽じ廻る由、誠に理りに候、但し今一つを殘させ給ふ事、最本意なし、佛道には懺悔とて罪をかくさずとこそ承り候へ、御憚り有るまじきにこそと申させ給へば、女院、家を出でゝかゝる身と成り候ひぬれば、何かは苦しく候ふべき、又御伴に候はるゝ人々も見なれし事なれば、恥しかるべきに非ずとて、自らは君王にまみえられ奉りて、后妃の位に備はり候ひし上は、假初の妻を重ぬべしとこそ思はず候ひしに、阿波民部大輔成能が、宗盛に心を通はして、呼入れ進せしかば、讃岐國屋島に付きて、大裏造りなどして安堵して候ひしに、そこをも源氏に追落されて、一船の中に住居なりしかば、兄の宗盛に名を立つと云ふ、聞きにくき事を云ふをも、又九郎判官に虜られて、心ならぬあだ名を立て候へば、畜生道に云ひなされたり、誠に女人の身ばかり、申すに付けて悲しけれ共、我身一人の事にあらず、昔もためしの候ひければこそ、天竺の術婆訶は后宮に契をなし、夢路を恨みて炎と昇り、阿育大王の鳩那羅太子は、八萬四千の后を亡し給ひけり、震旦には、則天皇后は長文成に會ひ給ひ、遊仙窟を作らせ、雪山と申す獸に會ひけんも口惜しや、唐の玄宗皇帝の楊貴妃は、一行阿闍梨に心をうつして、咎なき上人を流し給ふ、

吾朝には、聖武天皇の御娘孝謙女帝は、道鏡禪師に心を移して、惠美大臣を亡し、仁明天皇の五條后と申すは冬嗣大臣の御女なり、業平中將に御心を通はして、我通路の關守はと佗び給ひければ、中將も、よひく毎に、打ちもねなゝんと詠じけり、文德天皇の染殿后は清和帝の御母儀、太政大臣忠仁公の御女なり、柿本紀僧正御修法の次に思を懸け奉り、紺青鬼と變じて御身に近付きたりけん、同じ道と云ひながら怖しくぞ覺ゆる、清和天皇の二條后と申すは贈太政大臣長良の御女なりけるが、在原業平が忍びつゝ、五條渡の西の對の亭に、月やあらぬと詠けり、寛平法皇の京極御息所は時平大臣の御娘、志賀寺詣の御時、彼の寺の上人心を懸け奉り、今生の行業を讓り奉らんと申せば、

よしさらば眞道のしるべして我をいざなへゆらぐ玉緒と打詠給ひて、御手を授け給ひけり、源氏の女三宮は柏木右衞門督に通ひて、薫大將を產めり、

誰が世にか種は蒔しと人問ばいかゞ岩根の松は答へん、と源氏の云ひけんも恥かしや、狹衣大將は、聞きつゝも涙にくもると忍びけり、天竺震旦我朝、貴きも賤しきも、燈に入る夏の蟲、妻を戀ふる秋の鹿、山野の獸、江河の鱗に至るまで此道に迷ひて心を盡し命を失ふ習なり、されば所有三千界、男子諸煩惱、合集爲一人、女人爲業障と佛の說き給へるも理りと覺えたり、今も昔も男女の習ひ、力及ばざる事なれば、兎ても角ても候ひなん、是をこそ、自らは六道を經たりとは申すに候へ、但し猶生死の境にかへるべき恩愛の道の悲しさは、先帝の御事忘れんとすれ共忘れず、思消せどもけされず、是や妄念ならんと思ひ候へば、佛の御名を唱へ經敎の文を習ひ、花を摘み水を汲む事怠らず、よし〳〵恩愛別離の歎によらずば、爭でか厭離穢土の志もいでこんと打飜して思へば、ゆゝしき善知識とこそ覺えて候へ、

長門國壇浦にして、軍は只今ぞ限りとて、人々の海へ入り給ひし時、自らも同じ波の底に沈まずして、武士に取上げられ、二度都へ歸り上り、憂き事を見聞き候ひしには、いかなりける先の世の罪の報にやと口惜しく候ひしか共、今は死なざりける事の嬉しさよと、引替へ嬉しく候ふなり、其故は、自ら生殘らずば、誰かは此人々の後世をば弔ひ給ひ候ふべき、此寂光院と申すはよに靜なる所にて候、如何に情なき人なりとても、心を澄し哀を催すべき有樣なれば、況や自らは恨み歎き身にあまりて候へば、御堂に參りて終夜香の煙と燃焦れ、朝の露と泣きしをれて、靜に念佛申し經を讀みて、人々の後世を祈り申し候ひし驗にや、或夜聊かまどろみ入りて候ひし夢に、昔の大內には超過して、ゆゝしき所に罷りて候ひしかば、先帝を始め進せて、一門の卿相雲客目出たく禮儀して候ひしかば、都を出でゝ後は、かゝる所は未だ見ず、是はいづこぞと尋ね候ひしに、新中納言知盛と覺しき人、是は龍宮城と答へしかば有難かりける所かな、此には苦はなきかと問ひ候ひしに、爭か苦なくて候ふべき、龍軸經の中に說かれて候、能く〳〵御覽じて後生弔ひましませと申すと思ひて覺め候ひぬ、噫無慙や、さては此人々龍宮城に生れにけり、後世を弔はれて、かく夢に見えけるにこそと思ひて、雪の朝の寒きにも峯に登つて花を摘み、嵐烈き夕べにも谷に下りて水を掬ぶ、難行苦行日重り轉經念佛功積りて、佛に祈り申し候へば、さり共今は此人々、龍畜の依身を改めて、淨土菩提に至りぬらんとこそ覺え

て候へ、化功己に歸するの道理あれば、自らも此尼女房達も憑もしくこそ候へ、さても〳〵有難き御幸に何となきくどき事のいぶせさこそと、仰せられもあへさせ給はず、御涙に咽ばせ給へば、公卿殿上人の、籬のはざま杉の御庵の隙より、承り見進せて、昔まのあたり見進せし御事なれば、いみじかりし御有樣も、只今の樣に覺えて哀なり、限あれば、昔釋尊の靈鷲山にて法り說き給ひけんも、爭か是にはすぎんとぞ、各袖を絞りける、法皇御涙を推拭はせまし〳〵て、一乘妙典の御法を持ち十念成就の本願を憑みて、九品の往生を欣ひ、聖衆來迎を待ち、すぎ別れさせ給ひし高倉先帝、安德天皇、一品大相國、屋島内府已下兄弟骨肉、六親眷屬もろともに、敵の爲に亡され波の底に沈みし輩も、一佛淨土に生れ給へと、難行苦行して御弔ひあれば、妄念の罪早く消えて菩提の緣を結び給はん事、疑ひあるまじと申させ給ひけるに、夕陽西に傾きて入合の鐘も響きけり、小夜も漸う深行けば、巴峽の猿の一叫、哀を催す友となり、情騷がしき鼯も、所からにぞ心澄む、飯篠群竹吹く風に、旅寢の夢も覺めぬべし、玉卷く葛の葉の朝露は、行人の袖を絞るらん、何事に付ても御心澄まずと云ふ事なし卯月の末の事なれば、晨明の月の出づるをしるべにて法皇還御ならせ給ふ、御名殘惜しく思召しければ、たゞ先立つ物とては御涙ばかりなり、芹生の里の細道、來迎院の形勢忘れ難くぞ思召す、女院も御名殘申させ給ひつゝ、遙かに見送り進せて、ありし昔の大内山の御住居、思召し出させ給ひて、御名殘惜しく思召しければ、泣く〳〵立入らせ給ひつゝ、御本尊に向ひ進せて高聲に念佛申させ給ひて、天子聖靈成等正覺と廻向せさせ給ひて、絶え入るやうにおはしけるぞいとほしき、昔は南に向はせ給ひて、天照太神、八幡大菩薩を拜ませ給ひて、天子寶算千秋萬歲とこそ、祈らせ給ひしに、今は西に向はせ給ひつゝ、彌陀如來、觀音、勢至と唱へて、過去聖靈往生極樂とたむけさせ給ふも哀なり、

建久三年三月十三日に、法皇隱れさせ給ひぬ、其後主上、代をしろしめす、おり居にならせ給ひて、承久三年思召し立つ御事のありけるが、御謀叛の事顯れて、院は隱岐國へ流されましし〳〵、宮々は國に遷され給ひぬ、雲客卿相、或は浮島が草の原にて露の命を消し、或は菊河の早き流に憂名を流すなど披露ありければ、女院聞し召して、今更又悲しくぞ思召しける、此院は高倉院の御子にて御座しましゝかば、女院には御繼子にて、安德天皇の御弟にましし〳〵しかば、外の御事共思召さず、配流の後は、隱岐院とぞ申しける、又は後鳥羽院とも名け奉る、平家都を落ちて西海の浪に漂ひ、先帝海中に沈み給ひ、百官悉く亡びし事、只今の樣に覺えて、其愁未だやすまらせ給はず、如何なる罪の報にて、露の命の消えやらで、又かゝる事を聞召すらんと、盡せぬ御歎き打續かせ給ひけるに付ても　朝夕の行業懈らせ給はざりけるが、御歲六十八と申し、貞應三年の春の比に、五色の糸を御手にひかへ、南無西方極樂教主阿彌陀如來、本願誤り給はず、必ず引攝し給へと祈誓して、高聲に念佛申させ給ひて、引入らせ給ひければ、紫雲空に聳き、異香空に薰じつゝ、音樂雲に聞え、光明窓を照して、往生の素懷を遂げさせ給ひけるこそ貴けれ、二人の尼女房も、遲速こそありけれ共、皆本意の如く、臨終正念に終りけり、泡沫無常の世の習ひ分段廻輪の里の癖、いづくか常住の所なる、誰も不退の身ならね共、上一人の玉の臺より、下萬民の柴の樞に至るまで、今も昔も類すくなき事共なり、されば女院の今生の御恨は一旦の事、善知識は是莫大の因緣なり、昔のごとく后妃の位に御座しまさば、爭か法性の常樂をば經させ給ふべき、源平兩家の諍ひありて憂目を御覽じけるは、偏に往生極樂の勝因のきざしけるにこそと、心ある人は皆貴み申しけるとかや、

本云
南無阿彌陀佛々々々十返回向すべし

十念
南無阿彌陀佛

源平盛衰記下終

北條九代記序

夫文武、兩道、天下治世之經緯、國家安民之綱紀也、亂時則良將逞武威、而靜四海、於大平之地、治世則明君修道德、而浴萬民、於淳化之澤矣、斯故文武如兩輪、又譬二翼、若是缺一、則謬理政之基、而損敗自淺至深焉、蓋君暗而親佞信讒、極奢、臣偸其權、誇勢、奸邪濫上、清廉廢下、流言聞于外、憤恨生於內、禍必起乎蕭墻之下、熒々既炎々、遂招于滅亡之患焉、茲以天下國家之興廢如運掌矣、庶幾復仁修德、本義謹深、正禮而行和也、道德即契天理、庶品仰其惠、明時歸日新、六合雲治、四海浪靜、錯宗門戶、昌榮、靡艸安泰之佳運、以致萬全、以流永代、言爾、

北條九代記目錄

卷第一　起二治承三年八月一盡二正治元年正月一

本朝將帥元始……一
右大將賴朝草業……二
鎌倉草創附來歷……三
鶴岡八幡宮修造遷宮……四
鎌倉新造御館……四
平氏東國討手沒落……五
瀧口三郎經俊被二赦一斬罪一……五
木曾義仲上洛附平家都落……六
賴朝出二腰越一附榎島辨才天……七
勝長壽院造立……七
清水冠者被二討一附賴朝之姬君愁歎……八
義經妾白拍子靜……九
西行法師賴朝談話……一一
伊豫守義經自殺……一一
賴朝卿奧入附泰衡滅亡……一二
無量光院僧詠歌……一四
賴朝上洛並官加階附總追捕使申賜……一五
富士野御狩附曾我兄弟夜討……一六
範賴蒙二勘氣一附家人當麻太郎……一六
南都大佛殿供養附賴朝卿上洛……一七
右大將賴朝卿薨去……一九

卷第二　起二正治元年正月一盡二同二年十一月一

賴家卿御家督附宣下並吉書始……二〇
賴朝御中陰附後藤左衞門尉被二放一守護職一……二〇
姬君病惱附死去……二一
被二移一立問注所一……二二
新田開作……二三

賴家簒安達彌九郎之妾附尼御臺政子諫言……二四
諸將連署訴梶原景時……二五
梶原平三景時滅亡……二八
勝木七郎被生捕附畠山重忠廉讓……二九
和田義盛還補侍所別當……三〇
梶原反逆同意之輩追捕……三〇
壽福寺建立附榮西禪師傳……三一
念佛禁斷附伊勢稱念房奇特……三三
芝田次郎自害附工藤行光郎等兄弟働……三三
太輔房源性遇異僧算術奇特附安倍晴明奇特……三五
柏原彌三郎逐電附田文評定……三七

卷第三　起建仁元年正月盡元久元年十二月

改元附城四郎長茂狼藉附城資盛滅亡並板額女房武勇……三八
板額女房虜來鎌倉附城資永野干寶劔……四〇
紀內所行景關東下向附北條泰時傷歎……四二
江馬太郎泰時德政……四三
尼御臺政子見御鞠附判官知康醉狂……四三
白拍子微妙成尼附古郡保忠打擲祖達房……四四
判官知康落馬附鶴岡塔婆造立地曳……四六
伊東崎大洞並仁田四郎入富士八穴……四七
將軍賴家卿御病惱附比企判官被討並比企四郎抱一幡公入火中死……四八
太輔房源性拾一幡公之骨附賴家卿近習衆禁獄並將軍家反逆仁田忠常被誅……五〇
賴家卿出家流罪附千幡公家督並元服……五一
實朝讀書始附勢州一揆退治……五二
賴家卿薨去附實朝之御臺下向鎌倉……五三
北條政範死去……五三
武藏前司朝雅與畠山重保喧嘩並畠山父子滅亡……五四
北條政時出家附前司朝雅伏誅……五六

卷第四　起元久元年九月盡建保七年正月

朝親進新古今集附八代集撰者……五七
賴家卿子息善哉鶴岡御入室……五八
黑谷源空上人流罪附上人傳記……五八
實朝卿和歌定家卿批點附鬪鷄……五九
吾妻四郎射青鷺被許勘氣……五九
熊谷小次郎上洛附直實入道往生並相馬次郎端坐往生……六一
和田義盛望上總國司職……六一
鴨長明詠歌……六二
千葉介召捕阿靜房安念附謀叛人白狀並和田義盛叛逆滅亡……六三
長沼五郎討太輔房重慶附長沼罵實朝卿政道……六七
將軍實朝渡御民部大夫家附行光獻馬歌……六八
北條時政入道卒去附榎島參籠奇瑞……六九
宋人陳和卿謁實朝卿附相摸守諫言並造唐船……七〇
禪師公曉補鶴岡別當附實朝卿歌……七一
尼御臺政子上洛附叙三位……七一
鎌倉怪異附北條義時藥師堂建立供養……七二
實朝公任右大臣附拜賀並禪師公曉討實朝……七三

卷第五　起建保七年二月盡同年六月

鎌倉將軍家可被據評定附阿野冠者沒落……七五
賴經公關東下向……七六
右馬權頭賴茂父子生害……七七
信濃前司卒去附鎌倉失火並五佛堂造立……七八
評二位禪尼……七八
鎌倉變災附二位禪尼御夢想……七九
北面西面之始附一院御謀反根元並平九郎參仙洞……八〇
德大寺殿諫言附西園寺右大將父子被召籠……八二
伊賀判官光季討死……八三
院宣附推松使節並二位禪尼評定……八四
鎌倉軍勢上洛……八六

大炊渡軍附御所燒太刀……八七
株瀨川軍附關東勢手賦……九〇
蒲原殺所謀附北陸道軍勢攻登……九一

卷第六　起二承久三年六月一盡二寛喜二年三月一

宇治川軍敗北附土護覺心謀略……九三
京方武將沒落附鏡月房歌並雲客死刑……九五
本院新院御還幸附土御門院配流……九六
後堀河院新帝踐祚附能登守秀康被レ誅……九九
鎌倉天變地妖……一〇〇
太上法皇崩御附富士淺間御遷宮……一〇一
優曇華說附下部女房產二三子一……一〇一
大魚死寄レ浦附旱魃雨請……一〇三
北條義時死去……一〇三
武藏守泰時執權附二位禪尼被レ誡二三浦義村一……一〇四
義時後室同兄弟並實雅中將流罪……一〇五
武藏守泰時廉直……一〇五
疫癘流行附鎌倉四境鎭祭……一〇六
泰時仁政附大江廣元入道卒去……一〇七
二位禪尼逝去……一〇七
三浦義村經二營彌陀來迎粧一……一〇八
將軍家濱出附遊君淺菊……一〇九
勝木七郎子息則定本領安堵……一一〇
鎌倉騷動附武州計略靜謐……一一一

卷第七　起二寛喜二年六月一盡二寛元二年十二月一

雷震附將軍家御退居問答勘例……一一一
夏雪附勘文並北條修理亮時氏卒去……一一二
降霜石降冬雷附將軍家御臺所御輿入……一一三
天變地妖御祈禱……一一四
名越邊狼藉附平三郎左衞門尉諫二泰時一……一一五
鎌倉失火……一一五
試二貢永式目一附關東飢饉……一一六
下河邊行秀法師渡二補陀落山一附惠蕚法師……一一六
武藏守泰時鑒察附博奕禁止……一一七
泰時政務附奉行頭人行跡評議……一一八

御臺卒去附明石神子……一一九
六月祓附將軍家御疱瘡……一二〇
春日神木附興福寺衆徒蜂起……一二〇
北條時賴元服附弓矢評論……一二一
將軍御上洛並鎌倉御下向……一二二
被レ評二諸寺供僧一附僧侶行狀……一二四
泰時被レ誡二奇物一……一二五
火柱爭論附泰時詠歌並境目論批判……一二六
北條泰時逝去附左近大夫經時執權……一二七
將軍家入二御佐渡前司邸一……一二八
將軍賴經公讓二職位一……一二八

卷第八　起二寛元二年四月一盡二正嘉二年十月一

將軍賴嗣御家督……一二九
武藏守經時卒去附越後守光時反逆流刑……一三〇
前將軍賴經入道御歸洛……一三一
三浦式部大夫射二流鏑馬一……一三二
御所追込狼藉……一三二
由比浦變レ血附大魚死並黃蝶怪異……一三三
三浦泰村權威附景盛入道覺地諷諫……一三四
將軍家御臺逝去附左近大夫時賴退二歸泰村館一並時賴泰村和平……一三五
三浦泰村家門滅亡……一三六
上總權介秀胤自害……一三八
筑後左衞門次郎知定漏二勸賞一訴……一三九
西園寺家繁榮附時賴任二相摸守一……一四〇
光明峰寺道家公薨附五攝家相分……一四一
宗尊親王關東御下向附相撲……一四一
陸奥守重時相摸守時賴出家附時賴省悟……一四二
伊具入道被二射殺一附諏訪刑部入道斬罪……一四三
相摸守時賴入道政務附青砥左衞門廉直……一四四

卷第九　起二文應元年二月一盡二文永二年七月一

御息所御輿入附殺生禁遏……一四六
日蓮上人開二宗門一……一四七
時賴入道與二青砥左衞門尉一政道閑談……一四八

時賴入道諸國修行附難波尼公本領安堵……一五一
律師良賢斬罪附讃岐局成靈……一五三
奉行頭人政道嚴制附北條重時卒去……一五四
將軍家和歌御會附時賴入道逝去……一五五
時宗執權附御息所御產祈禱……一五六
武藏守平長時死去附將軍家若君御誕生……一五六
將軍家童舞御覽……一五七
高柳彌次郎與縫殿頭文元訴論……一五八
無量壽院法會附大雨洪水……一五八
於山內御山莊喧嘩……一五九

卷第十　起文永三年正月盡弘安三年二月

天變祈禱附彗星雨土等勘文……一六〇
甲乙人等印地停止……一六二
將軍家御反逆附松殿僧正逐電……一六二
鎌倉騷動附北條敎時別心並將軍家御歸洛……一六三
宗尊親王御出家附薨去……一六五
惟康親王御家督附蒙古大元來歷……一六六
蒙古贈牒書日本……一六七
將軍惟康賜源姓附大元遣使於日本並北條
時輔逆心露顯……一六七
一院崩御附天子二流並攝家分門……一六九
北條政村卒去附山階左大臣薨去……一七〇
龜山院御讓位附蒙古賊船退去並東宮立……一七〇
改元附蒙古使被追返並一遍上人時宗開基……一七一
主上東宮御元服……一七二
殺蒙古使附蒙古企伐日本……一七四

卷第十一　起弘安四年正月盡德治三年七月

蒙古襲來附神風破賊船……一七四
北條時宗卒去附北條時國流刑……一七六
惠蕚入唐附本朝禪法興起……一七七
准后貞子九十賀……一七八
城介泰盛誅戮……一七八
伏見院御即位……一七九
胤仁親王立東宮附將軍惟康歸京……一八〇
久明親王任征夷將軍……一八一
淺原八郎禁中狼藉……一八一
中院本院御落飾附西園寺實兼任太政大臣……一八三
筑紫探題之始附鎌倉大地震並賴綱入道果圓
反逆……一八三
北條兼時卒去附吉見孫太郎反逆……一八五
回國使私欲非法附羽黑山伏訴……一八五
寧一山來朝……一八七
後伏見院御讓位……一八七
貞時出家附北條宗方誅伐……一八八
貞時入道諸國行脚附久我道基公還職……一八九
後宇多上皇御出家附將軍久明親王歸洛……一九〇

卷第十二　起德治三年八月盡元弘三年六月

後二條院崩御附花園院御即位……一九一
北條師時頓死附怨靈……一九一
北條相摸守貞時卒附高時執權家督並北條熙
時病死……一九二
金澤家譜附文庫……一九三
後醍醐帝踐祚……一九三
三位殿局附立太子……一九四
安藤又太郎反逆……一九五
渡邊右衞門尉並越智四郎反逆……一九六
後醍醐帝御謀反……一九七
相摸守高時出家附後醍醐帝南北行幸……一九八
主上笠置御籠城附師賢登山並楠擧旗……一九九
先帝配流附赤坂城軍……二〇〇
楠正成天王寺出張附高時入道奢侈……二〇一
赤松圓心蜂起附金剛山寄手沒落並千劔破城
軍……二〇三
先帝船上皇居軍附赤松寄京都……二〇四
足利高氏上洛附六波羅沒落……二〇五
新田義貞擧義兵附鎌倉滅亡……二〇七
相摸太郎邦時被誅附公家一統……二〇九

北條九代記

撰者未詳

卷第一

本朝將帥元始

夫武將元帥の始を按ずるに、人王の第一代神武天皇東征の時、道臣命を以て軍帥とし給ふ、これ物部氏の始祖なり、崇神天皇十年に、四道の將軍に命じて、四方の國を治めしむ、將軍の號これより起れり、第十二代景行天皇四十年に、皇子日本武尊を以て、大將軍とし、武日武彦の二人の命を、左右の副將として、東夷を征伐し給ふ、神功皇后三韓を伐て、鎮守將軍を遣はして、其後を治めらる、鎮守府の稱は、是より起れり、日本國中に、殊更東夷叛き易く、帝都を襲奉るを以て、東征の將軍を置きて、國司の外に、鎮守府を任じ、邊要の警とする事、聖武天皇の御宇に始まれり、藩鎮は要職たるを以て、智謀武勇を兼ねざる則ば、此任に當るべからず、文屋綿丸より征夷將軍の號あり、坂上田村丸は、征東夷將軍と稱す、參議藤原忠文を、征東大將軍に任ぜらる、其後久しく中絶せしに、木曾義仲都に上り、兵權を執の日、征夷將軍に任じ給ふ、其後右大將頼朝を、征夷大將軍に任ぜられしより、連綿として相續し、其子頼家は少將にして之を兼たり、舍弟實朝は兵衞佐の時より、右大臣に至るまで、之を兼給へり、往昔は、國司職五箇年にして改補せられ、武將勳功大なれども、數箇國を管領する事なし、然るを後白川法皇叡慮短く座して、平氏相國清盛に高位を授け、一類に給はる分國三十七箇國、日本の半分に越たり、是より武威盛りになり、主上上皇近臣の御惱と成りにけり、是にも御後悔の叡慮なく、頼朝を六十餘州の總追捕使に補せられ、暫くは公家武家牛角なりけるを、王法次第に衰微になり、武家日を追て昌榮せり、京都には、兩六波羅に奉行をおき、築紫には、探代を居ゑ、諸國には、守護を定め、莊園に地頭を置て、公家の政務を用ひず、頼朝の權威雲に翔りしが、頼家實朝に至り、父子三代、四十二年を保ちて、天下の柄自然として、北條時政の手に屬せり、承久の末に、攝家

の御息を鎌倉に申下し、征夷將軍に仰ぎ奉る、是も只二代にして跡絶えたり、又親王家を申下し、將軍と崇め奉りしも、四代にして終り玉ふ、其間、北條遠江守時政より、相摸守入道高時に至るまで、天下國家の執權たる事、前後九代を持ちたり、武將三代、攝家二代、親王四代、是も亦九代なり、

右大將頼朝草業

爰に右大將源朝臣頼朝は、清和天皇十代の後胤、左馬頭義朝の三男なり、後白河院の御宇、保元三年二月に、生年十二歳にして、皇后宮權少進に補せられ、右近少監上西門院藏人になされ、二條院平治元年十二月十四日、右兵衞佐に任ぜられ、源家貴顯の時到りける所に、同き十二月廿七日、父左馬頭義朝は、右衞門督藤原信頼に頼まれ、謀叛に與して、清盛の爲に沒落して、東國に赴き、長田莊司に討たれ給ひぬ、頼朝は十四歳にして、彌平兵衞宗清に生捕れ、殺さるべきに定まりしを、池の禪尼に助けられ、伊豆國蛭が小島に流され、伊藤入道祐親が館に座ます、祐親是を殺し參らせんと計りければ、伊藤を忍び出て、北條時政を頼みて入給ふ、時政乃ち我娘政子を合せて婿とす、かくて二十餘年の星霜を送り迎へて、頼朝既に三十四歳になり給ふ、治承四年四月に、高倉宮の令旨を給はる所に、其事露顯して、源三位頼政入道父子一族ともに、宇治の平等院にして、平家の爲に討たれ、高倉宮は、光明山の鳥井の前にして、流矢に當つて、御命を落し給ふ、平家大に憤り、今度令旨をうけし、諸國の源氏等、悉く追討すべきよし聞えければ、頼朝仰せけるは、平家の討手をうけて防がんとせば、今の世に誰か味方に參る者あらん、徒に手を束ねて、死を待つより外の事有るべからず、遮て平氏追討の策を運らし、運命を天道に任すべしとて、北條時政と密談し、藤九郎盛長を使とし、累代源氏の御家人をぞ招かれける、土肥、岡崎、佐々木、工藤、宇佐美、加藤の輩、召に應じて參向す、八月十七日の夜、八牧判官散位兼隆を討て、夫より北條を出て、相州土肥郷に赴き、其勢三百餘騎にて、石橋山に陣どり玉ふ、大庭三郎景親、俣野五郎景久、梶原平三景時、曾我太郎祐信以下、三千餘騎にて襲かゝる、頼朝の軍敗績して、佐奈田與一、武藤三郎打死す、頼朝は杉山に登り、伏木の中に隱れ給ふを梶原平三是を知りながら助け奉る、軍散して、北條時政、土肥實平、近藤、岡崎、尋逢奉り、土肥の眞名鶴が崎より、舟に乘る、頼朝既に安房國に渡り給へば、三浦介義澄以下迎へ奉り、小山、豐島、下河邊の輩、御味方に參りぬ、甲斐の源氏武田太郎信義、一條次郎忠頼おこり立て、旗を擧げたり、千葉介常胤は、三百餘騎にて、頼朝の御陣に參り向ふ、頼朝今は漸く軍兵を設け給ふ、其勢都合六百餘騎、何れも一騎當千の勇士として、二心なき忠節の人々なれば、頼しくぞ思給ひける、

鎌倉草創附來歷

上總權介廣常は、當國の軍勢二萬餘騎を引率して、隅田川の邊に參向す、頼朝の仰せに、廣常が遲參の條、心得がたし、後陣にありて、御下知を守るべしとなり、此大軍にて、駈せ參らば、定めて喜び給ふべきかと思ひし所に、却て遲參を咎めらるゝ事、大量の英器あり、いかさま天下を治むべき人なりと、恐入てぞ感じける、千葉介軍評定の中にして、頼朝へ申入れられけるは、今此御陣所は、させる要害の地にあらず、讐敵不慮に襲來らば、防ぎ難かるべし、相摸國鎌倉こそ曩祖の勝跡として、地形堅固なり、陸の手賦海の通路、四方の國郡に便宜あり、軍兵を集むるに分内ひろく、兵粮の運漕心のまゝに候、抑こゝを鎌倉と名づくる事は、昔大織冠鎌足公は常陸國に誕生し、都に上りて、宮中に仕ふまつり、次第に昇進して、家門榮え、天智天皇八年に、藤原の姓を給はり、入鹿の逆臣を討て、天下を靜め、内大臣に補任せられ、威勢四海に輝き、聲德八荒に盈給ふ、その宿願の喜として、常州鹿島に詣給ふ、歸洛の序、相州由井の郷に宿し、其夜夢の告に依て、守りの鎌を大倉の松岡に埋み給ふ、是に依て、鎌倉とは名つけて候なり、鎌足公の玄孫染屋太郎時忠といふもの、忠孝武勇の譽あり、文武天皇の御宇より、聖武皇帝の御世に至るまで、鎌倉に居住して、東八箇國の追捕使たり、後に平貞盛が孫、上野介平直方任に應じて下り住みける所に、伊豫守頼義相摸守になりて下向の時、直方が女を妻せて、頼義を婿とす、八幡太郎義家その腹に誕生し給ひ、成人して陸奥守に任じ、征夷將軍に補せられ、御下向有りける所に、直方すなはち鎌倉を、義家に讓り奉りしより以來、源家累代の領地として、御家人は多く東國に滿々たり、然れば佳運を天下に開き、先祖を雲の上に顯さんには、實にめでたき勝境にて候とぞ申されける、頼朝大に甘心し給ひ、總州鷲沼の陣旅を拂つて、軍兵三萬餘騎を率して、隅田川を渡りて、武藏國に入給へば、畠山、葛西、足立の人々馳附きたり、相摸國に著き給ふ前陣は、畠山次郎重忠、後陣は千葉介常胤なり、軍兵追々に加はりて、幾千萬とも知難し、まつ鎌

倉の民屋を點じて御座として入奉る、其外の輩は、谷に塞り山に滿ちて、思ひ〳〵に陣をとる、治承三年十月六日、鎌倉山に花ひらけて、賑々しくぞなりにける、同十一日、頼朝の御臺政子を、大庭平太景義むかへ奉りて、鎌倉に入給ふ、めでたかりける事どもなり、

鶴が岡八幡宮修造遷宮

大庭平太景義に仰せて、鎌倉小林郷の北の山を點じて、宮所を造營し、鶴が岡の八幡宮を落慶す、頼朝此間精進潔齋し給ふ、然るに此宮所の事、本所を改めて、新地に移し奉らんは、神慮いかゞ計らひがたし、只神鑒に任せらるべしとて、頼朝自ら御寶前に於て、御鬮を取給ひければ、小林の郷に移り給ふべきよし、三度まで同じ御鬮の出でたりける故に、さては神慮も納受あり、危み奉るべからずとて、未だ華構の飾には及ばずと雖も、茅茨の營み形の如くに修造せらる、抑此八幡宮と申すは、古へ後冷泉院の御宇、伊豫守源朝臣頼義勅をうけ給はりて、安倍貞任征伐のため、東國に下向ありし時、懇祈の旨有て、康平六年秋八月、竊に石清水の八幡を勸請し、宮所を鎌倉の由井郷に建てられたり、其後永保元年二月に、頼義の長男陸奥守源朝臣義家、修理を加へ崇めまつり給ひけり、今又是を小林の郷に移し奉らる、本の宮居をば、下の若宮と號し、今の鶴が岡をば、上の若宮と申奉る、そのかみ平家世を取て、年久しく幣帛を捧ぐる人も、自ら稀なりければ、宮居何時しか神さびて、漸く荒につき侍りしに、頼朝鎌倉に入給ひてより、修造遷宮の事を營み、すなはち走湯山の住侶專光坊良暹を、當宮の別當職にぞ補せられける、御燈の光は神威を顯し、宮前の花は神德を表す、讀經の聲は砌に響き、振鈴の音は雲に通ひ、蘋蘩蘊藻の供へ、鼓笛名香の薫り、玉の殿宇に潔よく、朱の瑞垣に滿々たり、頼朝頭を傾けて、禮奠信仰丹誠を凝し給へば、其外の輩、高きも卑きも、參詣禮拜せずといふものなし、神慮さだめて納受ましし〳〵、源家擁護の眸は、遠く平氏の凶惡を退治し、國衙垂跡の惠は、近く軍士の勝利を施與し給ふものなりと、有難かりける神德なり、

鎌倉新造御館

同年十二月、鶴が岡の東のかた、大倉の郷に新御館を建てらる、大庭景義同く奉行をうけ給はる、奇麗大厦の構は、合期の沙汰いたし難けれども、先暫く知家事兼通が、山内の宅を移し立てたり、そのかみ正暦年中に、此宅を造りし時、安倍晴明鎮宅の符を押しけるを以て、遂に回祿の災なしとかや、同月十一日、土木の功を遂げしかば、頼朝すなはち渡御し給ふ、前陣は和田小太郎義盛、後陣は畠山次郎重忠なり、かくて寢殿に入給へば、御供の諸將等、十八間の侍所に二行に對座し　義盛中央に候ず、凡そ出仕の侍三百十一人、御家人等みな思ひ〳〵に家作し、館を構へ命を守り、忠を勵ます、有道順理の政に、四方悉く其風に懷きて、推して鎌倉主と稱し奉る、此所は本より遠境邊鄙の事なれば、海郎野人の外には、住む人少かりしに、今此時に當て、大名小名多少の人集り、或は市を立て、或は店を飾り、家居さらに軒を軋り、買賣諸職の輩、町をたて小路を通して、山谷村里夫々に號をさづけ、絶えたるを嗣ぎ、廢たるを起し、鎌倉の荒蕪を刈拂つて、天下の草業を立給ふ、武威の輝く事、限りなし、抑頼朝は源家中興の英雄たり、

平氏東國討手沒落

大相國清盛入道大に驚き、嫡孫小松少將維盛を大將軍とし、薩摩守忠度を副將とし、上總守忠清・齋藤別當實盛等を侍大將として三萬餘騎、頼朝追討のため、駿河國富士川の西岸に下著す、頼朝大軍を率して、黃瀨川に出向はる、甲信兩國の源氏等、北條時政に從つて、二萬餘騎にて推し來る、平氏は富士沼の水鳥の騷ぐ羽音に驚き、一戰にも及ばず逃落ちて、都に歸る、九郎義經奥州より上りて、頼朝に對面す　大庭景親降人に成て出でたり、石橋山の役に當て、强敵の張本なれば、首を刎ねられけり、佐竹太郎義政味方に屬す、其弟秀義は、金砂の城に楯こもる、叔父佐竹藏人返忠して城を落す、今度寄手の中に、熊谷平山が勳功を第一に賞せらる、志多三郎先生義廣、十郎藏人行家等、國府に參向す、頼朝は鎌倉に歸りて、和田小太郎義盛を侍所の別當にぞ補せられける、

瀧口三郎經俊被宥斬罪

山の内瀧口三郎經俊は、源家譜代の被官として、代々相州に居住しける所に、經俊いかゞ思ひけん、平氏に心を寄せ、大庭三郎景親に與して、兵衞佐頼朝を石橋山に攻め奉る、然るに源家の運命盛に開け、東國には平氏の輩足を止むべき樣も無ければ、大庭景親、長尾兄弟を初として、石橋山合戰の餘黨等、悉く降人に成て出でけるを、科の輕重に從ひて、或は殺し或は赦さる、瀧口經俊も身の置所の無きまゝに、己が不忠不義を抱きながら、恥をすてゝ、降人にぞ出でたりける、

頼朝すなはち山の内の莊を召放ち、其身は土肥實平に預けおかる、此間生捕降人多き中に、至て重科の輩は殺し給ふと雖も それは僅に十が一にして、宥めらるゝは少からず、されども瀧口が事は、重々不義の罪科人なりとて、殺さるべきにぞ極まりける、經俊が老母は、頼朝の御爲には乳母なり、我子の斬らるべき由を聞きて、泣々鎌倉に參りて申入れけるやう、祖父資通入道は、八幡殿に仕へて、禪室の御乳母なりき、それより以來、代々忠勤を源家に盡し奉りし事、誰か是に比ぶべき、父俊通は平治の軍に、六條河原に骸を曝し、隨分の働を以て、御恩を報じ參らせたり、其子として三郎經俊、すでに大庭景親に與せし事、其科あまり有りと雖も、是只一旦平家の後聞を憚る所にて候、凡そ軍旅を石橋山に張り候輩おほく候へども、皆恩免を蒙ぶり科を宥め給ふ事は、君の御惠深く渡らせ給ふ故なり、然らば經俊も、いかで昔の勳功に御赦されを蒙らざらんと、泣きくどきて申しければ、頼朝何とも仰せられず、土肥次郎を召して、預置きたる鎧を、參らすべきのよし仰せらる、實平持參して、櫃の蓋を開きて取出す、山の内の尼が前におかせて、宣ふやう、是は石橋合戰の日、三郎經俊が射ける矢、すでに此鎧の袖に立ちたり、其矢の口卷の上に、瀧口三郎藤原經俊と漆にて書付けたり、これ文字の際より、篦を切て、鎧の袖に立ながら、今まで置きたる所以なりとて見せ給ふに、老尼は重ねて子細を申すに及ばずして、泣々御前を立ちにけり、誠に其罪狀のがるゝ所なしと雖も、且は先祖の勳勞を感じ、且は老母の悲歎に優じて、死刑を宥め給ひし事、仁慈類なき良將かなと、諸人頼しくぞ思ひ奉りける、

木曾義仲上洛附平家都落

東國には兵衛佐頼朝の武威、日を追て盛なり、北國には木曾冠者源義仲旗を擧げ、西海南海にも軍起り、筑紫には緒方惟義、四國には河野通清、源氏に屬す、平家彌々驚きて、軍勢を東北國に遣はすと雖も 運の傾く癖なれば、到る所利なくして、引返すより外の事なし、去ぬる治承四年六月に、清盛の計ひとして、都を攝州福原に移し、翌年十二月、又舊都平安城に移し返す、治承五年閏二月四日、大相國清盛入道淨海、西八條の亭に薨し給ふ、春秋六十四歳なり、子息宗盛卿その跡を繼て、平氏一門の棟梁たり、七月十四日改元ありて、養和と號す、同二年三月、頼朝と義仲と不和に及ぶ、木曾殿その嫡子清水冠者義高を人質に遣はして和睦す、頼朝是を鎌倉につれて歸り、かしづきて婿とせらる、

同四月、平家の維盛通盛を兩大將として、十萬餘騎、北國に發向す、越中國礪並山以下所々の軍に、木曾義仲に打負けて、都に引返す、俣野五郎景久、齋藤別當實盛等みな打死せり、同七月、木曾義仲北國より責上りければ、平氏大に恐れ惑ひ、宗盛等の一門、主上を守護して、西海に赴く、然れば清盛公の舍弟池大納言頼盛は、其母池尼、頼朝を助けし恩に依て、鎌倉より内通ありて、京都に留り給ふ、平氏の一門は、福原にもたまらず、筑紫に向ひ、太宰府に到る、豐後の緒方三郎惟義に、襲はれ、九國を離れて、四國に赴く、阿波民部重能これを迎へて、讃岐國屋島に内裏を造り、こゝに暫く止りて、南海山陽道を打靡けたり、

頼朝出腰越附榎嶋辨才天

同四月五日、頼朝逍遙の御爲に、腰越の濱に出給ふ、北條畠山土肥結城以下の人々御伴なり、是より榎島に赴き給ふ、高雄の文覺上人此所に辨才天を勸請して、頼朝の武運を祈られける、始めて供養の法を行るゝ故によつて、今日鳥居を立てられけり、是潛には奥州の鎮守府將軍藤原秀衡を調伏の爲なり、抑辨才天と申すは、龍宮城の主として、三世諸佛轉法輪利生化導の辨才なり、敎法すでに、閻浮提に滅盡の時、此大辨才みな、龍宮に納るといへり、又其跡を尋ぬれば、四王天三十二將の隨一として、魔軍を退け、佛法を守護し、修學信仰の輩には、大福德を與へ給ふ、所持の寶珠は、この故なり、また此島の有樣、陸を距ること數町にして、舟を渡していたる所に、數十の小屋ありて、漁人の栖とす、島の西南に窟あり、海水浪をあげて、是を浸し、潮汐湛へて、漣漪たる事、池の如し、窟の内は、石壁高さ數丈なり、入ること數十步にして、仰ぎ見れば、只岌々として高く見ゆ、島神の小祠あり、鳩常に栖とす、道暗くして進みがたし、松明を燃して、深く入るに、水濕ひて煖なり、昔役行者伊豆の大島に流されし時、此窟に出入し給ふ、是より一町計にして、それより末は行盡し難く、誠に龍神の行通ふ所、殆と類なき淸境なり、當來彌勒の出世に當つて、三會說法の辨才は、此島より顯はるべし、大辨才天の神力は、人の信ずるに從つて、福智威勢、今世後生すべて二世の悉地を得る、自在慈悲の妙用、誰人か信ぜざらん、頼朝は金洗坂の邊にして、牛追物を御覽じて、それより御館に歸り給ふ、

勝長壽院造立

木曾冠者義仲京都に入て、平家追落の賞として、左馬頭

に補せられ、押して征夷大將軍となり、惡行頗る平家に超えたり、賴朝是を聞きて、舍弟蒲冠者範賴、九郎義經に、六萬餘騎を差添へて上洛せしむ、義仲打負て都を落ち、江州勢多の邊にて、郎等皆討たれ、粟津原にして流矢に中りて死す、年三十一歳なり、範賴義經二手に成りて、一の谷に向ひ義經搦手より、後の山を廻り、鵯越より攻入て火を放つに、平家敗軍し、通盛忠度敦盛等打死す、三位中將重衡は生どられ、先帝、建禮門院、清盛の後室二位の禪尼は、宗盛知盛教盛教經等を伴なひ、讃岐國屋島に赴き給ふ、義經四國を平げて、長門國に赴く、阿波民部重能降參す、平家敗軍して、舟に取乘り、赤間が關檀の浦にして、戰ひ破れ、二位の禪尼は寶劔を腰にさし、先帝を抱き奉りて、海底に沈み、知盛敦盛教經等、皆悉く身を沈め、宗盛清宗建禮門院は生捕られ、平家こゝに滅亡す、時に元暦二年三月廿四日なり、九郎義經生捕を連れて鎌倉に下る、建禮門院は都に捨てられ、大原の芹生に引籠りて尼になり、阿波内侍と共に、修行ひ給ふ、義經は自立の心ありとて、腰越より追退され、宗盛父子を江州の篠原にて是を斬り、我身は西海に赴かんとせしかども、風波荒くして叶はず、奥州に下りて、衣川の城に居住す、秀衡死して後に、文治五年閏四月、賴朝の仰によりて、泰衡が爲に自害せらる、生年三十一歳、その郎從十餘人皆此處に討死す、去年壽永二年の冬、後白川法皇より故左馬頭義朝並に鎌田兵衛政清が首級を、東の獄門より尋出して、鎌倉に下させ給ふ、賴朝大に喜び給ひて、自ら鎌倉の勝地を求め、十一月に、鶴が岡の東に當つて、勝長壽院を建立し、佛工定朝に仰せて、丈六金色の彌陀の形像を作らしめ、大伽藍の造營、落慶供養あり、義朝政清が首級を葬り、佛事作善、殊更に精誠を盡し給ひけり、

清水冠者被討附賴朝之姫君愁歎

木曾義仲の嫡子清水冠者義高は、人質として、賴朝に渡されしを、聟にして冊かる、然るに義仲朝敵の名にかゝり、江州にて討たれ給ふ、其子なれば、聟ながらも心操計りがたし、誅せらるべきなりと、内々昵近の輩に仰せ含めらる、女房等聞き窺ひて、姫君の御方へ告知らせたり、清水冠者、その曉、女房の姿に出てたち、姫君の御方の女房達に打圍まれて忍び出て給ふ、海野小太郎幸氏は、清水殿と同年にて、晝夜御前を立去らず、已に相替りて張臺に入りつゝ、宿直の下に臥して、髻ばかりを枕に出し、引被きて日闌くるまで起上らず、すでに又起き出でつゝ、清水殿の常の御座に立入りて、日比の有樣に替る事なく、只獨り雙六を打つ、是は日比清水殿の慰みとして、朝暮に翫ばれしかば、幸氏必ずその合手に參りたる所なり、殿中の男女は、此事夢にもしらざりしを、晚景に及びて、かくと知りければ、賴朝大に怒り給ひ、幸氏を召し縛しめ、堀藤次親家以下の軍兵を、方々の道路に差遣はし、討止むべき由仰せ付らる、親家人數を分ちて、追手を懸けし所に、郎從藤内光澄、武藏國入間河原にして追付き、敢なくも清水冠者を討取り、首級をあげてゞ歸りける、此事隱密し給へども、姫君已に漏聞かしめ給ひ、愁歎の色深く、魂を消すばかりにて、漿水をだに聞入れ給はず、賴朝も御臺も理に服して、御哀傷甚し、殿中打潛みて、物の音もさだかにせず、姫君は貞節の志、金石よりも堅くして、一生終に二たび人に嫁し給はず、有難き心操なり、御母御臺深く憤り給ひ、假令仰せの事なりとも、何ぞ内々姫君の御方へ申さしめず、粗忽に清水殿を討奉り、姫君是故御病重く日を追つて憔悴し給ふは、此男の不覺なりとて、堀親家が郎從藤内光澄を引出し、首を斬りてゞ棄てられける、

義經妾白拍子靜

北條四郎時政上洛して、平氏の一類所々に隱居たるを搜し出し、或は生捕或は押寄せて討取りければ、平氏の餘黨は、一夜の宿をも貸す人なく、影を隱すべき栖もなし、小松三位維盛の子息六代は、遍照寺の奥にして尋出しけるを、高雄の文覺上人、使僧を關東に下して、申預り、出家せしめ給ひぬ、伊豫守義經の妾、靜女といふ白拍子は、義經沒落して、吉野山に棄てられしを、吉野の執行、是を藏王堂の邊にして捕へたり、都に上せて北條に送り渡す、關東に下すべき由仰せに依て、鎌倉に遣す、その母磯禪師も伴うて下りしに、筑後權守俊兼、民部丞盛時を以て、義經の事を尋ね問るゝに、靜が申す所分明ならず、伊豫守殿は、何がしとかや名も忘れて候、吉野山の僧坊に立入り給へば、大衆起りて討奉らんと計ると聞いて、山伏の姿に成りて、大峯に入る由にて、靜をば一の鳥居の邊に棄てゝ、山深く入り給ふ、女は峯に入ると結界のゆゑに、泣々京都の方へ向ふ所に、雜色の男等、衣裳財寶を取つて、逃失せしかば、道に迷うて捕へられ候、是より外には、義經の御行方は知らずと申す、先鎌倉に留めて、安達新三郎に預けらる、賴朝卿御臺所、鶴が岡に參らせらる、御臺の仰せに、かの靜といふ白拍子は、今樣の上手にて、舞の曲は世に比なしと聞く、此次に廻廊にめし出し、舞を見ばやとありければ、御使を立てらるゝに、別緒の愁に沈みて、病

に罹り候由を申す、重ねて使を遣し、偏に大菩薩の奉幣に擬せられん由、返すがへす召されしかば、力及ばず、澁りながら、鶴が岡に參りて、廻廊に舞臺を構へ、工藤左衞門尉祐經は鼓を擊ち、畠山次郎重忠は、銅拍子を仕る、白雪の袖を廻し、黄竹の歌をあぐ、靜が歌舞の有樣、類なくぞ覺されける、

吉野山峰の白雪踏分けて、入りにし人の跡ぞ戀しき、

しづやしづ賤の苧環繰返し、昔を今になす由もがな、

其聲の麗しさ、空に滿ち雲に通ひ、梁塵さながら飛かとぞ、上下の感興を催しける、頼朝仰けるやうは、八幡宮の御寶前にて、其藝を施こすには、關東の萬歳をこそ祝ふべきに、憚る所なく、義經を慕うて、離別の曲を謠ふ事の奇怪さよと有りければ、御臺政子申させ給ふは、君既に流人として、伊豆に御坐します時、我に契りの淺からざりしを、時宜の恐れありとて、北條殿潛に引籠められしに、暗き夜の雨に燭をも取らず、獨り涙に搔曇り、又石橋の戰に、御行方を聞かまほしく、夜となく晝となく、魂を消し胸を冷し候ひける、今の靜が心の中、誠に往初に比べて、さこそと思ひ候ぞや、内に動く物思ひの、外に現はす風情となる、いとど憐に覺えたりと宣ふに、頼朝憤り解け給ふ、卯花襲ねの御衣を脱ぎて、簾より押し出させ給へば、靜はこれを賜り、打被ぎてぞ入りにける、工藤祐經梶原景茂千葉常秀八田朝重藤判官代邦通等、靜が旅宿に行向ひ、酒宴を催して遊びけり、笑語興に入り郢曲妙を盡し、靜が母磯禪師も藝を施し慰さめければ、みな數盃を傾けたり、梶原三郎景茂醉に和して、しどけなく靜に向ひて、艶言を通ぜしかば、靜大に怒りて、涙を流して申けるやう、伊豫守殿は鎌倉殿の御連枝、我はかの妾なり、御家人の身として、普通の女性に戲る如くに存ずる歟、義經牢籠し給はずは、和主達に見ゆることは有るまじ、況や艶語を通ぜられんや、これにつけても、あな痛はしの伊豫守殿やとて、引被きて臥しければ、景茂は面目なく、人々皆興を冷して歸られたり、文治二年閏七月二十九日、靜即ち男子を產生す、是伊豫守殿の御子なり、女子ならば母に給はるべし、男子たる上は、將來その心根計り難しとて、安達新三郎に仰せて、由井浦に棄てしむ、新三郎行向ふに、靜更に之を出さず、衣に纏ひ抱き臥して叫び喚ふ、時移りければ、安達も哀れを催しながら、磯禪師を責めしかば、力及ばず、赤子を渡す、御臺政子憐がり給ひて、申和めらるれども、叶はずして、刺殺して埋められ、八月十五日靜は暇賜りて、都に上る、樣々の重寶ども、御臺姫君の御方より賜はりけり、

西行法師頼朝談話

八日十五日、頼朝卿鶴が岡に參詣し給ふ、御下向の道に於て、一人の老僧鳥居の邊に徘徊す、梶原景季を以て、名字を問はしめ給ふに、佐藤兵衞憲清法師なり、今は西行と名づくるものなりと答へたり、頼朝大に喜び給ひ、奉幣の後、心靜に對面を遂げらるべしとて、西行を殿中に招請し、還御の後、御芳談に及ぶ、その間に歌道並に、弓馬の事につきて、條々尋ね仰せらるゝに、西行上人申されけるは、在俗の當初、慇に家風を傳ふといへども、保延三年八月、遁世の時、藤原秀郷朝臣より以來、九代嫡家相承の兵法の書は、悉く燒失す、思へば是罪業の因なるを以て、其事今は露ばかりも心の底に殘し候らはず、みな忘れて候、詠歌は是花月に對して、心に感じ候折ふしは、僅に文字の數を列ぬるばかりにて、更に奥旨を知りたることもなければ、又報じ申すべくも候らはず、されども恩問等閑ならねば、弓馬のこと荒々申さんとて、終夜語り明して退出しけり、頻りに留め給へども、今はとて拘らず、頼朝白銀にて作りし猫を送られしに、西行上人賜りて、門外に遊び居たる小兒に與へて過行きけり、是は俊乘坊重源上人に約を承け、東大寺勸進のため、奥州秀衡は一族なれば、陸奥に趣く便に、鶴が岡に順禮すと聞えたり、

伊豫守義經自殺

伊豫守義經、備前守行家は、頼朝卿に叛き奉りて、自立の志あるを以て、其行方を尋ね搜り、討取るべきの由仰布れらる、是に依て、諸方に立忍び隱れ給へども、足を留むる所なし、行家は和泉國小木郷の民家に入りて、二階の上に隱れ居たるを、常陸房昌明聞きつけて討取りぬ、義經の家人堀彌太郎景光は、糟屋藤太に京都にして生捕れ、佐藤忠信は、中御門東洞院にして誅せらる、その他一族餘黨、悉く伏誅す、義經は妻子を相具し、山伏の姿に成て、伊勢美濃を經て、奥州に下られしを、秀衡冊き奉り、衣川の舘に入れ參らせ、暫らく安堵の思ひを延べられしに、文治三年十月二十九日、秀衡逝去せられたり、日比重病に罹りしかば、子息泰衡以下を召して、遺言しけるは、伊豫守殿を大將軍とし、國務を勤め侍らば、陸奥出羽の兩國、永代を持つべしとなり、然るを頼朝卿宣旨を以て、義經を討ちて奉るべしと、使節度々に及びしかば、泰衡忽ちに心を變じ、家人郎從數百騎を遣し、衣川の館を攻めければ、郎從どもは戰うて討死し、義經叶はずして、妻子を殺して、自害せらる、年三十一歳なり、

新田冠者高平を使として、義經の首級を、鎌倉にぞ送りける、泰衡が弟泉三郎忠衡は、義經に同意したりとて、人數を遣はして攻討ちけり、

頼朝卿奥入附泰衡滅亡

頼朝卿仰せけるは、義經を討ちて參らせしは、忠に似たりといへども、兩度の宣旨、頼朝が度々の使を用ひず、仰を背きて延引に及ぶこと、其科遁れ難しと、憤り深く思ひて、京都に奏聞して宣旨を賜り、人數をぞ催されける、文治五年七月八日、千葉介常胤に仰せて、新造の御旗を奉らせらる、去ぬる治承四年、千葉介軍勢を率して、頼朝の御陣に馳參りしより、諸國皆隨ひ附きたる其例に依るべしとなり、往初入道前將軍頼義、勅を蒙りて、安倍貞任、鳥海宗任を退治の時の御旗の如く、一丈二尺二幅なり、白絲を以て、伊勢太神宮八幡大菩薩といふ文字を上に並べて、縫はせられ、下には山鳩二羽差向ひて、縫付けたり、今度奥州追伐の御旗なれば、其佳例をぞ移されたる、同じき十九日、頼朝奥州追伐の首途し給ふ、千葉介常胤、八田右衞門尉知家は、東海道の大將として、常陸下總兩國の勢を率して、宇太行方を經て、岩崎より隅田川の湊にて渡り逢ふ、北陸道は上野國高山小林大胡左貫の軍勢を催し、越後國より、出羽國に押懸り、念種關にして寄合ふべしと定めらる、頼朝卿は大手に向ひ、中路より攻下り給ふ、先陣は畠山次郎重忠なり、和田義盛、梶原景時は、軍奉行を承はる、既に陸奥國伊達郡阿津樫山に著き給ふ、泰衡此由聞いて、阿津樫山に城郭を構へ、國見宿の中間に逢隈川の流を堰入れつゝ、泰衡が異母の兄西木戸太郎國衡を大將とし、金剛別當秀綱以下二萬餘騎にて固めたり、苅田郡には、城郭高く築きて、壘深く構へ、名取廣瀨の兩河に、柵を搔き、大綱を流し、泰衡は國分原鞭楯に陣取り、栗原一野邊の城には、若九郎太夫餘平六を大將として、一萬餘騎にてかためたり、田河太郎行文、秋田三郎致文には、出羽國をぞ防せける、頼朝卿の先陣畠山矢合して攻めかゝる、小山朝光、加藤次景廉等命を顧みず戰ひければ、金剛別當攻破られ、大將國衡以下城を出でて引退く、泰衡が郎從佐藤信夫莊司は、繼信忠信が父也、叔父河邊太郎高經、伊加良目七郎高重等を、相具して、石那坂の上に陣を張り、逢隈河を注入れて、隍を深くし、柵を引き、石弓を張つて待ちかけたり、常陸入道念西が子息、常陸冠者爲宗、同次郎爲重、同三郎資綱、同四郎爲家、其郎從等と、潛に株の中より、澤原の邊に進出

でて、鬨の聲を揚たりければ、佐藤莊司等前後の寄手を防がんと、命を棄てゝ防ぎ戰ふに、爲重資綱爲家は、疵を被る、すでに危く見えし所に、冠者爲宗勇悍を勵まし、右に廻り左に馳せて、打て回るに、莊司以下宗徒の兵十八人が、首を取る、殘る軍兵四方に散りて敗北す　阿津樫山の上、經岡に首を梟けて逃ぐるを追ひて進み行く、泰衡が郎從伴藤八は、六郡一の大力、武勇の名隱なし、狩野五郎を討取りて、勢八方に輝く所を、工藤小次郎行光馳并べて無手と組み、暫く爭ひけるが、藤八終に下になり、行光これが首を取る、城中の兵降り來るを木戸口に追込み、靜々と引とりしは、大剛勇力の名士なりと、皆感じてぞ稱美しける、寄手の大軍木戸口に詰寄せ、畠山小山兄弟、三浦の人々、猛威を振うて、攻戰ふ、その聲山に響き谷に渡り、夥しともいふばかりなし、されども城中の兵、要害に向ひて强く防げば、寄手倦みてぞ思ひける、こゝに小山七郎朝光、宇都宮左衞門尉朝經、郎從紀權守波賀二郎、大友以下の七人、安藤次を案内者として、潛に伊達郡藤田の宿より、會津の方に向ひて、土湯の嶽鳥取越を大木戸の上、敵城の後の山に登りて、鬨の聲を作りければ、すはや搦手より破るゝぞとて、城中周章狼狽きて、我もく と落ちて行く、朝霧の紛に、秋の山影仄暗く、岩路露に濕ひて、滑なる苔の上に、衝伏せ切倒し、親討たれ子討たるれども落留るもの更になし、其中に金剛別當が子息、下須房太郎秀方、生年十三歳になりけるが、聞ゆる大力の兵にて、只一人蹈留り、押懸る寄手に馳合うて、當るを幸に切りければ、或は甲の眞額を喉まで打破り、或は鎧をかけて胴切にし、膝を薙伏せ、首を打落す、孟賁が勢を以て、趙雲が膽を張る、寄手大勢なりと雖も、秀方一人に切立てられ、辟易して見えし所に、小山行光が郎等、藤五郎行長進み寄りて、無手と組み、その容顏の美麗にして幼稚なるを見て、强力の年にも似ざるを感じながら、良久しく組合うて、終に是を討取りたり、金剛別當秀綱は、目の前に子を討たせて、なじかは生きて甲斐あらんと、獅子奮迅の怒をなし、敵を選ばず切つて廻る、すでに氣疲れ力撓みて、小山七郎朝光に組まして、終に首をぞ搔かれける、國衡は出でて、出羽の道より、大關山を越ゆる所に、和田小太郎義盛、大高宮の邊にして追詰めければ、國衡深田に馬を入れて、打てども上らず、終に首をぞ取られける、金十郎、勾當八、赤田次郎が籠りし根無藤の城も落ちて、郎等或は討死し、勾當八、赤田以下三十餘人は生捕らる、出羽國も破られて、田川秋田討たれたり、大將泰衡は、玉造郡に赴き平泉の館に歸りしかども、宗徒の郎等

ことゝく討亡されて、叶ふべくもあらざれば、館に火を懸け、一片の烟と燒上げ、跡を晦して逃亡す、哀なるかな平泉の館は、清衡より以來三代の舊跡として、桂の柱杏の梁、麗水の金を鏤り、崑山の玉を鏤め作り磨きし館舍なるに、姑蘇城一片の煙に和し、咸陽宮三月の火に化しける、運命の程こそ悲しけれ、賴朝諸方に軍兵を遣して、尋ね搜さるゝ所に、泰衡一旦の命を助からんとて、夷島に赴き、厨河の邊に忍び行きけるを、譜代の郎等河田次郎、忽に舊好の恩を忘れ、泰衡を討つて首を賴朝に奉り、降人に出でたり、主君を殺す八虐人を懲治めの爲にとて、河田が首を刎ね、出羽奥州を治めて、鎌倉に凱陣あり、

無量光院僧詠歌

その比平泉の無量光院の住持の僧助公法師は、學智高德の道人なり、多年泰衡と師檀の契り淺からざりしに、思ひの外なる兵亂起りて、國家悉く滅亡す　泰衡の館は、大厦高堂灰燼となり、數町の郭地寂寞として、飄々たる秋の風は、響を矢ひ、蕭々たる夜の雨は、音絶えて心細き事限りなし、今夜は名に負ふ九月十三夜此人世に在ましかば、傾く月に憧憬れ　折から興を催し給ひて、人々集り吟哦の遊もありなん、移り變る世の中とて、只我獨りのみ詠むる事よと、坐に涙の浮びければ、一首の歌を吟詠す、是を聞ける人、鎌倉殿に言上して、助公法師は憤りを含み逆意を企つる由、風聞しければ、乃ち搦取りて、梶原景時に子細を推問せらる、助公申されけるは、抑無量光院と申すは、鎮守府將軍藤原秀衡の建立として、宇治の平等院の地境を移し、丈六の彌陀を安置して、本尊とす、堂内四壁の扉には、觀經の說相を圖畫し、三重の寶塔甍すでに雲に輝き、院内の莊嚴は光り、又空に映ず、加之ず、出羽陸奥兩國の中に、一萬餘の村里あり、清衡武貞基衡に至る代々、伽藍を建立し、秀衡父の讓を受け、佛餉燈油の寄附を致し、九十九年以來、堂舍の建立數を知らず、西は白川の關を界し、東は外濱に至る、中央に衣の關を構へて、左は高山に隣り、右は長途を經る、南北の嶺連り渡つて、產業は海陸を兼ねたり、三十餘里の行程は、並木の櫻春毎に、雪か花かと怪まる、駒形山の峯よりも、麓に流るゝ北上川、衣川に續きて、官照が小松楯、成通が琵琶柵、皆翠岩の間にあり、衣川の舊き跡は、秋草空しく鎖すこと數十町、礎殘りて苔蒸し、城郭の名のみ聞えて、狐兎の栖となり果てたり、是等の事を思ひ續くるに、誰か哀れを知らざらん、折しも長月の十三夜、今年は例に替りて獨り詠む

る月かげの、更け行くまゝに、曇りがちなるを見て、

昔にもあらでぞ夜半の憂はしく、月さへいとゞ曇りがちなる

浮雲を吹拂ふ空の秋風を、わがものにして月ぞ見まほし

折ふし懷舊の催す所を聞きて、讒いたす者ありて、當時を怨み憤ほると風聞仕る事は、前世の報と存ずるなり、いかにも計らせ給ふべし、科なき身には力及ばずとぞ、申されける、景時涙を流し、歌の樣を褒美して、賴朝卿に斯と申せば、誠に哀れと思召して、此上は還住せられよ、相違の事あるべからずとて、賞を加へてぞ歸されける、

賴朝上洛竝官加階附惣追捕使申賜

建久元年十一月七日、朝賴卿上洛し給ふ、池大納言賴盛卿の、六波羅の舊跡を點じて入り給ふ、次の日院參あり、網代の車大八葉の文を据ゑられたるに召され、夜に及びて退出あり、次の日禁中に參内し給ふ、除目行はれて、賴朝卿參議中納言を經ずして、直に權大納言に任せらる、同二十四日、右大將に任じ給ふ、御直衣始あり、藤の丸薄色堅文の織物差貫に野劔を帶し、笏を持ち、檳榔毛の車に召され、前驅六人隨身八人にて院參し給ふ、美々敷ぞ見えにける、尋で兩職を辭退して、十二月廿九日、鎌倉に歸り給ふ、翌年正月十五日政所の吉書始を行はる、前因幡守平朝臣廣元を政所別當に補せられ、中宮屬三善康信問注所執事となる、和田左衞門少尉平朝臣義盛を侍所の別當とし、梶原景時を所司とし給ふ、去ぬる文治二年三月に、平家追討の賞として、後白川院より征夷大將軍の宣を蒙り、正二位に轉ぜらる、廣元申けるやう、世すでに澆薄にして、人また梟惡なり、天下反逆の輩、更に以て絶ゆべからず、東國は御住居なれば、靜謐すべしといへども、南方西北國に於ては、定めて奸濫の企を起さんか、是を靜められん爲に、毎度軍勢を催して、發向せしめ給はゞ、民の煩ひ國の費え幾、その限り候まじ、たゞ此次に六十餘州の總追捕使を申賜り、國衙莊園に守護地頭を据ゑられば、いかなる事にもその恐あるべからずと申しければ、賴朝卿甘心し給ひ、誠に本末相應の忠言なりとて、すなはち奏聞を經て、諸國の守護地頭權門勢家の莊工を論ぜず、段別五升の兵糧米を宛課すべきの由申さるゝに、院は何の御遠慮にも及ばず、次の日勅許あり、賴朝これより諸國に守護を置いて、國司の威を抑へ、莊園に地頭を据

ゑて、本所の掟を用ひず、王道は日を追つて衰敗し、武威は月に隨ひて昌榮す、天下その命を守り、國家この權に服す、

富士野御狩附曾我兄弟夜討

同四年五月十六日、右大將頼朝卿富士野藍澤の夏狩を見給ふ、五間の假屋に頼朝若君旅館として、御家人同じく軒を連ねて、假屋を作る、若君初めて鹿を射さしめ給ふ、愛甲三郎季隆は、物逢の故實を存ずる上、折節近く御眼路に候ず、若君の放ち給ふところの矢、過たず鹿に中つて、羽ふくらをせめて立ちたり、究竟の矢壺なれば、一矢にて留まる、頼朝感悅淺からず、山神に祭り梶原平次景高を鎌倉に遣して、御臺所政子の御方へ申さしめらる、御臺更に御感なし、武將の嫡子として野山の鹿鳥を射取りたるは、珍しからず、楚忽の早使こそ氣疎けれ、と宣ふに、景高面なくして歸り參りぬ、二十七日の未明より勢子を催し狩り給ふに、各々手を盡して藝を現す、一日狩暮して、明日は卷狩あるべしと、定めらる、其夜の子の刻ばかりに、伊東次郎祐親法師が孫、曾我十郎祐成、同五郎時宗忍び入りて、工藤左衞門尉祐經を討ちたり、備前國吉備津宮の王藤内は、平氏の家人瀨尾太郎兼保に黨して四人となり、祐經に屬して本領を許し賜り、歸國すべきを、今夜名殘の盃酒を勸め、同じ所に臥して討れたり、祐成兄弟父の敵を討ちたる由、宿衞の輩聞付けて、走出でつゝ、疵を被るもの多し、十郎祐成は、仁田四郎忠常に討たれ、五郎時宗は御前を指して亂れ入りしを、小舍人五郎丸搦め取りたり、御前に引出し、直に子細を聞かしめ給ふ、この兄弟は、伊東祐親が嫡子、河津三郎祐泰が子なり、去ぬる安元二年十月に、伊豆國奥の狩場に、祐經に射られて死す、此時祐成五歳、時宗三歳なり、親の敵なれば宿意を遂げんと、晝夜に狙ひしが、祐成二十三歳、時宗二十に成りて、今夜本望を遂げ侍り、祖父伊東祐親御勘當を被り、父祐泰も相果てたり、その孫なれば、召出さるゝ事もなく、此恨みを報ぜんため、御前を指して亂入せしと申す、頼朝助けたく思召しけれども、祐經が嫡子犬坊丸が申すに因て、五郎は斬られにけり、六月七日頼朝卿鎌倉に歸り給ふ、

範頼蒙勘氣附家人當麻太郎

參河守範頼は、頼朝卿の御舍弟として、蒲御曹司と申ける が、平家追討の時は、大手の大將として、武威を輝かし給ひしに、源氏一統の世となり、四海靜謐に歸せしかば、狡兎盡きて良犬煮られ、横流乾きて防堤壞たるゝとかや、頼朝卿の御氣色のいつしか疎く見ゆるにつきて、荆棘の蒼蠅、營々として左右に遮り、範頼反逆の企ある由讒申す者あり、頼朝卿大に怒り給ひ、其儀に於ては、人數を遣し打亡すべしと有りければ、範頼大に愕き給ひて、一紙の起請文を書きて、因幡前司廣元に付て、進覽せしめらるゝ所に、頼朝卿更に御許容なし、殊に咎め仰せられけるは、源範頼と書けるは、當家一族の儀を存ずるか、頗る過分なり、是先起請の失なりとて、範頼の使者大夫屬重能を御前に召し出し、此旨を仰せ含めらる、重能陳じて申けるは、參河守殿は、故左馬頭殿の賢息なり、御舍弟の儀を存ぜらるゝの條、勿論の事にて候、去ぬる元暦元年の秋、平家征伐の御使として、上洛せらるゝの時には、舍弟範頼を西海追討使に遣すの由、御書に載せて奏聞の間、其趣を官府に載せらるゝ所なり 全く自由の儀にて候はずと申ければ、頼朝重ねて仰せの旨もなし、重能歸りて範頼に語る、定めて、是は讒人の所爲なるべし、口惜しき事かなと、齒を切りて憤り給ふ、此折節範頼の家人、當麻太郎といふもの、殿中の御寢所の下に忍び入りて、息を潛めて臥し居たり、夜更けて 頼朝卿御寢所に入り給ひて、人氣ある事を知り給ひ、潛に近習の侍結城七郎朝光、宇佐美三郎祐茂、梶原源太景季を召して、搜させらるゝに、當麻太郎を捕へたり、搦め取りて推問せられしに、當麻申けるは、參河守殿御不審を蒙ぶり、起請文を遣されし所に、重て仰せの旨なくして、是非に迷ひ候、されば内證御氣色の事を承り、安否を思ひ定むべきの由、愁歎せられ候、若し自然の次を以て、此事を仰出さるゝやと、其形勢を伺ひ參せん爲に參向仕たるばかりにて、全く陰謀の企にはあらず候とぞ申ける、使を以て參河守殿に尋ね仰せらるゝに、少も存知仕らずと有りしかば、當麻が陳謝その故あるに似たれども、所行すでに常篇に超えたり、日比の疑いよ〳〵符合す、彼當麻太郎は、參河守殿に祕藏の勇士にて、弓劔の藝其名を得たる者なり、心中旁御不審あり、寛宥の沙汰に及ばず、同意結構の黨類あるべしとて、數箇の糺問ありといへども、當麻更に一言の儀なし、範頼は伊豆國に於て、狩野介宗茂宇佐美三郎祐茂に預けられ、偏に流人の如くなり、當麻は薩摩國に流し遣すべきに定められしを、姫君の御不例によつて、赦し放たれけるとかや、

南都大佛殿供養附頼朝卿上洛

同六年二月四日、右大將頼朝卿若君頼家、御臺政子上洛して、六波羅の亭に入り給ふ、三月十日、東大寺大佛殿

供養結緣の爲に、南都に下向あり、東南院に著御ある、夜半に及びて、主上後鳥羽院南都に行幸ましましけり、賴朝卿の御布施物として　馬十疋、八木一萬石、黃金千兩、絹千疋を、施入し給ふ、和田義盛、梶原景時これを奉行す、その行粧まことに美々敷ぞ見えたる、先陣は畠山重忠、後陣は和田義盛なり、賴朝卿父子は、網代の車に召され、御臺所は八葉の車に出絹あり、隨兵前後に警固して雲霞の如し、大名小名列をなし　狩裝束水干布衣の輩、兼てより定められたる所なり、面々召具したる家の子郎從、更にその數を知らず、同十二日、寅の一點に、和田梶原數萬騎を率して、東大寺の四面を警固す、日出でて右大將家參堂あり、堂前の庇に著座し給ふ、見聞の衆徒等門內に群りて込入りけるを、警固の隨兵、これを咎むるに用ひず、梶原景時これを鎭めんとして、無禮の口論に及び、すでに狼藉蜂起の色あらはる、結城七郎朝光仰せに依て、衆徒の前に馳向ひ、跪きて右大將家の使者と稱す、衆徒等其禮を感じて、暫く靜まり聞けるに、朝光乃ち嚴旨を傳ふ、夫當寺は是平相國の爲に回祿し、空しく礎石のみを殘す、衆徒尤も悲歎すべき事か、源氏偶大檀那となり、造營の初より供養の今に至るまで、施功を勵し合力を致す、剩魔障を拂ひ、佛事を遂げんがため、關東數百里の行程を凌ぎ、東大伽藍摩の結緣に詣で給ふ、衆徒何ぞ歡喜せざらんや、無慙の武士、猶其結緣を思うて供養の値遇を悅ぶ、有智の僧侶爭か違亂を好みて、我寺の再興を妨げんや、狼藉の造意頗る當らず、この旨承はり存ずべき者かと、申たりければ、衆徒理に服し、忽ちに先非を恥ぢて、各々後悔に及び、數千一同に靜りて、使者の勇義、美好の容貌　辨口利才の勝れたる、武略の達するのみにあらず、既に靈場の軌格、其禮節を存ずる人なりとぞ感じける、その期に臨みて行幸あり、執柄以下の卿相雲客、花を飾り、四邊を拂つて供奉し給ふ、未刻に供養の儀あり、導師は興福寺の別當僧正覺憲、咒願師は當寺の別當權僧正勝賢なり、仁和寺の法親王以下　諸寺の碩學、龍象、衆會の僧衆一千口に餘れり　誠にこれ朝家武門の大營、見佛聞法の繁昌なり、昔聖武天皇、當寺建立の叡願に由て、左大臣橘諸兄公を勅使として、大神宮に祈誓し給ひ、天平勝寶元年に、金銅十六丈の盧遮那佛の大像を鑄奉り、佛殿其功を成就して、十二月七日に、供養を遂げ給ひけり、主上孝謙天皇、上皇聖武皇帝行幸まします、供養の導師は、南天竺の婆羅門僧正、咒願は行基僧正なり、斯る大造の靈場を、安德天皇治承四年十二月二十八日、平相國の惡行に依て、重衡卿南都に向ひ、堂舍に火を懸けて、佛像を燒滅す、爰に後白河法皇深く歎かせ給ひて、俊乘坊上人重源に勅して、高卑の知識を唱なひ、成風の業を勸めしめ、大宋國の佛師陳和卿に仰せて、大佛の御首を鎔範し、法皇御自ら開眼し給ふ、重源上人已に先規の例に依て、大神宮に詣して、造寺の祈念を致す所に、風宮の社より、二顆の寶珠を賜る、今に當寺の重寶として、寶藏に納めらる、周防國の杣木を取りて、大厦の功を遂げられ、今日事故なく供養を遂げ給ひけり、後白河法皇は、此大佛殿の事を、本願上人に勅し給ひける所に、去ぬる建久三年三月に、崩御あり、寶算六十七歲なり、此君の御在位は纔に三年にして、二條六條高倉安德後鳥羽五代の天子、朝政を院中にして沙汰し給ふ事、四十餘年なり、その間保元の亂れより、信賴淸盛義仲に惱され給ひ、賴朝の軍功に因て暫く安穩なりけれども、朝政は武家に移され、王道の衰敗することは此院より始まれり、今是大佛成就せしに、先立ちて崩じ給ふは、御本意を遂げざる、誠に殘り多かるべし、同六月三日、若君一萬殿十四歲、網代の車に召されて參內あり、同二十五日に、賴朝父子御臺ともに、關東に下向し給ふ、

右大將賴朝卿薨去

同年七月に、稻毛三郎重成が妻、武藏國にして、日比心地惱みしを、さまゝ醫療するに、その効なく、遂に卒去せしかば、重成別離の悲しみに堪へかね、忽に出家す、此女房は、北條遠江守時政の娘にて、賴朝卿の御臺政子の妹なり、同九年十二月、稻毛重成亡妻の追福の爲、相摸川の橋供養を營む、右大將賴朝卿結緣の爲に行向ひ、御歸りの道にして、八的原にかゝりて、義經行家が怨靈を見給ふ、稻村崎にして、安德天皇の御靈現形し給ふ、是を見奉りて、忽に身心昏倒し、馬上より落ち給ふ、供奉の人々助け起し參らせ、御館に入り給ひ、遂に御病に罹り、樣々の御祈禱醫療手段を盡すといへども、更に寸効なし、年すでに暮れて、新玉の春をむかへ、正治元年正月十一日、征夷大將軍正二位前大納言右大將源賴朝卿、病惱によつて出家し、同じき十三日、遂に逝去し給ふ、歲五十三、治承四年より今年まで世を治ること二十年なり、一旦無常の風に誘はれ、有待の命を盡し給ふ、內外の歎きいふ許りなし、御臺所平政子この悲しみに堪え難く、髮を下して尼になり、御菩提を弔ひ奉り給ふ、憐なりける事ども、

卷第二

頼家卿御家督附宣下並吉書始

右近衞少將源頼家は、右大將頼朝卿の嫡男、母は北條遠江守平時政の娘、從二位政子壽永元年八月十二日、鎌倉比企谷にして誕生あり、御驗者は專光房阿闍梨良暹、大法師觀修、鳴弦は、師岡兵衞尉重經、大庭平太景義なり、上總權介廣常、蟇目の役を勤む、その外御產屋の儀式、形のごとく取行はる、建久元年四月七日、下河邊莊司行平を以て、若君の御弓の師となさる、行平はこれ數代將軍の後胤として、弓矢の道故實の達人なりとて、賞せられ、御厩の馬を引き賜はる、同八年二月に、頼朝卿と同じく上洛あり、六月に參内坐して、御劔を賜り、同十二月に、從五位上に叙せられ、右近衞少將に任ず、翌年正月に讃岐權介に任じ、同十一月、正五位下に叙せられ給ふ、故右大將家、正治元年正月十三日薨去あり、頼家已に十八歳、御家督を嗣ぎ給ふ、天下の事何の危みか坐しますべき、同二十日に左中將に轉ぜられ、外祖北條時政執權たり、始め頼朝卿出張の時より、輔翼となりて、威を振ひ、愈是より權勢盛にして、肩を比ぶるものなし、同二十六日宣下の趣、前征夷將軍源朝臣の遺跡を嗣ぎ、御家人郎從舊の如く、諸國の守護を奉行せしむべしとなり、故頼朝卿薨じ給ひ、未だ二十日をも過ぎざるに、今日吉書始あり、これ宣下の嚴密なるを以て、重々の御沙汰あり、内々の儀を以て、先取敢へず遂げ行なはれけり、

頼朝御中陰

附後藤左衞門尉被放守護職

同三月二日は、故頼朝卿四十九日、御中陰の終の日なり、勝長壽院に於て、御佛事行はる、導師は、大學法眼行慈なり、高座に昇り、結願の諷誦を讀み、說法の辯舌、滿慈の懸河、文義の會通、鷲子が智海、すべて貴賤の耳を濯ぎ、歡喜の涙を流しけり、さこそ聖靈も頓生菩提の花開け、自性圓融の月明かに、寂光常樂の覺りに入り給ふらんと、有難かりける事ども、御忌に籠りし人々も、皆出でて歸りしかば、打潛りたる心地ぞする、同じき五日、後藤左衞門尉基清、罪科あるに因て、讃岐の守護職を召放ちて、近藤七國平に補せらる、故頼朝卿の御時に定め置かれし事ども改めらるゝの始なり、政理今に亂れなん、誠に危き事なりと、物の心を

辨まへたる人々は、彈指をぞ致しける、

姫君病惱附死去

故頼朝卿の息女乙姫君は、去ぬる比清水冠者討たれしより以來、病惱常に御身を犯し、快然たる日を知り給はず、歎きの物思ひに引籠りて、坐します、此頃は殊更に重らせ給ひ、漿水を斷ちて惱み給ふ、御母尼御臺大に驚き給ひて、諸社に祈願、諸寺の祈禱、その丹誠を盡し給ふ、又殿中には阿野少輔公、大法師聖尊を請じて一字金輪の法をぞ行はれける、京都に飛脚を遣はして針博士丹波時長を召さるゝ所に辭し申して仰せに從はず重ねて使を上せられ、此度障を申さしめば、子細を仙洞に奏達すべき旨を、在京の御家人等に仰せ付らる、醫師時長大に畏り不日に下著せしかば、左近將監能直、相具して、下向しける由申入れければ、畠山次郎重忠が南の門の宅に召置かれ、姫君の御所近く御療治勤め參らせんが爲とかや、やがて御脈を診ひ朱砂丸を奉る、五月の中比には、姫君元氣を得給ひ、聊か食事に御付き有りとて内外上下の人々悅び奉りける、所に六月半より、又殊の外に惱み出で給ひて、剩へ天弔搖搦し給ふ、此事凶相の由、時長驚き申す今に於ては浮世の頼みもこれなし、力及ばずとて御暇賜り、時長は歸り上りげり、尼御臺所は手を握り足を空になして、如何はせんと周章給ふ、此上は人力の叶ふべきにあらず、佛神の御力を偏へに頼み奉るとて、鶴が岡を初めて、神社に使を立てられ、百燈百味神樂御湯を進せらるゝに、託宣の趣、何れも宜しからずと申す、鎌倉中の寺々には、御祈禱仰せ付られて、護摩を修すれば、燻りて燃え上らず、閼伽の水乾きて潤なし、御符の墨色卷數の文字、皆不吉の相なりとて、片津を呑んで私語きあひけるが、同二十日の午刻に、遂に緯切れさせ給ひけり、御年未だ十四歳、蕾める花の僅かに綻び、萠え出づる若草の、人の結びし跡絶えて、思ひを須磨の夕煙、樵り燒く柴のしばゝに、誰が爲にとて長生ふる辛き命よ何にせんと、朝夕歎きに臥沈み給ひしが、終に空しく成り給へば、尼御臺所の御歎き、同じ道にとあこがれ給ひ、乳母の夫掃部頭親能は、歎きの思ひに堪へかね、宣豪法橋を戒師として、出家をぞ遂げたる、姫君の空しき御尸をば、親能法師が龜谷の堂の傍に葬り奉る、江馬殿を初めて、小山三浦結城八田足立畠山梶原宇都宮佐々本小三郎以下供奉して、孤墳一堆の土となし奉る、墳墓堂を作り、是處にして中陰の御佛事を營まる、果の日は尼御臺所參詣あり、宰相阿闍梨尊曉、導師として御諷誦を讀み給ふ、

文章麗しくして情を盡しければ、尼御臺所數行の御涙に咽び給へば、御供の人々も、皆袂をぞ濡しける、哀れなりし事どもなり、

被移立問注所

四月二十七日改元あり、正治と號す、故頼朝卿の御時には、問注所を營中に定めて、自ら立ち出で給ひ、訴論を聞きて是非を決せらる、諸人群集鼓騷して、無禮を致す者ありといへども、只寛温大度にして是を咎めず、又御寢所には、諸國御家人の名字を書付けて、壁に懸け毎朝これを一覽し、會所には在鎌倉の大名小名の名字を書きて、掛けられ、毎日是を一覽し、十日に及びて、登城なき人をば、或は使を遣し、或は其親しきに向ひて無事を問ひます、故に諸侍是に勵まされて、毎日の出仕を缺くことなし、而して親み深く、交はりを厚くし、或時は酒宴、或時は歌の會、又は弓馬の遊び、笠掛犬追物、其外、數箇度の狩を催さる、すべて其身の樂としたまはず　天下の侍に親しまんが爲なり、さればにや諸將諸侍、皆昵じく思ひ奉り、忠を致さんとのみ存じけり、加之無禮なるには法令を敎へ、侮慢なるをば警戒し給ひ、罰すべきをば法に任せ、忠あるものは賞し給ふ、此故に其政德に懷くこと、嬰兒の父母を思ふが如くなり、然るを頼家の御代になりて、萬事只略義を存ぜられ、外祖北條時政に打任せ、御身は奥深く籠りて、遊興を以て事となし給ふ、是に依て政理の御勸めもむつかしく思召され、それとはなしに内々の評定には、論人若狼藉を仕出さば、不覺たるべし、往初熊谷と、久下と境目の爭論あり、對決の日、直實道理に負けて、西侍にして荒涼の詞を吐散し、髻を切つて退出しけるは、頗る非禮の所行にあらずや、今より問注所を郭外に立てられ、其御沙汰を致されて然るべしとて、大夫屬善信を執事として、向後大小訴論の事、北條父子、兵庫頭廣元、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道蓮西、足立遠元、梶原景時等談合を加へ、成敗を計ひて行ふべしとぞ仰せ出されける、是より訴訟公事決斷の事、假初にも日を重ね月を彌りて、難儀に及ぶ者、鎌倉中に營々として、人皆昔を慕ひけり、掃部頭藤原親能をば京都の奉行として、六波羅に置かれたり、頼家近習の者とては、小笠原彌太郎長經、比企三郎、和田三郎朝盛、中野五郎能成、細野四郎只五人を友として、晝夜御前を立離れず、其外の輩は一人も參るべからず、此五人に於ては、假令鎌倉中にして狼藉の事ありとも、甲乙人敢て敵對致すべからずと、村里までも觸れられたり、是を聞く人、老ひたるも、若きも、舌を鳴らして譏り合ひけり、

新田開作

同四月二十七日、兵庫頭廣元朝臣奉行として、東國の地頭等に仰せ行はるゝ趣は、近年は兵亂打續きて、庶民手足を措くに所なし、これに由て農桑の營を怠り、田畠多く荒蕪に及べり、今已に天下平安の時至り、百姓已に安堵の地に栖宅す、今に於ては、要水便宜の所、新田を開作すべし、凡そ荒地不作の場と稱して、年貢正税を減少せしむ、向後は許すべからず、具に沙汰を遂ぐべしとなり、夫古へ國を立て民を居らしむるは、必ず土地を理し、水勢の及ばざる所に於て、家を造り、棲を修む、大川の游波寛緩として迫らず、小河の細流潺湲として以て注ぐ、卑隰の地を田とし、高原の土を畠とし、堤を作りて洪水に備へ、民耕してこれに田作り、又耘りて畠を營み、久しく損害なければ、稍村里を築く、彼壽永元暦の騷亂に當つて、軍兵横行して居民を追捕す、是が爲め、山野に逃亡し、農桑の時を失ひ、饑凍の歎きに沈み、溝瀆に倒れて死亡するもの數を知らず、然るを今世は適治まり　人は漸く歸り住みて、東耕西收の務を勵ますといへども、地頭は貪りて賦斂を重くし、守護は劇しくして公役を繁くす、春耕して風塵に冒され、夏耘りて暑毒に中り、秋陰雨を凌ぎて苅り、冬寒凍に堪へて舂く、年中四時に休む日なし、又私に自ら出でて、往を送り來を迎へ、疾を問ひ死を弔ひ、牛馬を養ひ、子を育つる、夫猶水旱の災に罹る時は、日比の勤苦一時に空しく、手を拱きて取得る物なし、剰へ暴虐の目代年貢を責れば、賈を半にして、雜具を賣り、資財なき者は、倍息の利銀を借り、或は田宅を壞ち、子女を販き、これを以て相償ふ、若し辨ふることなければ、妻子を捕へては裸にして、荆の中に臥さしめ、農夫を縛りては、跣にして氷を蹈ましむ、或は牢屋に繫ぎて水食を止め、或は井池に浸して寒風に侵さしむ、兎ても角ても有るもなきも　定めし限りの正税を肯はしむ、哀れなるかな米穀多けれども　農民は食ふこと能はず糟粕にだに飽く時なし、悲しきかな、絲帛は盈つれども、機婦は衣ることを得ず、褐をだに暖かならず、皆悉く官家に納む、官家はこれを虐り取りて、衣裳には文采、飲食には酒肉、その奢侈に費すこと、金銀米錢さながら沙を散すが如し、更に民の苦勞を思はず、膏を絞り血を滴でゝ用ひて、我身の樂しみとす、されば天理の本を尋ぬれば、彼も人なり我も人なり、一氣の稟くる所、侔しからざれば　上下の品はありといふとも、君とし

て世を治め、臣として政を輔くるに、仁慈こそは行き足らずとも、荒不作の所に年貢を立てゝ、責め取り給はんは、天道神明の冥慮も、誠に計り難しと、心ある輩は歎き悲しみ給ひけり、

頼家篡安達彌九郎之妾
附 尼御臺政子諫言

同年七月十日、參河國より飛脚到來して申けるは、室平四郎重廣といふもの、數百人の盜賊を集め、國中に武威を振ひ、富家に押寄せては財産を奪ひ、良家に込入りて妻妾を奸し、非道濫行さながら跖蹻が行跡に過ぎたり、驛路に出でては往還の庶民を惱し、謀略已に國家を亂さんとす、早く治罰を加へられずば、黨類蔓りて、靜め難からんかと云言上しける、則ち評定を遂げられ、誰をか討手に遣すべきとある所に、頼家の仰せとして、安達彌九郎景盛を使節とし、參州に進發せしめ、重廣が横惡を糺斷すべしとの上意なり、多少の人の中に、使節に仰せ付らるゝ事、且は家の面目なりとて、家人若黨殘らず相具して、參州に赴き、國中の勇士を集め、重廣[illegible]戮を加へんとするに、逐電して行方なし、彌九郎景盛が[illegible]は、去ぬる春の比、京都より招き下せし御所の女房なり、容顔殊に優れたりければ、時の間も立ち去り難く、比翼の語ひ淺からざりしを、君の仰せなれば、力なく國に留めて、參州に赴きけり、頼家内々此女房の事聞召し及ばれ、如何にもして逢はばやと、御心を空に憧憬れ給ひ、是故に此たびも使節には遣されし、その留主を伺ひて、艶書を通はし給ひて、彼陸奥の狹布の細布胸合はぬ事を恨みわび、錦木の千束になれども、此女房更に靡かず、現なの君の御心や、守宮の効も恐しく、小夜衣の歌の心も羞しくこそと計り申けるを、中野五郎能成を以て是非なく御所に召し入れ給ひて、御寵愛斜ならず、北向の御所、石の壺に居ゑられ、小笠原彌太郎比企三郎、和田三郎、中野五郎、細野四郎五人の外は、北向の御所に參るべからずとぞ仰せ定められける、翌月十八日に、安達彌九郎歸り參る所に、彼女房は御所に取らせられ參らせたり、血の涙を流して戀ひ悲しめども、影をだに見ること叶はねば、まして二たび逢ふことは猶片絲の夜となく、晝ともわかぬ物思ひ、やる方もなき海士小舟、焦がるゝ胸の煙の末、立も上がらで泣き居たり、讒佞のもの有りて、景盛深く君を怨み、憤りを含みて、野心を挾む由申ければ、頼家卿さらば景盛を討たんと計り給ふ、因幡前司廣元申しけるは、これ强ちに憚り給ふべきことにても候らはず、先規これあり、

鳥羽院は、源仲宗が妻に、美人の聞え有りしかば、仙洞に召され、仲宗をば隱岐國に流され、女房をば祇園のあたりに置かれ、御寵愛限りなく、祇園女御と名づけて、御幸度々なりしが、後に此女御を平忠盛に賜りて、相國淸盛を生みたり、景盛を討たせられんに、何か苦しかるべきとぞ申ける、これによつて、近習の輩一同して、小笠原彌太郎旗を揚げて、藤九郎入道蓮西が甘繩の家に赴く、此時に至つて、俄に鎌倉殿中騷動し、軍兵等爭ひ集まる、御母尼御臺所、急ぎ盛長入道が家に渡らせ給ひ、工藤小太郎行光を御使として、頼家卿へ仰せらるゝやう、故頼朝卿薨じ給ひ、又幾程なく姫君失せ給ふ、その愁諸人の上に及ぶ所に、俄に軍を起し給ふは、亂世の根源なり　然るに安達景盛は其寄侍りて故殿殊更憐愍せしめ給ふ、彼が罪科何事ぞ、子細を聞き遂げられずして、誅伐し給はゞ、定めて後悔を招かしめ給はんか、若猶追討せられば、我先づ矢に中るべしとありしかば、頼家卿澁りながらに止り給ふ、鎌倉中大に騷ぎ、諸人驚きて上を下にぞ返しける、尼御臺所は盛長入道が家に逗留し給ひ、安達景盛を召されて、昨日相計うて、一旦頼家卿の張行を止めたりといへども後の宿意を抑へ難し、汝野心を存せざるの由、起請文を書いて、頼家卿に奉れとありしかば、景盛畏りてこれを棒ぐ、尼御臺所彼狀を頼家卿に參らせ、此次を以て申さしめ給ふは、昨日景盛を誅伐せられんとの御事は、楚忽の至りと覺え候、凡そ當時の有樣を見及び候に、海内の守り叶ひ難く、政道に倦じて、民の患を知しめさず、色に耽り、戯れに長じて、人の謗を顧み給はず、御前近侍の輩、更に賢哲の道を知らず、多くは佞邪の屬なり、その上源氏は將軍の御一族、北條は我親屬なれば、故殿頻に芳情を施され、常に御座に招き寄せて、樂を共にし給ひて候、只今はさせる優賞はなくして、剩へ皆實名を呼ばしめ給ふの間、各恨みを殘す由、内々その聞えの候、物毎用意せしめ給はゞ、末代といふとも濫吹の儀あるべからずと、諷諫の詞を盡されたり、御使佐々木三郎兵衛入道、此由言上せしかば、頼家卿は何の御詞をも出されず、白けて恥かしくぞ見え給ふ、

諸將連署訴梶原景時

同十月下旬の比、結城七郎朝光、御殿の侍所に伺候の折柄、傍輩のともがらに語りけるは、古より書き傳へたる言葉にも、忠臣は二君に仕へずといへり、偏く人口に膾炙して、稚子嬰兒までも知りたることぞかし、我殊更に故頼朝卿の厚恩を蒙り、誠に有難き御憐愍の程、身に餘りて忘るべからず、

其上御近侍として、晝夜朝暮御前に伺候し、種々の御教訓、樣々の仰せごと、今に耳の底に殘り候なり、故殿御薨去の時節に、御遺言坐しましける間、出家遁世せずして　後悔その限りなし、此比の世間の有樣高きも卑きも、只薄氷を踐むが如し、危きかなとて、懷奮の餘り、涙を流しければ、當座の諸侍、皆共に、さもこそと計りにて打止みぬ、梶原景時これを立聞きて、賴家卿の御前に參り、讒訴しけるやう、結城七郎朝光こそ、先代を慕うて當時を謗り、忠臣は二君に仕へずとやらん申して、傍輩の人々にも、その心根を勸め語る、是我君の御爲、內より亂す賊敵なり、かゝるものを宥め置かれんは、狼を養なうて愁を待つと申すべきか、傍の輩を懲のため、早く罪科を斷り給ふべしとぞ勸めける、賴家卿聞き給ひて、惡き朝光が詞かな、己出家遁世したればとて、國家に於て何のためにか事を闕くべき、身の程を自讃して、當代を誹る不覺人は、中々にこれ柱を食む蠹蟲、稻を枯す螟賊なり、石の壺に召し寄せ討つて棄べしとぞ仰せ付けられける、近習の輩、その用意に及ぶ所に、阿波局とて女房のありけるが　結城には遁れざる一族なり、此事を聞き付けて、潛に朝光に知らせたり、朝光熟々是を思案しけれども、如何にとも爲ん方なし、前右兵衞尉義村は、朝光と斷金の友なりければ、行向うて案內す、義村出合ひて、さて何事か候といふ、朝光さればこそ火急の事候、我れ亡父政光法師が遺跡は、傳領せずと雖も、將軍家の恩賜として、數箇所の領主となる、其厚恩を思ふに、山よりも高く、海よりも深し、此故に往事を慕ひて、一言を傍輩の中にして嘆傷せしに　梶原景時讒訴の便を得て、御前へ申沈めしかば、忽ちに逆心に處せられ、誅戮を蒙らんとす、只今此事を知らせ候、如何思慮をも廻らしてたべといふ、義村聞いて綽已に重く、甚だ危急に迫れり、殊なる計略にあらずば禍誠に攘ひ難からんか、凡そ文治より以來、景時が讒に依て命を殞し、門を滅せし人勝げて計ふべからず、其中に、又今に見存へてある輩も　祖父親父子孫に及びて、愁を抱き憤りを含むこと甚だ多し、景盛も去ぬる比、彼が讒を以て已に誅せらるべきを、不思議に遁れて候、其積惡必らず賴家卿に歸し奉らんこと疑ひなし、世の爲臣の爲彼を退治せずばあるべからず　但し弓箭の勝負を決せば、邦國の騷亂を招くに似たり、宿老等に談合すべしとて、和田左衞門尉、足立藤九郎入道を呼びて、此事を語る、兩人聞きも敢へず、早く同心の署の狀を以て、將軍家に訴へ、若彼の讒者を賞して、御裁許なくば直に死生を爭ふべきなりとて、前右京進仲業は、文筆の譽ありとて、呼寄せて語る、是も景時に宿意ありけれ

ば、手を拍つて喜び、やがて訴狀を書き認めしに、千葉常胤、三浦義澄、同義村、畠山重忠、小山朝政、同朝光、足立遠元、和田義盛、同常盛、比企能員、所右衞門尉朝光、民部丞行光、葛西清重、八田知重、波多野忠綱、大井實久、澁谷高重、山內經俊、宇都宮賴綱、榛谷重朝、安達盛長入道、佐々木盛綱入道、稻毛重成入道、藤九郎景盛、若狹兵衞尉忠季、岡崎義實入道、土屋義淸、東平太重胤、千葉胤正、土肥先次郎惟光、河野通信、曾我祐綱、二宮四郎、長江四郎、諸次郎、天野遠景入道、工藤行光、右京進仲業、以下の御家人六十六人、鶴が岡の廻廊に集會して、一味同意の連判をぞ致しける、其訴狀の中に、鷄を養ふものは、狸を畜はず　獸を牧ふものは狄を育はずと書いたり、義村此句を感ぜりとかや、小山五郎宗政は、姓名を載せながら判形を加へず、舍弟朝光が事を慮る所なり、和田左衞門尉義盛、三浦兵衞尉義村これを持參して、因幡前司廣元に付けたり、廣元連署の訴狀を請取り、暫く思案しけるは、景時佞奸の讒に於ては、右左陳謝するに所なし、さりながら故將軍賴朝卿に昵近の奉公を勤む、今忽に罪科せられんは、如何あらん、潛に和平の儀を廻さんと猶豫未だ決せずして、披露するに及ばず、和田左衞門尉、御所に參會して廣元に近きて申ける、彼狀定めて披露候か、御氣色いかゞ候と、廣元未だ申さずと答ふ、義盛居直り目を瞋して、貴殿は關東御政道の爪牙、股肱耳目の職に居て、多年を經給へり、景時一人の權威に恐れて、諸將多輩の鬱胸を攔るゝ條、寧ろ憲法の掟に契はんやといひければ、廣元打笑ひて、全く怖るゝ所なし、只彼滅亡を痛り、同じくは和平の儀を調へんと思ふ故にて候と申されしかば、義盛愈々怒を爲し、傍近く居寄つて、怖れなくば何ぞ數日を過し給ふぞ、披露せらるべきか否や、只今承り切るべしといふ、廣元此上は申上ぐべしとて、座を立ちつゝ賴家卿に見せ奉れば、即ち景時に下されたり　景時更に陳謝すべき道なくして、子息親類を相具し、相州一宮に下向す、然れども三郎景茂は、暫らく鎌倉に留めらる、その頃賴家卿は、比企右衞門尉能員が宅に渡御あり、南庭に於て御鞠を遊しける、北條五郎時連、比企彌四郎、富部五郎、細野四郎、大輔房源性、御詰に參らる、其後御酒宴に及びて、梶原三郎兵衞尉景茂御前に候ず、右京進仲業、銚子を取りて座にあり　賴家卿即ち景茂を召して、近日景時權威を振ふの餘り、傍若無人の有樣なりとて、諸人一同に連判の訴狀を擧げたり、仲業其訴狀の執筆をいたしけるぞと宣ふ、景茂申けるは、景時は故殿の寵臣として、今はその芳躅な

き上は、何れの次でに非義を行ふべき、仲業が翰墨は、只諸人の誡めを記せるなるべしと、事もなげに申ければ、聞く人皆御返事の神妙なることを感じける、頼家卿斯程まで慮りの拙なく坐します故に、國主の器量は葉よりも薄く、政道の智惠は、缺け果て給ひ、只常々は遊興を事とし、鞠の友十餘人、歌の友十餘人、此外には近仕する人これなし、諸將諸侍次第に疎くなり、言語行跡非道なるを見聞き奉りて、上を輕しむる故によりてこそ、斯る珍事は起り出でたれ、猶これより行末は、又如何あるべきと、頼みなくこそ覺えける、

梶原平三景時滅亡

同十二月九日、梶原平三景時、潛に鎌倉に歸りし處に、日比連々の御沙汰あり、和田義盛三浦義村に奉行仰せ付けられ、景時は鎌倉を追出されければ、力及ばず、相州一の宮に赴きける、年來住き慣れし家をば破却して、永福寺の僧坊に寄附せらる、年こゝに改まりて、正治二年正月二十日、梶原景時京都を志し、子息郎從三十餘人、駿河國清見關に至る、近隣の甲乙人等的矢射ける歸るさに、景時はしたなく行合ひける所に、笠を傾け、忍びて乘打ちしけり、蘆原小次郎、工藤八郎、三澤小次郎、飯田五郎頻りに追駈けて矢を射かけたり、景時狐崎にして返し合せ、何者なれば梶原景時に向つて矢を放つぞ、緩怠無禮の奴原、一々に頭を刎ぬべしと云ひければ、蘆原申けるは、梶原にてもあれ械原にてもあれ、此侍の中を割りて乘り打し、しかも忍びたる體たらく、如何さま用ありと覺えたり、一人も脫すまじとて、互ひに及を交へて相戰ふ所に、飯田四郎討たれたり、其間に蘆原小太郎强く進んで、梶原六郎景國、同八郎景則が首を取る、吉高小次郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小次郎等聞付けて、一族郎從殘らず引率して馳付けけれども、梶原方は爰を最後と轡を並べ、鏃を揃へて、散々に防ぎ戰ふに、射伏せられ切倒さるゝ者多かりければ、蘆原工藤等開き靡きて辟易す、されども當國の御家人等聞傳へ〳〵て、競ひ集りしかば、七郎景宗、九郎景連も、工藤八郎に討取られ、家子郎等或は討取られ、或は深手負ひければ、景時嫡子源太景季、二男平次景高三人連れて、後の山に引入りて自害して、首級は郎等ども木葉の下に埋み置きしを、隈もなく搜し出し、主從三十三人が首を路頭に梟けて札を立て、合戰の記錄を鎌倉に注進す、其外餘黨多く或は生捕、或は討取る、洛中にも同意の者多く、景時九州に下り、平氏の餘類を語らひ、天下を覆さんと計りしと、其隱れこれなし、されども運命の極まる所、一旦に亡び果てたり、世にある時は飛龍の雲を起して、大虛に蟠屈するが如く、諸人其咳唾を拾つて眄睞の恩を望みしか共、權勢盡きて威光消えぬれば、窮鳥の翅を殺れて、羅網に縶纏せらるゝに似たり、甲乙彼積惡を憎みて、宿意の恨みを報ぜんとす、是に至つて門族滅亡し、尸を路徑に曝すとは、自業の招く恥とは云ひながら、無慙なりしと共なり、

勝木七郎被生捕

附畠山重忠廉讓

同二年二月頼家卿御所侍に出で給ひ、波多野三郎盛通に仰せて、勝木七郎則宗を生捕りて參らすべし、これは近仕の侍なりといへども、景時に同意の由、確に申すに依りてなり、盛通乃ち後に廻りて、勝木を懷きて押伏せんとす、則宗は相撲の達者なり、筋力人に越えたりければ、右の手を振放ち、腰刀を拔きて盛通を刺さんとす、畠山重忠折節傍に在りて、居ながら腕を差延べて、則宗が拳を刀と共に握り加へ、その腕を折り敷きければ、左右なく捕られたり、和田義盛に預けて、子細を問はせらる、勝木則宗申けるは、梶原景時鎭西を管領すべきの由、宣旨を請ひ申す、急ぎ京都に上洛すべしと、九州の一族どもに觸れ遣す、某契約の趣きある故に、狀を認めて九國の輩に送り候、此外には何の知りたることも候はずと申す、先づ義盛に仰せて監禁置かれ、波多野三郎盛通が、則宗を生捕りたる勸賞の沙汰あり、廣元行光これを奉行す、眞壁糺内といふもの、盛通が宿意やありけん、進み出でて、勝木を生捕りしは、盛通が高名にあらず、畠山重忠の手柄なりとぞ妨げ申ける、頼家卿聞し召され、然らば眞壁と畠山を石の壺に召して決判すべしとて、兩人をぞ召されける、重忠申されけるやう、其事更に存知せず、盛通一人の手柄なりと、承り及ぶ所なりとて、御前を罷り立ちて、侍所に歸り來り、眞壁に向ひて申されけるは、斯樣の讒は人に付け世に付けて尤も益なき事なり、凡そ弓箭に關係る習は、僞りなく私を忘るゝを以て本意とす、若し夫れ勳功の賞に募らんと思はゞ、直に則宗を生捕りたる由を申さるべし、何ぞ重忠を指し申されんや、彼盛通は譜代の勇士なり、敢て重忠が力を借り申されんやと有りければ、眞壁深く信伏し、面目なくぞ覺えたる、重忠の廉讓誠に武士の道を守る、是を仁義の侍とは名づけたりと、聞く人感じ思ひけり、小山左衞門尉が舍弟、五郎宗政は、年來當家の武勇、獨り宗政にあるの由、自讃荒涼の振舞を致しながら、此度景時が權威に恐れて諸將連署の判形を加へざることは、武名を落して恥を忘れたり、

向後さためて手柄の腕だては、一言を吐出すとも聞き入る人もあるべからず、重忠の志には遙に變り侍ると、各互に沙汰しけり、

和田義盛還補侍所別當

同月五日に、和田左衞門尉義盛、二たび侍所の別當に還補せらる、故頼朝卿天下一統に歸して、關東の最初、治承四年に三老一別當を定められる、義盛此職に補せられしを建久三年に梶原景時これを羨み、只一日その職を假り侍らんと望みしかば、その折節義盛服暇の序を以て白地にこれに補せられたり、景時樣々奸謀を運し、終に此職を返さず、和田憤り思ひけれども、城狐の權盛りなりければ、枉て多年を送りけり、已に景時青雲の勢盡きて、運命忽に駿州狐崎の路頭に極りければ、義盛是に於て本職に還補せらる、景時には所司の役職たり、それ名と器とは借さずとこそいふに、假初に景時これを奪ひて、數年の間此職に居し、恣に權威を振ふ、世の疎むところ人の憎むところ、天道暗からず、その亡ぶること正に晩しと彼方の人は思ひあへり、

梶原反逆同意之輩追捕

同二十四日、梶原父子が所領及び美作國守護職を沒收し、駿州の住人蘆原工藤飯田吉高等に勸賞行る、京都の内に梶原が餘黨これある由、安達源三親長に仰せて、上洛せしめらる、爰に安房判官代隆重は、景時が朋友として、斷金の睦堅かりしかば、兼てより一の宮の城に加はり、今度景時に相具して駿河に至り、合戰の刻に、疵を被り引退きて、松の梢に身を隱し、忍びて其夜を明しげるが、軍兵等分散して、後に近き邊の村に出でゝ、食を求め侍べりけるを、糟屋藤太有季が郎從これを見咎めて生捕りたり、武田兵衞尉有義も景時に同意して、密に上洛せんとす、伊澤五郎信光聞付けて、甲州より馳向ひければ、一家ことゝくく逐電して、行方なし、景時が一味同意の狀を取落し、帳臺にありけるを、拾ひ取りて、頼家卿に奉る、梶原叛逆のこと、愈疑ふ所なしとて、一族餘類嚴しく尋ね搜されけり、翌月二十日、安達源三京都より歸參して、播磨國の住人追捕使芝原太郎長保を召具して來れり、安達言上しけるは、京都の所司佐々木左衞門尉廣綱と相共に、景時が五條坊門の家を追却し、郎從等を搦取り、その白狀によつて、江州富山莊に馳向ひ長保を生捕り參り候と申す、小山左衞門尉朝政に仰せて、推問せらる、長保申けるは、某播州の追捕使たり、景時は又守護職たるに依て、暫く奉公を致せしかども、叛逆の事に於ては露ばかりも存知せずと申ければ、先づ朝政にぞ預けられける、

壽福寺建立附榮西禪師傳

閏二月十二日、尼御臺所の御願として、一の伽藍を建立し給ふ、昔し故下野國司源義朝の、鎌倉龜谷の御館は、先祖八幡太郎義家、奥州合戰の時、此所に居住し給ひ、忠戰の大功を遂げ給ひしかば、義朝に至るまで、世々相繼ぎて御館となりしを、中比より荒廢して、松柏枝を交へ、梟の聲凄まじく、荆棘根を纏うて、狐の棲騷しかりけるを、右大將家世を治め給ひけるより岡崎平四郎義實、已に一宇の草堂を造りて、義朝の菩提を弔ひけり、右大將家御母儀の忌日を以て、此草堂にして佛事を執行はる、其後土屋次郎義清が領地となる、誠に捨て難き舊跡なりとて、民部丞行光、大夫屬入道善信承り、件の地を巡檢して、乃ち此地を以て、葉上房律師、榮西に寄附せられ、清淨結界の勝境とぞ定められける、不日に土木の功を遂げて、落慶供養ありけり、導師は即ち律師葉上房上人なり　本尊はこれ籠釋迦と號す、籠の上を百重張りて、金色の相好を瑩く、鳥瑟の光り雲に輝き、鷲王の裝ひ地に映ず、脇士の文殊普賢は、これ定惠悲智の二門を表し、衆生濟度の方便を現せり、抑葉上房律師榮西は、備中國吉備津宮の人、その先は薩摩守賀陽貞政が曾孫なり、その母田氏、懷胎八月にして誕生す、年初めて八歲にして、倶舍頌を讀む、十一歲にして、郡の安養寺の靜心法印を師として、台敎を學び、十四歲にして落髮し、十八歲にして千命阿闍梨に虛空藏求聞持の法を受け、十九歲にして京師に赴き、又伯州の大山に登り、基好法師に密敎の奥蘊を受け、仁安三年夏四月入宋して、四明丹丘の靈場を拜し、天台山に登り新章疏三十餘部六十卷を得て、歸朝の後に、之を明雲座主に奉る、平大納言頼盛卿深く歸敬あり、平氏沒落して、頼盛また卒せらる、文治三年、榮西又入宋し、これより西域に赴むかんとするに、北狄已に中國に叛きて通路塞がり、跋涉叶ひ難し、赤城に至り向うて、虛菴敞禪師に萬年寺に謁す、師の曰く傳へ聞く、日本は密敎今盛んなりと、我が禪法と趣き一なり、榮西これに參じて大道を明む、敞禪師乃ち僧伽梨衣を附して曰く、昔釋迦老子已に圓寂に臨みて、正法眼藏、涅槃妙心、實相無相の法を以て、摩訶迦葉に付屬し給ふ、二十八傳して達磨に至り、六傳して曹溪に至り、又六傳して臨濟に至り、是よ

り八傳して黃龍に至る、予はその八代の法孫なり、今此祖印を汝に授く、日本に歸りて正法を開き、衆生を開示すべし、又菩薩戒は、これ禪宗門中の一大事なり、汝よくこれを受持せよとて、應器坐具拄杖白拂以下、悉く授けらる、建久二年に歸朝して、盛りに禪敎を興す、榮西身の長卑矮なり、人或は輕しめ嘲る、榮西その聲に應じて曰く、虞舜は赤縣に王たり、晏嬰は齊國に相たり、皆未だ長高きことを聞かずと、同學の輩、大に信伏す、されども實にはその短を恥ぢて求聞持の法を以て、一百日行る、初め入壇の時　堂前の柱に身の長を刻み置かれしが、百日滿じて柱に比べられけるに、四寸餘りぞ延びられける、奇特の事と感じあへり、建久三年に香椎神宮の邊に報恩寺を構へて、始めて菩薩戒の布薩を行ひ、同じき六年に、筑紫の博多に聖福寺を草創あり、本朝に菩提樹のあることは、榮西律師の渡されし所なり、凡そ到る所、みな佛法盛りに弘まること、佛神の冥慮に叶へるが故なりと、諸宗の碩德許し給ふ、建仁二年の春王城の東に當つて、禪苑を經營あり、即ち今の建仁寺これなり、建保元年に僧正に任ぜられ、紫衣を賜つて綱位の重職に預る、今此の相州鎌倉の龜谷に、壽福寺を營まれ、伽藍の構へ奇麗嚴淨なり、尼御臺所、京都にして十六羅漢の像を圖せしめ、金剛壽福寺に寄進あり、葉上房律師、榮西開眼供養行はれ、說法敎化ありしかば尼御臺所を初めて、聽聞の貴賤、隨喜の涙袂を絞る、寺院の繁昌、宗門の弘興、此時に當つて盛んなり、

念佛禁斷　附伊勢稱念房奇特

將軍賴家公、天下の政事正しからず、萬の仰せ拙なくおはしましければ、上下疎み參せ恨みを含む者甚だ多し、その中に如何なる天魔の依託したりけん、道者僧侶の念佛するを嫌ひ出で給ふ、同じき年五月に至つて、念佛禁斷の由仰せ出され、誰にはよらず、念佛する僧法師をば、是非なく捕へて、袈裟を剝取り、火に燒きて捨つべしとなり、比企彌四郎承りて、政所の橋の邊りに行向ひ、往來念佛の僧を捕へて、袈裟を剝とり、巷にしてこれを燒くこと、日毎にその限りなし、これを見るもの、市の如し、みな口々に謗り參せ　彈指して唇を反す、又此人を搦め捕りて、牢舍に籠めらるゝもの數を知らず、民の憂へ世の患ひ、是只事とも思はれず、佛神三寶の冥慮、諸天龍神の照見旁以て測り難し、こゝに伊勢國の修行者、稱念坊と聞えしは、道心堅固の念佛者なり、比企彌四郎これを捕へて、袈裟を剝取りつゝ　火に入れて燒棄てんとす、稱念申ける樣は、白俗の束帶と緇徒の袈裟と、其理同うして、天竺震旦日域まで、上古今來用ひ傳へたり、何ぞ新に之を禁斷し給ふや、およそ當時の御政務の有樣、佛法世法ともに以て非道を行ひ給ふこと、甚だ重疊し給へり、頗る長久の謀にあらず、殆ど亡滅の基たり、抑この念佛は、三世諸佛の大陀羅尼、十方薩埵の勝解脫門なり、出離生死の神方、往生極樂の靈藥なり、釋尊一代の要法にして、諸經所讃の佛號たり、普賢文殊を初めて、大乘實智を根元として、三朝世々の祖師、いづれか是を捨て給へる、諸天擁護の眸を開き、善神守衞の手を施し給ふ、又此袈裟は、これ解脫幢の標幟たり、上福田の妙相なり、諸佛影向の道場、梵釋歸敬の衣服とす、四王八龍この德を仰ぎて、桑門僧侶かの功を尊む、今これを剝むくり、火に燻べて燒棄てられんは、恐らくは惡逆の結構、何事か是にまさらん、印度の弗沙蜜多、日域の守屋大連、或は震旦三武の時も、更に替るべからずや、殊に稱念が袈裟衣は　大道大信を以て顯せし所なれば、燒くともよもも燒けじ、南無阿彌陀佛といひければ　彌四郎嘲笑ひ、その法師に物な言はせそ　早く燒棄てゝ追遣れとぞ下知しける、下部ども集りて、袈裟を取りて火に打入たりけるに、其火自から濕り消えて、片端だにも燒けざりしかば、皆奇特の思をなす、稱念打笑ひ、それ見給へ人々とて、本の如く著服し、行方知らず失せにけり、これに由て、彼の禁斷不日に破れて、世の笑ひ草とぞ成りにける、

芝田次郎自害　附工藤行光郎等兄弟働

奥州の住人芝田次郎は、聞ゆる武勇の兵なり、今度梶原景時が叛逆に與して、要害を堅くし、壘を深くして、軍兵を招く由聞えければ、子細を尋ね問はれんが爲に、使節度々に及ぶと雖も、病と稱して召に應ぜず、是に依て宮城四郎を討手の御使として、奥州に差遣はさる、八月廿一日甘繩の宅の首途して、御所に參りしかば、鞍置馬を賜はる、中野五郎能成、是を庭上に引立てたり、兵庫頭廣元上意の趣申渡さる、宮城乃ち謹んで承り、家の子三人、郎等十餘人を相具して、御所より直に奥州にぞ向ひける、九月十四日彼地に下著し、近邊の武士三十餘人を召集め、先づ使を以て言はせけるは、將軍家内々御不審に思召すことあり、使節を以て度々めさるれども、所勞と稱して召に應ぜず、いよ〳〵子細あるべき樣に思召さるゝ故に、宮城に仰せて、具に子細を尋ね問ひ申すべしとの上意に依て、罷り向ひ侍り、急ぎこれへ參

られ、事の旨を宮城に申開かるべし、猶ほ疑議せらるゝに於ては、それへ向うて承はらんとぞいひ遣しける、芝田使に對面して、返答致しけるやうは、某故殿の御時より、一所懸命の地を賜り、今に領知致す所なり、何を恨み奉りてか當家に別儀を存ずべき、只讒人の所爲として、芝田に野心ある由を聞召され、度々使節を下さるゝと雖も、且は所勞を以て參覲に能はず、強て鎌倉に上りて、若しは理非なく手込に亡し給はんには、白龍栖を離れて、漁父の網に羅り、洪魚水を失して、螻蟻の口に吸はるゝと申すものにて候、是へ引承け奉ることは、子細なき旨言上し、其上にも御疑ひこれあらば力及ばず、館に火を懸け、自害仕らんと存ずるばかりにて候とぞ申返しける、宮城聞いて、いや〳〵梶原景時が叛逆に同心して、野心を起さるゝ條隱れなし、早く降人に成つて出で給へ、御前のことは如何にも申預り奉らん、然らずは只今向うて蹈破り候べしと、重ねて申遣しければ、此上は力及ばず、是へ御向ひ候らへ一戰を遂げて腹切り申すべし、侍ほどの者が、命惜しければとて、降人には出でまじく候と言ひければ、宮城さらばとて、三十餘騎を先登とし、我身は家子郎等を前後左右に進めて、午の刻ばかりに、芝田が館に押かけたり、芝田も兼て思ひ設けしことなれば、一族郎從四十餘人、門の扉を閉固め、二階の窓を押開き、矢種を惜しまず散々に射る、寄手此矢前に罹りて、射伏らるゝもの十七人、その外疵を被りて、村々に成つて引退く、こゝに工藤小次郎行光が郎等に、藤五藤三郎美源二とて、兄弟三人打連れて、奥州の所領より鎌倉に上る所に、白川の關の邊にて、芝田追討の御使馳向ふと聞きて、直に加勢となり、宮城が陣に來りつゝ、芝田が館の後に廻り、高き岡に上つて館の内を見透し、指つめ引つめ思ふまゝに射たりければ、これに中りて、城中に手負死人多くいできたり、芝田が家の子桐山中太といふものは、大力の剛の者にて、桶川胴の腹卷に、冑の緒を締め、一丈ばかりなる樫の木の棒に、筋鐵を入れ、所々に疣を植ゑさせ、只一騎打つて出でつゝ、寄手の群立ちたるところへ、會釋もなく駈入つて、人馬と云はず打伏せ薙伏せける程に、寄手辟易して、立つ足もなく見えける所に、宮城は强弓の精兵なりければ、大の矢を番うて、靜に狙ひ寄りて、兵と放つ、勇み誇りたる桐山が脇つぼに、羽ぶくらせめて立ちければ、何かは堪るべき、あつといふ聲ばかりして、乾にどうと倒れたり、寄手これに機を直し、鬨の聲を揚げて攻めかゝる、芝田は桐山を討たせて力を落し、扉を閉ぢて引籠らんとする所を、藤五兄弟後より射ける矢に、城の大將芝田も手負ひしかば、殘る者ども今は是までなりとて、

思ひ〳〵に落ちて行く、芝田次郎は妻子を刺殺し、腹切つて伏したり、郎等小藤八館に火を懸け、雲煙りと燒揚げ、猛火の中に飛入りたり、午の刻に軍初りて、酉の刻に芝田亡びぬ、かくて近郷の仕置を執り靜め、十月十四日、宮城四郎は鎌倉に歸參して、軍の樣體言上せしめ、此度殊に勳功の働は、工藤小次郎行光が郎從、藤五兄弟三人にありと申しければ、神妙なりと感ぜしめ給ふ、同二十一日、賴家卿濱の御所に出で給ひ、北條義時盃酒を獻ず、和田小山以下の御家人多く以て伺候あり、工藤小次郎行光は陪膳に參りける、賴家卿仰せられけるは、工藤が郎從去ぬる奥州芝田が軍に、弓馬の働甲斐〳〵しく仕りけりと言上するに就て、其名を尋ねらるゝ所に、日比武勇の聞えありと、人皆沙汰に及べり、その者どもの面を見給ふべし、急ぎ召出せとの仰せなり、行光座を立ちて若宮大路の家に歸り、藤五藤三郎美源二兄弟三人の郎等を喚びて、紺の直垂に烏帽子を著せしめ、一樣に打扮たせ、騎馬を刷うて具して參る、路次聞觸れて、見るもの堵の如し、御所の庭上に敷皮を並べて坐せしめたり、賴家卿御簾を卷上げさせて、御覽ぜらる、色黑く頰骨あれ、眼逆まに裂けて筋太く逞しきは、三人ながら相劣らず、勇士の相を備へたり、此内一人召し上げて、御家人になさるべき由仰せ出されけり、工藤行光申けるは、平家追討の初より、亡父景光戰場に赴き、萬死を出でゝ一生にあふ事、すべて十箇度、その間、多くは彼等が爲に命を救はれて候、行光已に家業を繼ぎ候、御讎敵を退治せらるゝ折ふしも、將軍家に於ては、天下の勇士悉くこれ御家人たり、行光は僅かに賴む所、此三人にて候と申ければ、賴家卿仰せけるは、行光が申す所理り至極せり、言上の言葉辯舌ありとて、直に御盃を下され、北條五郎銚子を取る、行光三盃を傾けて、郎等を召具して、御前を退出しける有樣、由々しかりける事どもなり、

太輔房源性遇異僧算術奇特
附 安倍晴明奇特

將軍賴家卿、御行跡我意に任せ、政道の事は露ばかりも御心に入れられず、只朝夕は近習の五六輩を友とし、色に淫じ、酒に長じ、或は逍遙漁獵に日を送り、或は技術薄藝に夜を明し給ひければ、上の好む所下これに傚ひ、技能藝術の道を踐むもの、四方より集まり、鎌倉中に留つて、世に諂ひ、人に媚び、恩賜を望み輕薄を致す、こゝに太輔房源性とて、本は京師の間に住宅し、仙洞に伺候して、進士左衞門尉源

整子と號す、儒流の文を學び翰墨の字を練り、高野大師五筆の祕奥を傳へたり、垂露偃波の點、回鸞翻鵲の畫、蝌斗龍書慶雲鳳書、皆以て骨法を得たりと、傍若無人に自稱を吐散し、蔡邕は飛んで白からず、羲之は白くして飛ばず、なんど言ひ渡り、後に入道して太輔房源性と名づけ、關東に下りて將軍家にめし出され、近侍出頭殆ど時めきけり、加之蹴鞠は殊に賴家卿好ませ給ふ、源性又この藝を得て、毎度御詰にぞ參りける、利口才學の致す所にや、算術の藝は當時無雙なり、況や田頭里坪の積り、高低長短の漢、段歩畦境その眼力の及ぶ所、分寸をも違へずと、世の人これを賞揚す、漢の洛下閎、唐の一行、本朝暦算に妙を得たる、安倍晴明といふとも、是より外には出づべからずと、慢相尤も露骨なり、此比奥州伊達郡に、境目の爭論あり、その實檢のため、源性をぞ遣されける、幾程經ずして鎌倉に下向し、將軍家の御前に出でたりければ、奥州の事ども尋ね仰せらる、源性物語申けるは、今度奥州下向の次に、松島を見ばやと存じて、彼處に赴き候ところに、一人の老僧有つて、草庵の内にあり、日暮れ里遠かりければ、案内して一夜の宿を借りけるに、主の僧心ありて、粟飯を炊き、柏の葉に盛りて、旅の疲れを助けたり、夜もすがら種々の法門を談ずるに、皆その奥義を顯す、翌朝この僧いふやう、我は天下第一の算師なり、樹頭の果數へ、洞中の水を計る、此等はいと安かりなん、たとひ龍猛大士の行ひ給ひし隱形の算といふとも、理を盡して置き渡さんに、難からずと語る、源性これを聞くに慢心起りて思ふやう、かゝる荒涼の言葉は、誠に蠡測井蛙の心なり、流石遠田舍に住慣れて、土民百姓の耳を欺く曲なるべし、源性が算術を梧くべき人は、世には覺えぬものをと侮りける、その心根や色に出でけん、彼僧重ねて云ふやう、只今當座を改めず、速かに驗を見すべしとて、算木を取りて、源性が座の周圍に置き渡すに、源性忽ちに心耄れ神昏みて、朦霧の中に在るが如く、四方甚だ暗く、草庵の内すべて變じて大海となり、圓座は化して磐石となり、飄風吹起り　怒浪聲急なり、茫然として是非に惑ふ、已に死せりや死せざるや、生死の間辨へ難し、時刻を移して　主の僧の聲として、慢心今は後悔ありやと、源性大に恐れ服して、頗る後悔の由いひければ、言葉の下に心神潔く夢の覺めたるが如くにして、白日窓に輝げり、餘りの奇特に感歎し、傳受の望みを致せしに、末世の下根に於ては、授け難き神術なり、今は疾々出で歸れと勸めける程に、三拜して別れたりと申す、賴家卿聞き給ひ　其僧を伴ひ來らざるこそ越度なれ、何條狐に妖されたるらんと、さして奇特の御感もなし、古へ安倍晴明は、天文の博士として、算術に妙を得たり、或時禁中に參りけるに、庚申の夜なりければ、若殿上人多く參り集り給ひ、寢ぬ夜の御慰樣々なり、晴明を召して、何ぞ面白からんこと仕出して見せよと仰せあり、さらば今夜の興を催し、人人を笑はせ奉らん、構へて悔み給ふまじきやと申ければ、算術にて人を笑はせんこと、如何さまにすとも、あるべき業ならず、仕り損じたらんには、賭物を出せと仰せあり、畏り候とて、算木を取出しつゝ、座の前にさら〳〵と置き渡したりければ、何となく、目に見ゆるものもあらで、座中の人々可笑くなりて、頻に笑ひ出で給ふ、止めんとすれども、叶はず、坐に笑はれて、頤を解き腹に捧げ、後には物をもえ云はず腹筋の切るゝ計りになりつゝ、轉を打ちても、可笑しさは彌勝りなり、人々涙を流し手を合せて點頭き給ふ、さては笑ひ飽き給へり、急ぎ止め奉らんとて、算木を疊み侍りしかば、可笑さ打ち覺めて、何の事もなかりけり、人々奇特を感じ給へりとかや、算法の不思議は、斯る事ども少からず、かの源性が僅に物の積りを辨へ、田歩の廣狹を知るを以て、慢心自稱を吐散らす、小智薄術を戒めて、斯る奇特を顯しけん、松島の僧と云ふは、狐魅の所行か天狗の所爲か、重ねて尋ねらるれども、僧の行方は知る人なし、

柏原彌三郎逐電　附田文評定

近江國の住人柏原彌三郎は、故右大將家の御時に、西海に赴き、拔群の働あるを以て、平氏滅亡の後、勳功の賞として、江州柏原の莊を賜り、京都警衛の人數に加へられ、仙洞に候して奉公を勤める所に、忽に振舞うて、法令を破り神社の木を伐り、佛寺の料を奪ひ、公卿殿上人に無禮緩怠を致し、しば〳〵帝命を背くこと、重々の罪科あり、加之己が領地に引込みて、鹿狩川狩を事とし、百姓を凌轢する由、院宮甚だ惡み給ひ、頭辨公定朝臣奉行として、彌三郎追罰の宣下あり、佐々木左衞門尉定綱、飛脚を以て鎌倉に告げ申す、同十一月四日、將軍家より畏り申され、澁谷次郎高重、土肥先次郎惟光を使節として、手の郎等を引率して上洛す、斯る所に、關東の左右をも待たず、京都伺候の官軍四百餘騎、江州に押寄せ、柏原の莊に至り、彼館に向ひしに、三尾谷十郎夜に紛れて先登し、館の後の山間より、鬨の聲を發せしかば、彌三郎恐れ惑ひ、妻子郎從諸共に館を逃げて逐電す、その行方を尋ぬれども更に聞えず、關東の兩使はその詮なく、押返して下向あり、官軍も亦寄懸けたる甲斐なし、三尾谷が所行、更に軍事の法に非ず、柏原を取逃した